

第1回労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会

平成21年6月16日(火)16時30分～18時30分
経済産業省別館 第1012会議室

議事次第

議題

- (1) 労働安全衛生法関係試験制度等について
- (2) 検討会の進め方等について
- (3) その他

資料一覧

- 資料 1 労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会開催要綱
- 資料 2 労働安全衛生法等試験制度について
- 資料 3 財団法人安全衛生技術試験協会の概要
- 資料 4 労働安全衛生法関係免許試験等の受験の流れ
- 資料 5 試験問題の作成について
- 資料 6 労働安全衛生法等関係手数料について
- 資料 7 安全衛生技術センター一覧
- 資料 8 試験制度等の見直し検討会スケジュール (案)
- 資料 9 試験制度等の見直しの検討項目 (案)
- 参考資料 1 労働安全衛生法関係試験に関する申請者数等資料
- 参考資料 2 労働安全衛生法関係試験に関する試験案内等資料
- 参考資料 3 労働安全衛生法関係実技試験のイメージ

労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会開催要綱

1 趣旨・目的

労働安全衛生法令に基づく免許試験、労働安全・衛生コンサルタント試験並びに作業環境測定士試験については、昭和40年代以降、国の試験制度として整備されてきた。しかしながら、一部の試験では、年間受験者数が100人を下回るほか、実技試験の特殊設備等の確保が困難になる等の状況が見られるようになってきた。

また、指定試験機関が実施する上記試験については、受験者から見て利便性が良く、かつ、適切なものとなっているかどうかについても、現下の状況を踏まえた検討が必要であるほか、試験の手数料については、収支均衡のあり方といった観点から見直しの必要性について検討する必要がある。

さらには、試験を実施する7箇所の安全衛生技術センターの多くは交通不便な地にあり、引き続き実技試験の実施施設としていくことの是非や民間教習機関の活用等についても、試験のあり方等と併せて検討すべき時期にある。

以上のような状況を踏まえ、技術の進展等を踏まえて試験制度全般を点検するとともに、受験者の視点に立った試験実施のあり方等の改善の方向性について検討を行うものとする。

2 検討事項

- (1) 適正かつ合理的な試験制度のあり方
受験資格、免許種類・区分、試験方法等
- (2) 受験者の視点に立った免許試験の実施
受験会場、試験手数料、試験の実施頻度等試験の実施等
- (3) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、別紙の参集者により構成するものとする。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会には必要に応じ、別紙参集者以外の有識者の参集を依頼できるものとする。
- (4) 本検討会は、必要に応じ関係者からヒアリングを行うことができるものとする。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することが適当でない事案を取り扱うときは非公開とする。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課において行う。
- (3) 本検討会は、平成21年度末をめどに検討結果を労働基準局長に報告するものとする。

別紙

労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会参集者名簿（五十音順。敬称略）

- 梅原 保 大成建設株式会社安全・環境本部安全部長
- 漆原 肇 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局部長
- 熊田 稔 日本通運株式会社業務部次長
- 竹内啓博 公認会計士
- 豊島裕子 東京慈恵会医科大学医学部医学科講師
- 平野敏右 千葉科学大学学長（東京大学名誉教授）
- 渡邊鉄也 埼玉大学大学院理工学研究科准教授

○は座長

労働安全衛生法等試験制度について

○ 労働安全衛生法に係る免許について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条、第14条及び第61条第1項の規定により、クレーンの運転等の特定の危険業務や衛生管理者等については、事業者は、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならないとされている。

免許の種類については別添のとおり。

○ 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントについて

労働安全衛生法第81条の規定により、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、労働者の安全又は衛生の水準向上を図るため事業場の指導等を業として行うこととされている。

○ 作業環境測定士について

労働安全衛生法第65条の規定により、有害な業務を行う屋内作業場等については、事業者は作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならないとされている。また、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第3条の規定により、事業者は、作業環境測定を行うときは、作業環境測定士に実施させることとなっている。

○ 試験の実施

現在、上述の3試験の実施に関する事務は、労働安全衛生法第75条の2第1項、第83条の2及び作業環境測定法第20条の規定により（財）安全衛生技術試験協会を指定試験機関として指定し、これら上記に係る試験の実施に関する事務を行わせており、労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年政令第345号）第6条及び作業環境測定法施行令（昭和50年政令第244号）第3条に規定する試験手数料は、（財）安全衛生技術試験協会に納付することとなっている。

労働安全衛生法令に定める免許の区分

	免許の種類	免許の区分 (労働安全衛生規則第69条)	業務内容	参照条文	試験種	
					筆記	実技
1	第一種衛生管理者免許	一号	安全衛生管理業務のうち衛生に係る技術的 事項の管理 (主なものとして、労働者の健康障害を防止す るための作業環境管理、作業管理及び健康 管理、労働衛生教育の実施、健康の保持増進 措置)	労働安全衛生規則第62条	○	-
2	第二種衛生管理者免許	一号の二		労働安全衛生規則第62条		
3	高圧室内作業主任者免許	二号	潜かん工法その他の圧気工法により、大気圧 を超える気圧下の作業またはシャフトの内部 において行う作業	高気圧作業安全衛生規則第47条	○	-
4 C I	ガス溶接作業主任者免許	三号	アセチレン溶接装置またはガス集合溶接装置 を用いて行う金属の溶接、溶断または加熱の 作業	労働安全衛生規則第62条	○	-
5	林業架線作業主任者免許	四号	機械集材装置、若しくは運材索道の組立、解 体、変更若しくは修理の作業またはこれらの 設備による集材若しくは運材の作業	労働安全衛生規則第62条	○	-
6	特級ボイラー技士免許	五号	ボイラーの取扱いの業務	ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第1号	○	-
7	一級ボイラー技士免許	六号		ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第2号		
8	二級ボイラー技士免許	七号		ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第3号		
9	エックス線作業主任者免許	八号	放射線業務に係る作業	電離放射線障害防止規則第48条	○	-

10	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許	八号の二	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務	電離放射線障害防止規則第52条の4	○	—
11	発破技士免許	九号	発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	労働安全衛生規則第62条	○	—
12	揚貨装置運転士免許	十号	制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	労働安全衛生規則第62条	○	○
13	特別ボイラー溶接士免許	十一号	ボイラー又は第一種圧力容器の溶接の業務	ボイラー及び圧力容器安全規則第104条	○	○
14	普通ボイラー溶接士免許	十二号		ボイラー及び圧力容器安全規則第104条		
15	ボイラー整備士免許	十三号	ボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務	ボイラー及び圧力容器安全規則第113条	○	—
16	クレーン・デリック運転士免許	十四号	つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転の業務	クレーン等安全規則第223条	○	○
17	移動式クレーン運転士免許	十五号	つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務	クレーン等安全規則第229条	○	○
18	潜水士免許	十六号	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気またはボンベからの給気を受けて水中において行う業務	高気圧作業安全衛生規則第52条	○	—

衛生管理者（第1種及び第2種）

1. 資格の概要

医師だけでは、事業場の衛生管理を行うことは困難であり、保健指導を行う者を確保する必要があることから、常時50人以上の労働者を使用する事業場では、衛生管理者免許を有する者のうちから労働者数に応じ衛生管理者を選任し、当該管理者に労働条件、労働環境の衛生的改善と疾病の予防措置等を担当し、事業場の衛生全般の管理を行わせることとされている。具体的には、労働者の健康障害を防止するための作業環境管理、作業管理及び健康管理、労働衛生教育の実施、健康の保持増進措置などを行っているほか、近年ではメンタルヘルス対策などの高度の専門的知見に基づく管理が求められている。

第一種衛生管理者免許を有する者は、すべての業種の事業場において衛生管理者となることができる。

第二種衛生管理者免許を有する者は、有害業務と関連のうすい情報通信業、金融・保険業、卸売・小売業など一定の業種の事業場においてのみ、衛生管理者となることができる。

（参考：業務上疾病発生状況 平成19年8,684人；出典：厚生労働省調べ）

2. 試験科目・試験時間

種類	試験科目		試験時間
	範囲	出題数(配点)	
第一種 衛生管理者	労働衛生	有害業務に係るもの	10問(80点)
		有害業務に係るもの以外のもの	7問(70点)
	関係法令	有害業務に係るもの	10問(80点)
		有害業務に係るもの以外のもの	7問(70点)
労働生理	10問(100点)	科目免除者は 13:30～15:45 2時間15分	
特例 第一種 衛生管理者	労働衛生(有害業務に係るものに限る。)	10問(80点)	13:30～15:30 2時間
	関係法令(有害業務に係るものに限る。)	10問(80点)	
第二種 衛生管理者	労働衛生(有害業務に係るものを除く。)	10問(100点)	13:30～16:30 3時間
	関係法令(有害業務に係るものを除く。)	10問(100点)	
	労働生理	10問(100点)	科目免除者は 13:30～15:45 2時間15分

3. 受験資格

	受験資格
1	学校教育法による大学(短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
2	学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
3	船員法による衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
4	高等学校卒業程度認定試験に合格した者、外国において学校教育における12年の課程を修了した者など学校教育法施行規則第150条(旧規則第69条)の規定により高校卒と同等以上と認められる者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
5-1	職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6に定め

	るところにより行われるものを修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
5-2	職業能力開発促進法施行規則第9条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第7に定めるところにより行われるものを修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
6	職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第2に定めるところにより行われるものを修了した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
7	職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号)附則第2条第1項の専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者で、その後4年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
8	10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者
9-1	外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
9-2	水産大学校、防衛大学校、気象大学校又は海上保安大学校を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
9-3	職業能力開発総合大学校(旧職業能力開発大学校)における長期課程の指導員訓練を修めて卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
9-4	特別支援学校(旧盲学校、聾学校又は養護学校)の高等部を卒業した者など学校教育法第90条(旧法第56条)第1項の規定による通常の課程による12年の学校教育を修了した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

4. 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免除科目
船員法による衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	労働生理

5. 試験手数料

学科試験 7,000円

6. 受験者数及び試験回数の推移

(第1種衛生管理者)

	平成18年	平成19年	平成20年
申請者数(学科)	55,011(19,123)	62,249(21,348)	61,470(20,864)
試験回数	201(46)	212(45)	219(48)

※()内は出張特別試験によるもの

(第2種衛生管理者)

	平成18年	平成19年	平成20年
申請者数(学科)	25,356(7,410)	29,318(8,491)	29,429(8,477)
試験回数	202(48)	212(45)	219(48)

※()内は出張特別試験によるもの

高圧室内作業主任者

1. 資格の概要

高圧室内作業（潜かん工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部で行う作業に限る。）を行う場合は、適切な作業方法や人的配置を行わないと耳の障害や肺の破裂等の高気圧障害が生ずるおそれがあることから、これら作業を指揮する者として、作業室ごとに高圧室内作業主任者を選任する必要があり、当該作業主任者は、高圧室内作業主任者免許を受けた者のうちから選任することとされている。

（参考：異常気圧下における疾病 平成 19 年 18 人；出典：厚生労働省調べ）

2. 試験科目・試験時間

試験科目	出題数(配点)	試験時間	
圧気工法	10問(30点)	10:00～12:00	午前・午後合計4時間
送気及び排気	10問(25点)		
高気圧障害	10問(25点)	13:30～15:30	
関係法令	10問(20点)		

3. 受験資格

	受験資格	添付書類
1	高圧室内業務に2年以上従事した者	事業者証明書

4. 免除科目

なし

5. 試験手数料

学科試験 7,000 円

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	61(0)	56(0)	64(0)
試験回数	7(0)	6(0)	6(0)

※()内は出張特別試験によるもの

ガス溶接作業主任者

1. 資格の概要

ガス溶接・溶断作業には、作業そのものが危険であるほか、作業方法や条件により爆発、火災、破裂等の事故が発生し、作業者のみならず、地域社会に大きな損害を与える恐れがある。このため、アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行う場合には、これら危険作業者の指揮、災害防止対策を講ずる者としてガス溶接作業主任者を選任することが必要であり、当該作業主任者は、ガス溶接作業主任者免許を受けた者のうちから選任することとされている。

2. 試験科目・試験時間

試験科目	出題数(配点)	試験時間
・ガス溶接等の業務に関する知識	5問(25点)	13:30~16:30 3時間
・関係法令	5問(25点)	
・アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識	5問(25点)	科目免除者は 13:30~15:00 1時間30分
・アセチレンその他可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する知識	5問(25点)	

3. 受験資格

受験資格	
1	ガス溶接技能講習を修了した者で、その後ガス溶接等の業務に3年以上従事した経験を有するもの
2	学校教育法による大学又は高等専門学校において溶接に関する学科を専攻して卒業した者
3	学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの
4	構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者
5	養成訓練(金属成形科)を修了した者
6	養成訓練(溶接科)、普通職業訓練(金属加工系溶接科)を修了した者で、その後2年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの
7	鉄工、建築板金、工場板金又は配管の1級又は2級の技能検定に合格した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの
8	旧保安技術職員の規則による溶接係員試験に合格した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの
9	専修訓練課程の普通職業訓練、専修訓練課程の養成訓練(溶接科)を修了した者で、その後3年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの
10	指導員訓練(機械制御システム工学科又は精密機械システム工学科)を修了した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの

4. 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免除科目
・受験資格のコード番号2から4までで受験する者	・アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識 ・アセチレンその他可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する知識
・受験資格のコード番号6で受験する者のうち、普通職業訓練(金属加工系溶接科)修了者	
・受験資格のコード番号7で受験する者のうち、1級の技能検定合格者	

5. 試験手数料

学科試験 7,000円

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	804(104)	949(97)	973(63)
試験回数	19(5)	18(4)	18(3)

※()内は出張特別試験によるもの

林業架線作業主任者

1. 資格の概要

山林で伐採された原木は、山の斜面に設置された機械集材装置や運材索道などを用いて搬出されるが、機械集材装置や運材索道の組立て、解体等の作業やこれらを用いて集材や運材の作業を行う場合に、作業全般に精通した者の作業指揮の下、地形や伐倒された木の状態によりその場の実情に即応した適切な作業手順、方法で行わないと激突され・飛来落下等事故が発生する恐れがある。このため、これら危険作業者の指揮、災害防止対策を講ずる者として林業架線作業主任者を選任することが必要であり、当該作業主任者は、林業架線作業主任者免許を受けた者のうちから選任することとされている。

(参考：集運材作業中の死亡災害発生状況 平成 20 年 10 人；出典：林材業労働災害防止年報 林業・木材製造業労働災害防止協会)

2. 試験科目・試験時間

試験科目	出題数(配点)	試験時間
機械集材装置及び運材索道に関する知識	10問(100点)	13:30～16:30 3時間
林業架線作業に関する知識	10問(100点)	
関係法令	10問(100点)	科目免除者は 13:30～15:45 2時間15分
林業架線作業に必要な力学に関する知識	10問(100点)	

3. 受験資格

受験資格	
1	林業架線作業の業務に3年以上従事した経験を有する者

4. 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免除科目
学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において力学に関する講座又は学科を修めて卒業した者	林業架線作業に必要な力学に関する知識

5. 試験手数料

学科試験 7,000 円

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	224(158)	186(120)	194(119)
試験回数	20(14)	17(12)	16(9)

※()内は出張特別試験によるもの

特級ボイラー技士

1. 資格の概要

適切で安全な操作を行わないと、爆発・破裂等し、作業者のみならず、地域社会に大きな損害を与えるおそれのあるボイラー（小規模・小型ボイラーを除く。）については、ボイラー技士の免許を受けた者でなければ、取り扱うことができないとしている。

また、伝熱面積の合計が 500 m²以上のボイラーを取り扱う作業（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）については、特級ボイラー技士免許を受けた者のうちからボイラー取扱作業主任者を選任することが必要である。特級ボイラー技士は大規模な工場等のエネルギー源としてのボイラーを取り扱う重要な役割を担う。

（参考：ボイラー（小型ボイラー及び簡易ボイラーをのぞく。第 1 種圧力容器を含む）による事故件数 平成 19 年 5 件；出典：平成 20 年版ボイラー年鑑（社）日本ボイラー協会）

2. 試験科目・試験時間

試験科目	出題数(配点)	試験時間	
ボイラーの構造に関する知識	6問(100点)	10:00~11:00	午前・午後合計 4 時間 科目免除者は 1 科目 1 時間減
ボイラーの取扱いに関する知識	6問(100点)	11:30~12:30	
燃料及び燃焼に関する知識	6問(100点)	13:40~14:40	
関係法令	6問(100点)	15:10~16:10	

3. 受験資格

受験資格	
1	一級ボイラー技士免許を受けた者
2	学校教育法による大学又は高等専門学校においてボイラーに関する講座又は学科目を修め卒業した者で、その後 2 年以上の実地修習を経たもの
3	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第 9 条第 1 項のエネルギー管理士(熟)免状を有する者で、2 年以上の実地修習を経たもの
4	海技士(機関 1、2 級)免許を受けた者
5	ボイラー・タービン主任技術者(1 種又は 2 種)免状を有する者で、伝熱面積の合計が 500 m ² 以上のボイラーを取り扱った経験があるもの

4. 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免除科目
過去 2 年以内に行われた特級ボイラー技士試験を受験し、一部の科目について合格点を得た者	免許試験結果通知書に記載されている科目

5. 試験手数料

学科試験 7,000 円 (実技試験は実施しない)

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	814(0)	808(0)	732(0)
試験回数	7(0)	7(0)	7(0)

※()内は出張特別試験によるもの

一級ボイラー技士

1. 資格の概要

適切で安全な操作を行わないと、爆発・破裂等し、作業者のみならず、地域社会に大きな損害を与えるおそれのあるボイラー（小規模・小型ボイラーを除く。）は、ボイラー技士の免許を受けた者でなければ、取り扱うことができないとしている。

また、伝熱面積の合計が 25 m²以上 500 m²未満のボイラーを取り扱う作業（貫流ボイラーのみを取り扱う場合において、その伝熱面積の合計が 500 m²以上のときを含む。）については、特級又は一級ボイラー技士免許を受けた者のうちからボイラー取扱作業主任者を選任することが必要である。一級ボイラー技士は大規模な工場や事務所・病院などのエネルギー源としてのボイラーを取り扱う重要な役割を担う。

（参考：ボイラー（小型ボイラー及び簡易ボイラーをのぞく。第 1 種圧力容器を含む）による事故件数 平成 19 年 5 件； 出典：平成 20 年版ボイラー年鑑（社）日本ボイラー協会）

2. 試験科目・試験時間

試験科目	出題数(配点)	試験時間	
ボイラーの構造に関する知識	10問(100点)	10:00～12:00	午前・午後合計 4 時間
ボイラーの取扱いに関する知識	10問(100点)		
燃料及び燃焼に関する知識	10問(100点)	13:30～15:30	
関係法令	10問(100点)		

3. 受験資格

受験資格	
1	二級ボイラー技士免許を受けた者
2	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後 1 年以上の実地修習を経たもの
3	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第 9 条第 1 項のエネルギー管理士(熱)免状を有する者で、1 年以上の実地修習を経たもの
4	海技士(機関 1、2、3 級)免許を受けた者
5	ボイラー・タービン主任技術者(1 種又は 2 種)免状を有する者で、伝熱面積の合計が 25 m ² 以上のボイラーを取り扱った経験があるもの
6	保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が 25 m ² 以上のボイラーを取り扱った経験があるもの

4. 免除科目

なし

5. 試験手数料

学科試験 7,000 円 (実技試験は実施しない)

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	10,527(3,464)	10,061(3,445)	9,949(3,343)
試験回数	91(45)	89(43)	92(45)

※()内は出張特別試験によるもの

二級ボイラー技士

1. 資格の概要

適切で安全な操作を行わないと、爆発・破裂等し、作業者のみならず、地域社会に大きな損害を与えるおそれのあるボイラー（小規模・小型ボイラーを除く。）は、ボイラー技士の免許を受けた者でなければ、取り扱うことができないとしている。

また、伝熱面積の合計が 25 m²未満のボイラーを取り扱う作業については、特級、一級又は二級ボイラー技士免許を受けた者のうちからボイラー取扱作業主任者を選任することが必要である。二級ボイラー技士はごく一般に設置されている製造設備あるいは暖冷房、給湯用のエネルギー源としてのボイラーを取り扱う重要な役割を担う。

（参考：ボイラー（小型ボイラー及び簡易ボイラーをのぞく。第 1 種圧力容器を含む）による事故件数 平成 19 年 5 件；出典：平成 20 年版ボイラー年鑑（社）日本ボイラー協会）

2. 試験科目・試験時間

試験科目	出題数(配点)	試験時間
ボイラーの構造に関する知識	10問(100点)	13:30～16:30 3 時間
ボイラーの取扱いに関する知識	10問(100点)	
燃料及び燃焼に関する知識	10問(100点)	
関係法令	10問(100点)	

3. 受験資格

受験資格	
1	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後 3 月以上の実地修習を経たもの
2	ボイラーの取扱いについて 6 月以上の実地修習を経たもの
3	ボイラー取扱技能講習を修了した者で、その後 4 月以上小規模ボイラーを取り扱った経験があるもの
4	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第 9 条第 1 項のエネルギー管理士(熱)免状を有する者で、1 年以上の実地修習を経たもの
5	海技士(機関 1、2、3 級)免許を受けた者
6	ボイラー・タービン主任技術者(1 種又は 2 種)免状を有する者で、伝熱面積の合計が 25 m ² 以上のボイラーを取り扱った経験があるもの
7	ボイラー実技講習を修了した者
8	海技士(機関 4、5 級)免許を受けた者で、伝熱面積の合計が 25 m ² 以上のボイラーを取り扱った経験があるもの
9	保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が 25 m ² 以上のボイラーを取り扱った経験があるもの
10	鉱山において、伝熱面積の合計が 25 m ² 以上のボイラーを取り扱った経験があるもの (但しゲージ圧力が 0.4Mpa(4kgf/cm ²)以上の蒸気ボイラー又はゲージ圧力 0.4Mpa(水頭圧 40m)以上の温水ボイラーに限る。)

4. 免除科目

なし

5. 試験手数料

学科試験 7,000 円 (実技試験は実施しない)

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	36,276(16,919)	35,188(16,562)	35,344(15,816)
試験回数	211(113)	212(117)	207(112)

※()内は出張特別試験によるもの

エックス線作業主任者

1. 資格の概要

エックス線装置（医療用又は波高値による定格管電圧が 1000kV 以上の装置を除く。）を用いる作業などを行う場合は、適切な暴露防止措置を講じた上で作業を行わないと、がんや各種器官の障害等を発生させる恐れがあることから、作業に当たっては、エックス線の取り扱いに精通し、エックス線による障害を防止する直接責任者としてエックス線作業主任者免許を受けた者のうちから、管理区域ごとにエックス線作業主任者を選任することとされている。

（参考：電離放射線にさらされる業務による職業がんの新規労災補償状況（新規）平成 16 年 1 人；出典：厚生労働省調べ）

2. 試験科目・試験時間

試験科目	出題数(配点)	試験時間	
・エックス線の管理に関する知識	10 問(30 点)	10:00～12:00	・午前、午後合計 4 時間 ・1 科目免除者は午前、午後合計 3 時間 ・2 科目免除者は午前のみ 2 時間
・関係法令	10 問(20 点)		
・エックス線の測定に関する知識	10 問(25 点)	13:30～15:30	
・エックス線の生体に与える影響に関する知識	10 問(25 点)		

3. 受験資格

なし

4. 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免除科目
第二種放射線取扱主任者免状[注]の交付を受けた者	・エックス線の測定に関する知識 ・エックス線の生体に与える影響に関する知識
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者	・エックス線の生体に与える影響に関する知識

5. 試験手数料

学科試験 7,000 円

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	7,101(662)	7,892(740)	7,659(680)
試験回数	44(13)	44(13)	45(12)

※()内は出張特別試験によるもの

ガンマ線透過写真撮影作業主任者

1. 資格の概要

ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業については、適切な暴露防止措置を講じた上で作業を行わないと、がんや各種器官の障害等を発生させる恐れがあることから、作業に当たっては、ガンマ線の取り扱いに精通し、ガンマ線による障害を防止する直接責任者としてガンマ線透過写真撮影作業主任者免許を受けた者のうちから、管理区域ごとにガンマ線透過写真撮影作業主任者を選任することとされている。

作業主任者は、ガンマ線による障害防止の措置の職務に携わっている。

(参考：電離放射線にさらされる業務による職業がんの新規労災補償状況（新規） 平成16年1人；出典：厚生労働省調べ)

2. 試験科目・試験時間

試験科目	出題数(配点)	試験時間	
・ガンマ線による透過写真の撮影の作業に関する知識	10問(30点)	10:00～12:00	・午前、午後合計4時間 ・科目免除者は午前、午後合計3時間
・関係法令	10問(20点)		
・ガンマ線照射装置に関する知識	10問(25点)	13:30～15:30	
・ガンマ線の生体に与える影響に関する知識	10問(25点)		

3. 受験資格

なし

4. 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免除科目
診療エックス線技師免許を受けた者	ガンマ線の生体に与える影響に関する知識
エックス線作業主任者免許試験に合格した者	

5. 試験手数料

学科試験 7,000円

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年
申請者数(学科)	334(0)	398(0)	389(0)
試験回数	7(0)	7(0)	7(0)

※()内は出張特別試験によるもの

発破技士

1. 資格の概要

火薬類を用いる発破の作業には、せん孔、装てん、結線、点火及び後処理等の業務については大きな危険が伴うため、国の定めた資格者があたることとされている。

発破技士は、これらを含めた発破業務に直接携わる技術者として土木工事、採石現場などで活躍している。

(参考：建設業における発破による死亡災害発生状況 平成14年0人；出典：平成15年版安全衛生年鑑 厚生労働省)

2. 試験科目・試験時間

試験科目	出題数(配点)	試験時間
発破の方法	10問(50点)	科目免除者は 13:30～14:30 1時間
火薬類の知識	5問(30点)	
火薬類の取り扱い	5問(20点)	

3. 受験資格

受験資格	
1	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後3月以上発破の業務について実地修習を経たもの
2	発破の補助作業の業務に6月以上従事した経験を有する者
3	発破実技講習を修了した者

4. 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免除科目
導火線発破技士又は電気発破技士の免許証を有する者	火薬類の知識 火薬類の取り扱い

5. 試験手数料

学科試験 7,000円

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年
申請者数(学科)	826(441)	529(155)	358(36)
試験回数	27(13)	24(10)	21(7)

※()内は出張特別試験によるもの

揚貨装置運転士

1. 資格の概要

揚貨装置は、適切で安全な操作を行わないと、ワイヤーの切断等による荷物の落下や荷ぶれ等をおこし、周囲の作業者に甚大な人的被害を及ぼす恐れもあり、制限（つり上げ）荷重が5トン以上の揚貨装置については、免許を受けた者でなければ、その運転を行うことができないとしている。揚貨装置は、船舶に設置されたデリックやクレーン設備をいい、これを用いて陸から船、あるいは船から陸へ貨物を積み替える港湾での作業に用いられている。

（参考：揚貨装置による死傷者数 平成20年7人；出典：労働者死傷病報告）

2. 試験科目・試験時間

種類	試験科目	出題数(配点)	試験時間
学科	・揚貨装置に関する知識	10問(30点)	13:30～16:00 2時間30分 2科目免除者は 13:30～14:45 1時間15分
	・関係法令	10問(20点)	
	・原動機及び電気に関する知識	10問(20点)	
	・揚貨装置の運転のために必要な力学に関する知識	10問(30点)	
実技	揚貨装置の運転		午前又は午後に分けて受験票に記載されます。
	揚貨装置の運転のための合図		

※実技に使用される設備：揚貨装置

3. 受験資格

なし

4. 免除科目

	科目の免除を受けることのできる者	免除科目
1	クレーン・デリック(クレーン限定、床上運転式クレーン限定を含む。)旧クレーン(床上運転式限定を含む。)、旧デリック又は移動式クレーン運転士免許を有する者	学科： ・原動機及び電気に関する知識 ・力学に関する知識 実技： 運転のための合図
2	揚貨装置運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して1年以内のもの	実技： 全部(学科試験のみ受験すればよい。)
3	揚貨装置の学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科： 全部(実技試験のみ受験すればよい。)
4	床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 玉掛け技能講習を修了した者	実技： 運転のための合図

5. 試験手数料

学科試験 7,000円

実技試験 11,100円

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	546(57)	649(97)	637(44)
試験回数	16(3)	18(5)	15(3)
申請者数(実技)	387	419	408
試験回数	12	13	10

※()内は出張特別試験によるもの

※実技試験は、関東安全衛生技術センター近隣の短期大学（関東）、（独）雇用・能力開発機構愛知センター（愛知）、（独）雇用・能力開発機構関西職業能力開発推進センター（近畿）、中部四国安全衛生技術センター近隣の技能教習所（中部四国）に施設を借用し実施

特別ボイラー溶接士

1. 資格の概要

稼働時に容器内部に高圧がかかり、製造時に適切な溶接がなされないと爆発・破裂等し、作業者のみならず、地域社会に大きな損害を与えるおそれのあるボイラー（小型ボイラーを除く。）又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）については、ボイラー溶接士の免許を受けた者でなければ、その業務に就くことができないとしている。なお、この業務のうち一定のもの（溶接部の厚さが 25 mm 以下の場合又は管台、フランジ等を取り付ける場合の溶接の業務）は、普通ボイラー溶接士の資格でも行うことができる。

（参考：ボイラー（小型ボイラー及び簡易ボイラーをのぞく。第 1 種圧力容器を含む）による事故件数 平成 19 年 5 件；出典：平成 20 年版ボイラー年鑑（社）日本ボイラー協会）

2. 試験科目・試験時間

種類	試験科目	出題数	試験時間
学 科	ボイラーの構造及びボイラー用材料に関する知識	5問	13:30～16:00 2時間30分
	ボイラーの工作及び修繕方法に関する知識	5問	
	溶接施行方法の概要に関する知識	10問	
	溶接棒及び溶接部の性質の概要に関する知識	6問	
	溶接部の検査方法の概要に関する知識	3問	
	溶接機器の取扱方法に関する知識	3問	
	溶接作業の安全に関する知識	3問	
	関係法令	5問	
		計100点	
実 技	横向き突合せ溶接		1時間

※実技に使用される設備：溶接機、万能試験機

3. 受験資格

受 験 資 格	
1	普通ボイラー溶接士免許を受けた後、1年以上ボイラー又は第一種圧力容器の溶接作業の経験がある者（ガス溶接、自動溶接を除く。）

4. 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免除科目
特別ボイラー溶接士免許試験の学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科： 全部（実技試験のみ受験すればよい。）
特別ボイラー溶接士免許証の有効期間が満了した後2年を経過しない者	

5. 試験手数料

学科試験 7,000 円

実技試験 21,800 円

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	115(0)	158(0)	144(0)
試験回数	14(0)	14(0)	11(0)
申請者数(実技)	124	206	137
試験回数	19	25	15

※()内は出張特別試験によるもの

※実技試験は、安全衛生技術センターで実施

普通ボイラー溶接士

1. 資格の概要

稼働時に容器内部に高圧がかかり、製造時に適切な溶接がなされないと爆発・破裂等し、作業者のみならず、地域社会に大きな損害を与えるおそれのあるボイラー（小型ボイラーを除く。）又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）については、ボイラー溶接士の免許を受けた者でなければ、その業務に就くことができないとしている。なお、普通ボイラー溶接士免許は、ボイラー（小型ボイラーを除く。）又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接の業務のうち、溶接部の厚さが25mm以下の場合又は管台、フランジ等を取り付ける場合の溶接の業務を行う際に必要な資格である。

（参考：ボイラー（小型ボイラー及び簡易ボイラーをのぞく。第1種圧力容器を含む）による事故件数 平成19年5件；出典：平成20年版ボイラー年鑑（社）日本ボイラー協会）

2. 試験科目・試験時間

種類	試験科目	出題数	試験時間
学 科	ボイラーの構造及びボイラー用材料に関する知識	5問	13:30～16:00 2時間30分
	ボイラーの工作及び修繕方法に関する知識	5問	
	溶接施行方法の概要に関する知識	10問	
	溶接棒及び溶接部の性質の概要に関する知識	6問	
	溶接部の検査方法の概要に関する知識	3問	
	溶接機器の取扱方法に関する知識	3問	
	溶接作業の安全に関する知識	3問	
	関係法令	5問	
		計100点	
実 技	下向き突合せ溶接及び立向き突合せ溶接		1時間

※実技に使用される設備：溶接機、万能試験機

3. 受験資格

受 験 資 格	
1	1年以上溶接作業の経験がある者（ガス溶接・自動溶接を除く。）

4. 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免除科目
普通ボイラー溶接士免許試験の学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科：全部 （実技試験のみ受験すればよい。）
普通ボイラー溶接士免許証の有効期間が満了した後2年を経過しない者	
鋼船構造規程による1級A種、2級A種、1級B種、2級B種又は1級D種溶接技師試験に合格した者 （船舶構造規則によるM2種O級A、M2種V級A、M3種O級A、M3種V級A、M2種P級A溶接技師試験に合格した者）	実技：全部 （学科試験のみ受験すればよい。）
電気事業法による溶接方法の認可を受けた溶接士のうち裏あて金を用いる被覆アーク溶接(A)の区分で 1. W-1またはW-2の試験材で、それぞれfv、fvo、fvh、fvohの姿勢で行ったもの 2. W-3またはW-4の試験材で、rまたはeの姿勢で行ったもの	

5. 試験手数料

学科試験 7,000 円

実技試験 18,900 円

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	731(67)	843(75)	908(63)
試験回数	18(4)	17(3)	18(4)
申請者数(実技)	725	1,100	934
試験回数	33	53	42

※()内は出張特別試験によるもの

※実技試験は、安全衛生技術センターで実施

ボイラー整備士

1. 資格の概要

適切な洗浄や付属品の整備を行わないと、異常作動等により爆発・破裂等し、作業者のみならず、地域社会に大きな損害を与えるおそれのある一定の大きさを超えるボイラー（伝熱面積が 3m² を超える蒸気ボイラーなど）又は第一種圧力容器の整備の業務を行う際に必要な資格である。

（参考：ボイラー（小型ボイラー及び簡易ボイラーをのぞく。第 1 種圧力容器を含む）による事故件数 平成 19 年 5 件；出典：平成 20 年版ボイラー年鑑（社）日本ボイラー協会）

2. 試験科目・試験時間

試験科目	出題数(配点)	試験時間
・ボイラー及び第一種圧力容器の整備の作業に関する知識	10 問(30 点)	13:30～16:00 2 時間 30 分
・ボイラー及び第一種圧力容器の整備の作業に使用する器材、薬品等に関する知識	5 問(20 点)	
・関係法令	5 問(20 点)	科目免除者は 13:30～15:10 1 時間 40 分
・ボイラー及び第一種圧力容器に関する知識	10 問(30 点)	

3. 受験資格

受験資格	
1	ボイラーの整備を主に行う事業や業務においてボイラー(小規模ボイラー及び小型ボイラーを除く。)又は第一種圧力容器(小規模第一種圧力容器及び小型圧力容器を除く。)の整備の補助業務に 6 月以上従事した経験を有する者 自己の取扱うボイラー又は第一種圧力容器の整備の補助業務に 3 年以上従事した経験を有する者(取扱い 1 年につき 2 月整備の補助業務に従事したものとみなす。)
2	ボイラーの整備を主に行う事業や業務において小規模ボイラー又は小規模第一種圧力容器の整備の業務に 6 月以上従事した経験を有する者 自己の取扱う小規模ボイラー又は小規模第一種圧力容器の整備に 3 年以上従事した経験を有する者(取扱い 1 年につき 2 月従事したものとみなす。)
3	準則訓練(職業訓練)のうち整備管理・運転系のボイラー運転科を修了した者
4	専修訓練(職業訓練)のうちボイラー運転科を修了した者

4. 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免除科目
ボイラー技士(特級、一級、二級)免許を受けた者	ボイラー及び第一種圧力容器に関する知識(学科試験)
職業訓練の準則、専修訓練のうちボイラー運転科を修了した者	

5. 試験手数料

学科試験 7,000 円

6. 受験者数及び試験回数推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	3,750(1,029)	3,551(1,182)	3,678(1,245)
試験回数	48(27)	46(25)	44(23)

※()内は出張特別試験によるもの

クレーン・デリック運転士（限定なし）

1. 資格の概要

クレーンは、適切で安全な操作を行わないと、ワイヤーの切断等による荷物の落下や荷ぶれ等をおこし、人的被害を及ぼす恐れもあり、つり上げ荷重が5トン以上の天井クレーン、橋形クレーン、ジブクレーン、ガイデリック、スチフレッグデリック、ジンポールなどの各種クレーン及びデリックについては、免許を受けた者でなければ、その運転を行うことができないとしている。

「クレーン・デリック運転士（限定なし）」は、すべてのクレーンとデリックを運転できる。

「クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕」は、クレーンのみ運転できる。

「クレーン・デリック運転士〔床上運転式クレーン限定〕」は、床上運転式クレーンのみ運転できる。

クレーンは、工場、倉庫、建設現場などで広く用いられている。また、デリックは、建設現場等で用いられる。

（参考：クレーン・デリックによる死傷者数 平成19年1,189人；出典：平成20年版クレーン年鑑（社）日本クレーン協会）

2. 試験科目・試験時間

種類	試験科目	出題数(配点)	試験時間
学科	・クレーン及びデリックに関する知識	10問(30点)	13:30～16:00 2時間30分 1科目免除者は 13:30～15:30 2時間 2科目免除者は 13:30～14:45 1時間15分
	・関係法令	10問(20点)	
	・原動機及び電気に関する知識	10問(30点)	
	・クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	10問(20点)	
実技	クレーンの運転		午前又は午後に分けて受験票に記載されます。
	クレーンの運転のための合図		

※実技に使用される設備：クレーン

3. 受験資格

なし

4. 免除科目

	科目の免除を受けることのできる者	免除科目
1	a. クレーン運転実技教習(床上運転式クレーンを用いて行うものを除く。)を修了した者で、その修了した日から起算して1年以内のもの	実技： ・全部(学科試験のみ受験すればよい。)
	b. 鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上のクレーン(床上操作式クレーン及び床上運転式クレーンを除く。)の運転の業務に1月以上従事した経験を有する者	
2	a. 床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して1年以内のもの	実技： ・運転のための合図
	b. 鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上の床上運転式クレーンの運転の業務に1月以上従事した経験を有する者	
3	クレーン・デリック運転士(限定なし)の学科試験に合格した者で、	学科：

	その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	・全部(実技試験のみ受験すればよい。)
4	クレーン・デリック運転士(クレーン限定、床上運転式クレーン限定)の学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科: ・原動機及び電気に関する知識 ・力学に関する知識
5	クレーン・デリック運転士[クレーン限定]免許を有する者(旧クレーン運転士免許を含む。)	学科: ・原動機及び電気に関する知識 ・力学に関する知識 実技: ・全部(学科試験のみ受験すればよい。)
6	クレーン・デリック運転士[床上運転式クレーン限定]免許を有する者(旧クレーン運転士[床上運転式限定]免許を含む。)	学科: ・原動機及び電気に関する知識 ・力学に関する知識 実技: ・運転のための合図
7	a. 移動式クレーン又は揚貨装置運転士免許を有する者	学科: ・力学に関する知識 実技: ・運転のための合図
	b. 旧デリック運転士免許を有する者	
8	a. 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	実技: ・運転のための合図
	b. 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	
	c. 玉掛け技能講習を修了した者	

5. 試験手数料

学科試験 7,000 円

実技試験 11,100 円

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	1,963(108)	2,011(39)	1,389(25)
試験回数	127(10)	122(7)	114(3)
申請者数(実技)	120	272	261
試験回数	74	108	114

※()内は出張特別試験によるもの

※実技試験は、安全衛生技術センターで実施

クレーン・デリック運転士（クレーン限定）

1. 資格の概要

クレーンは、適切で安全な操作を行わないと、ワイヤーの切断等による荷物の落下や荷ぶれ等をおこし、人的被害を及ぼす恐れもあり、つり上げ荷重が5トン以上の天井クレーン、橋形クレーン、ジブクレーン、ガイドリック、スチフレッグデリック、ジンポールなどの各種クレーン及びデリックについては、免許を受けた者でなければ、その運転を行うことができないとしている。

「クレーン・デリック運転士（限定なし）」は、すべてのクレーンとデリックを運転できる。

「クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕」は、クレーンのみ運転できる。

「クレーン・デリック運転士〔床上運転式クレーン限定〕」は、床上運転式クレーンのみ運転できる。

クレーンは、工場、倉庫、建設現場などで広く用いられている。

（参考：クレーン・デリックによる死傷者数 平成19年1,189人；出典：平成20年版クレーン年鑑（社）日本クレーン協会）

2. 試験科目・試験時間

種類	試験科目	出題数(配点)	試験時間
学科	・クレーンに関する知識	10問(30点)	13:30～16:00 2時間30分 1科目免除者は 13:30～15:30 2時間
	・関係法令	10問(20点)	
	・原動機及び電気に関する知識	10問(30点)	
	・クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	10問(20点)	
実技	クレーンの運転		午前又は午後に分けて受験票に記載されます。
	クレーンの運転のための合図		

※実技に使用される設備：クレーン

3. 受験資格

なし

4. 免除科目

	科目の免除を受けることのできる者	免除科目
1	a. クレーン運転実技教習(床上運転式クレーンを用いて行うものを除く。)を修了した者で、その修了した日から起算して1年以内のもの	実技： ・全部(学科試験のみ受験すればよい。)
	b. 鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上のクレーン(床上操作式クレーン及び床上運転式クレーンを除く。)の運転の業務に1月以上従事した経験を有する者	
2	a. 床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して1年以内のもの	実技： ・運転のための合図
	b. 鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上の床上運転式クレーンの運転の業務に1月以上従事した経験を有する者	
3	a. クレーン・デリック運転士(クレーン限定、床上運転式クレーン限定)の学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科： ・全部(実技試験のみ受験すればよい。)
4	クレーン・デリック運転士〔床上運転式クレーン限定〕免許を有する者(旧	学科：

	クレーン運転士[床上運転式限定]免許を含む。)	・全部(実技試験のみ受験すればよい。) 実技: ・運転のための合図
5	a. 移動式クレーン又は揚貨装置運転士免許を有する者	学科: ・力学に関する知識
	b. 旧デリック運転士免許を有する者	実技: ・運転のための合図
6	a. 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	実技: 運転のための合図
	b. 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	
	c. 玉掛け技能講習を修了した者	

5. 試験手数料

学科試験 7,000 円

実技試験 11,100 円

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	22,874(2,082)	24,869(2,244)	29,641(2,448)
試験回数	134(40)	135(39)	136(39)
申請者数(実技)	5,541	5,628	5,491
試験回数	200	204	203

※()内は出張特別試験によるもの

※実技試験は、安全衛生技術センターで実施

クレーン・デリック運転士（床上運転式クレーン限定）

1. 資格の概要

クレーンは、適切で安全な操作を行わないと、ワイヤーの切断等による荷物の落下や荷ぶれ等をおこし、周囲の作業者に甚大な人的被害を及ぼす恐れもあり、つり上げ荷重が5トン以上の天井クレーン、橋形クレーン、ジブクレーン、ガイドリック、スチフレッグデリック、ジンポールなどの各種クレーン及びデリックについては、免許を受けた者でなければ、その運転を行うことができないとしている。

「クレーン・デリック運転士（限定なし）」は、すべてのクレーンとデリックを運転できる。

「クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕」は、クレーンのみ運転できる。

「クレーン・デリック運転士〔床上運転式クレーン限定〕」は、床上運転式クレーンのみ運転できる。

床上運転式クレーンは、工場などで用いられている。

（参考：クレーン・デリックによる死傷者数 平成19年1,189人；出典：平成20年版クレーン年鑑（社）日本クレーン協会）

2. 試験科目・試験時間

種類	試験科目	出題数(配点)	試験時間
学科	・クレーンに関する知識	10問(30点)	13:30～16:00 2時間30分 1科目免除者は 13:30～15:30 2時間
	・関係法令	10問(20点)	
	・原動機及び電気に関する知識	10問(30点)	
	・クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	10問(20点)	
実技	クレーンの運転		午前又は午後に分けて受験票に記載されます。
	クレーンの運転のための合図		

※実技に使用される設備：クレーン

3. 受験資格

なし

4. 免除科目

	科目の免除を受けることのできる者	免除科目
1	a. 床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して1年以内のもの b. 鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上の床上運転式クレーンの運転の業務に1月以上従事した経験を有する者	実技： ・全部(学科試験のみ受験すればよい。)
2	クレーン・デリック運転士(限定なし)の学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科： ・全部(実技試験のみ受験すればよい。)
3	クレーン・デリック運転士(クレーン限定、床上運転式クレーン限定)の学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科： ・全部(実技試験のみ受験すればよい。)
4	a. 移動式クレーン又は揚貨装置運転士免許を有する者 b. 旧デリック運転士免許を有する者	学科： ・力学に関する知識 実技： ・運転のための合図
5	a. 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	実技：

b.小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	・運転のための合図
c.玉掛け技能講習を修了した者	

5. 試験手数料

学科試験 7,000 円

実技試験 11,100 円

6. 受験者数及び試験回数推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	93(7)	154(0)	175(0)
試験回数	17(3)	20(0)	15(0)
申請者数(実技)	69	108	83
試験回数	20	21	15

※()内は出張特別試験によるもの

※実技試験は、安全衛生技術センターで実施

移動式クレーン運転士

1. 資格の概要

移動式クレーンは、適切で安全な操作を行わないと、ワイヤーの切断等による荷物の落下やクレーンの転倒等をおこし、作業者のみならず、地域社会に大きな損害を与えるおそれがあり、つり上げ荷重が5トン以上のトラッククレーン、ラフテレーンクレーン、クローラクレーン、フローチングクレーンなどの移動式クレーンについては、免許を受けた者でなければ、その運転を行うことができないとしている。

移動式クレーンは、建設などの現場で広く用いられている。

(参考：移動式クレーンによる死傷者数 平成19年736人；出典：平成20年版クレーン年鑑(社)日本クレーン協会)

2. 試験科目・試験時間

種類	試験科目	出題数(配点)	試験時間
学科	・移動式クレーンに関する知識	10問(30点)	13:30～16:00 2時間30分 科目免除者は 13:30～15:30 2時間
	・原動機及び電気に関する知識	10問(30点)	
	・関係法令	10問(20点)	
	・移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	10問(20点)	
実技	移動式クレーンの運転		午前又は午後に分けて受験票に記載されます。
	移動式クレーンの運転のための合図		

※実技に使用される設備：移動式クレーン

3. 受験資格

なし

4. 免除科目

科目の免除を受けることのできる者		免除科目
1	クレーン・デリック(クレーン限定、床上運転式クレーン限定を含む。)、旧クレーン(床上運転式限定を含む。)、旧デリック又は揚貨装置運転士免許を有する者	学科： 力学に関する知識 実技： 運転のための合図
2	移動式クレーン運転実技講習を修了した者で、その修了した日から起算して1年以内のもの 鉦山においてつり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務に1月以上従事した経験を有する者	実技： 全部(学科試験のみ受験すればよい。)
3	移動式クレーンの学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科： 全部(実技試験のみ受験すればよい。)
4	床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 玉掛け技能講習を修了した者	実技： 運転のための合図

5. 試験手数料

学科試験 7,000円

実技試験 11,100円

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(学科)	5,616(426)	5,852(489)	5,661(466)
試験回数	87(39)	79(37)	78(36)
申請者数(実技)	681	700	645
試験回数	63	61	60

※()内は出張特別試験によるもの

※実技試験は、安全衛生技術センターで実施

潜水士

1. 資格の概要

潜水器を用い、かつ、空気圧縮機、手押しポンプによる送気やボンベからの給気を受けて行う潜水の業務を行う際には、適切な作業方法や災害防止対策を行わないと窒息や減圧症等の高気圧障害その他の危険が大きいため、これら業務に就く際には、潜水士免許を受けなければならないとされている。

潜水士は、水中での土木作業やサルベージ作業、水産物採取、海洋調査などで活躍している。

(参考：異常気圧下における疾病 平成19年18人；出典：厚生労働省調べ)

2. 試験科目・試験時間

試験科目	出題数(配点)	試験時間	
潜水業務	10問(30点)	10:00~12:00	午前・午後合計4時間
送気、潜降及び浮上	10問(25点)		
高気圧障害	10問(25点)	13:30~15:30	
関係法令	10問(20点)		

3. 受験資格

なし

4. 免除科目

なし

5. 試験手数料

学科試験 7,000円

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年
申請者数(学科)	6,880(1,478)	6,805(1,633)	6,796(1,523)
試験回数	52(24)	54(25)	54(25)

※()内は出張特別試験によるもの

労働安全コンサルタント

1. 資格の概要

独自に自社の安全衛生問題の解決が難しい中小企業等に対しては、外部からの技術的指導、又は支援が必要である。このため、安全衛生の知識、実践的技術に卓越した、事業者からの依頼により事業場の診断や、これに基づく指導を業として行う専門家として、労働安全・衛生コンサルタント制度が設けられた。

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣の指定登録機関での登録を受け、事業場における労働安全又は労働衛生の水準の向上を図るため、事業場の診断や指導を行っている。

(参考：死傷災害発生状況 平成 20 年 119,291 人；出典：労災保険給付データ)

2. 試験科目・試験時間

試験科目	方法	試験時間
産業安全一般	択一式	10:00～12:00
産業安全関係法令	択一式	13:00～14:00
機械安全、電気安全、化学安全、 土木安全、建築安全	記述式 (1科目を選択)	14:30～16:30

3. 受験資格

労働安全コンサルタント試験 受験資格表	
1	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後 5 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
2	学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後 7 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
3	学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を含む。)又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後 10 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
4	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項に規定する第二次試験に合格した者(以下「技術士試験合格者」という。)
5	電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 44 条第 1 項第 1 号の第 1 種電気主任技術者免状の交付を受けている者(以下「第 1 種電気主任技術者」という。)
6	建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条の 3 の規定による 1 級の土木施工管理技術検定に合格した者(以下「1 級土木施工管理技士」という。)及び 1 級の建築施工管理技術検定に合格した者(以下「1 級建築施工管理技士」という。)
7	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 12 条の 1 級建築士試験に合格した者(以下「1 級建築士試験合格者」という。)
8	労働安全衛生法第 11 条第 1 項の規定による安全管理者として 10 年以上その職務に従事した者
9	厚生労働大臣が指定する安全に関する講習を修了し、かつ、15 年以上安全の実務に従事した経験を有する者
10	旧高等学校令(大正 7 年勅令第 389 号)による高等学校高等科、旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学予科又は旧師範教育令(昭和 18 年勅令第 109 号)による高等師範学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後 7 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
11	職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)による職業能力開発総合大学校(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成 9 年法律第 45 号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「平成 9 年改正前の職業能力開発促進法」という。)による職業能力開発大学校及び職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成 4 年法律第 67 号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)による職業訓練大学校を含む。)における長期課程(職業訓練法の

	一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 56 号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。))による長期指導員訓練課程を含む。)の指導員訓練を修めて卒業した者で、その後 5 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
12	労働災害防止団体法(昭和 39 年法律第 118 号)第 12 条第 1 項の安全管理士(以下「安全管理士」という。))又は安全管理士であった者
13	労働安全衛生法第 93 条第 1 項の産業安全専門官(以下「産業安全専門官」という。))又は産業安全専門官であった者で、8 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
14	職業能力開発促進法施行令(昭和 44 年政令第 258 号)別表に掲げる検定職種のうち製鋼、鑄鉄溶解、鑄造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、織機調整、木工機械調整、建築大工、とび、左官、ブロック建築又は化学分析に係る 1 級の技能検定に合格した者
15	職業能力開発促進法施行規則(昭和 44 年労働省令第 24 号)第 9 条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第 2 に定めるところにより行われるもの(職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成 5 年労働省令第 1 号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第 3 に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和 60 年労働省令第 23 号)による改正前の職業訓練法施行規則別表第 1 の普通訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和 53 年法律第 40 号)による改正前の職業訓練法第 9 条第 1 項の高等訓練課程の養成訓練を含む。)(当該訓練において履習すべき専攻学科又は専門学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。)を修了した者で、その後 10 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの 職業能力開発促進法施行規則第 9 条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第 6 に定めるところにより行われるもの(旧能開法規則別表第 3 の 2 に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに訓練法規則別表第 1 の専門訓練課程及び旧訓練法第 9 条第 1 項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。)(当該訓練において履習すべき専攻学科又は専門学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。)を修了した者で、その後 7 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの 職業能力開発促進法施行規則第 9 条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第 7 に定めるところにより行われるもの(当該訓練において履習すべき専攻学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。)を修了した者で、その後 5 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
16	労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 99 条第 1 項の労働基準監督官(以下「労働基準監督官」という。))として 8 年以上その職務に従事した者
17	森林法(昭和 36 年法律第 249 号)第 187 条第 1 項の林業専門技術員として 5 年以上その職務に従事した者
18	外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者のうち、その最終の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後 5 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
19	外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者のうち、その最終の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後 7 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
20	次に掲げる教育施設を卒業した者で、その後 5 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの 教育施設(水産大学校、防衛大学校、気象大学校、海上保安大学校)
21	次に掲げる学校その他の教育施設を卒業した者で、その後 7 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの 教育施設(航空大学校、海技大学校本科、旧中央気象台気象技術官養成所の研究科又は本科、旧国立工業教員養成所、旧東京農業教育専門学校、旧水産講習所又は旧函館水産専門学校、旧高等農業講習所本科、旧商船学校、旧陸海軍の学校等、旧海軍技手養成所)
22	学校教育法による大学(短期大学を除く。以下同じ。))若しくは旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校を卒業した者で、その後大学又は公共的な研究機関において 7 年以上専ら労働安全に関する研究に従事したもの
23	日本国有鉄道が設置する教習機関において工学に関する課程(学校教育法による大学における工学に関する学科に準ずるものに限る。)を修めて卒業した者で、その後 7 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
24	日本国有鉄道が設置する教習機関において工学に関する課程(学校教育法による高等学校における工学に関する学科に準ずるものに限る。)を修めて卒業した者で、その後 10 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

4. 免除科目

科目の免除を受けることのできる者		試験区分	免除を受けることのできる科目
1	技術士試験合格者で、機械部門、船舶部門、航空・宇宙部門又は金属部門に係る第二次試験に合格したもの	機械	機械安全
2	技術士試験合格者で、電気・電子部門に係る第二次試験に合格したもの	電気	電気安全
3	技術士試験合格者で、化学部門に係る第二次試験又は農芸化学を選択科目とする農業部門に係る第二次試験に合格したもの	化学	化学安全
4	技術士試験合格者で、資源工学部門若しくは建設部門に係る第二次試験、農業土木を選択科目とする農業部門に係る第二次試験又は森林土木を選択科目とする林業部門に係る第二次試験に合格したもの	土木	土木安全
5	技術士試験合格者で、工場管理を選択科目とする経営工学部門(昭和58年1月1日以前の生産管理部門)に係る第二次試験に合格したもの	全区分	産業安全一般
6	第1種電気主任技術者	電気	電気安全
7	1級土木施工管理技士	土木	土木安全
8	安全管理士又は産業安全専門官として7年以上その職務に従事した者	全区分	産業安全一般
9	産業安全専門官として7年以上その職務に従事した者	全区分	産業安全関係法令
10	機械安全に係る中央産業安全専門官又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所(独立行政法人産業安全研究所を含む。以下この表において同じ)において機械安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として5年以上その職務に従事した者	機械	機械安全
11	電気安全に係る中央産業安全専門官又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において電気安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として5年以上その職務に従事した者	電気	電気安全
12	化学安全に係る中央産業安全専門官又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において化学安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として5年以上その職務に従事した者	化学	化学安全
13	土木安全に係る中央産業安全専門官、労働安全衛生法第88条第3項の規定による届出のあった計画について同法第89条第1項の審査の事務を行う者又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において土木安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として5年以上その職務に従事した者	土木	土木安全
14	建築安全に係る中央産業安全専門官、労働安全衛生法第88条第3項の規定による届出のあった計画について同法第89条第1項の審査の事務を行う者又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において建築安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として5年以上その職務に従事した者	建築	建築安全
15	労働基準監督官(労働基準監督官採用試験のうち労働基準監督Bの区分試験に合格して採用された者その他これに準ずる者に限る。)として10年以上その職務に従事した者	全区分	産業安全一般
16	労働基準監督官として10年以上その職務に従事した者	全区分	産業安全関係法令
17	1級建築施工管理技士	建築	建築安全

5. 試験手数料

試験 24,700円 (学科及び口述試験)

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年

申請者数(筆記)	1,045	994	985
試験回数	1	1	1
受験者数(口述)	385	196	274
試験回数	1	1	1

※筆記試験は、東京会場ほか6センターで実施。口述試験は、東京及び大阪会場

労働衛生コンサルタント

1. 資格の概要

独自に自社の安全衛生問題の解決が難しい中小企業等に対しては、外部からの技術的指導、又は支援が必要である。このため、安全衛生の知識、実践的技術に卓越した、事業者からの依頼により事業場の診断や、これに基づく指導を業として行う専門家として、労働安全・衛生コンサルタント制度が設けられた。

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣の指定登録機関での登録を受け、事業場における労働安全又は労働衛生の水準の向上を図るため、事業場の診断や指導を行っている。

(参考：死傷災害発生状況 平成 20 年 119,291 人；出典：労災保険給付データ)

2. 試験科目・試験時間

試験科目	方法	試験時間
労働衛生一般	択一式	10:00～12:00
労働衛生関係法令	択一式	13:00～14:00
健康管理、労働衛生工学	記述式 (1科目を選択)	14:30～16:30

3. 受験資格

労働衛生コンサルタント試験 受験資格表	
1	学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後 5 年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
2	学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後 7 年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
3	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後 10 年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
4	医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 9 条の医師国家試験に合格した者(以下「医師国家試験合格者」という。)
5	歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)第 9 条の歯科医師国家試験に合格した者(以下「歯科医師国家試験合格者」という。)
6	薬剤師
7	保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 2 条の保健師として 10 年以上その業務に従事した者
8	技術士試験合格者
9	1 級建築士試験合格者
10	労働安全衛生法第 12 条第 1 項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後 3 年以上同法第 10 条第 1 項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有する者
11	労働安全衛生法第 12 条第 1 項の規定による衛生管理者として 10 年以上その職務に従事した者
12	厚生労働大臣が指定する衛生に関する講習を修了し、かつ、15 年以上衛生の実務に従事した経験を有する者
13	旧高等学校令による高等学校高等科、旧大学令による大学予科又は旧師範教育令による高等師範学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後 7 年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
14	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校(平成 9 年改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び旧能開法による職業訓練大学校を含む。)における長期課程(訓練法による長期指導員訓練課程を含む。)の指導員訓練を修めて卒業した者で、その後 5 年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

15	医師法第36条第1項の規定により医師免許を受けた者とみなされた者及び同法第41条の規定により医師免許を受けることができる者
16	歯科医師法第33条第1項の規定により歯科医師免許を受けた者とみなされた者及び同法第42条の規定により歯科医師免許を受けることができる者
17	労働災害防止団体法第12条第1項の衛生管理士(以下「衛生管理士」という。)又は衛生管理士であった者
18	労働安全衛生法第93条第1項の労働衛生専門官(以下「労働衛生専門官」という。)又は労働衛生専門官であった者で、8年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
19	職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第2に定めるところにより行われるもの(旧能開法規則別表第3に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに訓練法規則別表第1の普通訓練課程及び旧訓練法第9条第1項の高等訓練課程の養成訓練を含む。)(当該訓練において履習すべき専攻学科又は専門学科の主たる学科が工学に関する学科であるものに限る。)を修了した者で、その後10年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
	職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6に定めるところにより行われるもの(旧能開法規則別表第3の2に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに訓練法規則別表第1の専門訓練課程及び旧訓練法第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。)(当該訓練において履習すべき専攻学科又は専門学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。)を修了した者で、その後7年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
	職業能力開発促進法施行規則第9条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第7に定めるところにより行われるもの(当該訓練において履習すべき専攻学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。)を修了した者で、その後5年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
20	労働基準監督官として8年以上その職務に従事した者
21	外国において学校教育における16年の課程を修了した者のうち、その最終の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
22	外国において学校教育における14年の課程を修了した者のうち、その最終の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後7年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
23	次に掲げる教育施設を卒業した者で、その後5年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの 教育施設(水産大学校、防衛大学校、気象大学校、海上保安大学校)
24	次に掲げる学校その他の教育施設を卒業した者で、その後7年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの 教育施設(都道府県農業講習所、航空大学校、海技大学校本科、旧中央気象台気象技術官養成所の研究科又は本科、旧国立工業教員養成所、旧東京農業教育専門学校、旧水産講習所又は旧函館水産専門学校、旧高等農業講習所本科、旧商船学校、旧陸海軍の学校等、旧海軍技手養成所)
25	学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令による専門学校を卒業した者で、その後大学又は公共的な研究機関において7年以上、専ら労働衛生に関する研究に従事したもの
26	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条第1項の臨床検査技師又は同条第2項の衛生検査技師として10年以上その業務に従事した者
27	日本国有鉄道が設置する教習機関において工学に関する課程(学校教育法による大学における工学に関する学科に準ずるものに限る。)を修めて卒業した者で、その後7年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
28	日本国有鉄道が設置する教習機関において工学に関する課程(学校教育法による高等学校における工学に関する学科に準ずるものに限る。)を修めて卒業した者で、その後10年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
29	作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第7条の登録を受けた者(以下「作業環境測定士」という。)で、その後3年以上作業環境測定士としての業務に従事した経験を有するもの

4. 免除科目

科目の免除を受けることのできる者		試験区分	免除を受けることのできる科目
1	医師国家試験合格者若しくは医師法第36条第1項の規定により医師免許を受けた者とみなされた	厚生労働大臣が指定する講習を	保健衛生 全科目

	者及び同法第 41 条の規定により医師免許を受けることができる者又は歯科医師国家試験合格者若しくは歯科医師法第 33 条第 1 項の規定により歯科医師免許を受けた者とみなされた者及び同法第 42 条の規定により歯科医師免許を受けることができる者	修了した者		
2	上記の者	その他の者	保健衛生	労働衛生一般 健康管理
3	薬剤師		保健衛生	労働衛生一般
4	保健師として 10 年以上その業務に従事した者		保健衛生	労働衛生一般
5	技術士試験合格者で、衛生工学部門に係る第二次試験に合格したもの		労働衛生工学	労働衛生工学
6	衛生管理士又は労働衛生専門官として 7 年以上その職務に従事した者		全区分	労働衛生一般
7	労働衛生専門官として 7 年以上その職務に従事した者		全区分	労働衛生関係法令
8	健康管理に係る中央労働衛生専門官又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所(独立行政法人産業医学総合研究所を含む。以下この表において同じ。)において健康管理に関する研究に関する企画、指導等を行う者として 5 年以上その職務に従事した者		保健衛生	健康管理
9	労働衛生工学に係る中央労働衛生専門官又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において労働衛生工学に関する研究に関する企画、指導等を行う者として 5 年以上その職務に従事した者		労働衛生工学	労働衛生工学
10	労働基準監督官(労働基準監督官採用試験のうち労働基準監督Bの区分試験に合格して採用された者その他これに準ずる者に限る。)として 10 年以上その職務に従事した者		全区分	労働衛生一般
11	労働基準監督官として 10 年以上その職務に従事した者		全区分	労働衛生関係法令
12	作業環境測定士		労働衛生工学	労働衛生一般 労働衛生関係法令

5. 試験手数料

試験 24,700 円 (学科及び口述試験)

6. 受験者数及び試験回数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
申請者数(筆記)	275	321	309
試験回数	1	1	1
申請者数(口述)	321	367	359
試験回数	1	1	1

※筆記試験は、東京会場ほか 6 センターで実施。口述試験は、東京及び大阪会場

作業環境測定士（第1種及び第2種）

1. 資格の概要

有機溶剤、特定化学物質、放射性物質、鉱物性粉じん及び金属類を取り扱う作業場については、これら有害物質が適切な濃度管理がなされないと、がんや慢性中毒等健康障害を起こすことが知られている。このため、事業主は、適切な濃度管理がなされているかどうか、作業環境測定を行うことが義務づけられている。これら作業環境測定にあたっては、高度な技術と正確さが求められることから、これら分析技術を有する作業環境測定士でなければ行えないとされている。

作業環境測定士には、デザイン・サンプリング、分析（解析を含む。）のすべてを行うことができる第一種作業環境測定士と、デザイン・サンプリング、簡易測定器による分析業務のみができる第二種作業環境測定士の二種類がある。

（参考：化学物質等にさらされる業務による職業がんの労災補償状況（新規） 平成19年1,021人；じん肺症等の労災補償状況（新規） 平成19年1,032人；出典：厚生労働省調べ）

2. 試験科目・試験時間

共通科目	試験時間
労働衛生一般(衛生一般)	10:00～11:00
労働衛生関係法令(関係法令)	11:25～12:25
作業環境について行うデザイン・サンプリング(デザイン)	13:35～14:35
作業環境について行う分析に関する概論(分析概論)	15:00～16:00

選択科目(第1種のみ)	試験時間
有機溶剤	9:30～10:30
鉱物性粉じん(粉じん)	10:55～11:55
特定化学物質(特化物)	12:55～13:55
金属類	14:20～15:20
放射性物質(放射線)	15:45～16:45

3. 受験資格

受験資格	
1	学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
2	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
3	学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
4	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
5	職業能力開発総合大学校において長期課程の指導員訓練(理科系統の専門学科)を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
6	応用課程の高度職業訓練(理科系統の専攻学科)又は専門課程の高度職業訓練(理科系統の専攻学科又は専門学科)を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
7	普通課程の普通職業訓練(理科系統の専攻学科又は専門学科)を修了した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
8	専修訓練課程の普通職業訓練(理科系統の専門学科)を修了した者で、その後4年以上労働衛生の

	実務に従事した経験を有するもの
9	職業訓練の検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定(理学、工学の知識を必要とするものに限る。)に合格した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
10	8年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者
11	測定法施行規則第17条の各号のいずれかに該当する者
12	技術士試験の第二次試験に合格した者
13	産業安全専門官、労働衛生専門官若しくは労働基準監督官またはその職務にあった者

4. 免除科目

	科目の免除を受けることのできる者	共通科目				選択科目				
		衛生一般	関係法令	デザイン	分析概論	粉じん	放射線	特化物	金属類	有機溶剤
1	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校を卒業し、環境計量士(濃度関係に限る。)の登録を受けた者で、厚生労働大臣が指定する講習を修了したもの	○	○	○	○	○		○	○	○
2	環境計量士(濃度関係に限る。)の登録を受けた者で、1に掲げる者以外のもの			○	○	○		○	○	○
3	診療放射線技師	○	○	○	○		○			
4	技術士(化学部門、金属部門又は応用理学部門に限る。)の登録を受けた者				○					
5	技術士(衛生工学部門に限る。)の登録を受けた者で、登録後、空気環境の測定の実務に3年以上従事した経験を有するもの				○	○		○	○	○
6	選任されている核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者又は第一種放射線取扱主任者	○	○	○	○		○			
7	核燃料取扱主任者免状、原子炉主任技術者免状又は第一種放射線取扱主任者免状を有する者で、資格取得後、放射性物質の濃度の測定の実務に3年以上従事した経験を有するもの	○	○	○	○		○			
8	臨床検査技師で、資格取得後、空気環境の測定の実務に3年以上従事した経験を有するもの	○	○	○	○					
9	臨床検査技師で、大学において作業環境、統計及び関係法令に関する授業科目を修めて卒業したもの	○	○	○	○					
10	臨床検査技師で、8及び9に掲げる者以外のもの	○			○					
11	衛生検査技師	○								
12	専門課程の高度職業訓練(化学システム系環境化学科の訓練に限る。)を修了し、かつ、技能照査に合格した者				○			○	○	○
13	化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	○			○					
14	職業訓練の検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者				○					
15	公害防止管理者試験(騒音、振動を除く。)又は公害防止主任管理者試験に合格した者				○					
16	第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、免許取得後、それぞれ5年以上又は3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣が指定する講習を修了したもの	○	○							
17	労働衛生コンサルタント	○	○							
18	労働衛生専門官又は労働基準監督官として3年以上その職務に従事した経験を有する者	○	○							
19	作業環境測定士試験に合格した者	○	○	○	○					
20	厚生労働大臣が認定する大学若しくは高等専門学校又は職業能力	○	○	○	○					

	開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校において第二種作業環境測定士となるために必要な知識及び技能を付与する科目を修めて卒業し、又は訓練を修了した者									
21	過去の試験を受験し、一部の共通科目について合格点を受けた者									

5. 試験手数料

第1種作業環境測定士試験（特定科目＋選択1科目） 13,900円

※ 医師等で特定科目免除の場合は 10,600円

※ 選択科目が2以上の場合は、1科目ごとに3,300円を加算

第2種作業環境測定士試験（特定科目） 11,800円

6. 受験者数及び試験回数の推移

（第1種作業環境測定士）

	平成18年	平成19年	平成20年
申請者数(学科)	1,203	1,132	1,165
試験回数	1	1	1

※試験は、東京会場ほか7センターで実施

（第2種作業環境測定士）

	平成18年	平成19年	平成20年
申請者数(学科)	1,689	1,865	1,778
試験回数	2	2	2

※試験は、東京会場ほか7センターで実施（ただし、2回目は7センターのみ）

(財) 安全衛生技術試験協会の概要

1 沿革

作業環境測定法（昭和50年法律第28号）に基づく作業環境測定士試験の実施に関する事務を行うことを目的に昭和51年4月1日に設立された財団法人。昭和53年からは労働安全衛生法に基づく免許試験の実施に関する事務を行うほか、平成12年からは労働安全衛生法に基づく労働安全・衛生コンサルタント試験の実施に関する事務を行っている。

2 主な業務概要

厚生労働大臣の指定を受け、

- ・ 労働安全衛生法第75条に基づく免許試験（ボイラー技士、クレーン・デリック運転士、衛生管理者、潜水士等の免許試験）
- ・ 労働安全衛生法第83条に基づく労働安全・衛生コンサルタント試験
- ・ 作業環境測定法第14条に基づく作業環境測定士試験

を国に代わって行っている。（指定根拠：労働安全衛生法第75条の2、第83条の2、作業環境測定法第20条）

また、試験事務については、全国7箇所にある安全衛生技術センターを利用するほか、主要都市において、試験を行っている。

3 組織

職員数91人（内役員13人）（平成20年4月現在）

4 所管

厚生労働省

5 所在地

東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館9階

労働安全衛生法関係免許試験等の受験の流れ

○ 労働安全衛生法に基づく免許試験の手続き

手続き	内容
①受験申請書の受付	<p>○添付書類（受験資格のわかるもの、証明写真）、試験手数料</p> <p>○提出先 各安全衛生技術センター</p> <p>○提出方法及び受付期間</p> <p>①郵便（簡易書留）の場合 受験希望日の2ヶ月前から14日前（消印）までに郵送</p> <p>②センター窓口へ持参の場合 受験希望日の2ヶ月前からセンターの休日を除く2日前までに持参（土曜日、日曜日、祝日、5月1日（創立記念休日）、年末年始は休業）</p>
②受験票の送付	○受験票は、受験申請書を郵送されてから10日以内に受験者に届ける
③試験	<p>○合格基準</p> <p>〈 学科試験 〉 科目ごと（第一種衛生管理者試験の科目のうち範囲が分かれているものについては範囲ごと）の得点が40%以上で、かつ、合計点が60%以上であること。ただし、特別ボイラー溶接士・普通ボイラー溶接士試験は合計点のみで60%以上であること。</p> <p>〈 実技試験 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレーン・デリック運転士 ・移動式クレーン運転士 ・揚貨装置運転士 ・特別ボイラー溶接士 ・普通ボイラー溶接士 <p>減点の合計が40点以下であること。</p> <p>全ての試験片が曲げ試験結果判定に合格すること。</p>
④試験結果	<p>○免許試験合格の場合は「免許試験合格通知書」、それ以外の場合は「免許試験結果通知書」を通知</p> <p>※学科と実技のある試験について</p> <p>(1) 学科試験に引続いて実技試験をセンターで受験する場合 学科試験合格の場合は「実技受験票」、それ以外の場合は「免許試験結果通知書」を通知</p> <p>(2) 学科試験に引続く実技試験を受験しない場合（実技教習を受ける場合） 学科試験合格の場合は「免許試験結果通知書」に「学科試験 合格、実技試験未受験」と表示。また、それ以外の場合は「免許試験結果通知書」を通知</p> <p>○学科試験合格者は、当ホームページでも合格者の受験番号を掲載</p>

○ 作業環境測定士試験の手続き

手続き	内容
①受験申請書の受付	○添付書類（証明写真等）、試験手数料 ○提出先 （財）安全衛生技術試験協会 ○提出方法及び受付期間 ①郵便（簡易書留） ②提出先窓口へ持参 ①②ともおよそ試験日3ヶ月前から1月間中に受付 (土曜日、日曜日、祝日、5月1日（創立記念休日）、年末年始は休業)
②受験票の送付	○受験票は、試験日の20日前までに受験者に届ける
③試験	○合格基準 科目ごとの得点が60%以上であること。
④試験結果	○作業環境測定士試験合格の場合は「作業環境測定士試験合格証」、それ以外の場合は「作業環境測定士試験結果通知書」を通知 ○作業環境測定士試験合格者は、当ホームページでも合格者の受験番号を掲載

○ 労働安全・労働衛生コンサルタント試験

手続き	内容
①受験申請書の受付	○添付書類（証明写真等）、試験手数料 ○提出先 （財）安全衛生技術試験協会 ○提出方法及び受付期間 ①郵便（簡易書留） ②提出先窓口へ持参 ①②ともおよそ試験日3ヶ月前から1月間中に受付 (土曜日、日曜日、祝日、5月1日（創立記念休日）、年末年始は休業)
②受験票の送付	○受験票は、試験日の20日前までに受験者に届ける
③筆記試験	○合格基準 総点数のおおむね60%以上であること。ただし、1科目につき、その満点の40%未満のものがある場合は、不合格とする。 ○合格の場合は「口述試験受験票（筆記試験合格）」、それ以外の場合は「筆記試験結果通知書」を送付 ○厚生労働省のホームページに合格者の受験番号を掲載
④口述試験	○合格基準 4段階評価の上位2ランク以内であること。 ※ 口述試験の合格者をもって、最終合格者となる
⑤試験結果	○合格の場合は「合格証」、それ以外の場合は「結果<通知書」を通知 ○官報及び厚生労働省のホームページに合格者の受験番号を掲載

試験問題の作成について

指定試験機関が行う試験の作成は、法令で定められた要件を備える試験員に作成させなければならぬとされている

○免許試験について

(根拠:労働安全衛生法第 75 条の 5、登録製造時等検査機関等に関する規則第 19 条の 29)

試験区分	試験員要件
<ul style="list-style-type: none"> ・第一種衛生管理者免許試験 ・第二種衛生管理者免許試験 ・高圧室内作業主任者免許試験 ・特級ボイラー技士免許試験 ・エックス線作業主任者免許試験 ・ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験 ・潜水士免許試験 	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法による大学において厚生労働大臣の定める科目を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において厚生労働大臣の定める研究の業務に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者
<ul style="list-style-type: none"> ・ガス溶接作業主任者免許試験 ・林業架線作業主任者免許試験 ・一級ボイラー技士免許試験 ・二級ボイラー技士免許試験 ・発破技士免許試験 ・揚貨装置運転士免許試験 ・特別ボイラー溶接士免許試験 ・普通ボイラー溶接士免許試験 ・ボイラー整備士免許試験 ・クレーン・デリック運転士免許試験 ・移動式クレーン運転士免許試験 	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後十二年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後十五年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者

○コンサルタント試験について

(根拠:労働安全衛生法第 83 条の 3、登録製造時等検査機関等に関する規則第 30 条)

試験員要件
<ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法による大学において厚生労働大臣の定める科目を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上、国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において厚生労働大臣の定める研究の業務に従事した経験を有するもの 三 その他前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

○作業環境測定士試験について

(根拠:作業環境測定法第24条、作業環境測定法施行規則第34条)

試験員要件

- 一 学校教育法による大学において衛生学又は空気環境その他の環境の測定に関する科目を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者
- 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において空気環境その他の環境の測定に関する研究の業務に従事した経験を有するもの
- 三 その他作業環境測定に関し前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

受験番号	
------	--

(ボイラーの構造に関する知識)

問 1 熱及び蒸気に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 飽和水から飽和蒸気になるのに費やされる熱は、潜熱である。
- (2) 飽和蒸気の比エンタルピは、その飽和水の顕熱に蒸発熱を加えた値である。
- (3) 水の蒸発熱は、圧力が高くなるに従って大きくなる。
- (4) 飽和温度は、圧力が高くなるに従って高くなる。
- (5) 過熱蒸気の温度と同じ圧力の飽和蒸気の温度との差を過熱度という。

問 2 水管ボイラーに関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 水管ボイラーは、ボイラー水の流動方式によって自然循環式、強制循環式及び貫流式の三つに分類される。
- (2) 自然循環式水管ボイラーは、高圧になるほど蒸気と水との密度差が大きくなるためボイラー水の循環力が強くなる。
- (3) 水管ボイラーは、同一容量の丸ボイラーに比べ、一般に負荷変動によって圧力及び水位が変動しやすい。
- (4) 水管ボイラーは、構造上、低圧小容量から高圧大容量までの用途に適する。
- (5) 高圧大容量ボイラーには、炉壁全面を水冷壁とし接触伝熱面が少ない放射形ボイラーが多く用いられる。

問 3 ボイラー各部の構造と強さに関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 胴板には、内部の圧力によって周方向の引張応力及び軸方向の引張応力が発生する。
- (2) 胴板の周継手に求められる強さは、長手継手の強さの2倍必要である。
- (3) だ円形のマンホールの穴をボイラー胴に設ける場合には、短径部を胴の軸方向に配する。
- (4) 炉筒は、燃焼ガスによって加熱されると、鏡板で拘束されているため炉筒板内部に圧縮応力が生じる。
- (5) ガセットステーの鏡板との取付部の下端と炉筒との間には、ブリージングスペースを設ける。

問 4 暖房用铸铁製蒸気ボイラーにハートフォード式連結法により返り管を取り付ける目的は、次のうちどれか。

- (1) 低水位事故を防止する。
- (2) 蒸気圧力の異常な昇圧を防止する。
- (3) 燃焼効率を向上させる。
- (4) 湿り蒸気を乾き度の高い飽和蒸気とする。
- (5) 不純物のボイラー水への混入を防止する。

問 5 ボイラーの鏡板及び管板に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 半だ円体形鏡板は、同一材料、同一寸法の場合、皿形鏡板より強度が大きい。
- (2) 皿形鏡板は、球面殻部、環状殻部及び円筒殻部から成っている。
- (3) 皿形鏡板の球面殻部は、すみの丸みをなす部分である。
- (4) 平鏡板には、内部の圧力によって曲げ応力が生じる。
- (5) 管板には、管のころ広げに要する厚さを確保するため、一般に平管板が用いられる。

問 6 送気系統装置に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 主蒸気弁には、アングル弁、玉形弁又は仕切弁などが用いられる。
- (2) 2基以上のボイラーが蒸気出口で同一管系に連絡している場合には、主蒸気弁の後に蒸気逆止め弁を設ける。
- (3) 低圧ボイラーの胴又はドラム内には、蒸気と水滴を分離するためインゼクタが用いられる。
- (4) バケット式蒸気トラップは、蒸気とドレンの密度差を利用して、蒸気使用設備中にたまったドレンを自動的に排出する。
- (5) 減圧弁は、1次側の蒸気圧力及び流量にかかわらず2次側の蒸気圧力をほぼ一定にする。

問 7 給水系統装置に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) ボイラーの給水に使用する遠心ポンプは、案内羽根を有するディフューザポンプと案内羽根を有しない渦巻ポンプに分類される。
- (2) 渦巻ポンプは、円周流ポンプともいい、小さい駆動力で高い揚程が得られる。
- (3) ボイラー又はエコノマイザの入口には、給水弁と給水逆止め弁を備える。
- (4) 給水弁にはアングル弁又は玉形弁が、給水逆止め弁にはスイング式又はリフト式の弁が用いられる。
- (5) 給水弁と給水逆止め弁をボイラーに取り付ける場合には、給水弁をボイラーに近い側に取り付ける。

問 8 ボイラーに使用される計測器に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) ブルドン管圧力計は、円弧状に曲げた断面が真円形のブルドン管に圧力が加わると円弧が広がり、管の先の扇形歯車によって指針が動く。
- (2) ブルドン管圧力計と胴の間にサイホン管などを取り付け、その中に水を入れてブルドン管に蒸気が直接入らないようにする。
- (3) 平形反射式水面計は、ガラスの前面から見ると水部は黒色に見え、蒸気部は白色に光って見える。
- (4) 差圧式流量計は、流路にオリフィスなどの絞りを挿入すると、入口と出口との間に流量の二乗に比例する圧力差が生ずることを利用している。
- (5) 容積式流量計は、だ円形のケーシングの中にだ円形歯車を2個組み合わせたもので、流量が歯車の回転数に比例することを利用している。

問 9 ばね安全弁及び安全弁の排気管に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 安全弁の吹出し圧力は、ばねの調整ボルトにより、ばねが弁座を押し付ける力を変えることによって調整する。
- (2) 安全弁の弁棒は、ばねの力で押し下げられ、弁体は弁座に密着している。
- (3) 揚程式安全弁の吹出し面積は、のど部の面積で決められる。
- (4) 安全弁の軸心から安全弁の排気管中心までの距離は、できるだけ短くする。
- (5) 安全弁箱又は排気管の底部には、弁を有しないドレン抜きを設ける。

問 10 ボイラーの自動制御に使用されるフィードバック制御に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) オンオフ動作には、動作すき間の設定が必要である。
- (2) 比例動作は、偏差の大きさに比例して操作量を増減するように動作するもので、P動作ともいう。
- (3) ハイ・ロー・オフ動作は、オフセットが現れた場合に、オフセットがなくなるように働く動作である。
- (4) 積分動作は、制御偏差量に比例した速度で操作量を増減するように動作するもので、I動作ともいう。
- (5) 微分動作は、偏差が変化する速度に比例して操作量を増減するように働く動作で、D動作ともいう。

(ボイラーの取扱いに関する知識)

問 11 油だきボイラーの手動操作による点火方法に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) ファンを運転し、ダンパをプレバージの位置に設定して換気した後、ダンパを点火位置に設定し、炉内通風圧を調節する。
- (2) バーナは、一般に低燃焼域で点火する。
- (3) 点火用火種に点火し、火種を炉内に差し込み、バーナの先端のやや前方下部に置いた後、燃料弁を開きバーナに点火する。
- (4) 燃料の種類及び燃焼室熱負荷の大小に応じて、燃料弁を開いてから2～5秒間の点火制限時間内に着火させる。
- (5) バーナが上下に2基配置されている場合は、上方のバーナから点火する。

問 12 ボイラー水の吹出しに関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 間欠吹出しは、ボイラーを運転する前、運転を停止したとき又は燃焼が軽く負荷が低いときに行う。
- (2) 1人で同時に2基以上のボイラーの吹出しを行ってはならない。
- (3) 水冷壁の吹出しは、低燃焼で蒸気発生量が低いときに行う。
- (4) 鋼製蒸気ボイラーは、スケール及びスラッジが多量に生成するおそれがある場合は、運転中もときどき吹出しを行う。
- (5) 鋳鉄製蒸気ボイラーは、運転中に吹出しを行ってはならない。

問13 ボイラーをたき始めるときの各種の弁、コックの開閉について、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 主蒸気止め弁 …………… 閉
- (2) 水面計とボイラー間の連絡管の弁、コック …………… 開
- (3) 胴の空気抜き弁 …………… 閉
- (4) 吹出し弁、吹出しコック …………… 閉
- (5) 圧力計のコック …………… 開

問14 ボイラー水位が安全低水面以下に異常低下する原因として、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 不純物による水面計の機能不良
- (2) 蒸気的大量消費
- (3) 吹出し装置の閉止不完全
- (4) ウォータハンマの発生
- (5) 給水温度の過昇

問15 油だきボイラーの燃焼の維持、調整に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 火炎が、ボイラー本体やれんが壁に触れないように火炎の流れの方向を監視する。
- (2) 燃焼量を増すときは空気量を先に増し、燃焼量を減ずるときは燃料の供給量を先に減少させる。
- (3) 不必要な空気の炉内浸入を防止し、炉内を高温に保つ。
- (4) 加圧燃焼では、断熱材やケーシングの損傷、燃焼ガスの漏出を防止する。
- (5) 空気量が適量である場合は、炎は短く、輝白色で、炉内は明るい。

問16 水面測定装置の取扱いに関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 水面計の機能試験は、たき始めに圧力がない場合は点火直前に行う。
- (2) 水面計が水柱管に取り付けられている場合は、水柱管の連絡管の途中にある止め弁を全開したまま、止め弁のハンドルを取り外しておく。
- (3) 水柱管の水側連絡管は、水柱管に向かって上がり配となる配管にする。
- (4) 水柱管下部のブロー管により毎日1回ブローを行い、水側連絡管のスラッジを排出する。
- (5) 差圧式の遠方水面計では、途中に漏れがあると著しい誤差を生ずるから、漏れを完全に防止する。

問17 ボイラーの内面腐食に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 給水中に含まれている O_2 、 CO_2 などの溶存気体は、鋼材の腐食の原因となる。
- (2) 腐食は、一般に電気化学的作用などにより生ずる。
- (3) 腐食の形態によって、全面腐食とピッチングやグルーピング等の局部腐食がある。
- (4) 高温のボイラー水中で濃縮した水酸化ナトリウムと鋼材が反応して、腐食することを高温腐食という。
- (5) 酸消費量を調整することにより、水中での鉄のイオン化を減少して腐食を抑制する。

問18 補給水処理の単純軟化装置について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 給水の硬度成分を除去する最も簡単な装置で、低圧ボイラーに広く普及している。
- (2) 給水を強酸性陽イオン交換樹脂を充てんしたNa塔に通過させて、水の硬度成分を樹脂に吸着させ、樹脂のナトリウムと置換させる方法である。
- (3) 処理水の残留硬度は、貫流点を超えると著しく増加してくる。
- (4) 給水中のシリカは、除去することができない。
- (5) 樹脂が交換能力を減じた場合、一般には塩酸で負荷目的に合うイオンを吸着させ再生させる。

問19 キャリオーバに関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) キャリオーバは、低水位になると発生しやすい。
- (2) キャリオーバは、主蒸気弁を急に開くと発生しやすい。
- (3) キャリオーバが発生するとボイラー水全体が著しく揺動し、水面計の水位が確認しにくくなる。
- (4) キャリオーバが発生すると蒸気の純度を低下させる。
- (5) キャリオーバが発生すると配管のハンマリングを起こすことがある。

問 2 0 清掃、修繕等のためボイラー内部に入る場合の注意事項として、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) マンホールのふたを外すときは、内部に圧力が残っていないことを確認する。
- (2) ふたを開いてから、胴の内部に十分空気が流通するように穴や管台部分を開放し、又は仮設ファンを使用して換気する。
- (3) 他のボイラーと連結している配管に設けられた主蒸気弁、給排水弁などは、フランジ継手部で遮断板により遮断する。
- (4) ボイラー内に作業者が入る場合は、必ず外部に監視者を配置する。
- (5) 照明に使用する電灯は安全ガード付きのものを使用し、移動用電線は絶縁被覆に損傷が無いビニルコードを使用する。

(燃料及び燃焼に関する知識)

問 2 1 重油の性質に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) A重油は、B重油より凝固点が低い。
- (2) B重油は、A重油より硫黄分が少ない。
- (3) 重油の密度は、温度が上昇すると減少する。
- (4) 密度の小さい重油は、単位質量当たりの発熱量が大きい。
- (5) 密度の大きい重油は、一般に粘度が高い。

問 2 2 石炭に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 石炭の固定炭素は、主成分をなすものであり、炭化度の進んだものほど多い。
- (2) 石炭の水分は、吸着水分ともいわれ、褐炭で5～15%、歴青炭で1～5%である。
- (3) 石炭の揮発分は、炭化度の進んだものほど少ない。
- (4) 石炭の燃料比は、炭化度の進んだものほど小さい。
- (5) 石炭の発熱量は、灰分が多いほど小さい。

問 2 3 液体燃料と比べた気体燃料(都市ガス)の特徴として、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 成分中の炭素に対する水素の比率が高い。
- (2) 燃焼によるCO₂の発生割合は、発生する熱量が同じであれば、液体燃料の約75%である。
- (3) 硫黄、窒素分、灰分の含有量が少なく、伝熱面、火炉壁を汚染することがほとんどない。
- (4) 燃料の配管口径が細くなるため、配管費、制御機器費などの設備費用が安くなる。
- (5) 漏えいすると、可燃性混合気を作りやすく爆発の危険がある。

問 2 4 気体燃料の燃焼方式に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 予混合燃焼方式は、燃料ガスに空気を予め混合して燃焼させる方式であり、安定な火炎を作りやすい。
- (2) 予混合燃焼方式は、大容量バーナには利用されにくい、パイロットバーナに利用されることがある。
- (3) 拡散燃焼方式は、ガスと燃焼用空気を別々にバーナに供給する方式であり、逆火の危険性がある。
- (4) 拡散燃焼方式は、火炎の広がり、長さ、温度分布などの火炎特性の調節が容易である。
- (5) 拡散燃焼方式を利用した最も基本的なバーナとして、空気流の中心にガスノズルがあり、先端からガスを放射状に噴射するセンタータイプバーナがある。

問 2 5 霧化媒体を必要とする重油バーナは、次のうちどれか。

- (1) 低圧気流噴霧式バーナ
- (2) プランジャ式圧力噴霧バーナ
- (3) 戻り油式圧力噴霧バーナ
- (4) 回転式バーナ
- (5) ガンタイプバーナ

問 2 6 大気汚染物質の性状に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) ボイラーの煙突から排出される硫黄酸化物(SO_x)は、SO₂が主で、SO₃は数%である。
- (2) 燃料を燃焼室で燃焼した場合の窒素酸化物(NO_x)は、主としてNOが発生し、煙突から排出されて大気中に拡散する間に、NO₂になるものがある。
- (3) サーマルNO_xは、燃焼に使用された空気中の窒素が高温条件下で酸素と反応して生成する。
- (4) フェューエルNO_xは、燃料中の窒素化合物から酸化して生ずる。
- (5) ダストは、燃料の燃焼により分解した炭素が遊離炭素として残存したものである。

問27 重油中に含まれる水分及びスラッジによる障害として、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 水分が多いと、熱損失を招く。
- (2) 水分が多いと、いきつき燃焼を起こす。
- (3) 水分が多いと、油管内に低温腐食を起こす。
- (4) スラッジにより、弁、ろ過器、バーナチップなどを閉そくさせる。
- (5) スラッジにより、ポンプ、流量計、バーナチップなどを摩耗させる。

問28 燃焼に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 燃焼とは、光と熱の発生を伴う急激な酸化反応である。
- (2) 燃焼に大切なのは、着火性と燃焼速度である。
- (3) 液体燃料の油滴は、バーナタイルより離れたところで急激に気化し、それ以降は固形残さ粒子が分解して完全に気化燃焼を行う。
- (4) ボイラーにおける燃焼は、燃料と空気を接触させ、点火源並びに燃焼室の温度が燃料の着火温度以上に維持されていなければならない。
- (5) 着火温度は、液体燃料が加熱されると蒸気を発生し、これに小火炎を近づけると瞬間的に光を放って燃える最低の温度をいう。

問29 重油燃焼の火炎に火花が生じる原因として、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 通風の不足
- (2) バーナの調節不良
- (3) 燃料油の温度の不適正
- (4) 燃料油の圧力の不適正
- (5) 噴霧媒体の圧力の不適正

問30 ボイラーの通風に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 炉及び煙道を通して起こる空気及び燃焼ガスの流れを通風という。
- (2) 通風を起こさせる圧力差を通風力という。
- (3) 通風力の単位には、一般にPa又はkPaが用いられる。
- (4) 煙突によって生じる自然通風力は、煙突内ガスの密度に煙突の高さを乗じたものである。
- (5) 自然通風力は、煙突内ガスの温度が高いほど大きくなる。

(関係法令)

問31 ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置するボイラー室の管理等に関し、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) ボイラー取扱作業主任者の資格及び氏名をボイラー室に掲示し、ボイラー検査証はボイラー取扱作業主任者に所持させること。
- (2) ボイラー室には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に掲示すること。
- (3) ボイラー室には、必要がある場合のほか、引火しやすい物を持ち込まないこと。
- (4) ボイラー室には、水面計のガラス管、ガスケットその他の必要な予備品及び修繕用工具類を備えておくこと。
- (5) 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間にすき間が生じたときは、すみやかに補修すること。

問32 ボイラーの定期自主検査における項目と点検事項との組合せとして、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

(項目)	(点検事項)
(1) 燃料送給装置	損傷の有無
(2) バーナタイル	汚れ又は損傷の有無
(3) 火炎検出装置	機能の異常の有無
(4) 空気予熱器	通風圧の異常の有無
(5) 給水装置	損傷の有無及び作動の状態

問33 ボイラー取扱作業主任者が行わなければならない職務として法令に規定されていない事項は、次のうちどれか。

- (1) 圧力、水位及び燃焼状態を監視する。
- (2) 水処理装置の機能の保持に努める。
- (3) 急激な負荷の変動を与えないように努める。
- (4) ボイラーについて異状を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずる。
- (5) 低水位燃焼しゃ断装置、火炎検出装置その他の自動制御装置を点検し、及び調整する。

問34 次の文中の□内に入れるA及びBの用語の組合せとして、法令上、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

「事業者は、煙突からの排ガスの排出状況を観測するための□Aをボイラー室に設置する等ボイラー取扱作業主任者が□Bが正常に行われていることを容易に監視することができる措置を講じなければならない。」

- | A | B |
|--------------|--------|
| (1) 排ガス温度測定器 | ポストバージ |
| (2) 窓 | 燃 焼 |
| (3) 通風計測装置 | 点 火 |
| (4) 排ガス温度測定器 | プレバージ |
| (5) 窓 | プレバージ |

問35 ボイラー技士免許を受けた者でなければ取り扱うことができないボイラーは、法令上、次のうちどれか。

- (1) 胴の内径が700mmで、長さが1000mmの蒸気ボイラー
- (2) 最大電力設備容量40kWの電気ボイラー
- (3) 伝熱面積が4m²の蒸気ボイラー
- (4) 伝熱面積が10m²の温水ボイラー
- (5) 伝熱面積が20m²の気水分離器を有していない貫流ボイラー

問36 ボイラーを設置している者が、ボイラー検査証の再交付を所轄労働基準監督署長から受けなければならない場合は、法令上、次のうちどれか。

- (1) ボイラー取扱作業主任者を変更したとき
- (2) ボイラーの変更検査に合格したとき
- (3) ボイラー検査証の事業者を変更したとき
- (4) ボイラー検査証を損傷したとき
- (5) ボイラーを移設して設置場所を変更したとき

問37 ボイラーの附属品の管理に関し、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 圧力計は、使用中その機能を害するような振動を受けることがないようにすること。
- (2) 圧力計は、その内部が凍結し、又は80度以上の温度にならない措置を講ずること。
- (3) 水高計の目もりには、ボイラーの常用水位を示す位置に見やすい表示をすること。
- (4) 逃がし管は、凍結しないように保温その他の措置を講ずること。
- (5) 燃焼ガスに触れる給水管、吹出管及び水面測定装置の連絡管は、耐熱材料で防護すること。

問38 ボイラー使用再開検査を受けなければならない場合は、法令上、次のうちどれか。

- (1) 使用を廃止したボイラーを再び使用しようとするとき
- (2) ボイラー検査証の有効期間を更新しようとするとき
- (3) 構造検査を受けた後、1年間設置されなかったボイラーを設置し、使用しようとするとき
- (4) 輸入したボイラーを設置し使用しようとするとき
- (5) 休止報告をして、使用を休止していたボイラーを再び使用しようとするとき

問39 次の文中の□内に入れるAの用語及びBの数値の組合せとして、法令上、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

「安全弁が2個以上ある場合において、1個の安全弁を□A以下で作動するように調整したときは、他の安全弁を最高使用圧力の□B%増以下で作動するように調整することができる。」

- | A | B |
|----------------|----|
| (1) 最高使用圧力の90% | 10 |
| (2) 最高使用圧力の80% | 10 |
| (3) 最高使用圧力 | 3 |
| (4) 最高使用圧力 | 5 |
| (5) 最高使用圧力 | 7 |

問40 次の文中の□内に入れるAの数値、B及びCの用語の組合せとして、関係法令上、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

「最高使用圧力□AMPa以上の蒸気ボイラー（貫流ボイラー及び移動式ボイラーを除く。）の吹出し管には、吹出し弁を2個以上又は吹出し弁と□Bをそれぞれ1個以上□Cに取り付けなければならない。」

- | A | B | C |
|---------|---------|----|
| (1) 0.1 | 吹出しコック | 並列 |
| (2) 1 | 逃 が し 弁 | 並列 |
| (3) 1.5 | 排 水 コック | 並列 |
| (4) 0.1 | 逃 が し 弁 | 直列 |
| (5) 1 | 吹出しコック | 直列 |

(終 り)



基 発 第 6 6 号
平成10年2月25日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転士実技試験要領について

標記については、平成10年2月25日付け基発第65号「クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行並びに揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習、移動式クレーン運転実技教習及びデリック運転実技教習規程の一部を改正する告示等の適用について」において、別途示すこととしていたところであるが、今般、別添1のとおり定めたので、床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転士実技試験の適用に当たっては、その適切な運用に遺憾なきを期されたい。

なお、管内の関係する指定教習機関に対しては、本件の周知徹底を図り、その円滑な実施に向け、必要な指導に努められたい。

おって、財団法人安全衛生技術試験協会に対しては、別添2のとおり通知したので了知されたい。

別添1

床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転士実技試験要領

1 試験に使用するクレーン

クレーンは、つり上げ荷重が5トン以上の天井クレーンのうち、床上運転式クレーンとする。なお、当該クレーンは、原則として9つの押しボタンスイッチ（電源入、切、巻上げ、巻下げ、東、西、南、北、警報）の付いたペンダントスイッチにより操作するものとする。

2 運転

(1) 運行経路

- イ 別図1を参考のうえ、運行経路を設定する。
- ロ 運行距離は、合計45メートル以上とする。
- ハ 運行経路の中には、次の要素を入れることとし、運行経路及び下記(3)に示す障害物の位置は、適宜、変更することができる。
 - (イ) 斜行経路を4箇所設定する。
 - (ロ) 壁障害物を運行経路の前半部分の経路の途中の斜行経路に1箇所設定する。
 - (ハ) バー越え障害物を運行経路の前半部分の走行経路に1箇所、後半部分の走行経路に1箇所、運行経路の中間点付近に1箇所の合計3箇所設定する。
 - (ニ) ポール障害物を運行方向の変化する箇所の近くに2箇所設定する。
- ニ 運行経路は白線等で示し、運行方向は矢印で示す。
- ホ 試験荷重（以下「荷」という。）の定位置（出発及び帰着点）は、円を描いて示すこととする。円の大きさは、荷の直径の1.5倍の大きさとする。

(2) 運転者の移動する通路

運転者の移動する通路の幅は2メートルとし、運行経路から2メートル以上離れて設定する。

(3) 障害物

運行経路に設定する障害物は、次のものとし、別図2にその概要を示す。

- イ 運行経路の前半部分の障害物は、ポール障害物（別図2の(イ)）、バー越え障害物（別図2の(ロ)）及び壁障害物（別図2の(ハ)）とする。
- ロ 運行経路の中間点付近における障害物は、バー越え障害物（別図2の(ホ)）とする。
- ハ 運行経路の後半部分の障害物は、ポール障害物（別図2の(ニ)）及びバー越え障害物（別図2の(ホ)）とする。

(4) 荷の形状及び質量

荷の形状は円筒形とし、質量は約500キログラム以上とする。

(5) 運転方法

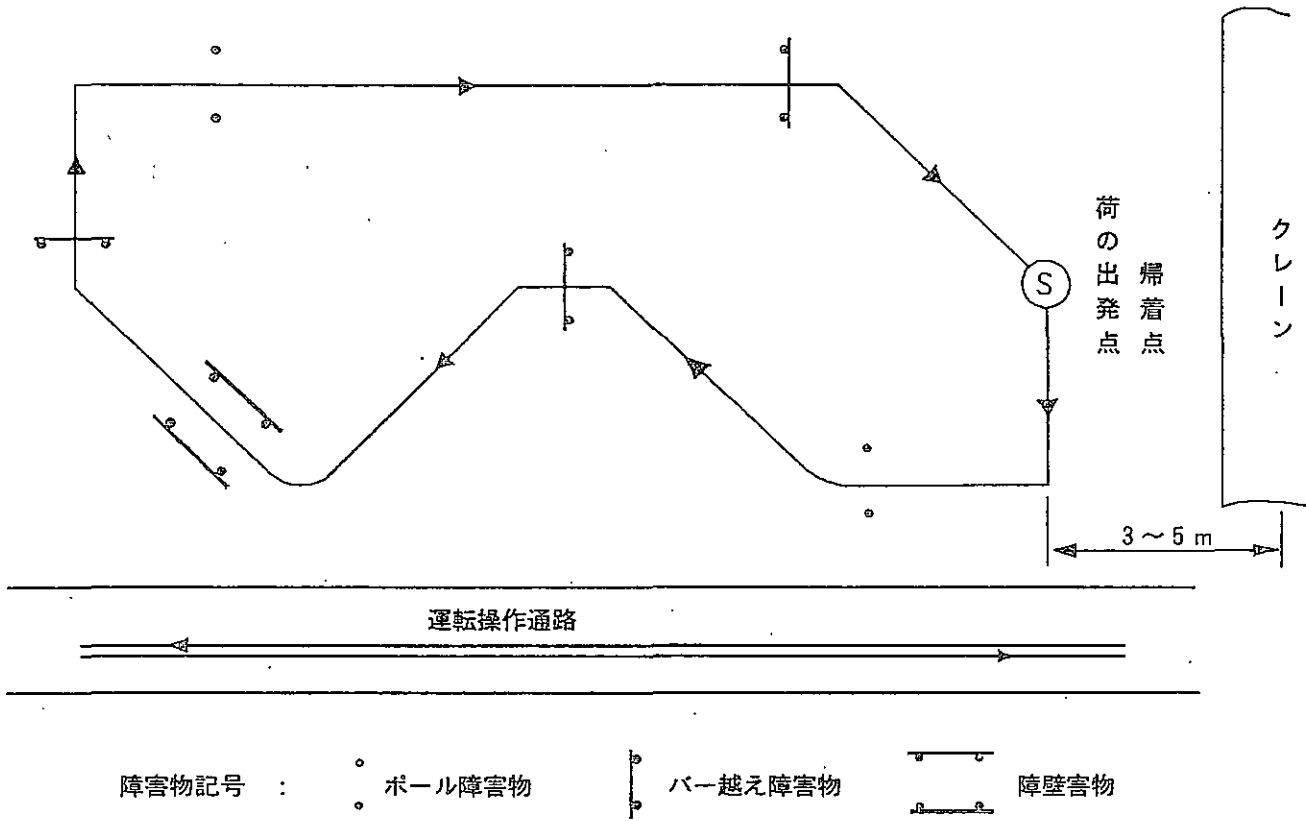
- イ 出発点⑤において荷の質量を確認し、荷を1メートルの高さに巻き上げる。荷の高さを測定し、荷の高さ（荷の底面）が1.3メートルを越えるとき又は0.8メートルを下回るときは、高さを約1メートルに修正させる。

- ロ 運行経路の中間点付近におけるバー越え障害物を越えた点において、2メートルの高さに巻き下げる。荷の高さを測定し、荷の高さ（荷の底面）が2.3メートルを越えるとき又は1.8メートルを下回るときは、高さを約2メートルに修正させる。
- ハ コントローラー（ペンダントスイッチ）の運転は、運転者が通路の白線内から逸脱しないで行わせる。
- ニ 試験員が笛等で合図してから運行経路に沿って下記(イ)～(ニ)により荷を運搬し、㊟点上（床上約2メートル）に至ったのち、荷を降ろす。
- (イ) ポール障害物の通過
荷の底面がおおむね床上の1メートル又は2メートルの高さを保ち、ポール障害物に接触しないように通過する。
- (ロ) バー越え障害物の通過
障害物の約1メートル手前で荷を巻上げてバーを越え、障害物を通過した後、約1メートル離れた位置で荷をおおむね1メートル又は2メートルの高さにもどす。
なお、バーを越えるときは、荷の底面がバーとポール上端の間を通過するものとする。
- (ハ) 壁障害物の通過
荷の底面が床上約1メートルの高さを保ち、壁障害物に接触しないように障害物間を通過する。
- (ニ) (イ)、(ロ)及び(ハ)以外の運行経路上を運行するときは、運転操作通路側の経路は荷の高さを約1メートルの高さに保ち、中間点付近におけるバー越え障害物を越えた点以後の運転者の移動する通路と遠い側の経路は荷の高さを約2メートルの高さに保つ。
- ホ コントローラー（ペンダントスイッチ）の操作は、3つの押しボタンスイッチ操作を同時に行うことを禁止し、運行経路中の斜行箇所においては2つの押しボタンスイッチ操作を同時に行うものとする。
- (6) 所要時間
- イ 出発点㊟の1メートルの高さにおいて試験員がクレーンの発進合図を行ったときから荷を㊟点に着地させるまでに要した時間を所要時間とする。但し、荷の高さを変更する地点での荷の高さの測定に要する時間を除くものとする。
- ロ 標準とする所要時間は、クレーンの巻上げ速度、運行距離等によって異なるので、模範運転を行い、模範運転時間の30%増しの時間（標準時間）とする。
- (7) 採点方法
別紙に示す基準によるところの減点方式により採点し、減点の合計が40点以下（合図が免除になる者を含む。）の者を合格とする。
- (8) その他
運転の試験において、失格の場合又は運転を継続することが危険であると試験員が判断するに至った場合は、その時点で直ちに運転を中止させ不合格とする。

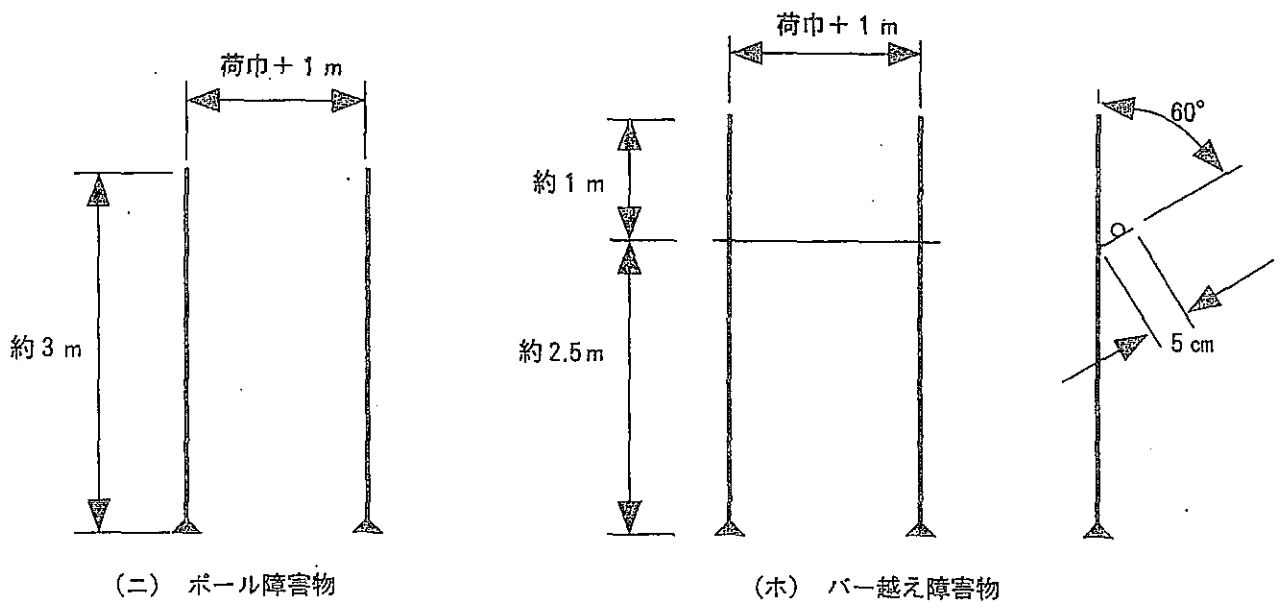
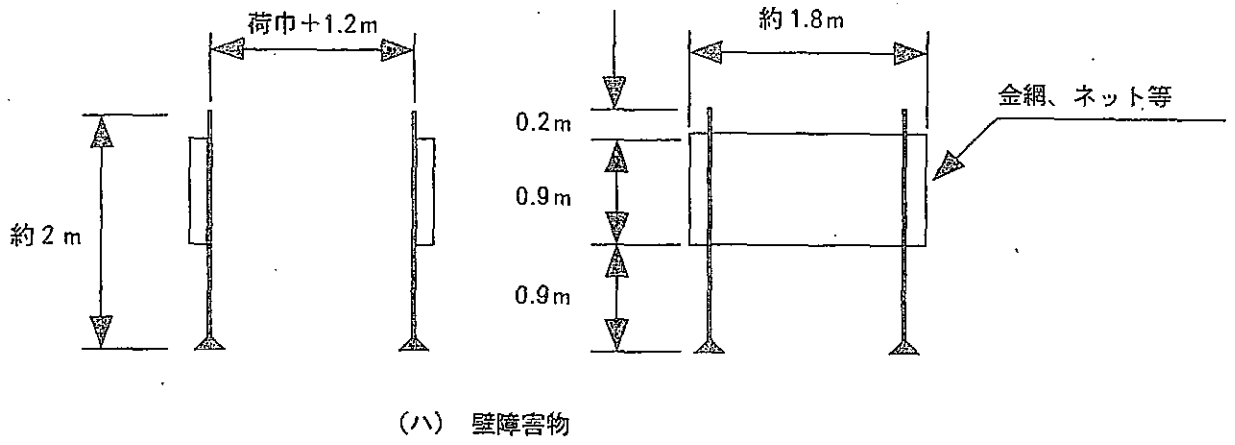
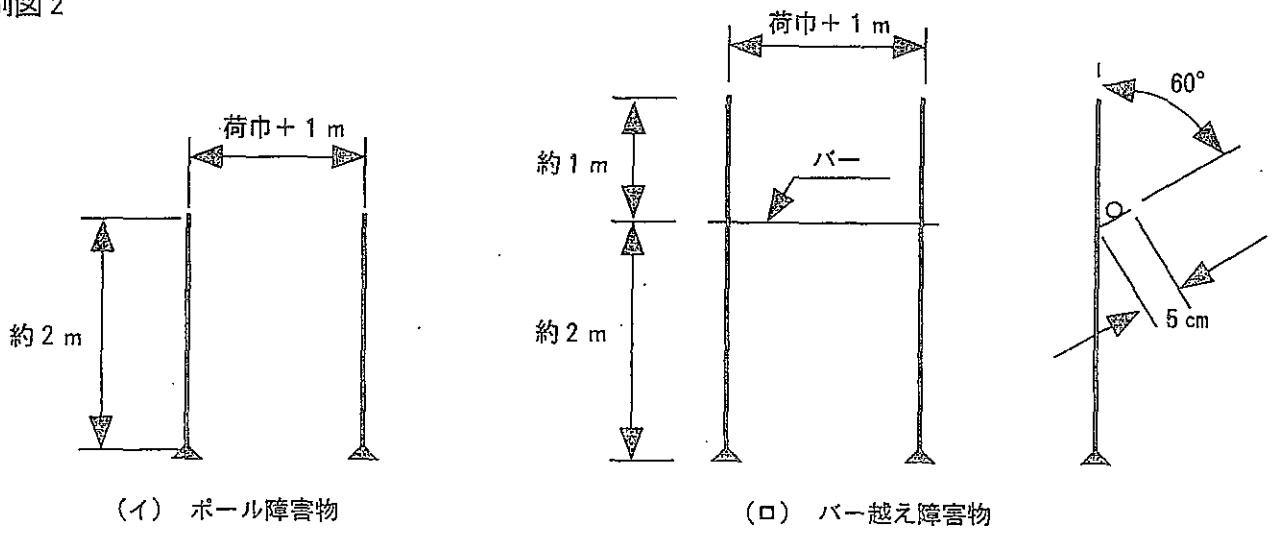
3 合図

クレーンの運転に係る基本的な合図のうち、適宜5つを選択して示し、判別させる。
1つの誤りにつき2点を減点する。

別図1



別図 2



労働安全衛生法等関係手数料について

1 根拠

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく免許等試験を受けようとする者は、同法第112条第1項により指定試験機関に手数料を納付しなければならない、その手数料の額は、労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年政令第345号）において定められている。
- (2) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）に基づく作業環境測定士試験を受けようとする者は、同法第49条第1項により指定試験機関に手数料を納付しなければならない、その手数料の額は、作業環境測定法施行令（昭和50年政令第244号）において定められている。

2 手数料

(1) 特別ボイラー溶接士免許試験

学科試験 7,000円

実技試験 21,800円

(2) 普通ボイラー溶接士免許試験

学科試験 7,000円

実技試験 18,900円

(3) 揚貨装置運転士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験

学科試験 7,000円

実技試験 11,100円

(4) 上記免許試験以外の免許試験*

学科試験 7,000円（実技試験は実施しない）

※ 第一種衛生管理者免許試験、第二種衛生管理者免許試験、高圧室内作業主任者免許試験、ガス溶接作業主任者免許試験、林業架線作業主任者免許試験、特級ボイラー技士免許試験、一級ボイラー技士免許試験、二級ボイラー技士免許試験、エックス線作業主任者免許試験、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験、発破技士免許試験、ボイラー整備士免許試験及び潜水士免許試験

(5) 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験

試験 24,700円（学科及び口述試験）

(6) 作業環境測定士試験

第1種作業環境測定士試験（特定科目＋選択1科目） 13,900円

※ 医師等で特定科目免除の場合は 10,600円

※ 選択科目が2以上の場合は、1科目ごとに3,300円を加算

第2種作業環境測定士試験（特定科目） 11,800円

労働安全衛生法関係試験手数料の推移

(単位：円)

試験の種類	昭和 62	平成 1	平成 3	平成 6	平成 9	平成 12	平成 15	平成 18	平成 21
免許筆記	4,500	4,500	5,900	7,600	8,000	8,300	8,300	8,300	7,000
特級ボイラ実技	17,000	17,400	18,600	19,800	21,600	21,800	21,800	21,800	21,800
普通ボイラ実技	13,000	13,300	16,400	17,200	18,700	18,900	18,900	18,900	18,900
クレーン等実技	8,200	8,300	8,900	10,400	10,900	11,100	11,100	11,100	11,100
コンサルタント	15,000	15,000	16,900	21,500	22,600	24,700	24,700	24,700	24,700
作業環境測定士 (第 1 種)	8,300	8,400	10,200	13,100	13,400	13,900	13,900	13,900	13,900
作業環境測定士 (第 2 種)	7,300	7,300	8,700	11,100	11,400	11,800	11,800	11,800	11,800

安全衛生技術センター一覧

○北海道安全衛生技術センター

住所 〒061-1407 北海道恵庭市黄金北 3-13

竣工 昭和62年10月

設備 試験室（定員100名2室、定員20名1室、定員6名1室）、天井クレーン（5t）2基、油圧式トラッククレーン（12t）、ラフテレーンクレーン（20t）、アーク溶接機4台、万能試験機（30t）

管轄 北海道

実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）

○東北安全衛生技術センター

住所 〒989-2427 宮城県岩沼市里の杜 1-1-15

竣工 昭和61年11月

設備 試験室（定員100名2室、定員12名1室）、天井クレーン（5t）2基、油圧式トラッククレーン（12t）、ラフテレーンクレーン（22t）、アーク溶接機5台、万能試験機（20t）

管轄 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）

○関東安全衛生技術センター

住所 〒290-0011 千葉県市原市能満 2089

竣工 昭和55年3月

設備 試験室（定員140名4室）、天井クレーン（5t）2基、油圧式トラッククレーン（11t）、ラフテレーンクレーン（22t）、アーク溶接機7台、デリック（5t）、万能試験機（30t）

管轄 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野

実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）。なお、揚貨装置運転士実技試験については近隣の短期大学に施設を借用し実施

○中部安全衛生技術センター

住所 〒477-0032 愛知県東海市加木屋町丑寅海戸 51-5

竣工 昭和59年11月

設備 試験室（定員100名3室、定員8名1室）、天井クレーン（5t）2基、油圧式トラッククレーン（11t）、ラフテレーンクレーン（22t）、アーク溶接機5台、万能試験機（20t）

管轄 富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重

実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）。なお、揚貨装置運転士実技試験については近隣の（独）雇用・能力開発機構愛知センターに施設を借用し実施

○近畿安全衛生技術センター

住所 〒675-0007 兵庫県加古川市神野町西之山字迎野

竣工 昭和53年10月

設備 試験室（定員90名2室、定員60名2室、定員6名1室）、天井クレーン（5t）2基、油圧式トラッククレーン（16t）、ラフテレーンクレーン（16t）、アーク溶接機5台

管轄 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）。なお、揚貨装置運転士実技試験については近隣の（独）雇用・能力開発機構関西職業能力開発推進センターに施設を借用し実施

○中国四国安全衛生技術センター

住所 〒721-0955 広島県福山市新漕町 2-29-36

竣工 昭和61年2月

設備 試験室（定員100名3室、定員15名1室、定員8名1室）、天井クレーン（5t）2基、油圧式トラッククレーン（16t）、ラフテレーンクレーン（22t）、アーク溶接機5台、万能試験機（30t）

管轄 島根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）。なお、揚貨装置運転士実技試験については近隣の技能教習所に施設を借用し実施

○九州安全衛生技術センター

住所 〒839-0809 福岡県久留米市東合川 5-9-3

竣工 昭和55年3月

設備 試験室（定員100名3室）、天井クレーン（5t）2基、ラフテレーンクレーン（16t）、アーク溶接機5台、万能試験機（30t）

管轄 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）

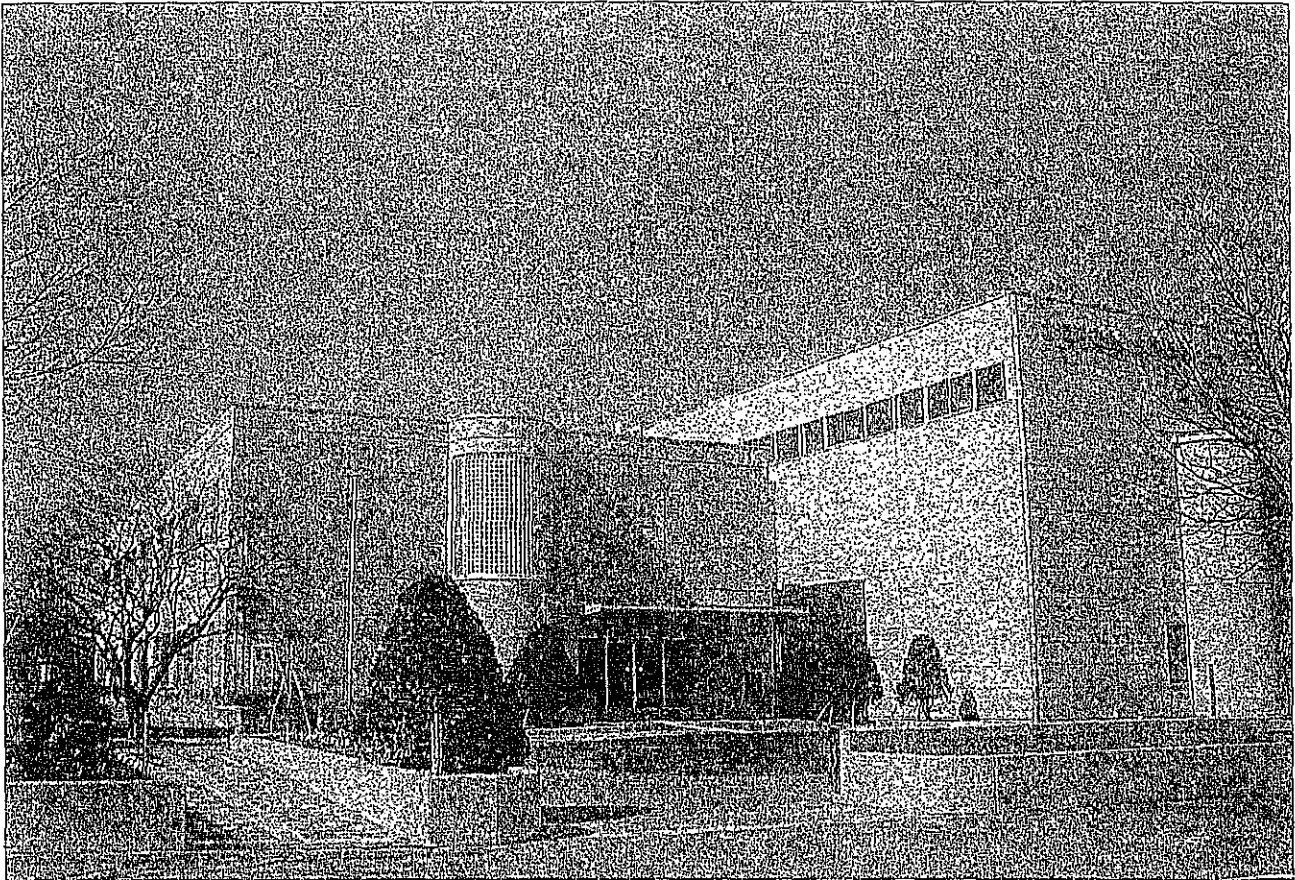
各安全衛生技術センターの案内

試験は、次のどのセンターでも受験できます。

北海道安全衛生技術センター

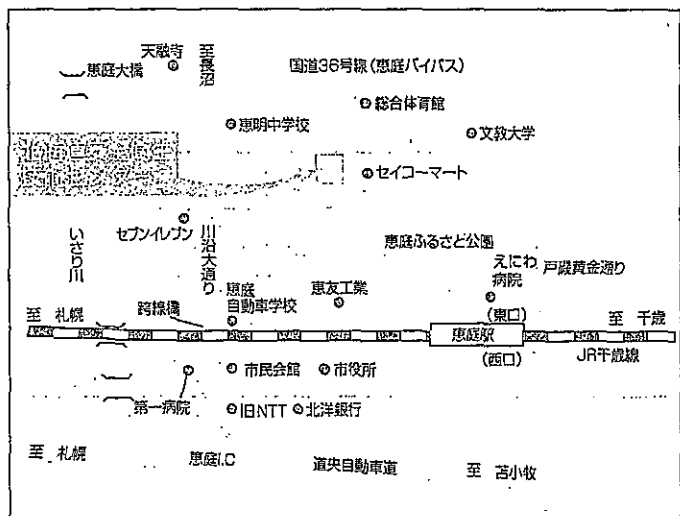
〒061-1407 北海道恵庭市黄金北3-13

TEL. 0123-34-1171



交通案内

- JR/千歳線恵庭駅下車（快速が停車します）、東口から北海道文教大学へ800m直進し、正門より左折200m先。徒歩約13分。
- タクシー/千歳線恵庭駅東口から約3分。
- マイカー/
 - 高速道路利用
 - ① 恵庭インターを下りて左折、センターまで3.5km。国道36号線利用
 - ② 恵庭バイパス経由で、恵庭市総合体育館裏の信号を札幌方面からは右折、又千歳方面からは左折して400m先。
 - 市街地経由は、NTT前交差点を長沼方面に1.7km JR跨線橋を超えて最初の信号を右折して300m先。

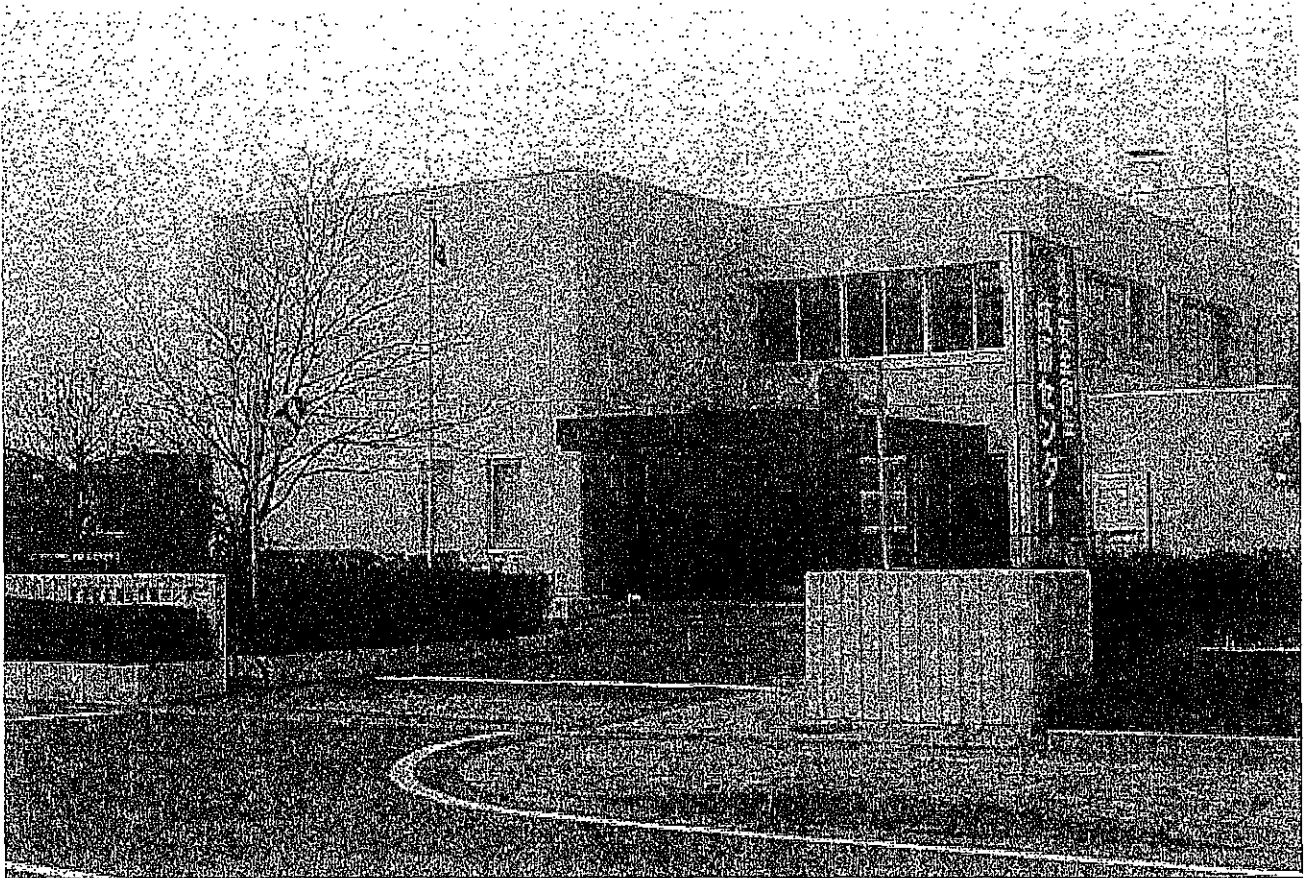


各安全衛生技術センターの案内

■東北安全衛生技術センター

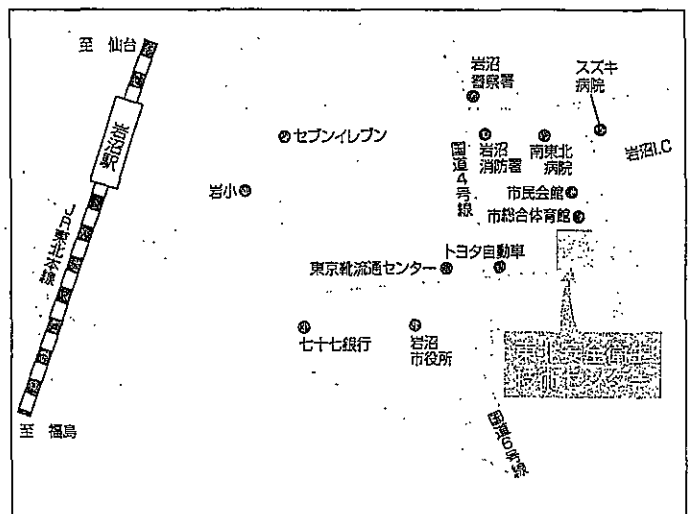
〒989-2427 宮城県岩沼市里の杜1-1-15

TEL. 0223-23-3181



■交通案内

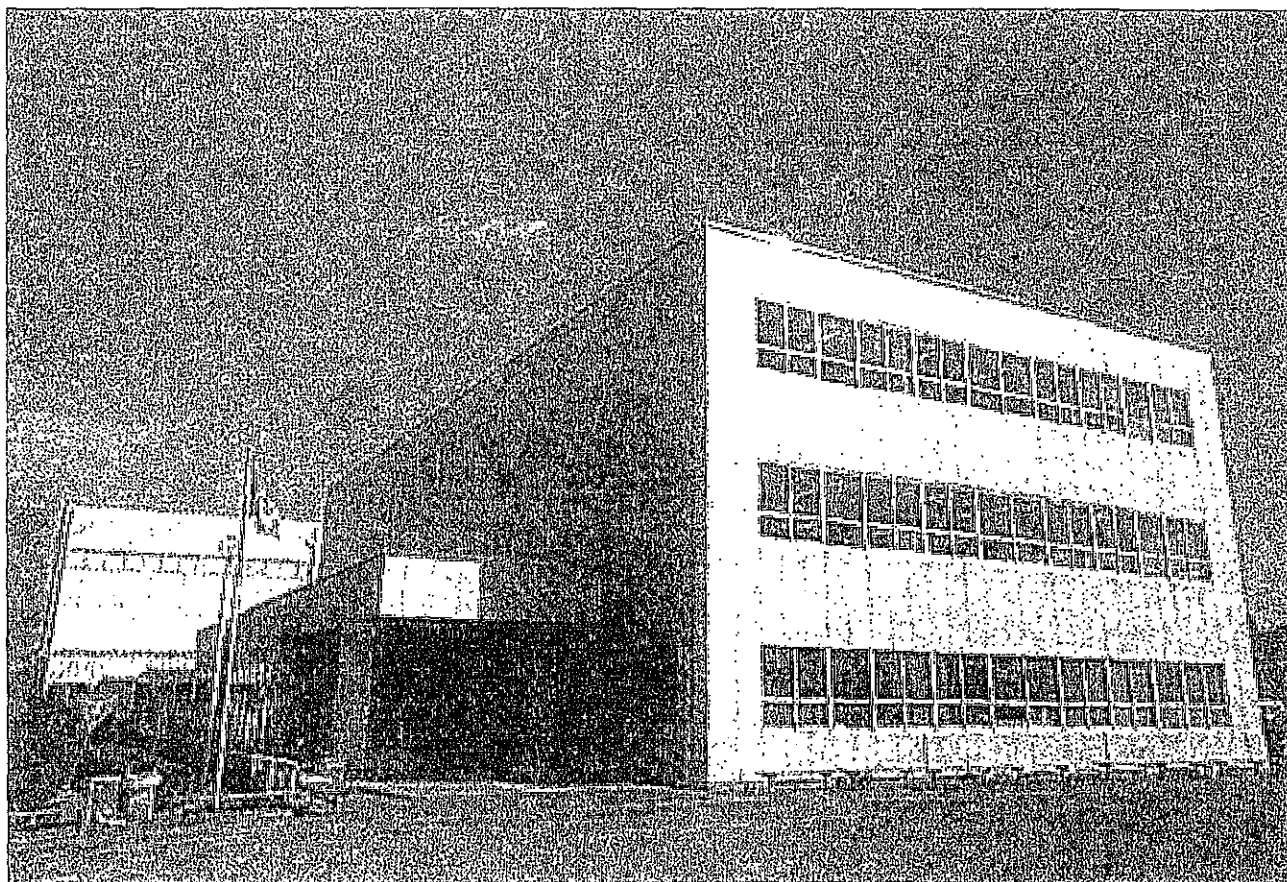
- JR / 東北本線又は常磐線で岩沼駅下車、徒歩約25分。
- タクシー / 岩沼駅前から約5分。
- マイカー / 国道4号線のトヨタ自動車、東京靴流通センター交差点を東進約300m。
・ 仙台東部道路岩沼ICを下りて、スズキ病院左折。



関東安全衛生技術センター

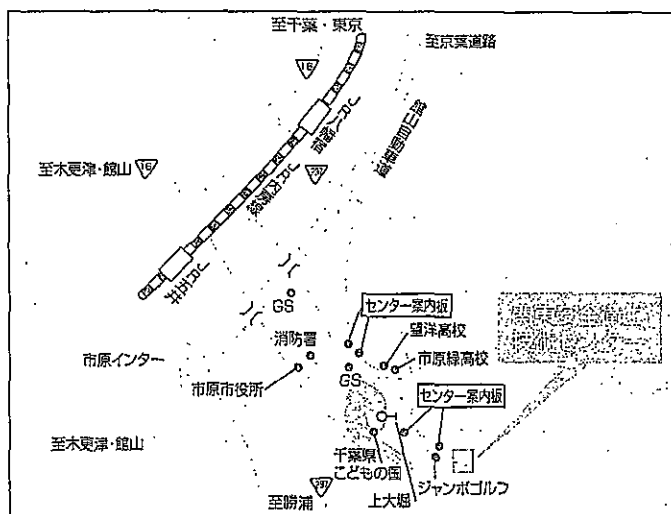
〒290-0011 千葉県市原市能満2089

TEL. 0436-75-1141



交通のご案内

- 試験日に限り、JR／内房線五井駅東口からセンター行直通バス運行（所要時間約20分）
- ※実技試験日は直通バスはありません。

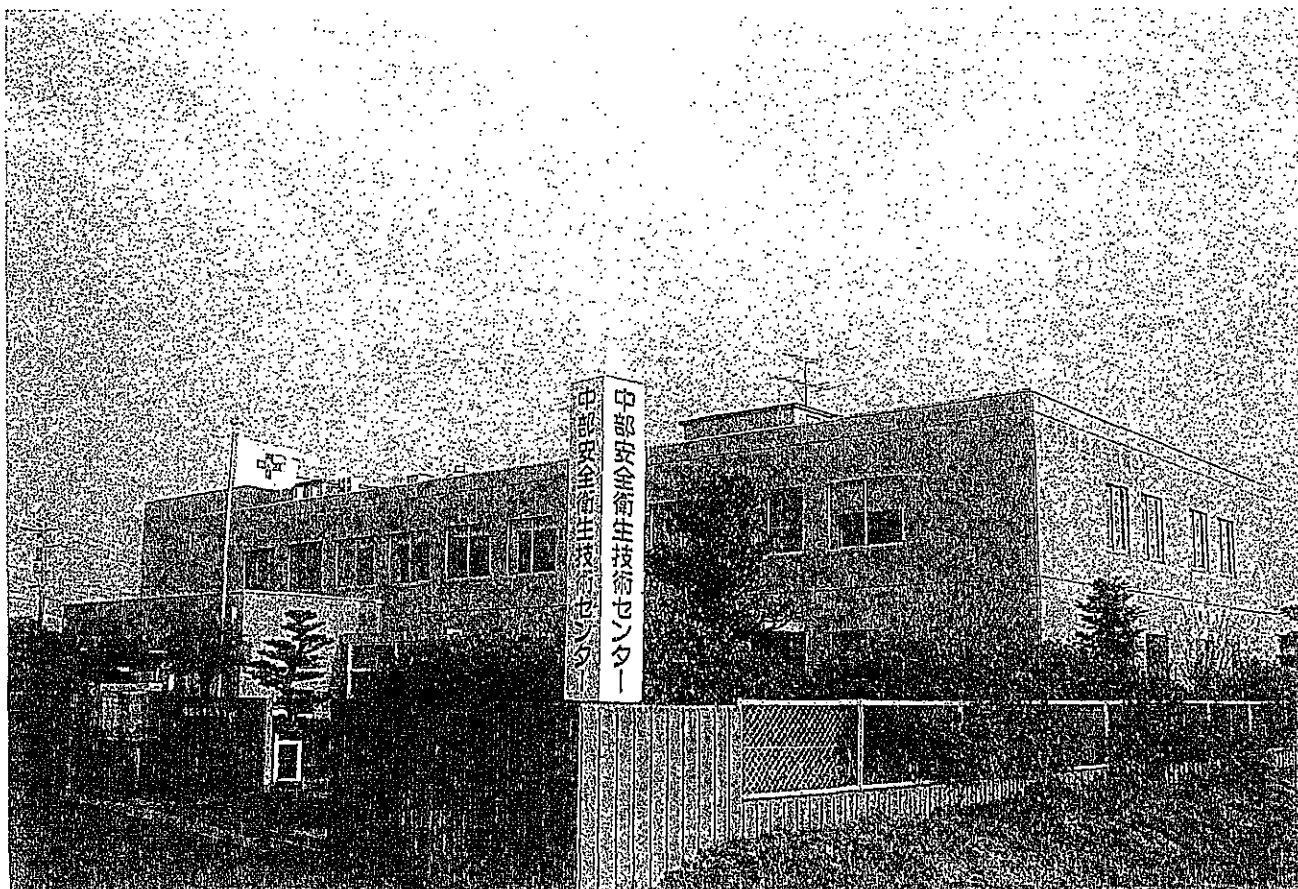


各安全衛生技術センターの案内

中部安全衛生技術センター

〒477-0032 愛知県東海市加木屋町丑寅海戸51-5

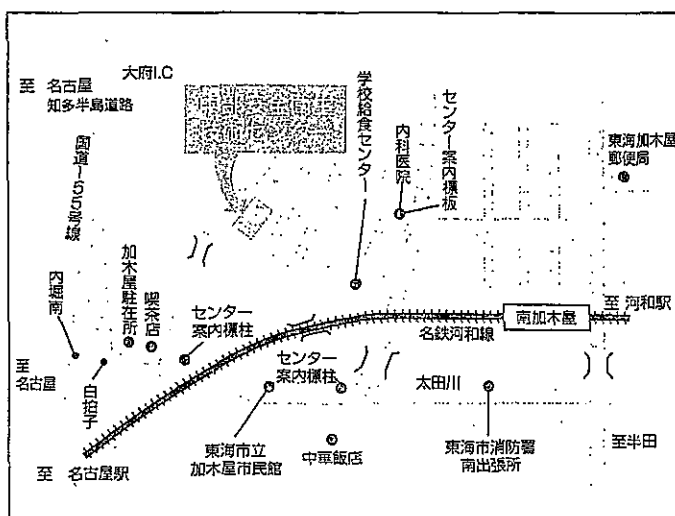
TEL. 0562-33-1161



経文通案内

● JR／名鉄河和線南加木屋駅下車、徒歩約15～20分。

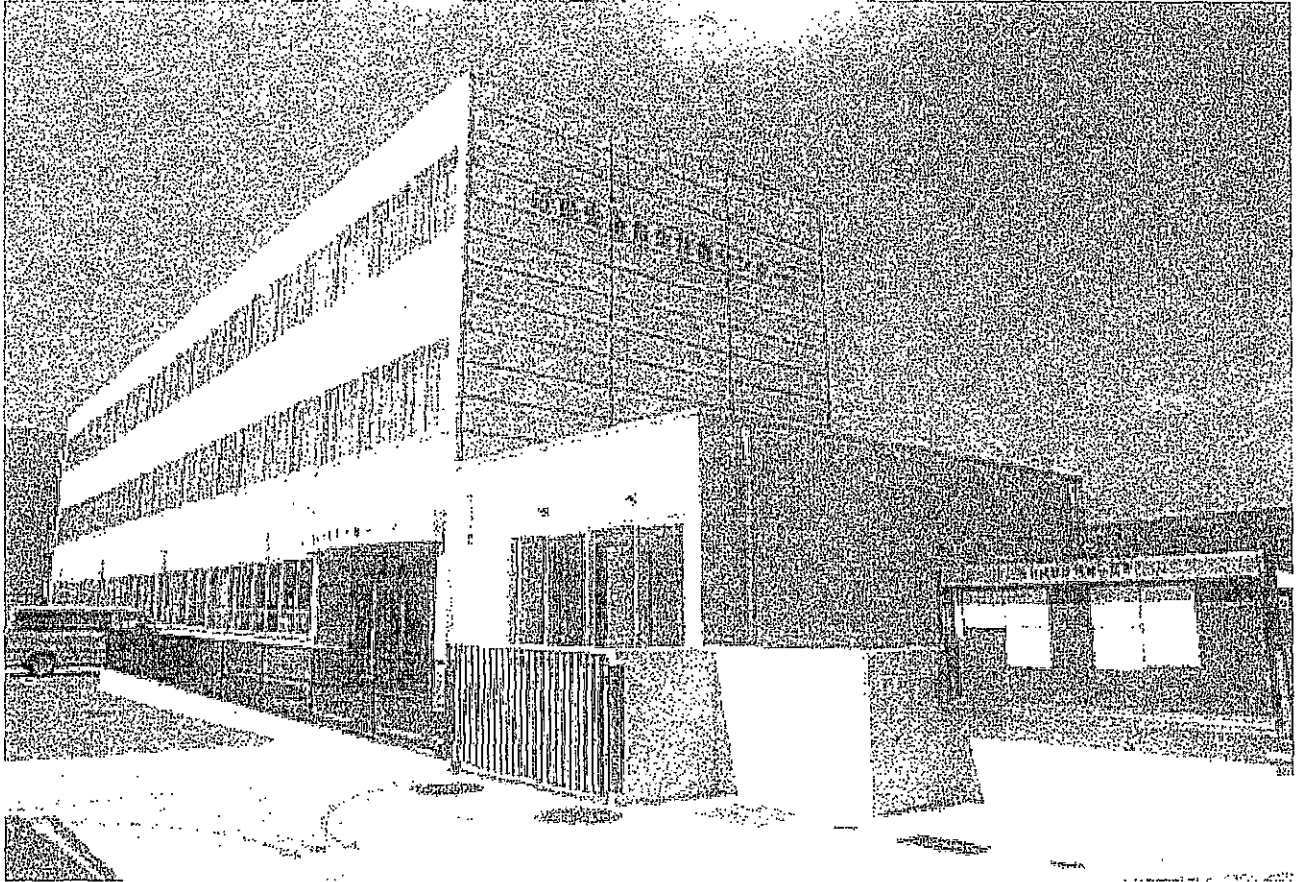
● マイカー／名古屋高速道路・知多半島道路大府ICから約5分。



近畿安全衛生技術センター

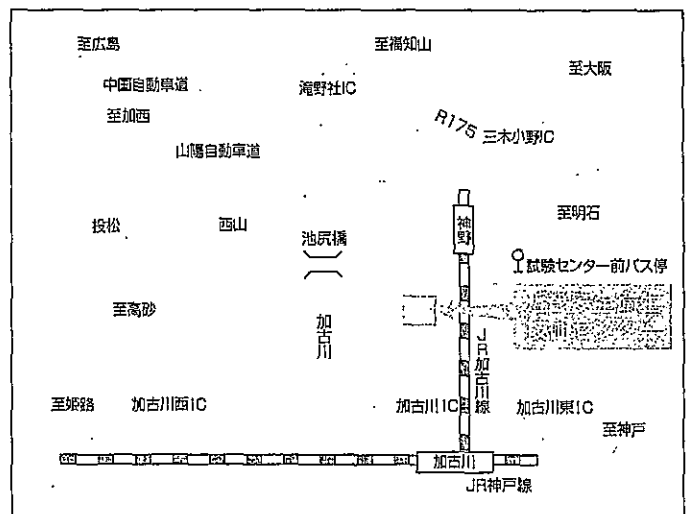
〒675-0007 兵庫県加古川市神野町西之山字迎野

TEL. 0794-38-8481



公共交通案内

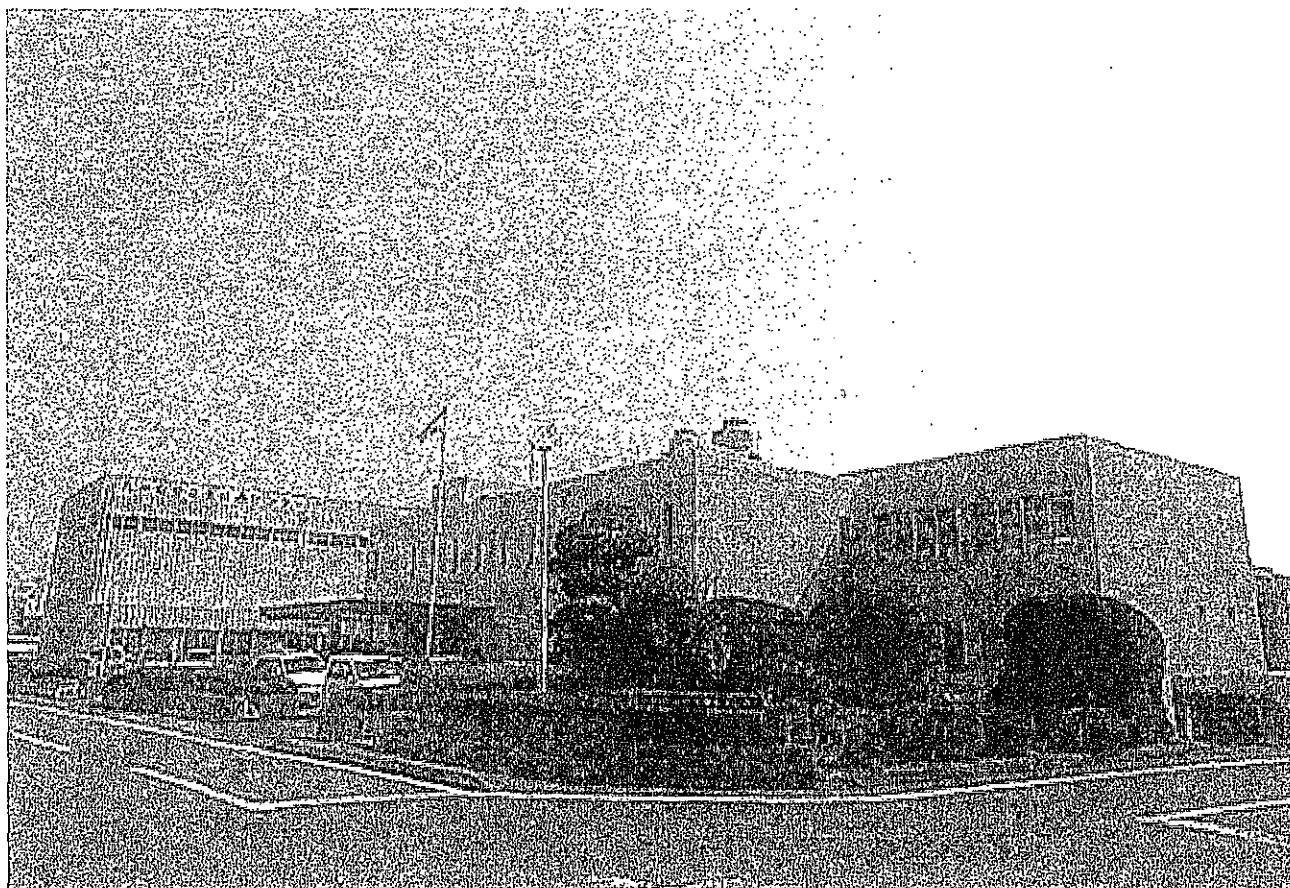
- ◎ JR / 神戸線加古川駅から加古川線に乗り換え、神野駅下車、徒歩約18分。
- ◎ バス / 加古川駅から「新神野行」神姫バスにて試験センター前下車、徒歩約2分。
- ◎ タクシー / 加古川駅前から約13分。



九州安全衛生技術センター

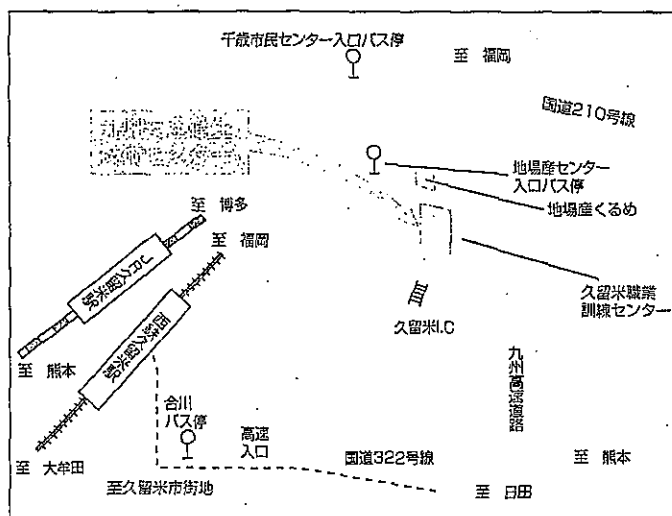
〒839-0809 福岡県久留米市東合川5-9-3

TEL. 0942-43-3381



交通アクセス

- JR又は西鉄久留米駅より、西鉄バス
- 20・25系統「田主丸・吉井行」にて合川下車、徒歩約15分。
- 22系統「地場産業センター経由北野行」にて地場産業センター下車、徒歩約3分。
- マイカー／九州縦貫自動車道 久留米ICから約2分。
- タクシー／西鉄久留米駅から約10分、JR久留米駅から約20分。



安全衛生技術センター改修実績(H14～H21)

(単位:千円)

年度	場所	内容	金額	内訳
14	近畿	障害者の対応が可能な学科試験室等の改修	67,243	施工旅費 403 施工庁費 255 施設費 66, 585
15	北海道	障害者の対応が可能な学科試験室等の増築工事	81,045	施工旅費 352 施工庁費 307 施設費 80, 386
16	東北	障害者試験棟の増築等工事	24,070	施工旅費 104 施工庁費 91 施設費 23, 875
	中部	障害者試験棟の増築工事	32,227	施工旅費 140 施工庁費 122 施設費 31, 965
17	九州	障害者試験棟の増築工事	30,082	施工旅費 137 施工庁費 120 施設費 29, 825
	関東	障害者試験棟の増築工事	29,580	施工旅費 135 施工庁費 120 施設費 29, 327
21	北海道	高圧受変電設備改修	5,610	施工旅費 24 施工庁費 21 施設費 5, 565
	東北	高圧受変電設備改修	5,243	施工旅費 22 施工庁費 20 施設費 5, 201
	関東	高圧受変電設備改修	6,002	施工旅費 25 施工庁費 23 施設費 5, 954
	中部	高圧受変電設備改修	4,385	施工旅費 19 施工庁費 16 施設費 4, 350
	近畿	高圧受変電設備改修	5,255	施工旅費 22 施工庁費 20 施設費 5, 213
	中国四国	高圧受変電設備改修	5,187	施工旅費 22 施工庁費 20 施設費 5, 145
	九州	高圧受変電設備改修	4,867	施工旅費 21 施工庁費 18 施設費 4, 828

※ H10～H13は改修実績なし。

※ 平成13年に「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等一部を改正する法律」の施行に伴う関係規定の整備として、労働安全衛生規則の一部を改正し、目、耳等が不自由な者等であっても、資格取得が可能となったもの。

H14からの障害者対応改修工事は、センター施設がそれらの者の受入れ体制整備のため、1階に試験室を用意することができず、車いす受験者に支障を来す状況にある施設等について順次整備したもの。

試験制度等の見直し検討会スケジュール（案）

6月16日 第1回会議
会議の趣旨説明、労働安全衛生法関係試験制度等について

7月8日 第2回会議
労働安全衛生法関係試験制度等について

（以降月1～2回のペースで開催）

9月目処 中間取りまとめ

12月目処 検討会結論の取りまとめ

試験制度等の見直し検討会における検討項目（案）

1. 適正かつ合理的な試験制度のあり方

- (1) 受験資格の見直し
- (2) 技術の進歩等に応じた免許区分の見直し
- (3) 試験方法について

2. 受験者の視点に立った免許試験の実施

- (1) 安全衛生技術センターの老朽化への対応を含めた試験会場の確保について
 - 民間機関の活用等の検討
 - 試験実施地域の検討
- (2) 適切な試験手数料の在り方
 - 収支均衡のあり方といった観点からの検討
 - 手数料の見直しのあり方の検討
- (3) 試験実施について
 - 学科試験の内容
 - 試験の申請手続き
 - 試験回数

3. その他

参考資料 1

労働安全衛生法関係試験に関する申請者数等資料

平成19年度労働安全衛生法に基づく免許試験結果(学科)

免許試験の種類	実施回数(のべ)	申請者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
第一種衛生管理者免許	212	62,249	58,921	32,248	54.7
第二種衛生管理者免許	212	29,318	27,903	18,316	65.6
高圧室内作業主任者免許	6	56	53	45	84.9
ガス溶接作業主任者免許	18	903	887	701	79.0
林業架線作業主任者免許	17	186	179	141	78.8
特級ボイラー技士免許	7	808	768	252	32.8
一級ボイラー技士免許	89	10,061	9,395	4,053	43.1
二級ボイラー技士免許	212	35,188	33,974	17,368	51.1
エックス線作業主任者免許	44	7,892	7,497	3,183	42.5
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許	7	398	384	294	76.6
発破技師免許	24	529	512	279	54.5
揚貨装置運転士免許	18	649	637	470	73.8
特別ボイラー溶接士免許	14	158	157	118	75.2
普通ボイラー溶接士免許	17	843	823	505	61.4
ボイラー整備士免許	46	3,551	3,443	2,338	67.9
クレーン・デリック運転士免許	277	27,034	26,415	14,685	55.6
移動式クレーン運転士免許	79	5,852	5,678	3,673	64.7
潜水士免許	54	6,805	6,554	5,231	79.8
合計	1,353	192,480	184,180	103,900	56.4

平成19年度労働安全衛生法に基づく免許試験結果(実技)

免許試験の種類	実施回数(のべ)	申請者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
特別ボイラー溶接士免許	25	206	200	176	88.0
普通ボイラー溶接士免許	53	1,100	1,060	652	61.5
クレーン・デリック運転士免許	333	6,008	5,508	2,493	45.3
移動式クレーン運転士免許	61	700	662	392	59.2
揚貨装置運転士免許	13	419	408	389	95.3
合計	485	8,433	7,838	4,102	52.3

平成19年度作業環境測定士試験の受験結果

免許試験の種類	実施回数	申請者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
第一種作業環境測定士	1	1,132	1,077	589	54.7
第二種作業環境測定士	2	1,865	1,746	519	29.7
合計	3	2,997	2,823	1,108	39.2

平成19年度労働安全・労働衛生コンサルタント試験の受験結果(筆記)

免許試験の種類	実施回数	申請者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
労働安全コンサルタント	1	994	905	195	21.5
労働衛生コンサルタント	1	321	269	93	34.6
合計	2	1,315	1,174	288	24.5

平成19年度労働安全・労働衛生コンサルタント試験の受験結果(口述)

免許試験の種類	実施回数	筆記試験 免除者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
労働安全コンサルタント	1	1	196	160	81.6
労働衛生コンサルタント	1	300	367	155	42.2
合計	2	301	563	315	56.0

平成19年度労働安全衛生法に基づく免許試験(学科)実施状況

免許試験の種類	合計		北海道安全衛生技術センター	
	実施回数(のべ)	申請者数	回数	申請者数
第一種衛生管理者免許	212	62,249	21	2,296
第二種衛生管理者免許	212	29,318	21	1,246
高圧室内作業主任者免許	6	56	1	1
ガス溶接作業主任者免許	18	903	2	26
林業架線作業主任者免許	17	186	1	3
特級ボイラー技士免許	7	808	1	40
一級ボイラー技士免許	89	10,061	13	807
二級ボイラー技士免許	212	35,188	30	3,023
エックス線作業主任者免許	44	7,892	3	230
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許	7	398	1	8
発破技師免許	24	529	2	53
揚貨装置運転士免許	18	649	1	20
特別ボイラー溶接士免許	14	158	2	4
普通ボイラー溶接士免許	17	843	2	32
ボイラー整備士免許	46	3,551	4	136
クレーン・デリック運転士免許	277	27,034	27	845
移動式クレーン運転士免許	79	5,852	8	306
潜水士免許	54	6,805	6	340
合計	1,353	192,480	146	9,416

免許試験の種類	東北安全衛生技術センター		関東安全衛生技術センター	
	回数	申請者数	回数	申請者数
第一種衛生管理者免許	24	4,488	47	23,715
第二種衛生管理者免許	24	1,778	47	12,559
高圧室内作業主任者免許	0	0	1	26
ガス溶接作業主任者免許	2	32	4	211
林業架線作業主任者免許	0	0	5	15
特級ボイラー技士免許	1	41	1	255
一級ボイラー技士免許	13	840	16	3,520
二級ボイラー技士免許	28	3,686	41	10,476
エックス線作業主任者免許	4	424	9	2,808
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許	1	23	1	121
発破技師免許	3	56	6	190
揚貨装置運転士免許	2	50	3	182
特別ボイラー溶接士免許	2	7	2	31
普通ボイラー溶接士免許	2	66	2	218
ボイラー整備士免許	7	232	9	832
クレーン・デリック運転士免許	28	819	58	7,313
移動式クレーン運転士免許	13	389	13	1,518
潜水士免許	8	435	6	1,911
合計	162	13,366	271	65,901

免許試験の種類	中部安全衛生技術センター		近畿安全衛生技術センター	
	回数	申請者数	回数	申請者数
第一種衛生管理者免許	36	9,970	41	9,352
第二種衛生管理者免許	36	3,581	41	5,003
高圧室内作業主任者免許	1	13	1	12
ガス溶接作業主任者免許	3	239	2	103
林業架線作業主任者免許	5	61	2	32
特級ボイラー技士免許	1	152	1	108
一級ボイラー技士免許	12	1,461	13	1,390
二級ボイラー技士免許	28	4,740	24	4,095
エックス線作業主任者免許	10	1,115	6	1,655
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許	1	36	1	68
発破技師免許	3	84	2	36
揚貨装置運転士免許	4	75	2	117
特別ボイラー溶接士免許	2	10	2	24
普通ボイラー溶接士免許	4	138	2	129
ボイラー整備士免許	8	524	5	448
クレーン・デリック運転士免許	38	4,398	46	5,613
移動式クレーン運転士免許	11	697	10	1,054
潜水士免許	10	884	5	1,097
合計	213	28,178	206	30,336

免許試験の種類	中国四国安全衛生技術センター		九州安全衛生技術センター	
	回数	申請者数	回数	申請者数
第一種衛生管理者免許	20	5,959	23	6,469
第二種衛生管理者免許	20	2,257	23	2,894
高圧室内作業主任者免許	1	3	1	1
ガス溶接作業主任者免許	2	151	3	141
林業架線作業主任者免許	3	49	1	26
特級ボイラー技士免許	1	132	1	80
一級ボイラー技士免許	12	1,117	10	926
二級ボイラー技士免許	33	4,097	28	5,071
エックス線作業主任者免許	8	863	4	797
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許	1	84	1	58
発破技師免許	3	58	5	52
揚貨装置運転士免許	2	89	4	116
特別ボイラー溶接士免許	2	58	2	24
普通ボイラー溶接士免許	3	160	2	100
ボイラー整備士免許	7	980	6	399
クレーン・デリック運転士免許	46	5,068	34	2,978
移動式クレーン運転士免許	13	939	11	949
潜水士免許	9	694	10	1,444
合計	186	22,758	169	22,525

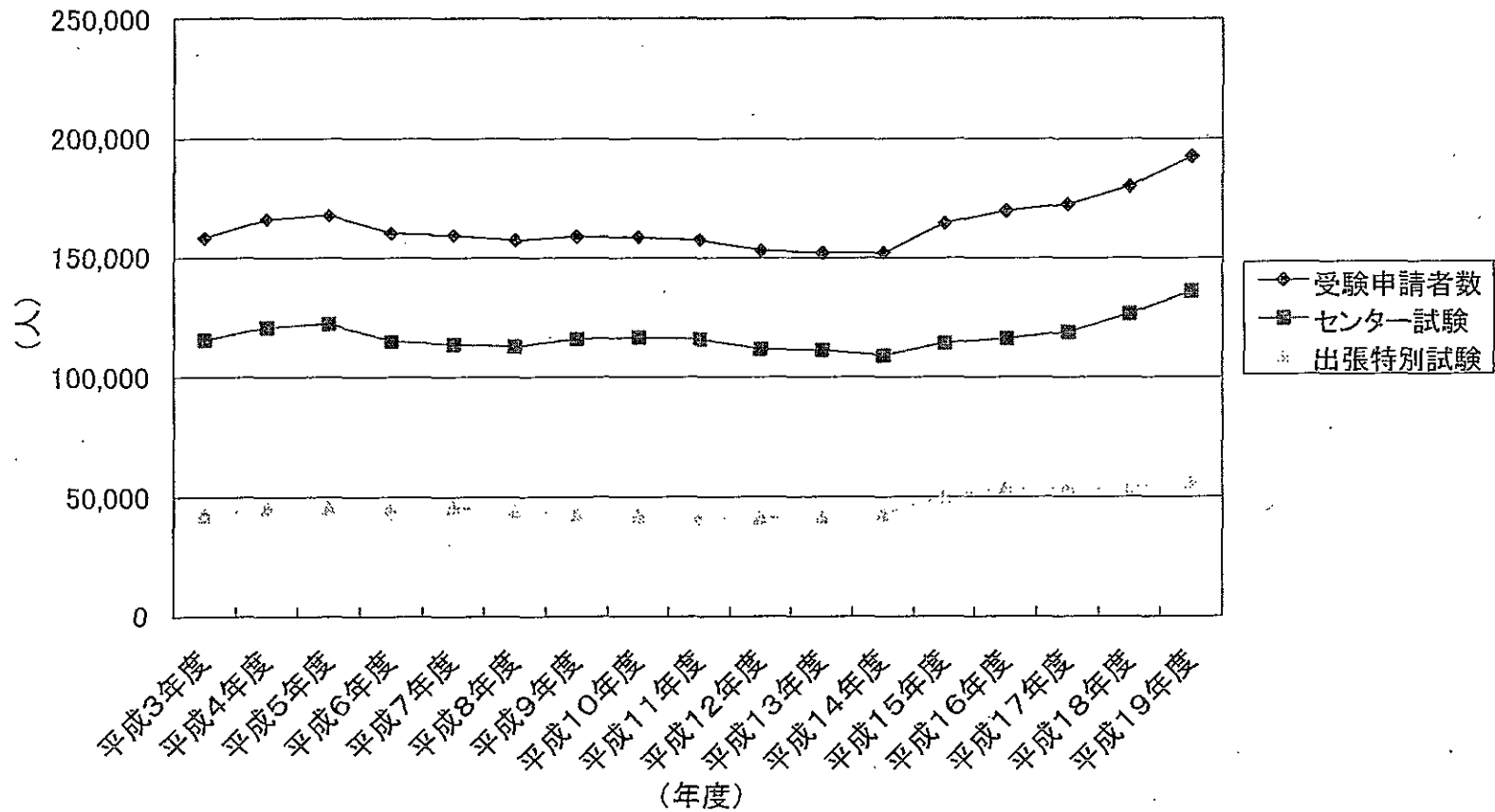
平成19年度労働安全衛生法に基づく免許試験(実技)実施状況

免許試験の種類	合計		北海道安全衛生技術センター		東北安全衛生技術センター		関東安全衛生技術センター	
	実施回数(のべ)	申請者数	回数	申請者数	回数	申請者数	回数	申請者数
特別ボイラー溶接士免許	25	206	3	9	3	7	4	53
普通ボイラー溶接士免許	53	1,100	3	36	4	70	12	353
クレーン・デリック運転士免許	333	6,008	22	206	29	394	34	786
移動式クレーン運転士免許	61	700	6	30	7	88	9	117
揚貨装置運転士免許	13	419	0	0	0	0	2	183
合計	485	8,433	34	281	43	559	61	1,492
免許試験の種類	中部安全衛生技術センター		近畿安全衛生技術センター		中国四国安全衛生技術センター		九州安全衛生技術センター	
	回数	申請者数	回数	申請者数	回数	申請者数	回数	申請者数
特別ボイラー溶接士免許	3	14	3	38	5	57	4	28
普通ボイラー溶接士免許	8	145	10	205	9	156	7	135
クレーン・デリック運転士免許	54	1,651	94	1,613	52	825	48	533
移動式クレーン運転士免許	7	93	9	121	13	143	10	108
揚貨装置運転士免許	4	56	2	70	2	23	3	87
合計	76	1,959	118	2,047	81	1,204	72	891

労働安全衛生法に基づく免許試験(学科)申請者数の推移(全免許試験合計数)

	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受験申請者数	158,068	165,973	167,605	159,965	159,104	157,090	158,642	158,338	157,258	152,841	151,775	151,926	164,288	169,667	172,302	179,902	192,480
センター試験	115,468	120,810	122,191	114,804	113,605	112,768	115,741	116,463	115,839	111,588	111,126	108,941	114,177	116,039	118,671	126,367	135,754
出張特別試験	42,600	45,163	45,414	45,161	45,499	44,322	42,901	41,875	41,419	41,253	40,649	42,985	50,111	53,628	53,631	53,535	56,726

労働安全衛生法に基づく免許試験(学科)受験申請者数推移

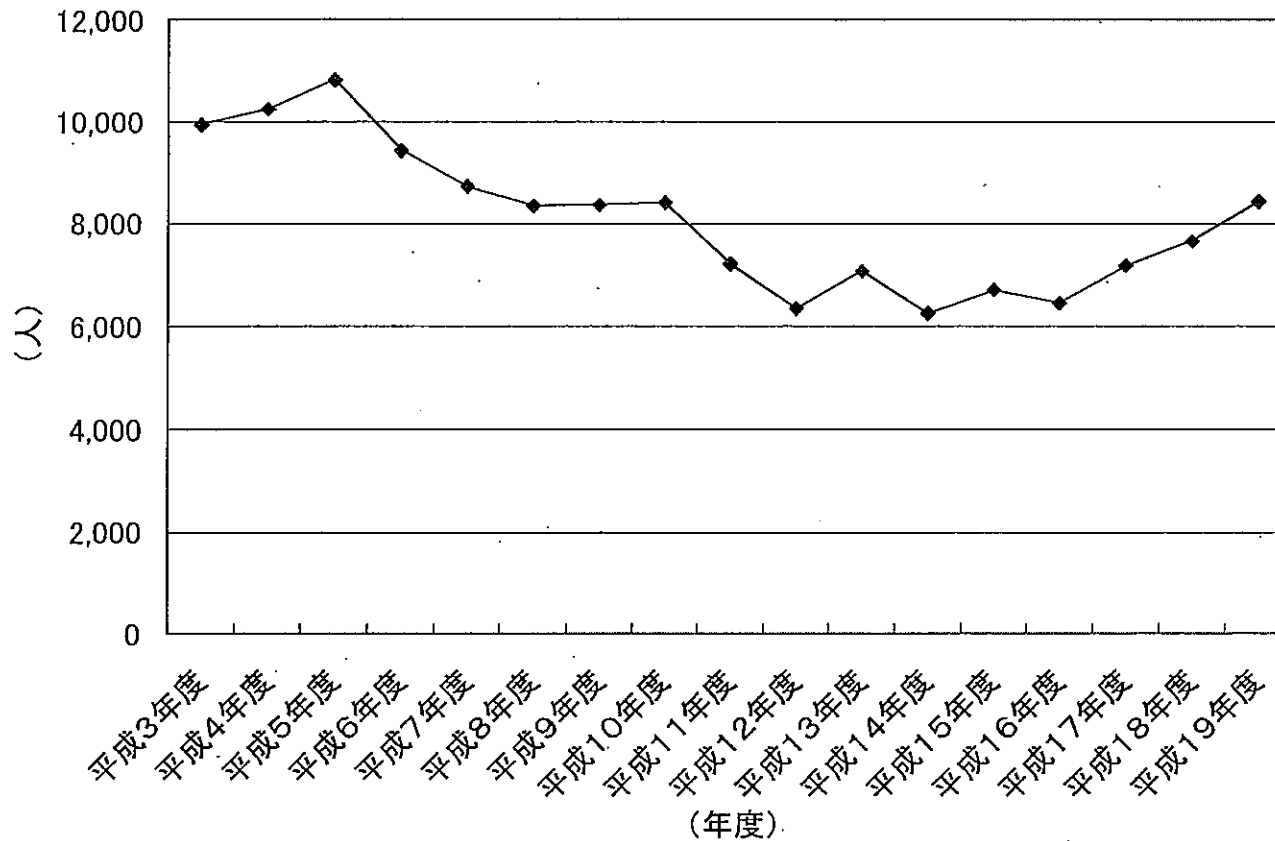


※ 表及びグラフ中のセンター試験とは、全国7カ所の安全衛生技術センターで実施した試験、出張特別試験とは、安全衛生技術センター以外で実施した試験

労働安全衛生法に基づく免許試験(実技)申請者数の推移(全免許試験合計数)

	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受験申請者数	9,944	10,247	10,828	9,435	8,735	8,357	8,370	8,415	7,214	6,346	7,071	6,250	6,706	6,453	7,177	7,652	8,433

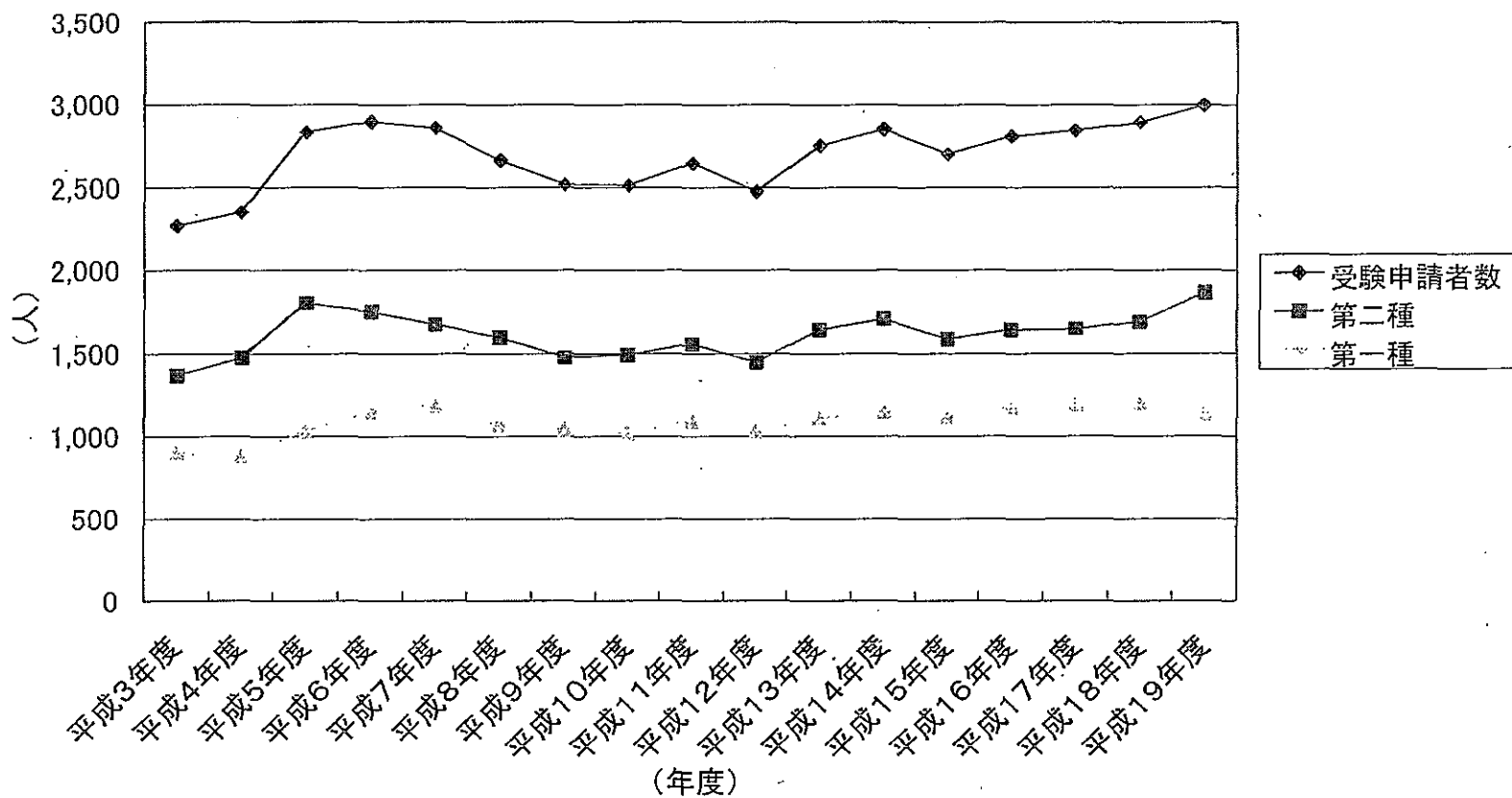
労働安全衛生法に基づく免許試験(実技)受験申請者数推移



作業環境測定法に基づく作業環境測定士試験の受験申請者数の推移

	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受験申請者数	2,266	2,348	2,833	2,896	2,859	2,662	2,516	2,510	2,643	2,473	2,751	2,851	2,700	2,808	2,845	2,892	2,997
第二種	1,366	1,471	1,806	1,752	1,674	1,594	1,476	1,491	1,554	1,443	1,641	1,707	1,583	1,641	1,649	1,689	1,865
第一種	900	877	1,027	1,144	1,185	1,068	1,040	1,019	1,089	1,030	1,110	1,144	1,117	1,167	1,196	1,203	1,132

作業環境測定士試験受験申請者数推移

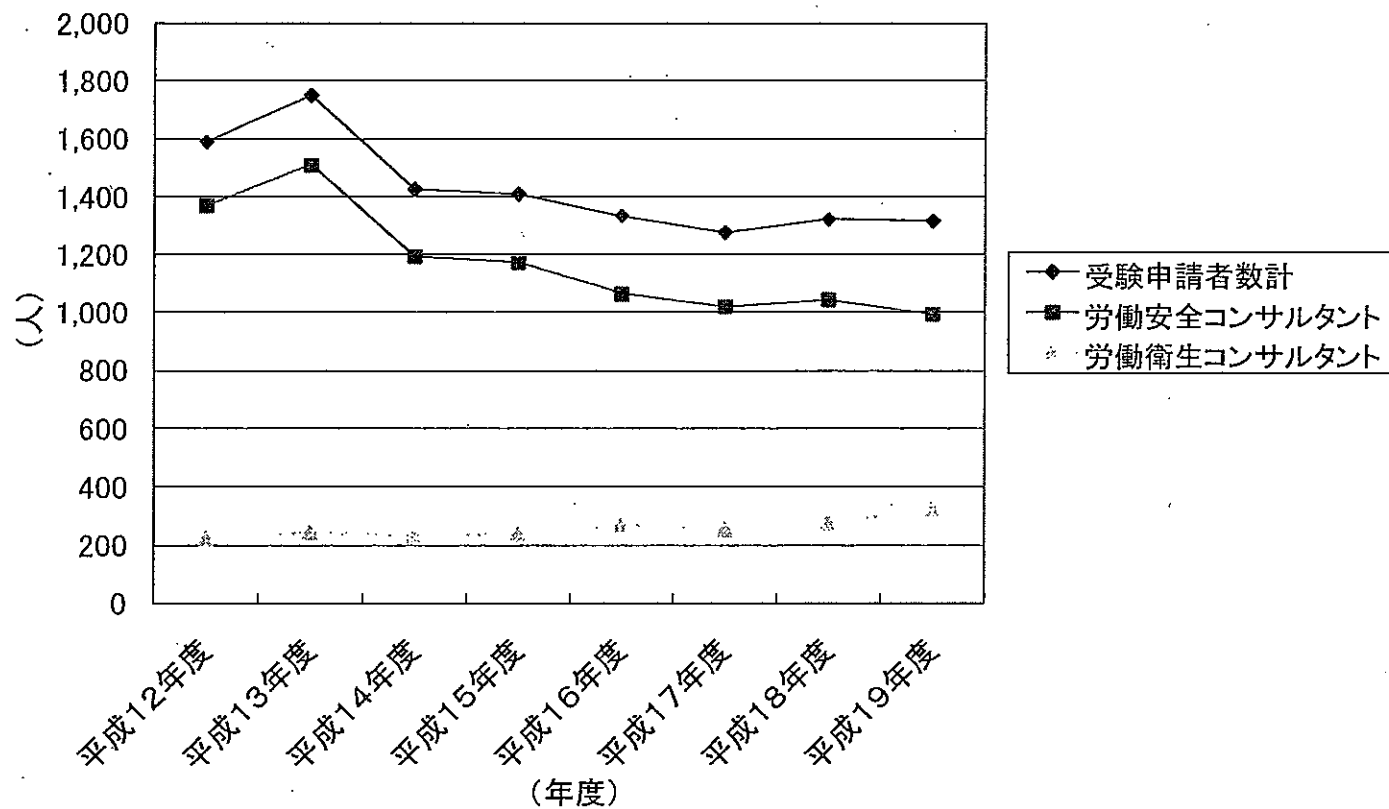


※ 表及びグラフ中の第一種とは、第一種作業環境測定士試験受験申請者、第二種とは、第二種作業環境測定士試験受験申請者

労働安全・衛生コンサルタント試験(筆記)受験者数推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受験申請者数計	1,590	1,751	1,425	1,408	1,333	1,275	1,320	1,315
労働安全コンサルタント	1,368	1,509	1,192	1,172	1,065	1,022	1,045	994
労働衛生コンサルタント	222	242	233	236	268	253	275	321

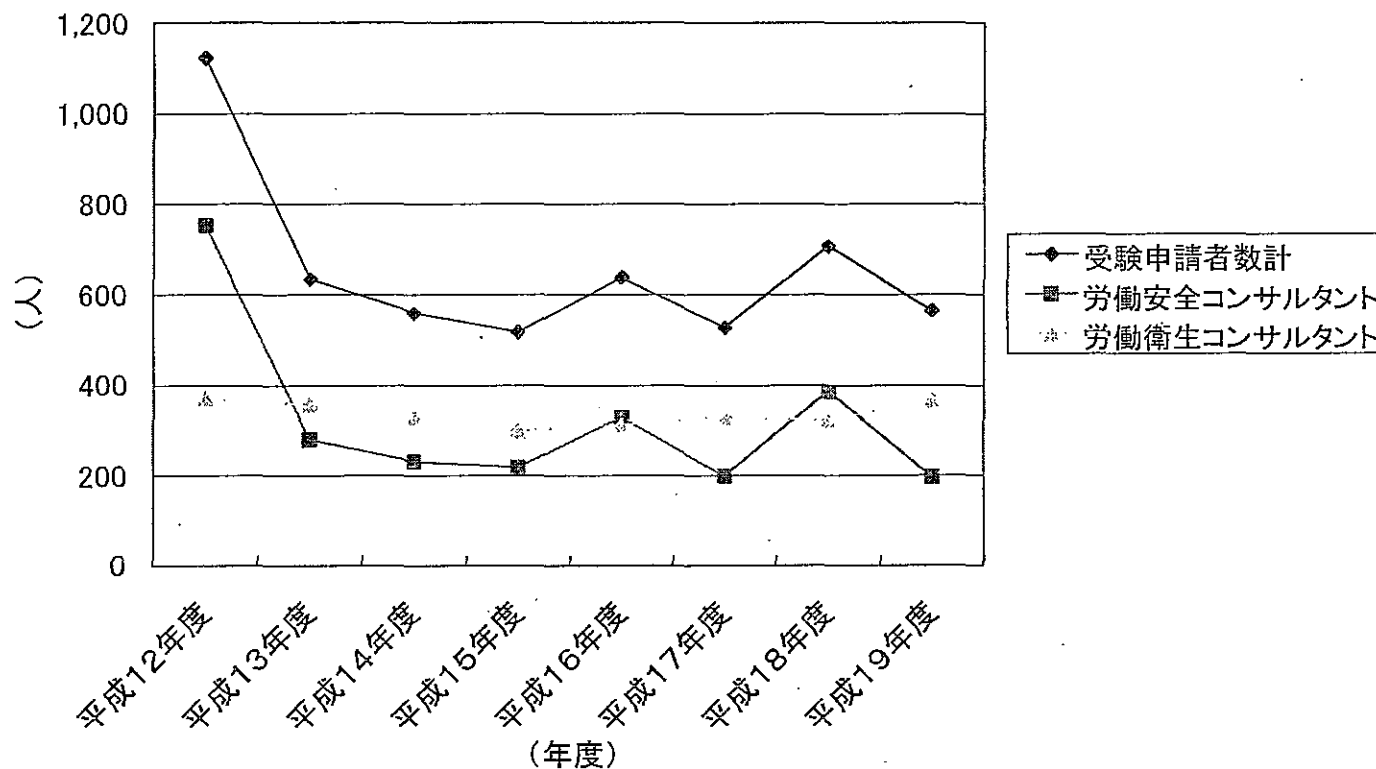
労働安全・労働衛生コンサルタント試験(筆記)受験申請者数推移



労働安全・衛生コンサルタント試験(口述)受験者数推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受験申請者数計	1,123	634	558	516	637	526	706	563
労働安全コンサルタント	752	278	230	218	327	198	385	196
労働衛生コンサルタント	371	356	328	298	310	328	321	367

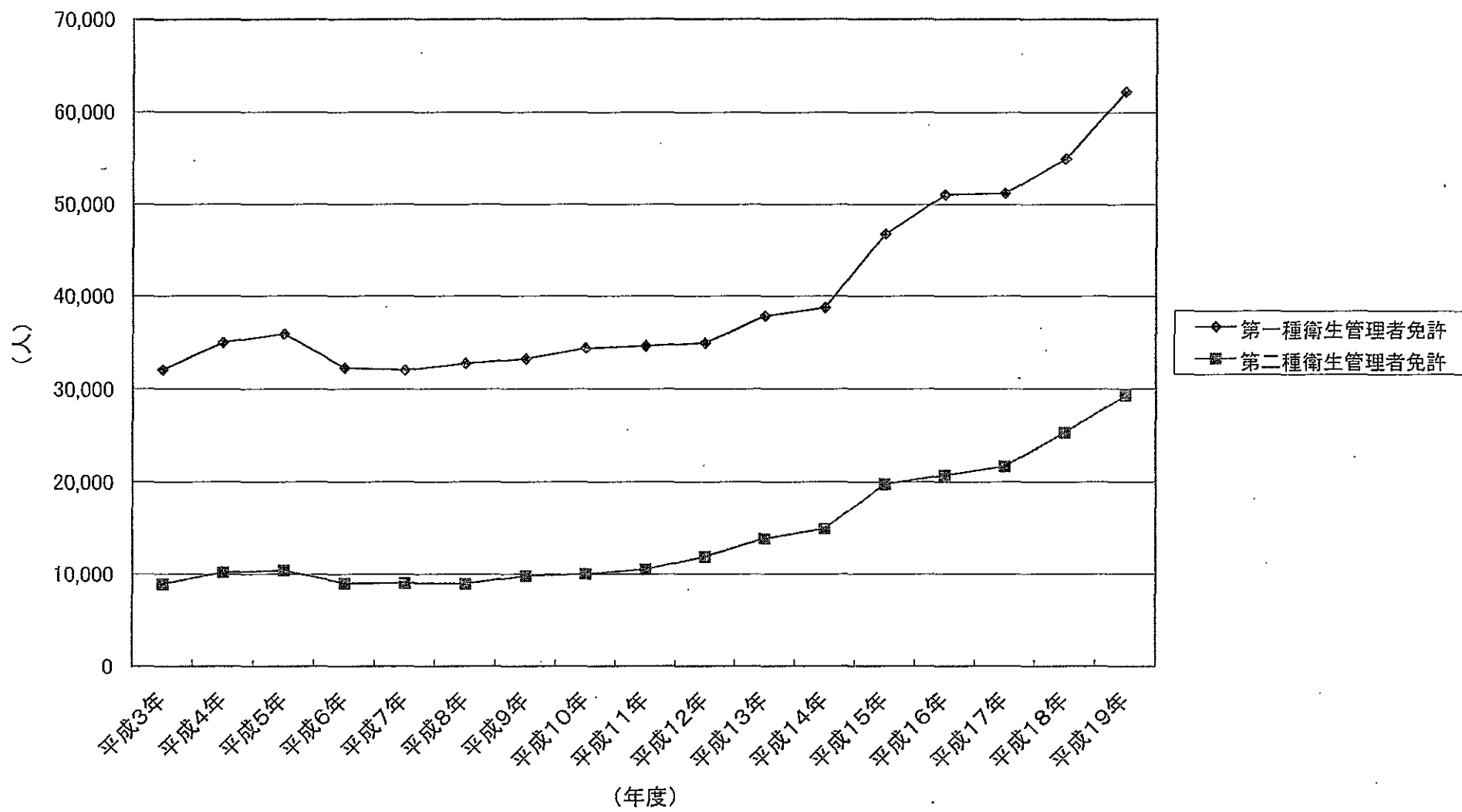
労働安全・衛生コンサルタント(口述)受験申請者数推移



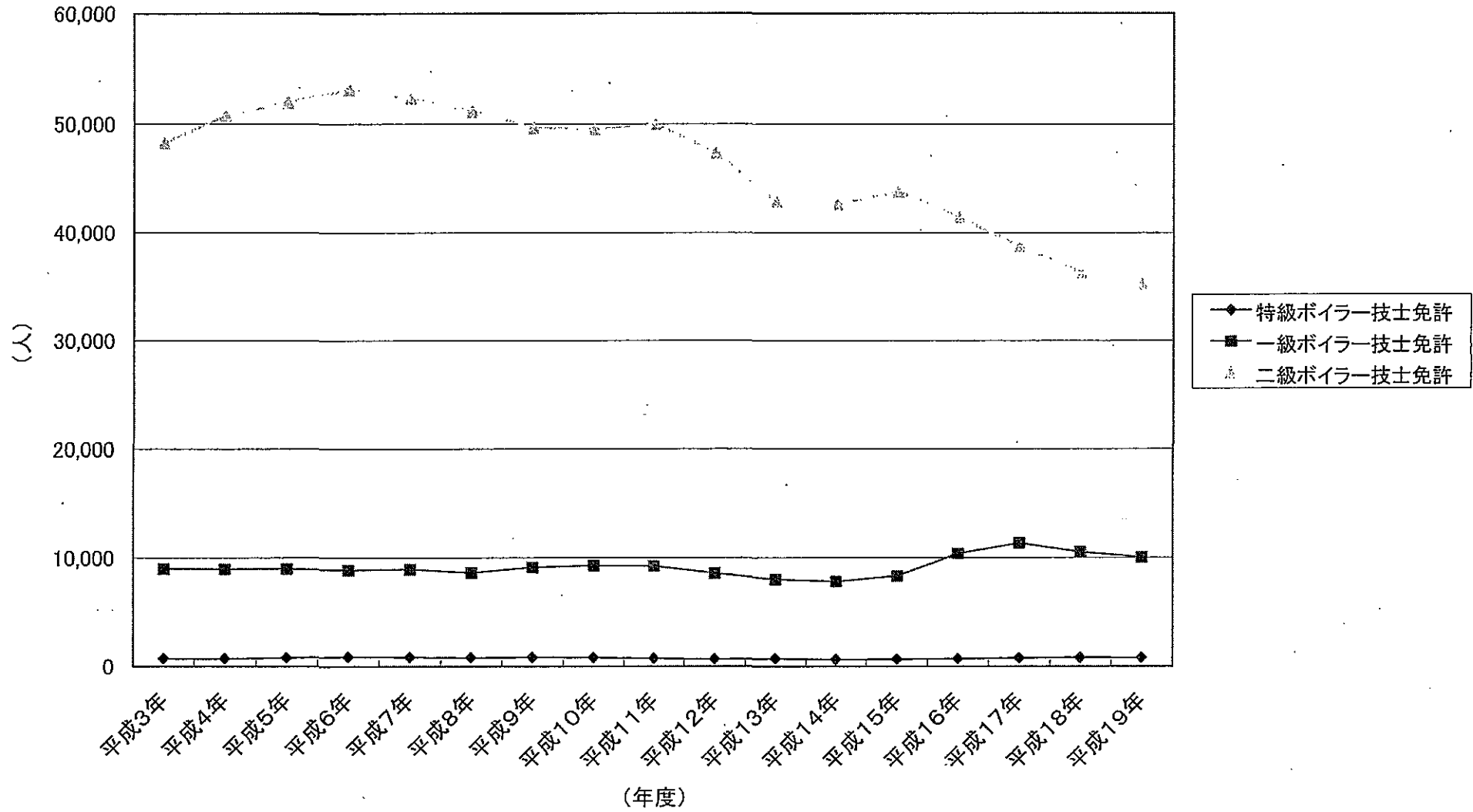
免許試験種類別(学科)申請者数推移

免許の種類	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
第一種衛生管理者免許	32,058	34,987	35,921	32,270	32,032	32,750	33,239	34,376	34,622	34,919	37,830	38,729	46,763	51,076	51,203	55,011	62,249
第二種衛生管理者免許	8,918	10,203	10,407	8,991	9,020	8,946	9,804	10,010	10,516	11,872	13,852	14,946	19,771	20,714	21,692	25,356	29,318
高圧室内作業主任者免許	260	221	224	262	262	190	147	244	168	213	160	188	63	128	96	61	56
ガス溶接作業主任者免許	864	962	903	833	746	714	727	816	690	755	655	660	830	737	731	804	903
林業架線作業主任者免許	408	353	333	357	329	399	241	310	284	292	245	239	246	264	244	224	186
特級ボイラー技士免許	720	721	801	889	844	811	845	813	740	680	723	648	663	708	779	814	808
一級ボイラー技士免許	8,987	8,962	8,984	8,880	8,936	8,632	9,120	9,277	9,248	8,578	8,005	7,825	8,318	10,385	11,356	10,527	10,061
二級ボイラー技士免許	48,295	50,753	51,930	53,076	52,263	51,134	49,670	49,508	49,967	47,385	42,839	42,614	43,770	41,416	38,712	36,276	35,186
エックス線作業主任者免許	6,525	6,769	7,229	6,529	6,171	5,480	5,673	5,449	4,836	4,935	5,444	5,602	6,574	6,065	6,504	7,101	7,892
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許	412	637	683	604	497	445	408	442	351	192	280	326	193	279	321	334	398
発破技師免許	1,205	1,579	1,925	2,057	2,007	1,807	1,703	1,711	1,844	1,988	1,941	1,361	1,072	924	854	826	529
揚貨装置運転士免許	678	780	795	763	936	878	900	951	773	673	754	621	586	521	595	546	649
特別ボイラー溶接士免許	87	108	89	124	120	84	99	106	92	116	97	84	75	90	135	115	158
普通ボイラー溶接士免許	684	761	692	643	633	685	707	746	681	580	608	537	608	575	705	731	843
ボイラー整備士免許	2,843	2,572	2,690	3,059	3,137	2,864	3,061	3,069	3,189	3,133	2,896	2,880	2,748	3,205	3,534	3,750	3,551
クレーン・デリック運転士免許	23,929	25,376	25,221	21,431	20,515	20,760	22,630	22,902	22,464	21,983	20,606	20,153	19,129	20,188	22,931	24,930	27,034
移動式クレーン運転士免許	16,397	15,467	13,316	12,743	13,869	13,641	12,441	10,683	9,739	8,225	8,236	7,639	6,291	5,612	5,182	5,616	5,852
潜水士免許	4,798	4,762	5,462	6,454	6,787	6,870	7,227	6,925	7,054	6,322	6,604	6,874	6,588	6,780	6,728	6,880	6,805
合計	158,068	165,973	167,605	159,965	159,104	157,090	158,642	158,338	157,258	152,841	151,775	151,926	164,288	169,667	172,302	179,902	192,478

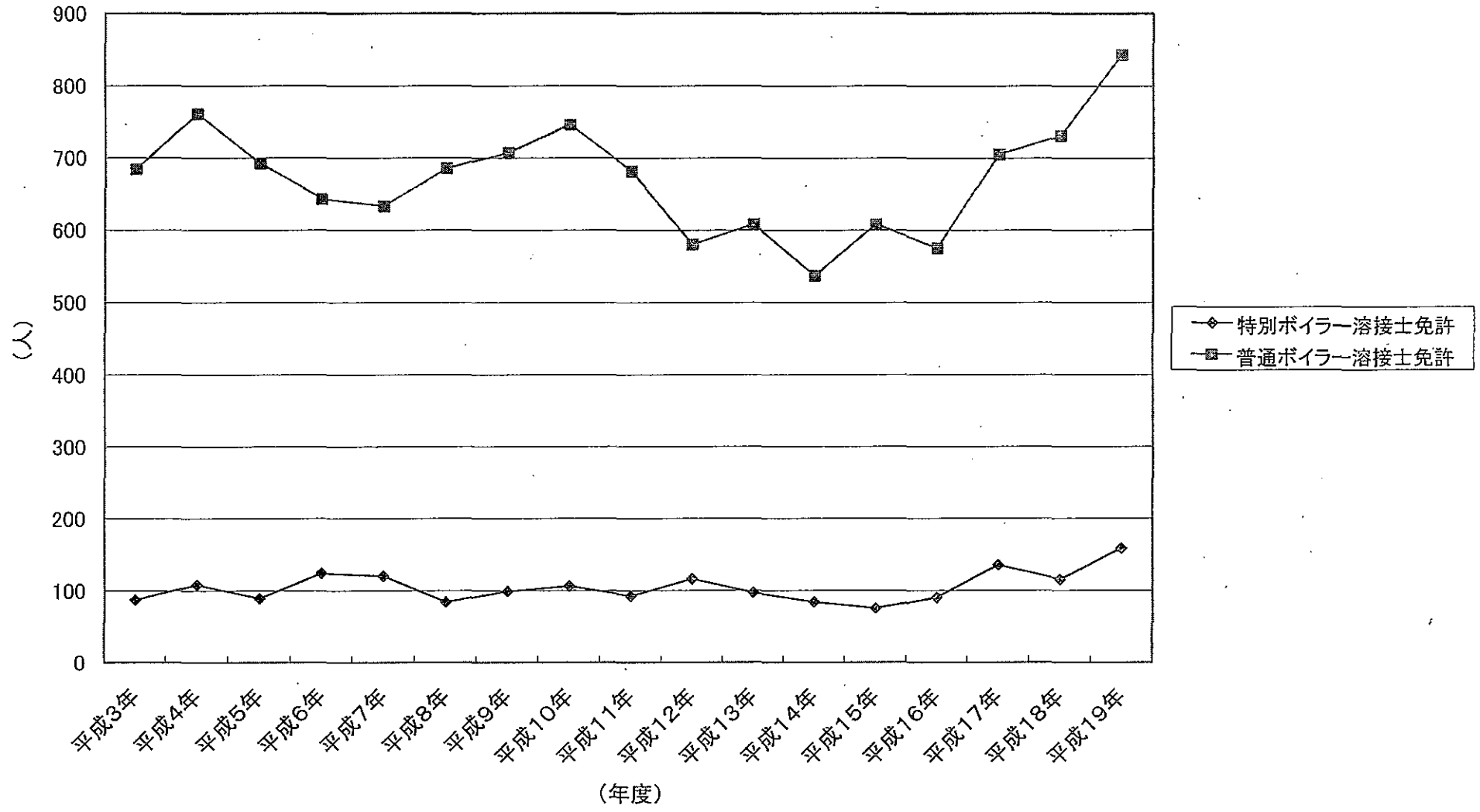
衛生管理者免許申請者数推移



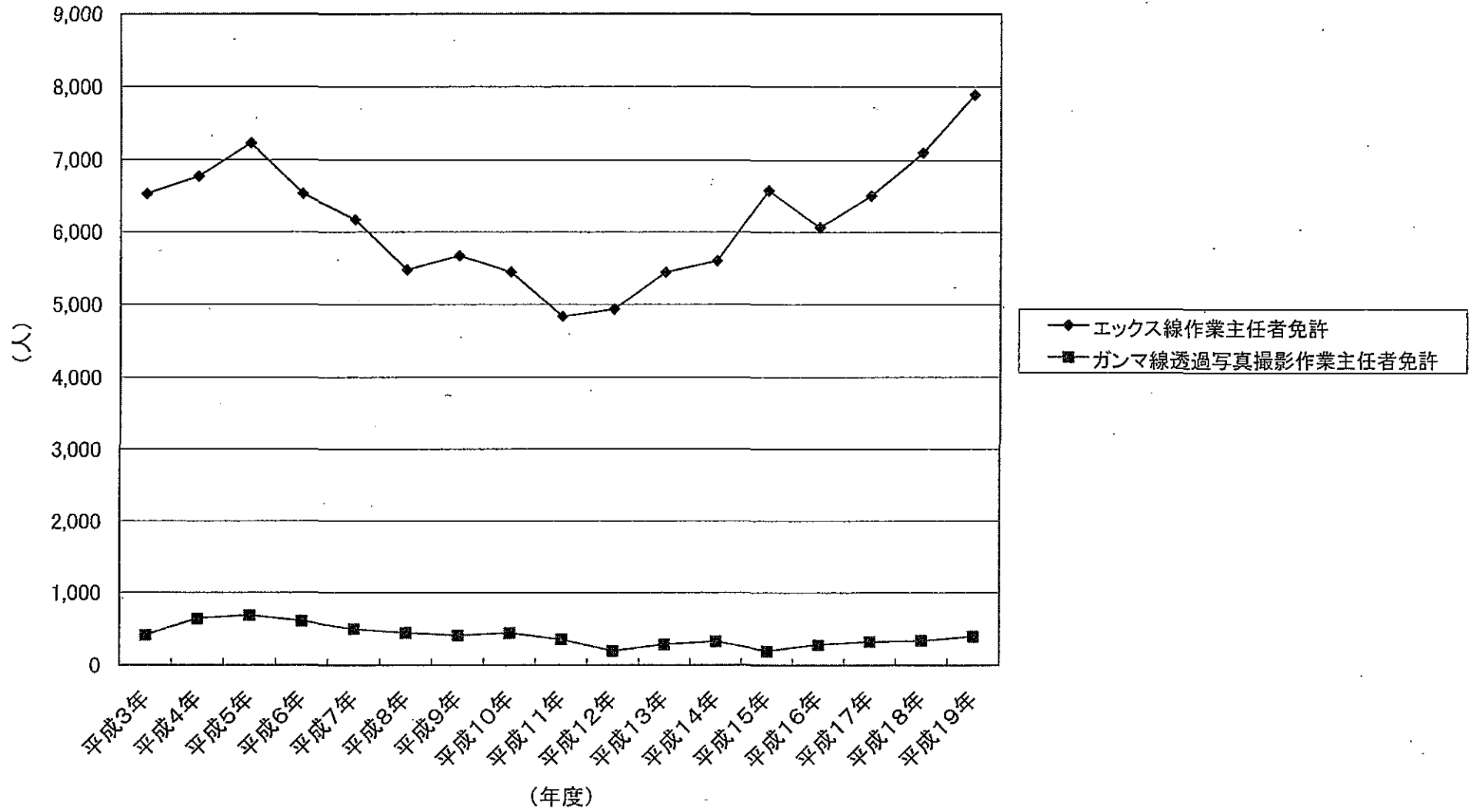
ボイラー技士免許申請者数推移



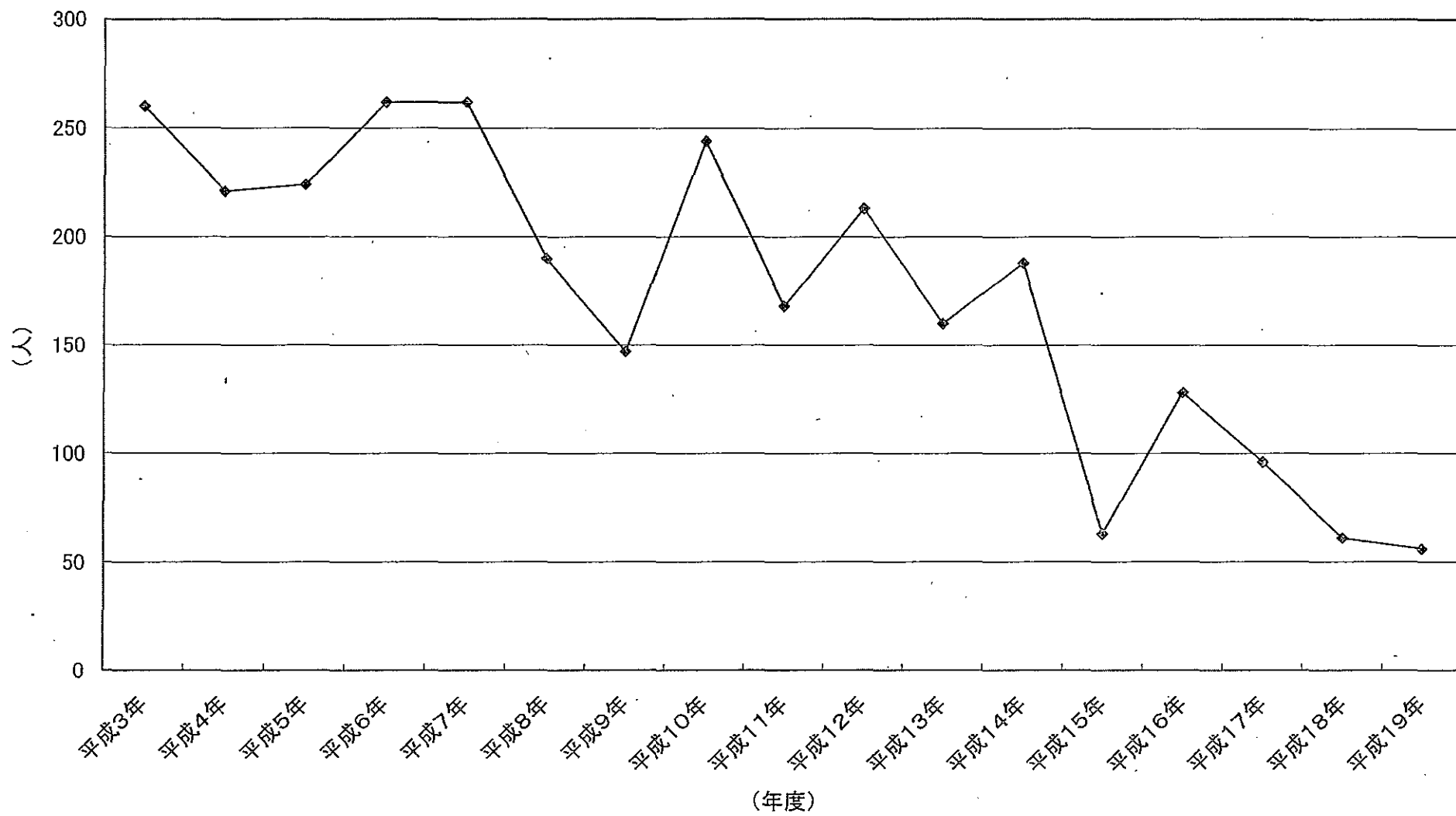
ボイラー溶接士免許申請者数推移



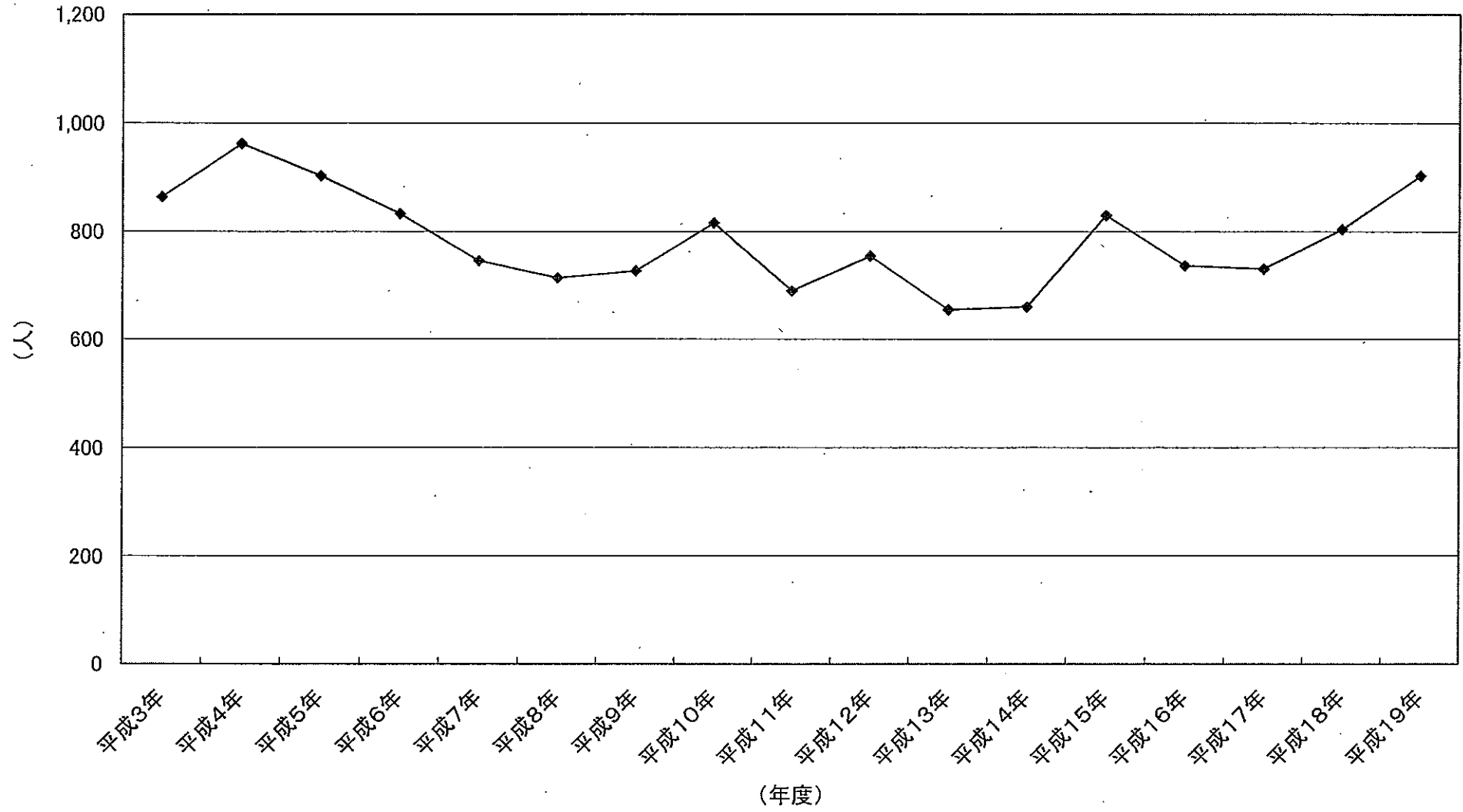
エックス線・ガンマ線透過写真撮影主任者免許申請者数推移



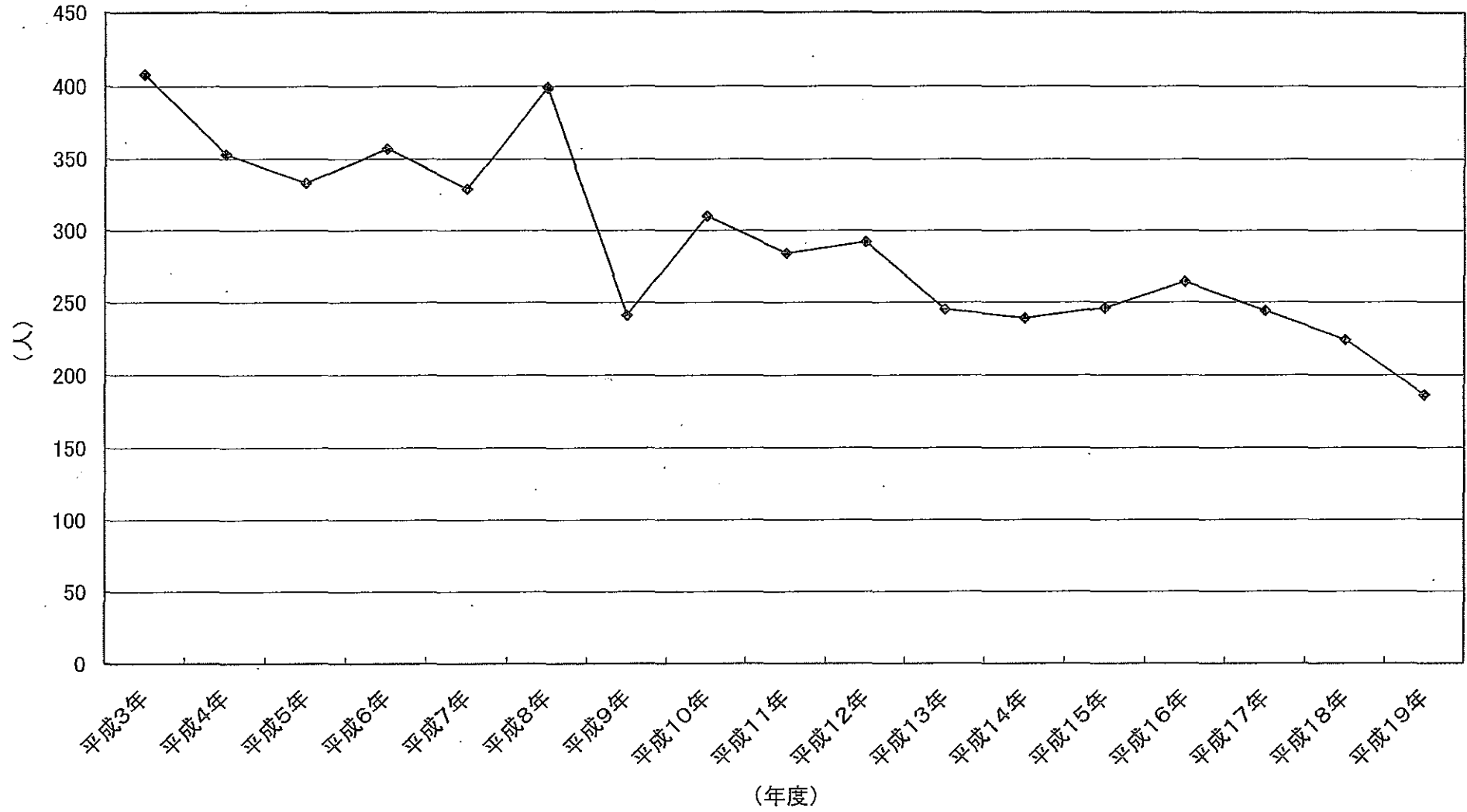
高压室内作业主任者免許申請者数推移



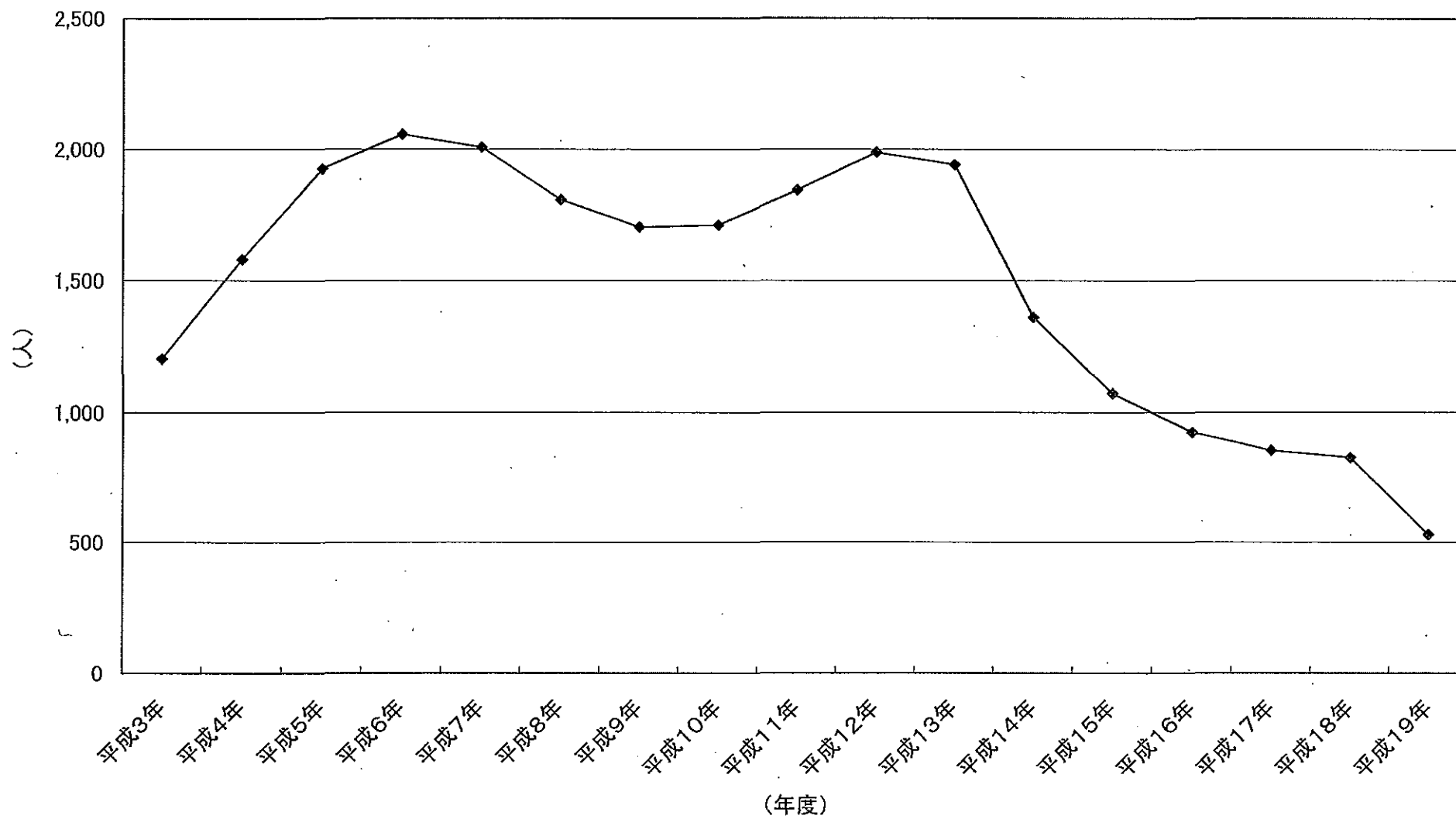
ガス溶接作業主任者免許申請者数推移



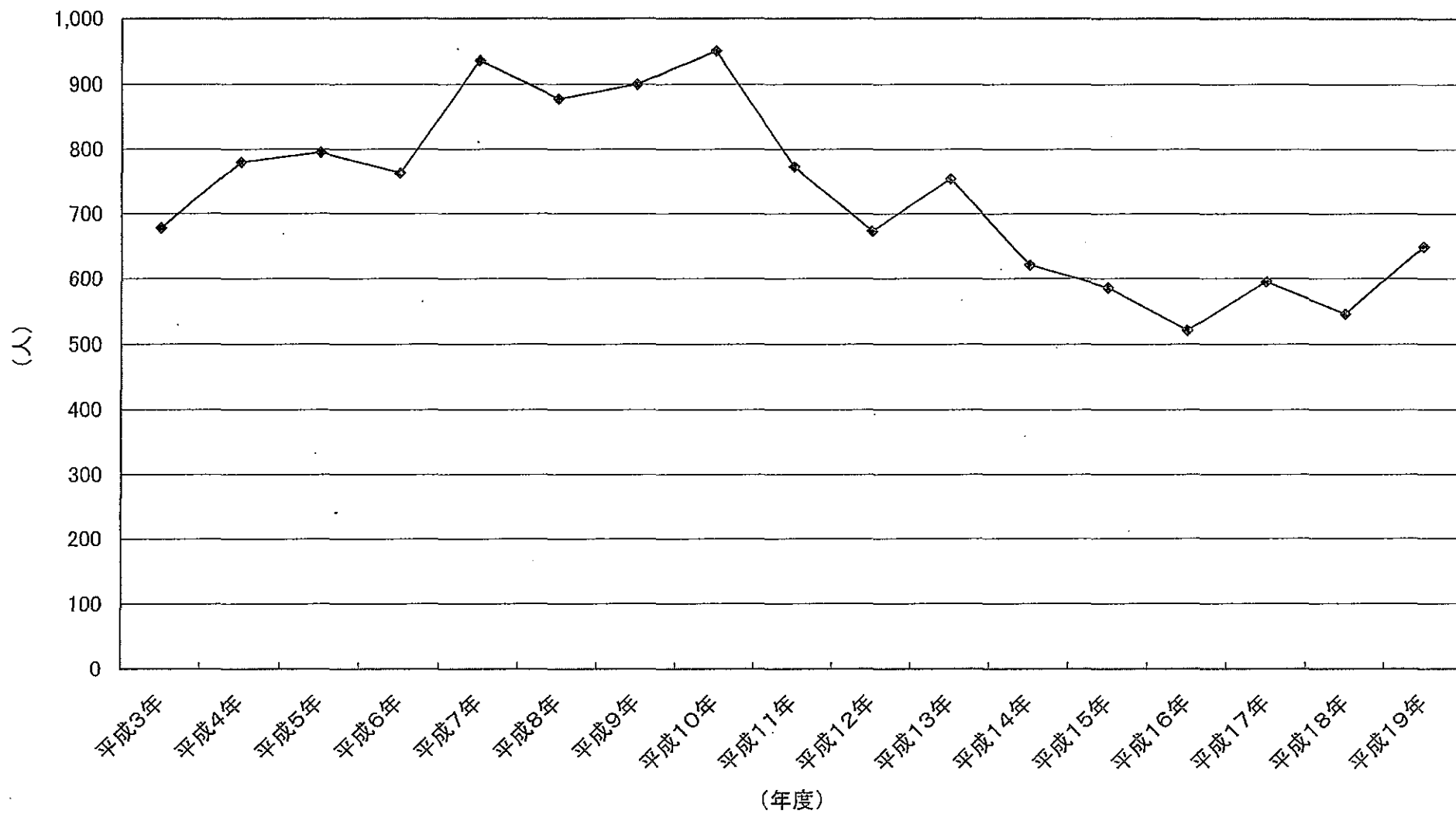
林業架線作業主任者免許申請者数推移



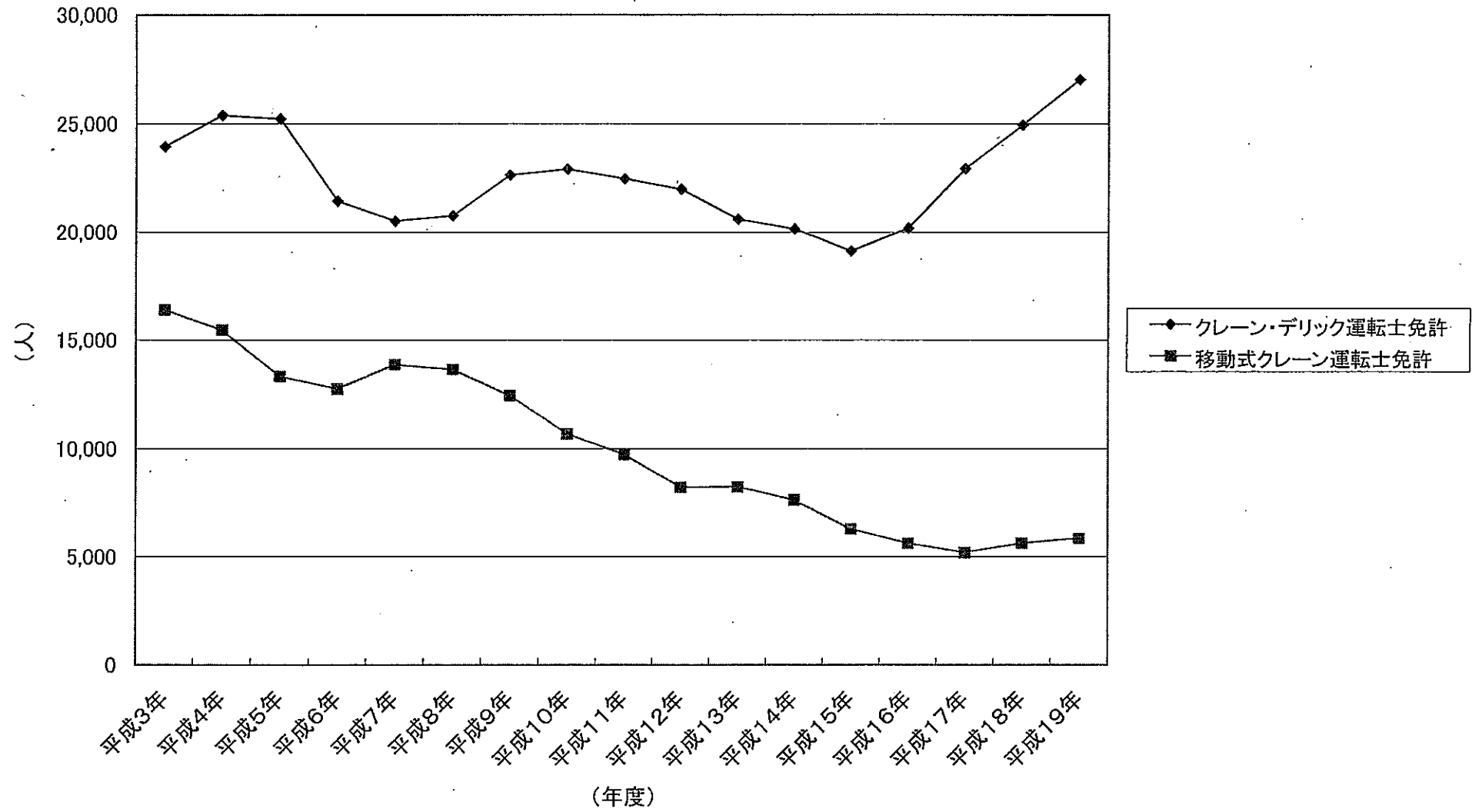
発破技師免許申請者数推移



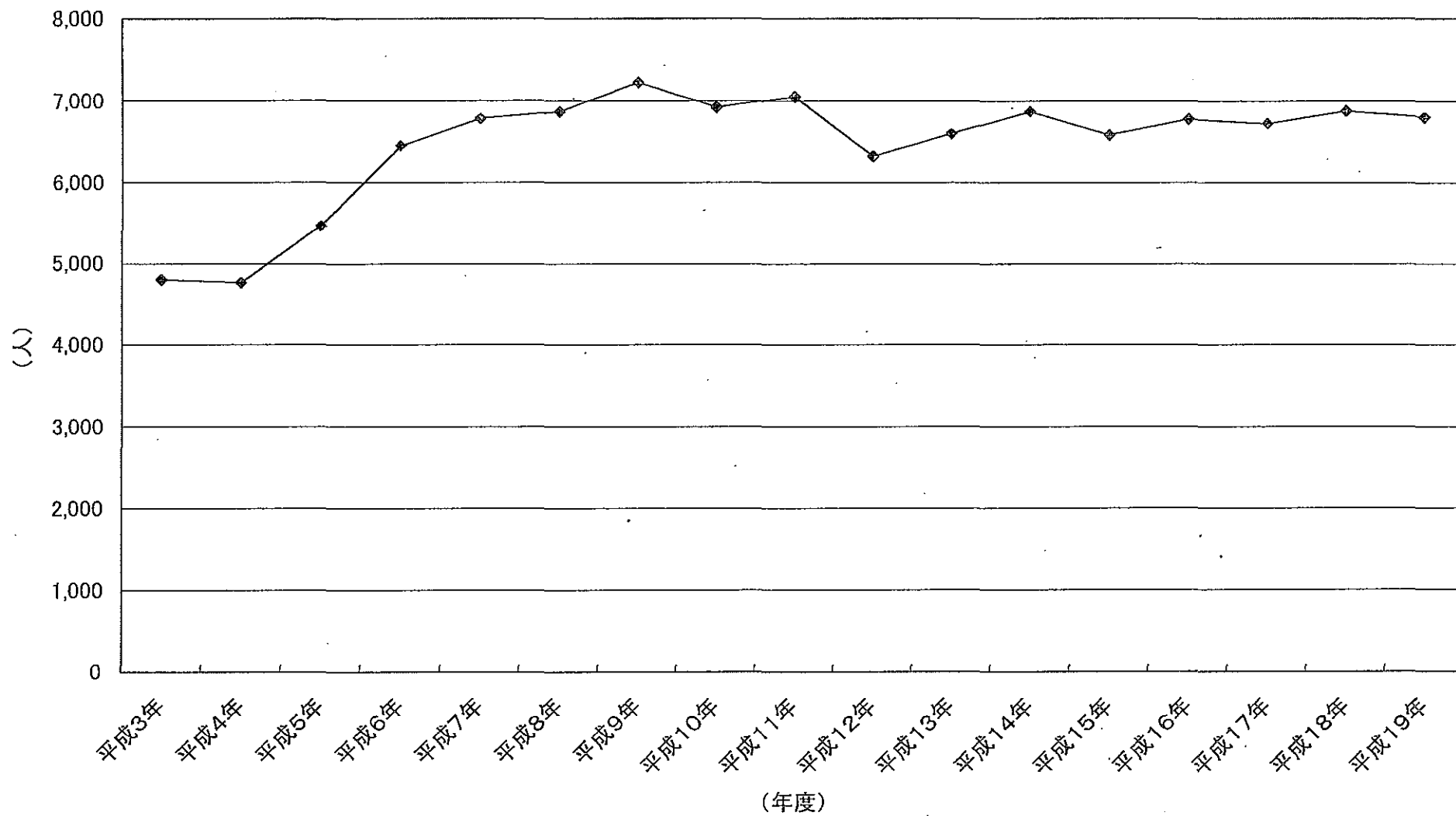
揚貨装置運転士免許申請者数推移



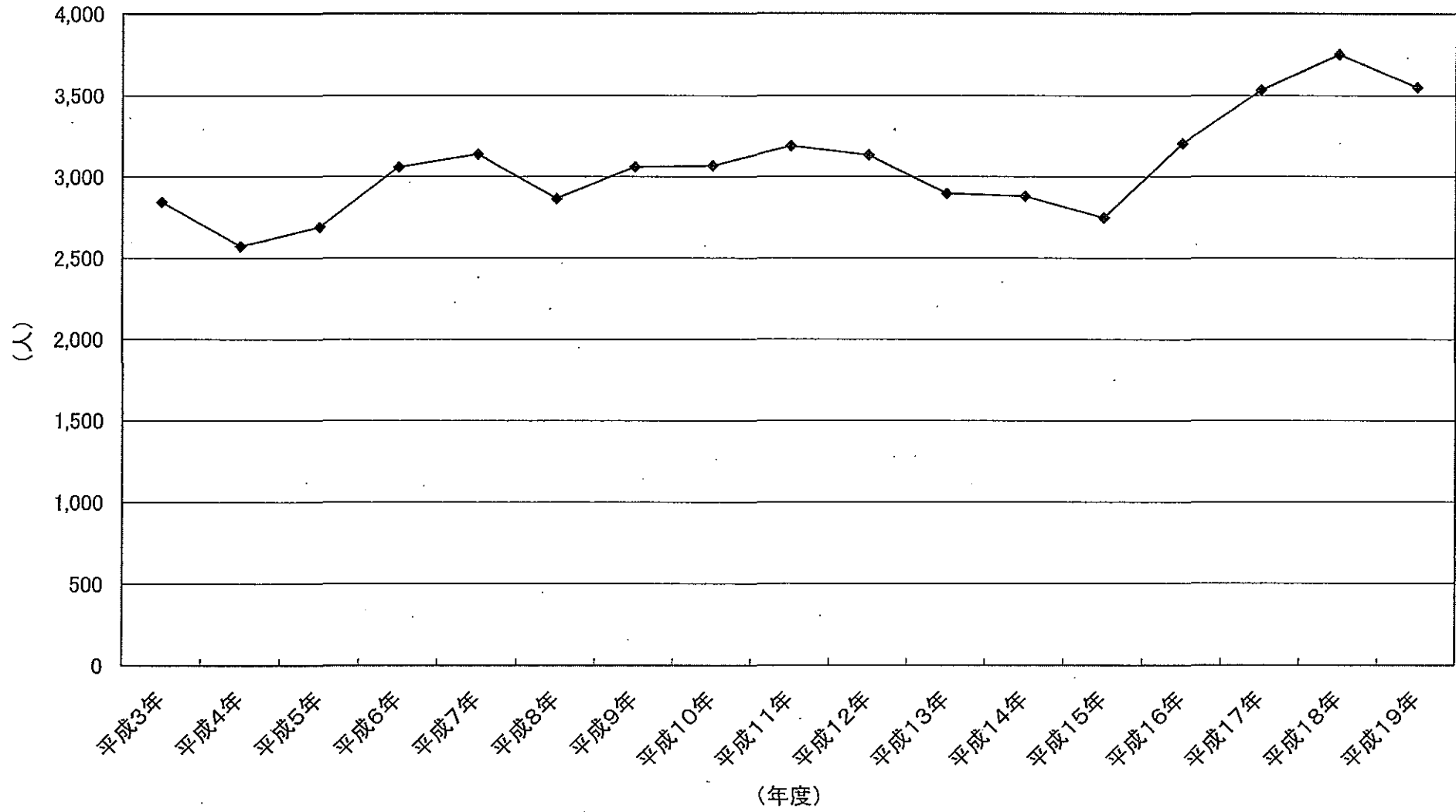
クレーン・デリック、移動式クレーン運転士免許申請者数推移



潜水士免許申請者数推移



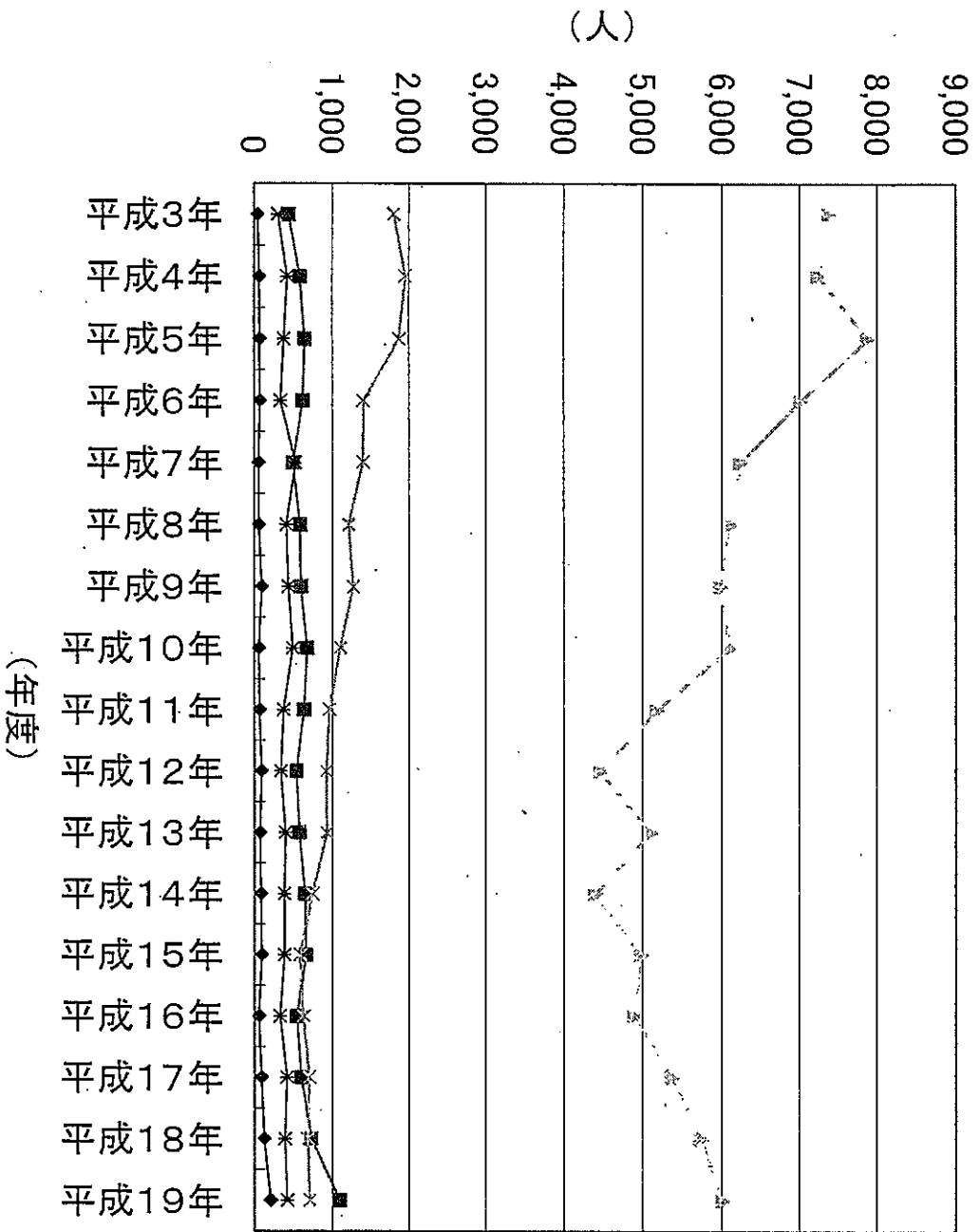
ボイラー整備士免許申請者数推移



試験種類別免許申請者数(実技)推移

免許の種類	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
特別ボイラー溶接士免許	44	65	70	72	57	59	96	61	67	91	74	83	96	59	92	124	206
普通ボイラー溶接士免許	432	581	640	617	492	583	595	671	633	536	572	645	661	541	598	725	1,100
クレーン・デリック運転士免許	7,367	7,232	7,879	7,007	6,233	6,096	5,975	6,093	5,184	4,461	5,101	4,399	4,981	4,902	5,371	5,735	6,008
移動式クレーン運転士免許	1,801	1,951	1,866	1,406	1,402	1,213	1,272	1,103	960	923	930	742	584	625	703	681	700
揚貨装置運転士免許	300	418	373	333	524	406	432	487	370	335	394	381	384	326	413	387	419
合計	9,944	10,247	10,828	9,435	8,708	8,357	8,370	8,415	7,214	6,346	7,071	6,250	6,706	6,453	7,177	7,652	8,433

試験種類別申請者数(実技)推移



- ◆ 特別ボイラー溶接士免許
- 普通ボイラー溶接士免許
- ▲ クレーン・デリック運転士免許
- ※ 移動式クレーン運転士免許
- * 揚貨装置運転士免許

参考資料 2

労働安全衛生法関係試験に関する試験案内等

平成21年度

労働安全衛生法に基づく 各種免許試験案内

(学科試験)



財団法人 安全衛生技術試験協会

関東安全衛生技術センター

所在地 〒290-0011 千葉県市原市能満2089番地

電話 0436(75)1141(代)

インターネット・アドレス <http://www.exam.or.jp/> FAX 0436(75)1096

平成21年度(21年4月～22年3月)に当センターで実施する免許試験の日程は下記のとおりです。

1. 学科試験日時 (試験日程欄の数字は学科試験日を示します。) 試験開始時刻の15分前に入室してください

試験の種類	試験日程												試験開始時刻	試験終了時刻	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
特級ボイラー技士							1						10:00	16:10	
一級ボイラー技士	8	25		8		1	14	11		18	10		10:00	15:30	
二級ボイラー技士	21	19	9	1・27	26	7	22	17・30	14	8・27	19	4・18	13:30	16:30	
☆特別ボイラー溶接士						15					1		13:30	16:00	
☆普通ボイラー溶接士						15					1		13:30	16:00	
ボイラー整備士			16				8				8		13:30	16:00	
★ 運 転 士 ク レ ン テ リ ッ ク	限定なし														
	クレーン限定	9	12・22	4・18	3・22	25	14	13	2・16	1・15	12	9・22	16	13:30	16:00
	床上運転式限定	9						13						13:30	16:00
	限定免許解除試験	9						13						13:30	14:45 ※15:30
☆移動式クレーン運転士		13		15		16		24		21		3	13:30	16:00	
☆揚貨装置運転士	7						6						13:30	16:00	
発破技士	7						6						13:30	15:30	
ガス溶接作業主任者			10							2			13:30	16:30	
林業架線作業主任者										2			13:30	16:30	
第一種衛生管理者											7・13				
第二種衛生管理者	3・13・20	11・18・26	2・8・17	2・14・23	3・18・27	2・8・28	7・21・27	10・18・25	3・9・16	22・26	4・12・23	2・8・17	13:30	16:30	
高圧室内作業主任者		21											10:00	15:30	
エックス線作業主任者		14		9		3		26		25		9	10:00	15:30	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者		21											10:00	15:30	
潜水士	14			7			15			28			10:00	15:30	

※旧デリック免許所持者の試験終了時刻は15:30です。

- ☆印の試験は、学科試験と実技試験によって行われます。学科試験合格後に当センターで引き続き実技試験の受験を希望する方には、実技試験の日時を実技試験受験票によりお知らせします。
- 受験資格は各免許試験ごとに異なりますので、詳細は「免許試験受験申請書」(冊子)をご覧ください。
- 障害のある方で、受験に際し特別な配慮を希望される方は事前に当センターにご相談ください。
- 実技試験、出張特別試験、作業環境測定士試験及び労働安全・労働衛生コンサルタント試験の試験案内は別途作成しますので、それぞれの「試験案内」でご確認ください。

作業環境測定士試験 試験日 平成21年8月19日(水)20日(木)(第一種・第二種)、平成22年2月15日(月)(第二種のみ)

労働安全コンサルタント試験 労働衛生コンサルタント試験	筆記試験日 平成21年10月20日(火)	口述試験日(大阪会場) 平成21年10月19日(火)～20日(水)	口述試験日(東京会場) 平成22年2月2日(火)～4日(木)
--------------------------------	-------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------

受験票が発行された後は、試験手数料の返還はできませんのでご承知ください。
また、受験票が発行された後は、免許試験日の変更及び試験の種類・科目免除の追加はいたしません。

2. 「免許試験受験申請書」の入手方法等

- (1) 「免許試験受験申請書」は、当センターあるいは最終ページに記載されている団体で入手してください。
- (2) 郵送を希望の方は、下記の郵送料分の郵便切手をはり、あて先明記の返信用封筒[角形2号封筒(縦33cm横24cm)]と「受験される免許試験の種類及び必要部数」を明記したメモを同封し、封書にて当センターに申し込んでください。

郵 送 料				
1 部	2 部	3～5部	6～10部	11部以上
200円	240円	390円	580円	着払い。センターまでご連絡ください。

3. 学科試験手数料の払込み方法等

- (1) 試験手数料(労働安全衛生法関係手数料令第6条による)

学 科 試 験	各免許試験とも	7,000円(非課税)
---------	---------	-------------

なお、5月31日以前の学科試験を受ける場合は、8,300円です。

- (2) 払込方法

- 受験申請書を持参される場合は、窓口で現金で払い込むこともできます。
- 受験申請書を郵送される場合は、冊子に綴込みされている五連式の払込用紙で金融機関に払込み、右端の「郵便振替払込受付証明書(お客様用)」を受験申請書の所定欄にはってください。

4. 受験申請書の提出方法とその受付期間

- (1) 受験の申請に当たっては、必ず「免許試験受験申請書」(冊子・無料)に綴込みの受験申請書、事業者証明書用紙(インターネットのダウンロードでも可能)、払込用紙を使用してください。
- (2) 当センター宛てに、簡易書留で郵送されるか、又は直接持参してください。
- (3) 受験申請書に不備のあるものは受け付けできません。

- 特に、締切り間際に申請される場合、不備等があると御希望にそえないことがありますのでご注意ください。

- (4) 受験申請書の受付開始

免許試験受験希望日の2か月前から(これ以前の提出は受け付けできません。)受け付けをいたします。

- (5) 受付の締切り

- 当センターあてに郵送される場合は、免許試験受験希望日の14日前の消印のものまで受け付けます。
 - 当センター窓口で直接持参される場合は、免許試験受験希望日の2日前まで受け付けます。ただし、センターの「受付をしない日」となっている場合は、その日を除く2日前までとなります。
- なお、受付期間中であっても、受験者が定員に達したときは受け付けを締切ります。

申し込み状況はインターネットで確認することができます。

5. 受験票についての注意

- (1) 受験申請書を郵送された場合は、受験申請書に不備がなければ受理し、1週間以内に受験票をお送りしますが、郵送手続き後10日を過ぎても受験票が届かない場合は、必ず受験第1希望とした日の前までに連絡をしてください。
- (2) 受験申請書を直接持参された場合は、不備がなければ、即時に受験票を発行します。
- (3) 受験票を受け取られたときは、住所・氏名・生年月日・免除科目等の誤りがないか必ず確認してください。

6. 試験結果

- (1) 免許試験の結果は、合格の場合は「免許試験合格通知書」により、それ以外は「免許試験結果通知書」によりお知らせします。なお、学科試験の合格者については、インターネットに学科試験合格者受験番号を掲載(発表日から7日間のみ)しますので確認することができます。
 - (2) 免許試験結果についての電話による照会には一切お答えいたしません。
- ただし、結果発表後7日以上経過しても「通知書」が届かない場合は、その旨お問い合わせください。

試験結果は葉書で通知するほか、ホームページでも掲載します。最近、試験会場の最寄駅周辺で結果発表の取次ぎを勧誘し現金を受け取る不正な業者がおります。当センターとは一切関係はありませんのでご注意ください。

(3) 学科試験の不合格の方については、試験結果とともに得点が通知されます。総合得点と科目ごとの得点が記載されますが、特別・普通ボイラー溶接士試験については総合得点のみの記載となります。

7. 合格基準 (学科試験)

試験に合格するには、次の基準以上の得点が必要になります。

科目又は範囲ごとの得点が40%以上で、かつ、総合点が60%以上であること。ただし、特別・普通ボイラー溶接士試験は総合得点のみで60%以上であること。

8. 免許証交付の申請

- (1) 免許試験に合格した方は、「免許申請書」に必要事項を記入し、必要な「添付書類」を添えて(免許証交付手数料として1,500円分の収入印紙等)、直接、東京労働局に免許の申請をしてください。
- (2) 「免許申請書」は学科試験終了時に、当センター受付窓口において配布しておりますので、必ず、お持ち帰りください。
- (3) お取寄せは、都道府県労働局又は各労働基準監督署で入手してください。
 なお、当センターの窓口でも配布しております。また、郵送をご希望の方は、当センターにお問い合わせください。

9. 関東安全衛生技術センターの案内

【交通機関】

◎ 東京方面よりJR京葉線を利用の場合

「蘇我行き」に乗車、終点蘇我駅で、JR内房線の下りに乗り換え五井駅下車。

◎ 東京方面よりJR総武線(JR千葉駅経由の列車)を利用の場合

JR千葉駅で内房線に乗り換え(内房線直通の快速等は乗換えなし)五井駅下車。

【五井駅発直通バス運行時間 (学科試験が行われる日に限ります。)]

学科試験日には、JR五井駅東口(改札左方向)の3番線バス乗り場から「技術センター」行き直通バスが試験時間、受験者数に合わせて下記の通り運行されます。所要時間約20分(8km)・運賃は350円(本案内作成時現在)です。「作業環境測定士試験の日を除く。」

◆ 試験開始時刻が10:00の場合 8:40(始発)～9:25(最終発)の間随時運行

◆ 試験開始時刻が13:30の場合 12:00(始発)～12:55(最終発)の間随時運行

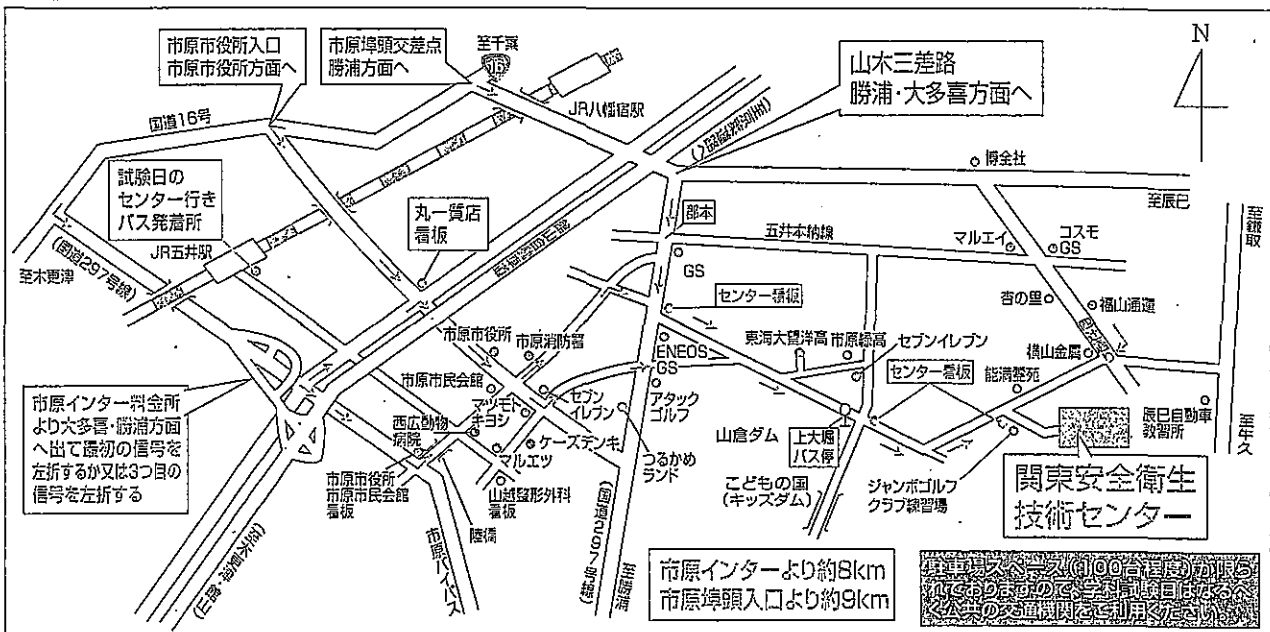
なお、帰りのバス時刻は、当センターに掲示しますので、確認のうえご利用ください。

また、実技試験日には、直通バスは運行されません。

※試験日以外は、JR八幡宿駅、又は五井駅からの路線バスで「こどもの国」行き「上大堀」停留所で下車し、徒歩でお越しください。

JRを利用される方は、帰りの乗車券もあらかじめ求めておかれるようご協力ください(JR五井駅からの要請)。

【道路案内図】



1. センター窓口の受付時間

9:00～16:00

2. 受付をしない日

土曜日・日曜日・『国民の祝日に関する法律』に定める休日

年末年始(12月29日～1月3日)・設立を記念する休日(5月1日)

「免許試験受験申請書」取扱い団体

団 体 名	〒	所 在 地	電 話
(財) 安全衛生技術試験協会	101-0065	東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館9階	03 (5275) 1088
(社) 茨城労働基準協会連合会	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階	029 (225) 8881
(社) 栃木県労働基準協会連合会	320-0041	宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館内	028 (622) 5391
(社) 群馬労働基準協会連合会	371-0027	前橋市平和町1-5-1	027 (233) 3582
(社) 埼玉労働基準協会連合会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-3-20 日本ビニル工業(株)2階	048 (822) 3466
(社) 千葉県労働基準協会連合会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館内	043 (241) 2626
(社) 東京労働基準協会連合会	132-0021	東京都江戸川区中央1-8-1 内宮ビル	03 (5678) 5556
(社) 神奈川労務安全衛生協会	231-8443	横浜市中区相生町3-63 八百政ビル3階	045 (662) 5965
(社) 新潟県労働基準協会連合会	950-0965	新潟市中央区新光町5-1 千歳ビル2階	025 (283) 2201
(社) 新潟県労働衛生医学協会(教育研修部)	950-1187	新潟市西区北場1185-3	025 (379) 1020
(社) 山梨県労働基準協会連合会	400-0024	甲府市北口2-15-1	055 (251) 6626
(社) 長野県労働基準協会連合会	380-0918	長野市アークス2-3	026 (223) 0280
(財) 日本経営教育センター	170-0005	東京都豊島区南大塚3-2-11 寿高ビル6階	03 (5953) 1010
(財) 安全衛生普及センター	170-0005	東京都豊島区南大塚3-1-7 野村ビル2階	03 (5979) 9750
(社) 日本保安用品協会	113-0034	東京都文京区湯島2-31-15 和光湯島ビル5階	03 (5804) 3125
(社) 日本ボイラ協会 茨城支部	310-0022	水戸市梅香1-5-5 茨城県JA会館分館3階	029 (225) 6185
(社) 日本ボイラ協会 栃木県支部	321-0962	宇都宮市今泉町847-22 利一ビル3階	028 (621) 3431
(社) 日本ボイラ協会 群馬支部	371-0805	前橋市南町4-30-3 勢多会館1階	027 (243) 3178
(社) 日本ボイラ協会 埼玉支部	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-13-19 (K2ビル2階)	048 (833) 0011
(社) 日本ボイラ協会 千葉支部	260-0031	千葉市中央区新千葉3-2-1 新千葉プラザ308号	043 (246) 4753
(社) 日本ボイラ協会 東京支部	105-0004	東京都港区新橋5-3-1 JBAビル2階	03 (5425) 7770
(社) 日本ボイラ協会 神奈川支部	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-21-1 ダイヤビル6階	045 (311) 6325
(社) 日本ボイラ協会 新潟支部	951-8067	新潟市中央区本町通7-1153 新潟本町通ビル8階	025 (224) 5561
(社) 日本ボイラ協会 山梨支部	405-0021	山梨市中村834-5	0553 (20) 1380
(社) 日本ボイラ協会 長野支部	380-0813	長野市鶴賀緑町1403 大通り昭和ビル2階	026 (235) 3755
(社) 東京ボイラー技士協会	102-0072	東京都千代田区飯田橋4-4-8 東京中央ビル5階	03 (3265) 0033
(社) 日本クレーン協会 茨城支部	310-0804	水戸市白梅4-1-30 信和ビル3階	029 (225) 7888
(社) 日本クレーン協会 群馬支部	371-0233	前橋市横沢町610	027 (283) 1671
(社) 日本クレーン協会 千葉支部	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県ガス石油会館2階	043 (248) 6781
(社) 日本クレーン協会 東京支部	141-0031	東京都品川区西五反田1-32-4 サンユウ西五反田ビル2階	03 (3490) 8623
(社) 日本クレーン協会 神奈川支部	221-0834	横浜市神奈川区台町13-17 日向ビル3階	045 (312) 7800
(社) 日本クレーン協会 新潟支部	951-8113	新潟市中央区寄居町332 新潟東京生命会館2階	025 (225) 6532
(社) 日本クレーン協会 長野支部	388-8011	長野市篠ノ井布施五明463-32	026 (292) 1737
(社) ボイラ・クレーン安全協会	136-0071	東京都江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階	03 (3685) 2141
(社) ボイラ・クレーン安全協会 茨城事務所	300-1175	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	0298 (43) 0740
(社) ボイラ・クレーン安全協会 栃木事務所	322-0016	鹿沼市流通センター46番地	0289 (72) 1717
(社) ボイラ・クレーン安全協会 埼玉事務所	330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 埼共連ビル6階	048 (643) 1543
(社) ボイラ・クレーン安全協会 千葉事務所	260-0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	043 (247) 5532
(社) ボイラ・クレーン安全協会 東京事務所	136-0071	東京都江東区亀戸1-28-6 タニビル5階	03 (3685) 5445
(社) ボイラ・クレーン安全協会 神奈川事務所	231-0007	横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	045 (662) 2860
(社) ボイラ・クレーン安全協会 甲信事務所	400-0064	甲府市下飯田1-4-6	055 (226) 5890
(財) 江南クレーン技能教習所	360-0115	熊谷市成沢893	048 (539) 0877
(株) IHI技術教習所	252-1121	綾瀬市小園720	0467 (78) 7741
佐倉クレーン学校	285-0813	佐倉市石川577-1	043 (485) 2172
佐倉クレーン学校 神崎校	289-0212	香取郡神崎町武田505-8	0478 (72) 4381
(株) 日立建機教習センター 埼玉教習所	340-0004	草加市弁天町5-33-25	0489 (31) 0121
(株) 日立建機教習センター 茨城教習所	300-0136	かすみがうら市戸崎2328	0298 (28) 2370
(株) 日立建機教習センター 神奈川教習所	229-0006	相模原市淵野辺2-5-8	042 (730) 6716
那須クレーン教習所	329-2700	那須塩原市二区町342	0287 (37) 3660
(社) 中部労働技能教習センター	395-0154	飯田市下殿岡478-1	0265 (25) 4444
東京クレーン学校	124-0013	東京都葛飾区東立石1-3-16	03 (3696) 6009
コベルコ教習所(株) 市川教習センター	272-0002	市川市二俣新町17	047 (327) 2785
住友建機(株) 千葉技術研修所	263-0001	千葉市稲毛区長沼原町731-1	043 (420) 1549
コマツ教習所(株) 栃木センタ	321-4346	真岡市松山町26	0285 (83) 5461
茨城クレーン学校	314-0014	鹿嶋市大字光3番地	0299 (84) 5170
コマツ教習所(株) 神奈川センタ	210-0818	川崎市川崎区中瀬3-20-1	044 (287) 2071
コマツ教習所(株) 東京センタ	192-0919	東京都八王子市七国3-55-1	0426 (32) 0635
コマツ教習所(株) 埼玉センタ	350-1331	狭山市新狭山2-14-4	042 (953) 4430

【受験準備講習、テキストの斡旋等は上記団体にお問合せ下さい。】

免許試験受験申請書

(受験申請書・事業者証明書用紙・試験手数料払込用紙は綴込みになっています。)

試験の種類

特級ボイラー技士	※	移動式クレーン運転士
一級ボイラー技士	※	揚貨装置運転士
二級ボイラー技士		発破技士
※ 特別ボイラー溶接士		ガス溶接作業主任者
※ 普通ボイラー溶接士		林業架線作業主任者
ボイラー整備士		第一種衛生管理者
※ クレーン・デリック運転士 (限定なし)		第二種衛生管理者
※ クレーン・デリック運転士 [クレーン限定]		高圧室内作業主任者
※ クレーン・デリック運転士 [床上運転式クレーン限定]		エックス線作業主任者
※ クレーン・デリック運転士 (限定免許解除)		ガンマ線透過写真撮影作業主任者
		潜水士

※印は、学科試験合格後に実技試験があります。

厚生労働大臣 指定試験機関

北海道安全衛生技術センター	〒061-1407	北海道恵庭市黄金北 3-13	電話0123-34-1171
東北安全衛生技術センター	〒989-2427	宮城県岩沼市里の杜 1-1-15	電話0223-23-3181
関東安全衛生技術センター	〒290-0011	千葉県市原市能満 2089	電話0436-75-1141
中部安全衛生技術センター	〒477-0032	愛知県東海市加木屋町丑寅海戸 51-5	電話0562-33-1161
近畿安全衛生技術センター	〒675-0007	兵庫県加古川市神野町西之山字迎野	電話079-438-8481
中国四国安全衛生技術センター	〒721-0955	広島県福山市新涯町 2-29-36	電話084-954-4661
九州安全衛生技術センター	〒839-0809	福岡県久留米市東合川 5-9-3	電話0942-43-3381

財団法人 安全衛生技術試験協会

<http://www.exam.or.jp/>

目 次

ページ

I はじめに

1. 受験申請手続について	3
2. 受験申請書の記入方法等について	3
3. 添付書類の作り方について	4
4. 再受験の申請について	5
5. 合格基準について	5
6. 試験結果の通知について	5
7. 障害のある方について	5

II 受験票

1. 学科試験受験票及び実技試験受験票	6
2. 受験票の確認等について	6

III 免許の種類別の試験科目、試験時間、受験資格及び免除科目

試験科目、試験時間、受験資格及び免除科目は11～30頁に記載していますが、受験資格や免除科目により添付書類が異なりますのでよくお確かめください。

受験資格がいくつもある方は、そのうちの確実な資格の一つについて添付書類等をそろえてください。

1. 特級ボイラー技士	11
2. 一級ボイラー技士	12
3. 二級ボイラー技士	13
4. 特別ボイラー溶接士	14
5. 普通ボイラー溶接士	15
6. ボイラー整備士	16
7-1. クレーン・デリック運転士（限定なし）	17
7-2. クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕	19
7-3. クレーン・デリック運転士〔床上運転式クレーン限定〕	20
7-4. クレーン・デリック運転士（限定免許解除）	20
8. 移動式クレーン運転士	22
9. 揚貨装置運転士	23
10. 発破技士	24
11. ガス溶接作業主任者	25
12. 林業架線作業主任者	26
13. ①第一種衛生管理者	27
②第二種衛生管理者	27
14. 高圧室内作業主任者	29
15. エックス線作業主任者	29
16. ガンマ線透過写真撮影作業主任者	30
17. 潜水士	30

IV 試験当日の留意事項及び免許試験合格通知等

1. 試験当日の留意事項	31
2. 免許試験合格通知書と免許申請	31
3. 免許試験結果通知書	31

I はじめに

受験申請にあたっては、次の説明及び受験を希望する各地区の安全衛生技術センター（以下、「センター」といいます。）の「免許試験案内」、「実技試験案内」をよくお読みください。

1. 受験申請手続について

(1) 免許試験受験申請書

綴込みの免許試験受験申請書（以下、「受験申請書」といいます。）に必要事項をボールペン又は万年筆で記入し、関係書類を貼付し提出してください。なお、詳細は2. 以降をよく読んでください。

(2) 受験申請書提出先及び受付期間

センターで受験する場合と出張特別試験を受験する場合とは異なります。

イ センターで受験する場合は、必ず受験を希望するセンターに提出してください。

受付期間は次のとおりです。

1) 郵送の場合

第1受験希望日の2ヵ月前から14日前（消印）まで（定員に達したときは第2希望日になります。）に郵送してください。

なお、郵送の場合は、必要事項を記入した受験申請書等を角形3号（縦27.7cm×横21.6cm）以上の大きさの封筒に入れ、「表書宛名用紙」を貼付し、「試験の種類」を○で囲み、簡易書留郵便により送付してください。

2) センター窓口へ持参の場合

第1受験希望日の2ヵ月前から、休日を除く2日前まで（定員に達したときは第2希望日になります。）に持参してください。

実技試験のみの受験（学科試験全部免除）の場合の受付期間は、各センターの「実技試験案内」に記載してありますのでご覧ください。

ロ 出張特別試験を受験する場合は、各センターの「出張特別試験案内」に記載してありますのでご覧ください。

(3) 試験手数料及び払込方法

イ 試験手数料

「労働安全衛生法関係手数料令」で定められた額（32頁参照）となっています。また、各センターの「免許試験案内」、「実技試験案内」、安全衛生技術試験協会のホームページにも記載しています。

ロ 払込方法

1) 受験申請書を郵送する場合は、必ず綴込みの払込用紙を用いて最寄りの郵便局又は銀行で払込んでください。なお、払込金受領書は領収書に代わるものですので大切に保管してください。また、指定の払込用紙以外での試験手数料の納入はできません。（誤ってATM等の機械で払込んだ場合は、その取引明細書を申請書の所定欄に貼付することになりますが、この場合も領収書の発行はできませんのでご注意ください。）

なお、払込用紙の5連のうち右の2片について領収印を確認のうえ、郵便振替払込受付証明書（お客さま用）を申請書の所定欄に貼付してください。

また、会社、工場等において、まとめて払込まれると、個人別払込状況が確認できません。ご面倒でも必ず個人別に払込んでください。

郵便局又は銀行への払込手数料は別途本人負担となります。

2) 受験を希望するセンター窓口へ受験申請書を持参される場合は、現金でお支払いいただくことができます。

ハ 受験票が発行された後は、試験の種類や試験日の変更、科目免除の追加及び試験手数料の返還はできません。

2. 受験申請書の記入方法等について

「免許試験受験申請書の記入及び証明書類の添付方法」(7頁)を参照しながら必要事項を記入し、綴込みの試験手数料の郵便振替払込受付証明書（お客さま用）及び写真を指定された場所に貼付してください。

3. 添付書類の作り方について

証明書には原本に限るもの、原本証明のある写しが必要なもの、単なる写しでよいものがあります。

(1)本人確認証明書（氏名、生年月日及び住所を確認できる書面）

受験申請書には次のイ～ホの書面（注）のいずれか一つを添付してください。

- イ 住民票記載事項証明書又は住民票（写 不可）
- ロ 健康保険被保険者証の写（表裏）
- ハ 労働安全衛生法関係各種免許証の写（表裏）
- ニ 自動車運転免許証の写（表裏）
- ホ その他氏名、生年月日及び住所が記入されている身分証明書等の写

※ この本人確認証明書に限り、写しには「原本と相違ないことを証明する。」との事業者等の証明は不要です。

（注）住所の記載がない書面の場合は、他に本人の氏名と住所が記載された郵便物等のコピーも添付してください。ハの「労働安全衛生法関係各種免許証の写」で住所変更した場合も同様です。

なお、受験資格を証明するための事業者証明書又は各センターで発行した試験結果通知書・受験票のいずれかを添付される場合には、この書面は不要です。

(2)受験資格に関する事業者証明書

9、10頁に綴込みの事業者証明書用紙を用いて次の事項に留意して必要事項を記入し、事業者から証明を受けて、受験申請書裏面の指定された場所に貼付してください。

イ 綴込みの事業者証明書用紙のうち、あなたが受験される試験の種類のを切り取り又はコピーして使用してください。

※ 取扱、経験の期間が、二以上の事業場の勤務年数を合算しなければならないときは、それぞれについて事業者証明書が必要となりますので、あらかじめ必要枚数をコピーしてください。

ロ 受験資格をよく確かめ、該当する受験資格が明らかに分かるようにしてください。

ハ 記入する内容は、試験の種類によって異なりますが主としてあなたの受験資格となる業務の内容と、取扱経験の期間です。証明書用紙に記載されている●印の事項をよく読んで記入してください。

ニ 事業者証明は、事業場を代表する者（社長、支店長、工場長、市長等）または業務経歴を管理する部門の長（人事部長、総務部長等）の職名・氏名で行ってもらってください。

ホ 「事業者職名・氏名」の欄の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印してもらってください。なお記名押印することに代えて、社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。

へ 事業者証明書の記入間違いの訂正箇所は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印してもらってください。

(3)受験資格に関する学校の卒業証明書

原本に限ります。


(4)受験資格・免除資格を証明する書面で「写」が必要とされている場合の原本証明の方法

卒業証書、免許証及び修了証等の「写」の書類には、裏面又は余白に事業者の原本証明が必要です。

原本証明とは、原本とその「写」（原本が大きい場合は縮小コピーしてください。）を一緒に提出し、下記の原本証明記載例にならい、その「写」に社長・支店長等の職名・氏名で「原本に相違ない」旨を直接記入（証明）してもらったものをいいます。

事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印してもらってください。なお記名押印することに代えて、社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。

（原本証明記載例）

原本と相違ないことを証明する。 平成21年1月20日 事業場所在地 市原市能満2089 事業場名 (株)安全衛生 事業者職名・氏名 代表取締役 衛生一郎	
--	---

※事業者から原本証明が得られないときは資格を与えた機関、近くの労働局又は労働基準監督署に原本と「写」を持参すれば証明を受けることができます。また、安全衛生技術試験協会本部、各センターでも証明いたします。

(5)氏名の変更

受験申請書に記入された氏名が結婚等により各種証明書類に記載されているものと異なっているときは、変更の事実が確認できる戸籍個人事項証明書（一部証明可）、戸籍抄本等が必要となります。

(6)受験資格、免除科目の中の実地修習、実技講習等に該当するものは次のものです。

- イ 実地修習……事業者（会社）等が実地修習計画を樹立し、あらかじめ都道府県労働局長に提出して行う特別のものをいい、それ以外の社内研修あるいは補助業務等はこの実地修習には該当しません。
- ロ 実技講習……都道府県労働局長の登録を受けた団体が行う講習（指定を受けた講習）で、修了者には実技講習修了証が交付されます。
- ハ 実技教習……都道府県労働局長の登録（指定）を受けた教習機関が行う運転実技教習で、所定の課程修了者には修了証が交付されます。
- ニ 技能講習……都道府県労働局長の登録（指定）を受けた団体が行う特定の資格を得るための講習で、修了者には、修了証が交付されます。

4. 再受験の申請について

同じ種類の免許試験を再び受験されるときは、あらかじめ受験申請していただくこととなりますが、この場合、前回の免許試験結果通知書（原本）又は受験票（原本）を添付することにより、受験資格、科目の免除資格を証明する書面、本人確認証明書の添付を省略できます。

免許試験結果通知書、受験票ともに紛失されたとき（受験後5年以内）は、受験したセンターに免許試験結果通知書の再交付を申請して、再交付された免許試験結果通知書を添付してください。

なお、この場合、前回の受験申請書の記載事項のうち、氏名、住所が変わり又は免除科目を変更し、再受験の申請をするときは、その事実を確認できる書類を添付してください。

(1)再受験申請書の記入等

受験申請書の各欄に記入し、写真を所定欄に貼付してください。

(2)手数料の払込

はじめて受験申請されたときと同様に所定の試験手数料を払込み、郵便振替払込受付証明書（お客さま用）を受験申請書の所定欄に貼付されるか、受験を希望するセンターに申請書を持参して現金でお支払いください。

(3)添付書類

受験申請書の添付書類指定貼付欄に前回の免許試験結果通知書又は受験票（特級ボイラー技士については、免許試験結果通知書に限ります。）の原本を貼付してください。

特別・普通ボイラー溶接士で、免許の有効期間が切れたため実技試験を受験されるときは、再受験の申請であっても、有効期間が満了した免許証の表及び裏の写（原本証明必要）を添付してください。

5. 合格基準について

試験に合格するには、次の基準以上の得点が必要となります。

(1)学科試験…科目ごと（第一種衛生管理者試験の科目のうち範囲が分かれているものについては範囲ごと）の得点が40%以上で、かつ合計点が60%以上であること。ただし、特別・普通ボイラー溶接士試験は、合計点が60%以上であること。

※不合格となった場合は、得点を通知します。

(2)実技試験…【クレーン・デリック運転士（限定なし、クレーン限定、床上運転式クレーン限定、限定免許解除）、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士試験】

減点の合計が40点以下であること。

【特別・普通ボイラー溶接士試験】

全ての試験片が曲げ試験結果判定に合格すること。

6. 試験結果の通知について

合格の場合は「免許試験合格通知書」又は「実技試験受験票」、それ以外の場合は「免許試験結果通知書」で結果をお知らせします。また、受験したセンターの掲示板に合格者一覧表（受験番号のみ）を一定期間（一週間程度）掲示します。（学科試験合格者は、ホームページにも掲載します。）

なお、電話等による試験結果の照会には、一切応じられません。

7. 障害のある方について

障害により、受験に際し特別な配慮を希望する方は、申請時に受験を希望するセンターにご相談ください。

Ⅱ 受 験 票

1. 学科試験受験票及び実技試験受験票

受験申請書が受理されますと、受験票（はがき）が発行され、受験申請書に記載された住所に送付されます。

受験票については、次の2. (2)の事項に特に注意してください。

なお、クレーン・デリック運転士等実技試験のある免許試験の学科試験において、解答用紙の「実技試験区分」欄に学科試験に引き続いて「実技試験もセンターで受験する」旨のマークをした場合、学科試験に合格した方には、実技試験受験票（受験申請不要）が送付されます。

2. 受験票の確認等について

(1) 郵送で申請された場合、郵送後10日経っても「受験票」が届かないときは、申請先のセンターに必ず受験第1希望日とした日の前に連絡してください。

(注) 出張特別試験の場合は、「出張特別試験案内」に記載されている日までに「受験票」が届かないときは、申請先のセンターに必ず試験日の前に連絡してください。

(2) 受験票を受け取ったときは、次の事項を確認してください。

イ 試験の日時等（試験日が第2希望日となっている場合があります。）

ロ 氏名、生年月日及び住所

誤りがあったときは、早急に申請したセンターに連絡してください。訂正しておかないと、免許の申請に支障を生じることがあります。（止むを得ない場合は、試験当日に窓口に出してください。）

ハ 科目免除の有無（免除資格があり免除を希望した方のみ）

科目免除が認められた場合にのみ表示してあります。免除を希望しても所定の手続きがされていないと認められないことがあります。

(3) 受験票が発行された後は、試験の種類や試験日の変更、科目免除の追加及び試験手数料の返還はできません。

受取申請書には郵便振替払込受付証明書(おさま票)を貼付してください。

	の し り の
--	------------------

※受験番号

試験の種類
()

免許試験受験申請書

郵便振替払込受付証明書(お客さま用)
(払込人⇨郵便局⇨払込人)

口座番号	0011
振込先	168
金額	
振込先	三井住友銀行 神田支店
払込人住所氏名	郵便局または郵便局から受け取った「郵便振替払込受付証明書」を貼付して

郵便局・銀行への払込みに共通

郵便振替払込受付証明書貼付欄

貼付用
受験申請書

貼付
日附印

希望する免除科目	学科	全部免除 一部免除 () () ()	実技	全部免除 一部免除 (合図)
フリガナ	氏名			性別
受験者氏名	氏名			男女
生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	本籍地	都道府県
フリガナ	フリガナ			
住所	郵便番号	電話番号	()	
	都道府県	市郡	区	
連絡先の名称 所在地及び 電話番号	郵便番号	電話番号	()	
	都道府県	市郡	区 内線 ()	
センターでの試験を希望	学 科		実技 (学科試験全部免除者に限る)	
受験希望日が3に該当する場合は○で囲む。 (注)	1. 第1希望 平成 年 月 日 2. 第2希望 平成 年 月 日 3. センターの指定する試験日でよい。		1. 第1希望 平成 年 月 日 2. 第2希望 平成 年 月 日 3. センターの指定する試験日でよい。	
出張特別試験	地 区 名		受験資格コード番号	

申請年月日 平成 年 月 日

財団法人 安全衛生技術試験協会

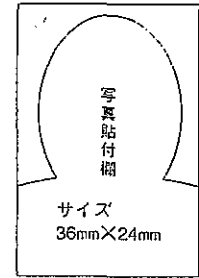
安全衛生技術センター 所長殿

※第1次審査
確認印

※第2次審査
確認印

写 真 票

※ 受験番号			
※ 試験日	年	月	日
※ 免除科目	学科		
	実技		



年 月 撮影
(写真撮影等の注意)

- ①申請前6カ月以内に撮影したもの
- ②鮮明で変色のおそれのないもの
- ③正面、脱帽、上三分身(胸から上)、無背景
- ④裏面に氏名、試験の種類を記入する。
- ⑤写真全面のり付けする。
- ⑥再受験の場合も貼付する。
- ⑦本人以外の写真を貼付された場合は、試験に合格しても無効となる場合があります。
- ※この裏にも注意を記載しています。

左側の免許試験受験申請書の記入事項のうち、A.C.E.F欄を転記してください。

試験の種類			
フリガナ	氏名		
受験者氏名	氏名		
生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	都道府県
本籍地	都道府県		

※試験に合格した場合、この写真票は、東京労働局に送付されます。

(注)受験票が発行された後は、試験の種類や試験日の変更、科目免除の追加及び試験手数料の返還はできません。

※受験申請にあたってお知らせいただく個人情報(試験実施の目的以外)には使用されません。

受験申請書を提出する前にもう一度点検してください。

再受験の場合に試験結果通知書または受験票を貼る場合は、宛名の面を上にしてください。

■点検表

本人確認証明書（氏名、生年月日、住所を確認できる書面）がついていますか。 （4頁3-（1）参照）		
所定の撮り方の写真はついていますか。（表の写真貼付欄の注意参照） 裏面に試験の種類、氏名を書いて全面のり付けで貼ってください。		
郵便振替払込受付証明書（受験申請書貼付用）がついていますか。 手数料は適正な額ですか。		
受験資格または科目 免除のための証明	資格を証明する書類はそろっていますか。	
	証明の内容は適切ですか。	
	写でよいものの書面には「原本と相違ないことを証明する。」との事業者等による原本証明がありますか。 （4頁3-(4)参照）	
住所は細部まで記入してありますか。 （〇〇様方、〇〇アパート、〇号棟、〇号室）		
その他記入もれはありませんか。		

- ※次のような写真は撮り直しをして頂く場合があります。
- ①指定の寸法や規格を満たしていないもの
 - ②サングラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
 - ③デジタル写真の品質に乱れがあるもの（画像処理がなされているものや不鮮明なもの）
 - ④変色や傷があるもの
 - ⑤写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

免許試験受験申請書の記入及び証明書類の添付方法

A 受験する試験の種類を記入してください。(右下赤枠内のA欄にも記入してください。) 第二種衛生管理者の免許を受けた方が第一種を受験されるときは、「第一種衛生管理者」と記入し、その上のA欄外に「特例」と赤字で記入してください。

B 科目の免除を受けようとするとき(11~30頁中「(3)免除科目」のある試験で、その該当者は、資格を証明する書類の添付を要します。①は「全部免除」又は「一部免除」を○で囲んでください。なお、学科の一部科目の免除の場合は、科目の免除を受けようとする科目の略称(11~30頁免除科目「手続」欄参照)を()内に記入してください。もし、この欄に記入されないと、科目の免除を受けられないことがあります。クレーン・デリック運転士等の学科受験前に実技教育を修了した方は、必ず実技欄の「全部免除」を○で囲んでください。

C 正確な氏名を氏と名に区切り、かい書で記入し、上欄にフリガナをつけてください。(右下赤枠内のC欄にも記入してください。)

D 性別を○で囲んでください。

E 年号を○で囲み、生年月日を記入してください。(右下赤枠内のE欄にも記入してください。)

F 都道府県名のみ記入してください。(右下赤枠内のF欄にも記入してください。) 外国籍の方は、国符を記入してください。

I 受験申請者の住所を正確に記入してください。
ロ. ○○様方、アパート、号棟、号室等郵便物が確実に届くように記入してください。
ハ. コンピュータ処理しておりますので、必ず正確な郵便番号を記入してください。
ニ. 住所欄の都道府県名のフリガナはいりません。

H 記載事項について問合せすることがありますので、8:30~17:00に連絡可能なところを記入してください。

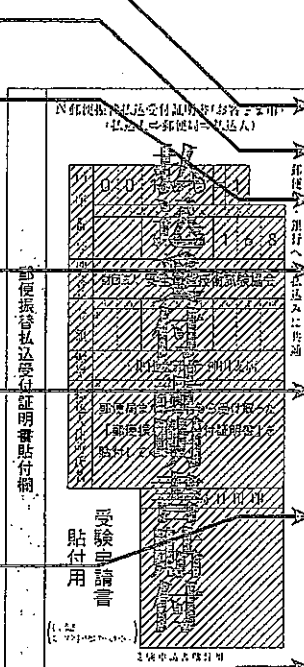
I センター試験を受験する方は
イ. 試験年月日は各センターの「免許試験案内」、「実技試験案内」を参照のうえ記入してください。
ロ. 「実技」欄は、学科試験全部免除者(学科試験に合格した者で試験日から1年以上のもの)だけが記入してください。学科試験に引き続いて実技試験を受験される場合は、センターから試験日を通知しますので、この欄に記入する必要はありません。
ハ. 第1~第2希望日は、あなたの希望の順に記入してください。上位の希望日が定員に達している場合は次順位の試験日となります。

出願特別試験受験者のみ、各センターの出願特別試験「免許試験案内」に記載されている地区名を記入してください。

N 「郵便振替払込受付証明書貼付」欄
試験手数料を郵便局または銀行に払い込まれたときは、5連式払込用紙の右端の郵便振替払込受付証明書(お客さま用)を所定の枠に貼付してください。(郵便振替払込金受領証と間違えないでください。)

- 111~30頁(それぞれの説明と合わせてご覧ください。)
- 2 受験申請書は「赤枠」内のみ記入してください。
- 3 同じ種類の免許試験を再受験するときは、前回の免許試験結果通知書又は受験票を添付すると証明書類が省略できます。

- 4 受験申請書に記入した氏名(C欄)、生年月日(E欄)、住所(G欄)を確認できる書面(本人確認証明書)の添付が必要です。受験資格等を証明する書類でC、E、Gの3項目が確認される場合のほかは、次の書面のいずれか一つを添付してください。
住民票記載事項証明書又は住民票(写不可)、健康保険被保険者証の写、労働安全衛生法の各種免許証の写、自動車運転免許証の写、その他氏名、生年月日及び住所が記入されている身分証明書等の写。(4頁3~1参照)



※受験番号			
A 試験の種類 (第一種衛生管理者) 免許試験受験申請書			
B 希望する免除科目	学科 全部免除 (一部免除) (労働生理) () ()	実技 全部免除 (一部免除) (合図)	
フリガナ	アンゼン	タロウ	D 性別
C 受験者氏名	安全 太郎		男 女
E 生年月日	大正 昭和 平成 30年 1月 1日	F 本籍地	千葉県 都道府県
フリガナ	イチノゼンノウマン イセイタロウ		
G 住所	郵便番号 290-0001	電話番号 0436 (75) 1141	
千葉県 市原市 能満2089 区		衛生寮201	
H 連絡先の名称	名称 (株)安全衛生	電話番号 03 (5275) 1088	
所在地及び電話番号	〒100-0005 東京都 千代田区 西神田3-8-1		
I センターでの試験を希望	学 科	実技 (学科試験全部免除者に限る)	
1. 第1希望 平成21年2月25日	1. 第1希望 平成 年 月 日	2. 第2希望 平成 年 月 日	
2. 第2希望 平成21年3月9日	2. 第2希望 平成 年 月 日	3. センターの指定する試験日でよい。	
3. センターの指定する試験日でよい。			
出願特別試験	地区名	K 受験資格コード番号	3

J 申請年月日 平成 21 年 2 月 2 日

財団法人 安全衛生技術試験協会
L 関東 安全衛生技術センター所長殿

J 申請書を提出する日を記入してください。なお、申請書の受付は、郵送の場合は第1希望日の2か月前から14日前まで、各センターに持参される場合は2日前までです。(受験定員に達したときは締め切りとなります。)

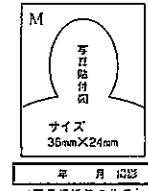
L 受験を希望するセンター名を記入してください。

※第1次審査確認印
※第2次審査確認印

K 各免許試験の受験資格の要否は11~30頁をご覧ください。受験資格を要する試験については、受験資格のコード番号を記入して、受験資格を証明する書類を裏面に貼付してください。
なお、証明書が「写」の場合はすべて社長・支店長等の職名・氏名で「原本と相違ない」旨の証明を受けたものを貼付してください。

写真票

※ 受験番号	
※ 試験日	年 月 日
※ 免除科目	学科 実技



(切り離さないでください)

※写真貼付の注意
○申請前5か月以内に撮影したもの
○鮮明で黄色のおそれのないもの
○正面、髪髭、上三分身(胸から上)、背景
○裏面に氏名、試験の種類を記入する。
○写真全面のり付けする。
○再受験の場合も貼付する。
○本人以外の写真も貼付された場合は、試験に合格しても有効となる場合があります。
※この紙にも注意を認めています。
左側の免許試験受験申請書の記入事項のうち、A.C.E.F欄を転記してください。

A 試験の種類	第一種衛生管理者
フリガナ	アンゼン タロウ
C 受験者氏名	安全 太郎
E 生年月日	大正 昭和 平成 30年 1月 1日
F 本籍地	千葉県 都道府県

※試験に合格した場合、この写真票は、東京労働局に送付されます。

事業者証明書の作成例(第一種・第二種衛生管理者の場合)

【太字の部分には全て記入が必要です】

1. 社長・支店長等の職印による事業者証明書の例

事業者証明書 13

①第一種衛生管理者の受験申請書に使用
②第二種衛生管理者として下さい

見
本
の
内
容

氏名	安全太郎		住所	千葉県市原市能満2089番地区 衛生寮201
生年月日	大平 30年 1月 1日			
従事経験の内容	労働衛生の実務の内容			
	① 健康診断実施に必要な事項又は結果の処理の業務 2. 作業環境の測定等作業環境の衛生上の調査の業務 3. 作業条件、施設等の衛生上の改善の業務 4. 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備の業務 5. 衛生教育の企画、実施等に関する業務 6. 労働衛生統計の作成に関する業務 7. 看護師又は准看護師の業務 ② 該当の業務名の番号を○で囲んで下さい。なお、13を囲んだ場合は業務の内容を具体的に記入して下さい。			
	労働衛生の実務に従事した期間			
	昭和 58年 2月 1日 から 昭和 3年 1月 31日 まで 8年 0月			
上記の記載内容については、相違ないことを証明します。				
平成 21年 1月 20日 電話 03(5275)1088				
事業場所在地 東京都千代田区西神田3-8-1				
事業場名称 (株)安全衛生 能満事業所				
事業者職名・氏名 所長 衛生次郎				

年月日まで記入すること。
継続中の場合の終期は証明年月日とすること。
学歴で受験の場合の実務経験
大学(短期大学)、高等専門学校(専修学校、各種学校含まず)卒業は1年以上
高等学校卒業は実務経験3年以上
実務経験のみでの受験資格は10年以上
詳細は受験申請書を参照のこと。

職印、または、社印と個人印の両方の押印が証明印として有効です。
社印のみ、または、個人印のみは証明印として認められません。

※労働衛生関係の作業主任者 [高圧室内作業主任者、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定化学物質作業主任者、鉛作業主任者、四アルキル鉛等作業主任者、酸蒸気危険作業主任者、有機溶剤作業主任者又は石綿作業主任者]
備考 1. 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印(または社印と個人印の両方)を押印してください。なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名(職名と氏名)でも差し支えありません。
2. 訂正した箇所には、社長・支店長等の職印(または社印と個人印の両方)を押印してください。

2. 社長・支店長等の自筆での署名による事業者証明書の例

事業者証明書 13

①第一種衛生管理者の受験申請書に使用
②第二種衛生管理者として下さい

見
本
の
内
容

氏名	安全太郎		住所	千葉県市原市能満2089番地区 衛生寮201
生年月日	大平 30年 1月 1日			
従事経験の内容	労働衛生の実務の内容			
	① 健康診断実施に必要な事項又は結果の処理の業務 2. 作業環境の測定等作業環境の衛生上の調査の業務 3. 作業条件、施設等の衛生上の改善の業務 4. 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備の業務 5. 衛生教育の企画、実施等に関する業務 6. 労働衛生統計の作成に関する業務 7. 看護師又は准看護師の業務 ② 該当の業務名の番号を○で囲んで下さい。なお、13を囲んだ場合は業務の内容を具体的に記入して下さい。			
	労働衛生の実務に従事した期間			
	昭和 58年 2月 1日 から 昭和 3年 1月 31日 まで 8年 0月			
上記の記載内容については、相違ないことを証明します。				
平成 21年 1月 20日 電話 03(5275)1088				
事業場所在地 東京都千代田区西神田3-8-1				
事業場名称 (株)安全衛生 能満事業所				
事業者職名・氏名 所長 衛生次郎				

年月日まで記入すること。
継続中の場合の終期は証明年月日とすること。
学歴で受験の場合の実務経験
大学(短期大学)、高等専門学校(専修学校、各種学校含まず)卒業は1年以上
高等学校卒業は実務経験3年以上
実務経験のみでの受験資格は10年以上
詳細は受験申請書を参照のこと。

社長・支店長等が自筆による署名をします。

※労働衛生関係の作業主任者 [高圧室内作業主任者、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定化学物質作業主任者、鉛作業主任者、四アルキル鉛等作業主任者、酸蒸気危険作業主任者、有機溶剤作業主任者又は石綿作業主任者]
備考 1. 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印(または社印と個人印の両方)を押印してください。なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名(職名と氏名)でも差し支えありません。
2. 訂正した箇所には、社長・支店長等の職印(または社印と個人印の両方)を押印してください。

事業者証明書

- 1. 特級ボイラー技士(コード番号5)
- 2. 一級ボイラー技士(コード番号5、6)
- 3. 二級ボイラー技士(コード番号3、6、8、9、10)

の受験申請に使用してください。

氏名		住所	都 道 市 区 府 県 郡	
生年月日	大 昭 平 年 月 日生			
取扱った ボイラー	ボイラーの種類			
	伝 熱 面 積	m ²	最 高 使 用 圧 力	MPa
	ボイラー検査証交付機関		検 査 証 番 号	第 号
取扱期間	昭和 平成 年 月 日から 昭和 平成 年 月 日まで 年 月			
	◎取扱に関する期間は、免状または講習修了証交付後の日から記載してください。 ◎取扱従事年数は実際に従事した期間を合計し、記入してください。			
上記の記載内容については、相違ないことを証明します。				
平成 年 月 日				
事業場所在地			電 話 ()	
事業場名称				
事業者職名・氏名				
(職印)				

- 備考 1. 交付機関には、〇〇労働局、〇〇労働基準監督署、〇〇人事委員会、〇〇運輸局等があります。
 2. 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印(または社印と個人印の両方)を押印してください。
 なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名(職名と氏名)でも差し支えありません。
 3. 訂正した箇所には、社長・支店長等の職印(または社印と個人印の両方)を押印してください。

-----切り取り線-----

事業者証明書

6. ボイラー整備士の受験申請に使用してください。

氏名		住所	都 道 市 区 府 県 郡	
生年月日	大 昭 平 年 月 日生			
従 事 経 験 の 内 容	従 事 内 容 下記の1、2、3のいずれかに○をしてください。			従事した期間
	1. ボイラーの整備を主に行う事業や業務において整備の補助業務を行った場合 (1) ボイラー(小規模・小型ボイラーを除く。) (2) 第一種圧力容器(小規模・小型圧力容器を除く。)			期間 昭 平 年 月 日 から 昭 平 年 月 日 まで
	2. ボイラーの整備を主に行う事業や業務において整備の業務を行った場合 (1) 小規模ボイラー (2) 小規模第一種圧力容器			
	3. ボイラー技士、ボイラー取扱技能講習修了者、第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者(化学設備関係含む。)等が自己の取り扱いボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務又は整備の補助の業務を自ら行った場合 ※ボイラー又は第一種圧力容器の取扱い従事期間1年を整備(整備補助)従事期間2ヵ月として換算しますので、資格取得後3年以上の取扱い従事期間が必要です。			年 月 日 ____年 ____ヵ月 (※3.の場合には資格取得後の取扱い従事期間(換算前の取扱い期間)を記入。)
資格の種類 () 取得年月日 年 月 日 取扱いボイラー・一圧検査証 交付機関名 () 検査証番号 ()号 (検査証の左上に記載されている番号)				
上記の記載内容については、相違ないことを証明します。				
平成 年 月 日				
事業場所在地			電 話 ()	
事業場名称				
事業者職名・氏名				
(職印)				

- 備考 1. 交付機関には、〇〇労働局、〇〇労働基準監督署、〇〇人事委員会、〇〇運輸局等があります。
 2. 従事した期間はボイラー技士免許証交付以降等資格を有する時からになります。
 3. 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印(または社印と個人印の両方)を押印してください。

切り取り線

事業者証明書

4. 特別ボイラー溶接士 10. 発破技士 12. 林業架線作業主任者 } の受験申請に使用
5. 普通ボイラー溶接士 11. ガス溶接作業主任者 14. 高圧室内作業主任者 } してください。

氏名			住所	都道府県	市区郡
生年月日	大昭平	年	月	日生	
従事業務の内容	業務の内容			従事した期間	
	1. ボイラー、第一種圧力容器のアーキ溶接（自動溶接を除く。）の業務 2. アーク溶接（自動溶接を除く。）の業務 3. 発破の補助の業務 4. ガス溶接等の業務 5. 林業架線作業の業務 6. 高圧室内業務 ●受験資格に該当するものの番号を○で囲んでください。			(期間) 昭和 平成 年 月 日から 昭和 平成 年 月 日まで _____年____月	
上記の記載内容については、相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 事業場所在地 電話 () 事業場名称 事業者職名・氏名 職印					

備考 1. 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印してください。
 なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。
 2. 訂正した箇所には、社長・支店長等の職印（または社印と個人印の両方）を押印してください。

切り取り線

事業者証明書

13. ①第一種衛生管理者 } の受験申請に使用
②第二種衛生管理者 } してください。

氏名			住所	都道府県	市区郡
生年月日	大昭平	年	月	日生	
従事業務の内容	労働衛生の実務の内容				
	1. 健康診断実施に必要な事項又は結果の処理の業務 2. 作業環境の測定等作業環境の衛生上の調査の業務 3. 作業条件、施設等の衛生上の改善の業務 4. 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備の業務 5. 衛生教育の企画、実施等に関する業務 6. 労働衛生統計の作成に関する業務 7. 看護師又は准看護師の業務 8. 労働衛生関係の作業主任者（下欄※印の者）としての業務 9. 労働衛生関係の試験研究機関における労働衛生関係の試験研究の業務 10. 自衛隊の衛生担当者、衛生隊員の業務 11. 保健所職員のうち、試験研究に従事する者の業務 12. 建築物環境衛生管理技術者の業務 13. その他 () ●該当の業務名の番号を○で囲んでください。なお、13. を囲んだ場合は業務の内容を具体的に記入してください。				
内容	労働衛生の実務に従事した期間	昭和 平成	年 月 日 から	昭和 平成	年 月 日 まで _____年____月
上記の記載内容については、相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 事業場所在地 電話 () 事業場名称 事業者職名・氏名 職印					

切り取り線

※労働衛生関係の作業主任者 { 高圧室内作業主任者、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定化学物質作業主任者、鉛作業主任者、四アルキル鉛等作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者、有機溶剤作業主任者又は石綿作業主任者

備考 1. 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印してください。
 なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。

Ⅲ 免許の種類別の試験科目、試験時間、受験資格及び免除科目

1. 特級ボイラー技士

(1) 試験科目、試験時間

試 験 科 目		試 験 時 間
午前	○ボイラーの構造に関する知識 ○ボイラーの取扱いに関する知識	午前、午後合計4時間 科目免除者は1科目1時間減
午後	○燃料及び燃焼に関する知識 ○関係法令	

(2) 受験資格 (添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との 事業者等の証明が必要です。(4頁3-(4)参照)

下記のコード番号2の受験資格者はほかに本人確認証明書(4頁3-(1)参照)の添付が必要です。

K コード 番号	受 験 資 格	添 付 書 類
1	一級ボイラー技士免許を受けた者	・一級ボイラー技士免許証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
2	学校教育法による大学又は高等専門学校においてボイラーに関する講座又は学科目を修め卒業した者で、その後2年以上の実地修習(5頁(6)イ参照)を経たもの	・学校の卒業証明書(原本で、蒸気ボイラー又は蒸気原動機について、2単位以上修得したことを特記したもの) ・実地修習結果報告書の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
3	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第9条第1項のエネルギー管理士(熱)免状を有する者で、2年以上の実地修習(5頁(6)イ参照)を経たもの	・エネルギー管理士免状の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)及び合否通知書(合格証)の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・実地修習結果報告書の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
4	海技士(機関1、2級)免許を受けた者	・海技士免状の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
5	ボイラー・タービン主任技術者(1種又は2種)免状を有する者で、伝熱面積の合計が500㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	・ボイラー・タービン主任技術者(1種又は2種)免状の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(9頁上段)

注① 旧省エネ法による熱管理士免状も該当します。

- ※ボイラー技士免許証の写しで住所変更した場合は、現住所を確認できる郵便物等のコピーを添付してください。
※受験資格コード番号1で受験申請された方が試験に合格された場合は、免許申請の際に、ボイラー取扱い実務経験証明書を添付する必要があります。

(3) 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免除科目	手 続	添付書類
過去2年以内に行われた特級ボイラー技士試験を受験し、一部の科目について合格点を得た者	免許試験結果通知書に記載されている科目	受験申請書B欄の学科「一部免除」を○で囲み()に科目名を記入する。	・免許試験結果通知書(原本)

2. 一級ボイラー技士

(1) 試験科目、試験時間

	試験科目	試験時間
午前	○ボイラーの構造に関する知識 ○ボイラーの取扱いに関する知識	午前、午後合計4時間
午後	○燃料及び燃焼に関する知識 ○関係法令	

(2) 受験資格 (添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との事業者等の証明が必要です。(4頁3-(4)参照)

下記のコード番号2の受験資格者はほかに本人確認証明書(4頁3-(1)参照)の添付が必要です。

Kコード番号	受験資格	添付書類
1	二級ボイラー技士免許を受けた者	・二級ボイラー技士免許証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
2	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校(28頁注②参照)においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後1年以上の実地修習(5頁(6)イ参照)を経たもの	・学校の卒業証明書(原本、蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことを特記したもの) ・実地修習結果報告書の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
3	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第9条第1項のエネルギー管理士(熱)免状(11頁注①参照)を有する者で、1年以上の実地修習(5頁(6)イ参照)を経たもの	・エネルギー管理士免状の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)及び合否通知書(合格証)の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・実地修習結果報告書の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
4	海技士(機関1、2、3級)免許を受けた者	・海技士免状の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
5	ボイラー・タービン主任技術者(1種又は2種)免状を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	・ボイラー・タービン主任技術者(1種又は2種)免状の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(9頁上段)
6	保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	・汽かん係員試験合格証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(9頁上段)

※ボイラー技士免許証の写しで住所変更した場合は、現住所を確認できる郵便物等のコピーを添付してください。

※受験資格コード番号1で受験申請された方が試験に合格された場合は、免許申請の際に、ボイラー取扱い実務経験証明書を添付する必要があります。

(3) 免除科目 なし

3. 二級ボイラー技士

(1) 試験科目、試験時間

試験科目	試験時間
○ボイラーの構造に関する知識 ○燃料及び燃焼に関する知識 ○ボイラーの取扱いに関する知識 ○関係法令	3時間

(2) 受験資格 (添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との
事業者等の証明が必要です。(4頁3-(4)参照)

下記のコード番号1、2、7の受験資格者はほかに本人確認証明書(4頁3-(1)参照)の添付が必要です。

コード番号	受験資格	添付書類
1	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校(28頁注②参照)においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後3ヵ月以上の実地修習(5頁(6)イ参照)を経たもの	・学校の卒業証明書(原本で、蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことを特記したもの) ・実地修習結果報告書の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
2	ボイラーの取扱いについて6ヵ月以上の実地修習(5頁(6)イ参照)を経たもの	・実地修習結果報告書の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
3	ボイラー取扱技能講習を修了した者で、その後4ヵ月以上小規模ボイラーを取り扱った経験があるもの	・ボイラー取扱技能講習修了証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(9頁上段)
4	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第9条第1項のエネルギー管理士(熱)免状(11頁注①参照)を有する者で、1年以上の実地修習(5頁(6)イ参照)を経たもの	・エネルギー管理士免状の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)及び合否通知書(合格証)の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・実地修習結果報告書の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
5	海技士(機関1、2、3級)免許を受けた者	・海技士免状の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
6	ボイラー・タービン主任技術者(1種又は2種)免状を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	・ボイラー・タービン主任技術者(1種又は2種)免状の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(9頁上段)
7	ボイラー実技講習を修了した者	・ボイラー実技講習修了証の原本 [#] 又は写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)(※提出された原本は返却いたしません。)
8	海技士(機関4、5級)免許を受けた者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	・海技士免状の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(9頁上段)
9	保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	・汽かん係員試験合格証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(9頁上段)
10	鉱山において、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの 〔但しゲージ圧力が0.4MPa(4kgf/cm ²)以上の蒸気ボイラー又はゲージ圧力0.4MPa(水頭圧40m)以上の温水ボイラーに限る。〕	・事業者証明書(9頁上段)

注① 小規模ボイラーとは小型ボイラーに該当しない次のボイラーをいいます。なお、小型ボイラーとは、労働安全衛生法施行令第1条第4号のものをいいます。

- イ. 胴の内径が750mm以下で、かつ、その長さが1300mm以下の蒸気ボイラー
- ロ. 伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー

ハ. 伝熱面積が14m²以下の温水ボイラー

ニ. 伝熱面積が30m²以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が400mm以下で、かつ、その内容積が0.4m³以下のものに限る。）

(3) 免除科目 なし

4. 特別ボイラー溶接士

(1) 試験科目、試験時間

種類	試験科目	試験時間
学科	<ul style="list-style-type: none"> ○ボイラーの構造及びボイラー用材料に関する知識 ○ボイラーの工作及び修繕方法に関する知識 ○溶接施行方法の概要に関する知識 ○溶接棒及び溶接部の性質の概要に関する知識 ○溶接部の検査方法の概要に関する知識 ○溶接機器の取扱方法に関する知識 ○溶接作業の安全に関する知識 ○関係法令 	2時間30分
実技	○横向き突合せ溶接	1時間

(2) 受験資格（添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との事業者等の証明が必要です。（4頁3-(4)参照）

Kコード番号	受験資格	添付書類
1	普通ボイラー溶接士免許を受けた後、1年以上ボイラー又は第一種圧力容器の溶接作業の経験がある者（ガス溶接、自動溶接を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・普通ボイラー溶接士免許証の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照） ・事業者証明書（10頁上段）

(注) 実技試験は、学科試験合格後引き続き受験する者又は学科試験全部免除者が受験することができます。

(3) 免除科目（添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との事業者等の証明が必要です。（4頁3-(4)参照）

科目の免除を受けることのできる者	免除科目	手続	添付書類
特別ボイラー溶接士免許試験の学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科：全部 (実技試験のみ受験すればよい。)	受験申請書B欄の学科「全部免除」を○で囲む。	・免許試験結果通知書（原本）
特別ボイラー溶接士免許証の有効期間が満了した後2年を経過しない者			・有効期間が満了した特別ボイラー溶接士免許証の表裏の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）

5. 普通ボイラー溶接士

(1) 試験科目、試験時間

種 類	試 験 科 目	試 験 時 間
学 科	○ボイラーの構造及びボイラー用材料に関する知識 ○ボイラーの工作及び修繕方法に関する知識 ○溶接施行方法の概要に関する知識 ○溶接棒及び溶接部の性質の概要に関する知識 ○溶接部の検査方法の概要に関する知識 ○溶接機器の取扱方法に関する知識 ○溶接作業の安全に関する知識 ○関係法令	2時間30分
実 技	○下向き突合せ溶接及び立向き突合せ溶接	1時間

(注) (3)に該当する者は学科又は実技の科目の免除を受けることができます。

(2) 受験資格

K コード 番号	受 験 資 格	添 付 書 類
1	1年以上溶接作業の経験がある者（ガス溶接・自動溶接を除く。）	・事業者証明書（10頁上段）

(注) 実技試験は、学科試験合格後引き続き受験する者又は学科試験全部免除者が受験することができます。

(3) 免除科目 （添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との事業者等の証明が必要です。（4頁3-(4)参照）

科目の免除を受けることのできる者	免 除 科 目	手 続	添 付 書 類
普通ボイラー溶接士免許試験の学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科：全部 （実技試験のみ受験すればよい。）	受験申請書B欄の学科「全部免除」を○で囲む。	・免許試験結果通知書（原本）
普通ボイラー溶接士免許証の有効期間が満了した後2年を経過しない者			・有効期間が満了した普通ボイラー溶接士免許証の表裏の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）
鋼船構造規程による1級A種、2級A種、1級B種、2級B種又は1級D種溶接技術試験に合格した者 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 船船構造規則によるM2種O級A、M2種V級A、M3種O級A、M3種V級A、M2種P級A溶接技術試験に合格した者 </div>	実技：全部 （学科試験のみ受験すればよい。）	受験申請書B欄の実技「全部免除」を○で囲む。	・該当する溶接技術試験合格証の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）
電気事業法による溶接方法の認可を受けた溶接士のうち裏あて金を用いる被覆アーク溶接（A）の区分で 1. W-1またはW-2の試験材で、それぞれfv、fvo、fvh、fvohの姿勢で行ったもの 2. W-3またはW-4の試験材で、rまたはeの姿勢で行ったもの			・該当する溶接検査合格証の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）

6. ボイラー整備士

(1) 試験科目、試験時間

試験科目	試験時間
○ボイラー及び第一種圧力容器の整備の作業に関する知識 ○ボイラー及び第一種圧力容器の整備の作業に使用する器材、薬品等に関する知識 ○関係法令 △ボイラー及び第一種圧力容器に関する知識	2時間30分 科目免除者は1時間40分

(注) (3)に該当する者は△印の科目の免除を受けることができます。

(2) 受験資格 (添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との事業者等の証明が必要です。(4頁3-(4)参照)

Kコード番号	受験資格	添付書類
1	ボイラーの整備を主に行う事業や業務においてボイラー（小規模ボイラー ¹⁰⁰ 及び小型ボイラー ¹⁰⁰ を除く。）又は第一種圧力容器（小規模第一種圧力容器 ¹⁰⁰ 及び小型圧力容器 ¹⁰⁰ を除く。）の整備の補助業務に6ヵ月以上従事した経験を有する者	・事業者証明書（9頁下段）
	自己の取り扱うボイラー又は第一種圧力容器の整備の補助業務を自ら行う者で、ボイラー技士等の資格取得後、ボイラー又は第一種圧力容器の取扱い業務に3年以上従事した経験を有する者（※取扱い業務1年を整備補助業務2ヵ月として換算）	・事業者証明書（9頁下段） ・ボイラー技士免許証、第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了証等の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）
2	ボイラーの整備を主に行う事業や業務において小規模ボイラー又は小規模第一種圧力容器の整備の業務に6ヵ月以上従事した経験を有する者	・事業者証明書（9頁下段）
	自己の取り扱う小規模ボイラー又は小規模第一種圧力容器の整備業務を自ら行う者で、ボイラー取扱技能講習等の資格取得後、ボイラー又は第一種圧力容器の取扱い業務に3年以上従事した経験を有する者（※取扱い業務1年を整備業務2ヵ月として換算）	・事業者証明書（9頁下段） ・ボイラー取扱技能講習修了証等の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）
3	準則訓練（職業訓練）のうち整備管理・運転系のボイラー運転科を修了した者	・修了証の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照） ・本人確認証明書
4	専修訓練（職業訓練）のうちボイラー運転科を修了した者	・修了証の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照） ・本人確認証明書

注①小規模ボイラーは、13～14頁の記載を参照してください。

②小型ボイラーとは、労働安全衛生法施行令第1条第4号のものをいいます。

③小規模第一種圧力容器とは、小型圧力容器に該当しない次の第一種圧力容器（以下「容器」）をいいます。

イ. 加熱作用を行う容器（熱交換器、蒸着器、消毒器、加硫器等）で内容積が5㎡以下のもの

ロ. 反応作用を行う容器（反応器、オートクレーブ等）で内容積が1㎡以下のもの

ハ. 蒸発作用を行う容器（蒸発器、抽出器、蒸留器等）で内容積が1㎡以下のもの

ニ. 高温の圧力液体を保有する容器（蓄熱器、フラッシュタンク等）で内容積が1㎡以下のもの

④小型圧力容器とは、労働安全衛生法施行令第1条第6号のものをいいます。

(3) 免除科目 (添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との事業者等の証明が必要です。(4頁3-(4)参照)

科目の免除を受けることのできる者	免除科目	手続	添付書類
ボイラー技士（特級、一級、二級）免許を受けた者	ボイラー及び第一種圧力容器に関する知識（学科試験）	受験申請書B欄の学科「一部免除」を○で囲み（ボイラー・一圧）と記入する。	・ボイラー技士（特級、一級、二級）免許証の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）
職業訓練の準則、専修訓練のうちボイラー運転科を修了した者			・受験資格の証明で添付されているので不要です。

7-1. クレーン・デリック運転士（限定なし）

クレーン又はデリックのいずれの機種も取り扱うことができるクレーン・デリック運転士免許を取得するための試験です。

この試験を受験される方は、「免許試験受験申請書」の左上及び右下の「A試験の種類」欄に、「クレーン・デリック運転士（限定なし）」と明記すること。

(1) 試験科目、試験時間

種類	試験科目	試験時間
学科	○クレーン及びデリックに関する知識 ○関係法令 ○原動機及び電気に関する知識 ○クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2時間30分 1科目免除者は2時間 2科目免除者は1時間15分
実技	○クレーンの運転 ○クレーンの運転のための合図	午前又は午後に分けて受験票に記載されます。

(注1) 学科試験の範囲には、クレーン関係知識、デリック関係知識、クレーン関係法令及びデリック関係法令すべてが含まれます。

(注2) (3)に該当する者は一部の科目の免除を受けることができます。

(2) 受験資格 不要。ただし、本人確認証明書（4頁3-(1)参照）の添付が必要です。

(注) 実技試験は、学科試験合格後引き続き受験する者又は学科試験全部免除者が受験することができます。

(3) 免除科目 次の表の「(限定なし)の免除科目」欄を参照。

(添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との
事業者等の証明が必要です。(4頁3-(4)参照)

科目の免除を受けることのできる者	クレーン・デリック運転士			手続	添付書類
	(限定なし)の免除科目	[クレーン限定]の免除科目	[床上運転式クレーン限定]の免除科目		
① a. クレーン運転実技教習（床上運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了した者で、その修了した日から起算して1年以内のもの b. 鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上のクレーン（床上操作式クレーン及び床上運転式クレーンを除く。）の運転の業務に1ヵ月以上従事した経験を有する者 注(1)	実技：全部（学科試験のみ受験すればよい。）	実技：全部（学科試験のみ受験すればよい。）		受験申請書B欄の実技「全部免除」を○で囲む。	a→実技教習修了証の原本 [※] 又は写（原本証明必要。4頁3-(4)参照） （※提出された原本は返却いたしません。） b→事業者証明書（10頁上段の様式に準じて作成する）及び有資格者証明書の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）注(2)

科目の免除を受けることのできる者	クレーン・デリック運転士			手 続	添付書類
	(限定なし)の免除科目	[クレーン限定]の免除科目	[床上運転式クレーン限定]の免除科目		
② a. 床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して1年以内のもの b. 鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上の床上運転式クレーンの運転の業務に1ヵ月以上従事した経験を有する者 注(1)	実技：運転のための合図	実技：運転のための合図		受験申請書B欄の実技「一部免除(合図)」を○で囲む。	a→実技教習修了証の原本*又は写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) (※提出された原本は返却いたしません) b→事業者証明書(10頁上段の様式に準じて作成する)及び有資格者証明書の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)注(2)
③ クレーン・デリック運転士(限定なし)の学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科：全部(実技試験のみ受験すればよい。)		学科：全部(実技試験のみ受験すればよい。)	受験申請書B欄の学科「全部免除」を○で囲む。	免許試験結果通知書(原本)
④ クレーン・デリック運転士(クレーン限定、床上運転式クレーン限定)の学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科：原動機及び電気に関する知識 力学に関する知識			受験申請書B欄の学科「一部免除」を○で囲み、(電気)(力学)と記入する。	免許試験結果通知書(原本)
		学科：全部(実技試験のみ受験すればよい。)	学科：全部(実技試験のみ受験すればよい。)	受験申請書B欄の学科「全部免除」を○で囲む。	
⑤ クレーン・デリック運転士[クレーン限定]免許を有する者(旧クレーン運転士免許を含む。)	学科：原動機及び電気に関する知識 力学に関する知識 実技：全部(学科試験のみ受験すればよい。)			受験申請書B欄の学科「一部免除」及び実技「全部免除」を○で囲み、(電気)(力学)と記入する。	免許証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)

科目の免除を受けることのできる者	クレーン・デリック運転士			手続	添付書類
	(限定なし)の免除科目	{クレーン限定}の免除科目	{床上運転式クレーン限定}の免除科目		
⑥ クレーン・デリック運転士〔床上運転式クレーン限定〕免許を有する者（旧クレーン運転士〔床上運転式限定〕免許を含む。）	学科：原動機及び電気に関する知識 力学に関する知識 実技：運転のための合図			受験申請書B欄の学科「一部免除」及び実技「一部免除（合図）」を○で囲み、（電気）（力学）と記入する。	免許証の写（原本証明必要。4頁3-（4）参照）
		学科：全部 実技：運転のための合図		受験申請書B欄の学科「全部免除」及び実技「一部免除（合図）」を○で囲む。	
⑦ a. 移動式クレーン又は揚貨装置運転士免許を有する者 b. 旧デリック運転士免許を有する者	学科：力学に関する知識 実技：運転のための合図	学科：力学に関する知識 実技：運転のための合図	学科：力学に関する知識 実技：運転のための合図	受験申請書B欄の学科「一部免除」及び実技「一部免除（合図）」を○で囲み、（力学）と記入する。	免許証の写（原本証明必要。4頁3-（4）参照）
⑧ a. 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 b. 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 c. 玉掛け技能講習を修了した者	実技：運転のための合図	実技：運転のための合図	実技：運転のための合図	受験申請書B欄の実技「一部免除（合図）」を○で囲む。	技能講習修了証の写（原本証明必要。4頁3-（4）参照）

注(1) 「経験を有する者」には、鉱山保安監督局長（又は鉱山保安監督部長）からその作業に必要な技能を有することの有資格者証明書が交付されていること。

(2) 事業者証明書は、当該運転の業務に1ヵ月以上従事した業務経歴が確認できるものであること。

7-2. クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕

取り扱うことのできる機種をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を取得するための試験です。

この試験を受験される方は、「免許試験受験申請書」の左上及び右下の「A試験の種類」欄に、「クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕」と明記すること。

(1) 試験科目、試験時間

7-1. クレーン・デリック運転士（限定なし）の(1)と共通ですが、学科試験の範囲からデリック関係知識及びデリック関係法令は除かれます。

(2) 受験資格 不要。ただし、本人確認証明書（４頁３－(1)参照）の添付が必要です。

(注) 実技試験は、学科試験合格後引き続き受験する者又は学科試験全部免除者が受験することができます。

(3) 免除科目 7-1. クレーン・デリック運転士（限定なし）の(3)の「〔クレーン限定〕の免除科目」欄を参照。

7-3. クレーン・デリック運転士〔床上運転式クレーン限定〕

取り扱うことのできる機種を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を取得するための試験です。

この試験を受験される方は、「免許試験受験申請書」の左上及び右下の「A試験の種類」欄に、「クレーン・デリック運転士〔床上限定〕」と明記すること。

(1) 試験科目、試験時間

7-1. クレーン・デリック運転士（限定なし）の(1)と共通ですが、学科試験の範囲からデリック関係知識及びデリック関係法令は除かれます。また、実技試験は床上運転式クレーンを用いて行われます。

(2) 受験資格 不要。ただし、本人確認証明書（４頁３－(1)参照）の添付が必要です。

(注) 実技試験は、学科試験合格後引き続き受験する者又は学科試験全部免除者が受験することができます。

(3) 免除科目 7-1. クレーン・デリック運転士（限定なし）の(3)の「〔床上運転式クレーン限定〕の免除科目」欄を参照。

(注) 学科試験合格後実技試験を引き続き受験する場合には、実技試験は床上運転式クレーンで行われることになり、変更はできません。

実技試験の再受験の際には、床上運転式クレーンを用いたものに限定されず、7-2. クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕の実技試験も受験することができます。

なお、1年以内にクレーン運転実技教習を修了することにより免許を取得しようとするときの教習も床上運転式クレーンを用いたものに限定されません。

7-4. クレーン・デリック運転士（限定免許解除）

クレーン限定、床上運転式クレーン限定のクレーン・デリック運転士免許（旧クレーン運転士免許、旧クレーン運転士免許〔床上運転式限定〕を含む。）、又は、旧デリック運転士免許を有する方が、限定なしのクレーン・デリック運転士免許を取得するため（限定免許解除を受けるため）の試験で、学科試験の範囲からクレーン関係知識及びクレーン関係法令の免除、又は、デリック関係知識及びデリック関係法令の免除が受けられます。

この試験を受験される方は、「免許試験受験申請書」の左上及び右下の「A試験の種類」欄に、「ク・デ運転士（クレーン限定解除）」、「ク・デ運転士（床上限定解除）」又は「ク・デ運転士（デリック限定解除）」のいずれかを明記すること。

(1) 試験科目、試験時間、免除科目・範囲

種類	試験科目		クレーン限定解除 (旧クレーン所有)	床上限定解除 (旧床上限定所有)	デリック限定解除 (旧デリック所有)
	範囲				
学科	クレーン及びデリックに関する知識	クレーン関係知識	免除	免除	○
		デリック関係知識	○	○	免除
	関係法令	クレーン関係法令	免除	免除	○
		デリック関係法令	○	○	免除
	原動機及び電気に関する知識		免除	免除	○
クレーンの運転のために必要な力学に関する知識		免除	免除	免除	
学科試験時間			1時間 15分	1時間 15分	2時間
実技	クレーンの運転		免除	○	○
	クレーンの運転のための合図		免除	免除	免除
実技試験時間				午前又は午後に分けて受験票に記載されます。	

(注) ○を付した科目・範囲が受験する科目・範囲です。

(2) 受験資格 クレーン・デリック運転士免許〔クレーン限定、床上運転式クレーン限定のいずれか〕(旧クレーン運転士免許、旧クレーン運転士免許〔床上運転式限定〕を含む。)又は旧デリック運転士免許を有する者。それぞれの免許証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)を添付すること。

(注) 実技試験は、学科試験合格後引き続き受験する者又は学科試験全部免除者が受験することができます。

(3) 免除科目 上記(1)のほか7-1. クレーン・デリック運転士(限定なし)の(3)の「(限定なし)の免除科目」欄を参照。

8. 移動式クレーン運転士

(1) 試験科目、試験時間

種 類	試 験 科 目	試 験 時 間
学 科	<ul style="list-style-type: none"> ○移動式クレーンに関する知識 ○原動機及び電気に関する知識 ○関係法令 ○移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 	2時間30分 科目免除者は2時間
実 技	<ul style="list-style-type: none"> ○移動式クレーンの運転 ○移動式クレーンの運転のための合図 	午前又は午後に分けて受験票に記載されます。

(注) (3)に該当する者は一部の科目の免除を受けることができます。

(2) 受験資格 不要。ただし、本人確認証明書（4頁3-(1)参照）の添付が必要です。

(注) 実技試験は、学科試験合格後引き続き受験する者又は学科試験全部免除者が受験することができます。

(3) 免除科目 (添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との
) 事業者等の証明が必要です。(4頁3-(4)参照)

科目の免除を受けることのできる者	免 除 科 目	手 続	添 付 書 類
① ・クレーン・デリック（クレーン限定、床上運転式クレーン限定を含む。）、旧クレーン（床上運転式限定を含む。）、旧デリック又は揚貨装置運転士免許を有する者	学科：力学に関する知識 実技：運転のための合図	受験申請書B欄の学科「一部免除」及び実技「一部免除（合図）」を○で囲み、（力学）と記入する。	・免許証の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）
② ・移動式クレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して1年以内のもの ・鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務に1ヵ月以上従事した経験を有する者 注(1)	実技：全部 （学科試験のみ受験すればよい。）	受験申請書B欄の実技「全部免除」を○で囲む。	・実技教習修了証の原本*又は写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）（※提出された原本は返却いたしません。） ・事業者証明書（10頁上段の様式に準じて作成する）及び有資格者証明書の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）注(2)
③ ・移動式クレーンの学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科：全部 （実技試験のみ受験すればよい。）	受験申請書B欄の学科「全部免除」を○で囲む。	・免許試験結果通知書（原本）
④ ・床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 ・小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 ・玉掛け技能講習を修了した者	実技：運転のための合図	受験申請書B欄の実技「一部免除（合図）」を○で囲む。	・技能講習修了証の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）

注(1) 「経験を有する者」には、鉱山保安監督局長（又は鉱山保安監督部長）からその作業に必要な技能を有することの有資格者証明書が交付されていること。

(2) 事業者証明書は、当該運転の業務に1ヵ月以上従事した業務経歴が確認できるものであること。

9. 揚貨装置運転士

(1) 試験科目、試験時間

種類	試験科目	試験時間
学科	○揚貨装置に関する知識 ○関係法令 ○原動機及び電気に関する知識 ○揚貨装置の運転のために必要な力学に関する知識	2時間30分 2科目免除者は1時間15分
実技	○揚貨装置の運転 ○揚貨装置の運転のための合図	午前又は午後に分けて受験票に記載されます。

(注) (3)に該当する者は一部の科目の免除を受けることができます。

(2) 受験資格 不要。ただし、本人確認証明書（4頁3-(1)参照）の添付が必要です。

(注) 実技試験は、学科試験合格後引き続き受験する者又は学科試験全部免除者が受験することができます。

(3) 免除科目 (添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との
事業者等の証明が必要です。(4頁3-(4)参照)

科目の免除を受けることのできる者	免除科目	手続	添付書類
① ・クレーン・デリック（クレーン限定、床上運転式クレーン限定を含む。）、旧クレーン（床上運転式限定を含む。）、旧デリック又は移動式クレーン運転士免許を有する者	学科：原動機及び電気に関する知識 力学に関する知識 実技：運転のための合図	受験申請書B欄の学科「一部免除」及び実技「一部免除（合図）」を○で囲み、（電気）（力学）と記入する。	・免許証の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）
② ・揚貨装置運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して1年以内のもの	実技：全部（学科試験のみ受験すればよい。）	受験申請書B欄の実技「全部免除」を○で囲む。	・実技教習修了証の原本 [#] 又は写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）（※提出された原本は返却いたしません。）
③ ・揚貨装置の学科試験に合格した者で、その学科試験が行われた日から起算して1年以内のもの	学科：全部（実技試験のみ受験すればよい。）	受験申請書B欄の学科「全部免除」を○で囲む。	・免許試験結果通知書（原本）
④ ・床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 ・小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 ・玉掛け技能講習を修了した者	実技：運転のための合図	受験申請書B欄の実技「一部免除（合図）」を○で囲む。	・技能講習修了証の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照）

10. 発 破 技 士

(1) 試験科目、試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
○発破の方法 △火薬類の知識 △火薬類の取扱い	2時間 科目免除者は1時間

(注) (3)に該当する者は△印の科目の免除を受けることができます。

(2) 受験資格 （添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との事業者等の証明が必要です。(4頁3-(4)参照)

下記のコード番号1、3の受験資格者はほかに本人確認証明書(4頁3-(1)参照)の添付が必要です。

K コード 番号	受 験 資 格	添 付 書 類
1	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校(28頁注②参照)において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後3ヵ月以上発破の業務について実地修習を経たもの	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書(原本で、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻したことを特記したもの) ・実地修習の事業者証明書
2	発破の補助作業の業務に6ヵ月以上従事した経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者証明書(10頁上段)
3	発破実技講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> ・実技講習修了証の原本*又は写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)(※提出された原本は返却いたしません。)

(3) 免除科目 （添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との事業者等の証明が必要です。(4頁3-(4)参照)

科目の免除を受けることのできる者	免 除 科 目	手 続	添 付 書 類
導火線発破技士又は電気発破技士の免許証を有する者	火薬類の知識 火薬類の取り扱い	受験申請書B欄の学科「一部免除」を○で囲み(知識)(取扱)と記入する。	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)

11. ガス溶接作業主任者

(1) 試験科目、試験時間

試験科目	試験時間
○ガス溶接等の業務に関する知識 ○関係法令 △アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識 △アセチレンその他の可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する知識	3時間 科目免除者は1時間30分

(注) (3)に該当する者は△印の科目の免除を受けることができます。

(2) 受験資格 (添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との 事業者等の証明が必要です。(4頁3-(4)参照)

下記のコード番号2、4、5の受験資格者はほかに本人確認証明書(4頁3-(1)参照)の添付が必要です。

Kコード番号	受験資格	添付書類
1	ガス溶接技能講習を修了した者で、その後ガス溶接等の業務に3年以上従事した経験を有するもの	・ガス溶接技能講習修了証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(10頁上段)
2	学校教育法による大学又は高等専門学校において、溶接に関する学科を専攻して卒業した者	・卒業証明書(原本で、溶接に関する学科を専攻したことを特記したもの)
3	学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	・卒業証明書(原本で、工学又は化学に関する学科を専攻したことを特記したもの) ・ガス溶接技能講習修了証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(10頁上段)
4	構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	・該当職種に係る職業訓練指導員免許証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
5	養成訓練(金属成形科)を修了した者	・職業訓練修了証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
6	養成訓練(溶接科)、普通職業訓練(金属加工系溶接科)を修了した者で、その後2年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	・職業訓練修了証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(10頁上段)
7	鉄工、建築板金、工場板金又は配管の1級又は2級の技能検定に合格した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	・技能検定合格証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(10頁上段)
8	旧保安技術職員の規則による溶接係員試験に合格した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	・溶接係員試験合格証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(10頁上段)
9	専修訓練課程の普通職業訓練、専修訓練課程の養成訓練(溶接科)を修了した者で、その後3年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	・職業訓練修了証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(10頁上段)

Kコード番号	受 験 資 格	添 付 書 類
10	指導員訓練(機械制御システム工学科又は精密機械システム工学科)を修了した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	・職業訓練修了証の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(10頁上段)

(3) 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免 除 科 目	手 続	添 付 書 類
<ul style="list-style-type: none"> ・受験資格のコード番号2から4までで受験する者 ・受験資格のコード番号6で受験する者のうち、普通職業訓練(金属加工系溶接科)修了者 ・受験資格のコード番号7で受験する者のうち、1級の技能検定合格者 	アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識 アセチレンその他可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する知識	受験申請書B欄の学科「一部免除」を○で囲み(溶接装置)(可燃性ガス等)と記入する。	受験資格の証明が添付されていれば不要

12. 林業架線作業主任者

(1) 試験科目、試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
<ul style="list-style-type: none"> ○機械集材装置及び運材索道に関する知識 ○林業架線作業に関する知識 ○関係法令 △林業架線作業に必要な力学に関する知識 	3 時間 科目免除者は2時間15分

(注) (3)に該当する者は△印の科目の免除を受けることができます。

(2) 受験資格

Kコード番号	受 験 資 格	添 付 書 類
1	林業架線作業の業務に3年以上従事した経験を有する者	・事業者証明書(10頁上段)

(3) 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免 除 科 目	手 続	添 付 書 類
学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校(28頁注②参照)において力学に関する講座又は学科を修めて卒業した者	林業架線作業に必要な力学に関する知識	受験申請書B欄の学科「一部免除」を○で囲み(力学)と記入する。	・力学に関する講座又は学科を修めて卒業した旨の学校長の卒業証明書(原本)

13. ①第一種衛生管理者 ②第二種衛生管理者

(1) 試験科目、試験時間

種類	試験科目		試験時間
	範囲		
第一種衛生管理者	○関係法令	有害業務に係るもの	3時間 科目免除者は2時間15分
		有害業務に係るもの以外のもの	
	○労働衛生	有害業務に係るもの	
		有害業務に係るもの以外のもの	
△労働生理			
特例 第一種衛生管理者	○関係法令 (有害業務に係るものに限る。) ○労働衛生 (有害業務に係るものに限る。)		2時間
第二種衛生管理者	○関係法令 (有害業務に係るものを除く。) ○労働衛生 (有害業務に係るものを除く。) △労働生理		3時間 科目免除者は2時間15分

(注) ①(3)に該当する者は△印の科目の免除を受けることができます。

②特例第一種衛生管理者免許試験とは、第二種衛生管理者免許を受けた者が、第一種衛生管理者免許試験を受験する場合です。

(2) 受験資格 (添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との 事業者等の証明が必要です。(4頁3-(4)参照)

Kコード 番号	受験資格	添付書類
1	学校教育法による大学(短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・卒業証明書(原本)又は卒業証書の写 (原本証明必要。4頁3-(4)参照)
2	学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・事業者証明書(10頁下段)
3	船員法による衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・衛生管理者適任証書の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(10頁下段)
4	高等学校卒業程度認定試験に合格した者、外国において学校教育における12年の課程を修了した者など学校教育法施行規則第150条(旧規則第69条)の規定により高校卒と同等以上と認められる者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・合格証の写等(原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(10頁下段)
5-1	職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6に定めるところにより行われるものを修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・職業訓練修了証の写 (原本証明必要。4頁3-(4)参照) ・事業者証明書(10頁下段)
5-2	職業能力開発促進法施行規則第9条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第7に定めるところにより行われるものを修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	
6	職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第2に定めるところにより行われるものを修了した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	

コード番号	受 験 資 格	添 付 書 類
7	職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条第1項の専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者で、その後4年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・職業訓練修了証の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照） ・事業者証明書（10頁下段）
8	10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者	・事業者証明書（10頁下段）
9-1	外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・卒業証明書（原本）又は卒業証書の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照） ・事業者証明書（10頁下段）
9-2	水産大学校、防衛大学校、気象大学校又は海上保安大学校を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・卒業証明書（原本）又は卒業証書の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照） ・事業者証明書（10頁下段）
9-3	職業能力開発総合大学校（旧職業能力開発大学校）における長期課程の指導員訓練を修めて卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・卒業証明書（原本）又は卒業証書の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照） ・事業者証明書（10頁下段）
9-4	特別支援学校（旧盲学校、聾学校又は養護学校）の高等部を卒業した者など学校教育法第90条（旧法第56条）第1項の規定による通常の課程による12年の学校教育を修了した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・修了証明書（原本）、卒業証明書（原本）又は卒業証書の写（原本証明必要。4頁3-(4)参照） ・事業者証明書（10頁下段）

- (注) ①高等専門学校には、専修学校・各種学校等は含まれません。
 ②中高一貫教育の学校のことで中学校ではありません。
 ③改正前の法令により当該訓練と同等とみなされるものを含みます。
 ④専門学校（専修学校の専門課程）の卒業証の写等は、受験資格を示す書面として認められません。
 ⑤大学院の修了証明書等は、受験資格を示す書面として認められません。
 ⑥卒業証明書又は修了証明書は、返却いたしません。
 ⑦外国語で書かれた卒業証書の写、卒業証明書等を添付する場合は、その日本語訳も添付してください。

第一種衛生管理者免許試験の特例（免許試験受験申請書A欄の上に「特例」と赤字で記入してください。）

特例第一種衛生管理者免許試験を受験するときは、第二種衛生管理者免許証の写（原本証明が必要ですが）を添付しなければなりません。（受験資格を証する添付書類は不要です。ただし、住所変更した場合は、現住所を確認できる郵便物等のコピーを添付してください。）

(3) 免除科目

科目の免除を受けることのできる者	免 除 科 目	手 続	添 付 書 類
船員法による衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	労働生理	受験申請書B欄の学科「一部免除」を○で囲み（労働生理）と記入する。	受験資格の証明が添付されていれば不要

14. 高圧室内作業主任者

(1) 試験科目、試験時間

	試験科目	試験時間
午前	○圧気工法 ○送気及び排気	午前、午後合計4時間
午後	○高気圧障害 ○関係法令	

(2) 受験資格

Kコード番号	受験資格	添付書類
1	高圧室内業務に2年以上従事した者	事業者証明書(10頁上段)

(3) 免除科目 なし

15. エックス線作業主任者

(1) 試験科目、試験時間

	試験科目	試験時間
午前	○エックス線の管理に関する知識 ○関係法令	午前、午後合計4時間 1科目免除者は午前、午後合計3時間 2科目免除者は午前のみ2時間
午後	○エックス線の測定に関する知識 ○エックス線の生体に与える影響に関する知識	

(注) (3)に該当する者は一部の科目の免除を受けることができます。

(2) 受験資格 不要。ただし、本人確認証明書(4頁3-(1)参照)の添付が必要です。

(3) 免除科目 (添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との事業者等の証明が必要です。(4頁3-(4)参照))

科目の免除を受けることのできる者	免除科目	手続	添付書類
(注) 第二種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者	エックス線の測定に関する知識 エックス線の生体に与える影響に関する知識	受験申請書B欄の学科「一部免除」を○で囲み、(測定)(生体)と記入する。	第二種放射線取扱主任者免状の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者	エックス線の生体に与える影響に関する知識	受験申請書B欄の学科「一部免除」を○で囲み、(生体)と記入する。	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許証の写又は合格通知書の写(原本証明必要。4頁3-(4)参照)

(注) 旧第二種放射線取扱主任者免状(一般)を含みます。

16. ガンマ線透過写真撮影作業主任者

(1) 試験科目、試験時間

	試験科目	試験時間
午前	○ガンマ線による透過写真の撮影の作業に関する知識 ○関係法令	午前、午後合計4時間 科目免除者は午前、午後合計3時間
午後	○ガンマ線照射装置に関する知識 △ガンマ線の生体に与える影響に関する知識	

(注) (3)に該当する者は△印の科目の免除を受けることができます。

(2) 受験資格 不要。ただし、本人確認証明書（4頁3-(1)参照）の添付が必要です。

(3) 免除科目 （添付書類の「写」には「原本と相違ないことを証明する。」との
事業者等の証明が必要です。（4頁3-(4)参照）

科目の免除を受けることのできる者	免除科目	手続	添付書類
診療エックス線技師免許 ^(脚) を受けた者	ガンマ線の生体に与える影響に関する知識	受験申請書B欄の学科「一部免除」を○で囲み、(生体)と記入する。	診療エックス線技師免許証の写 (原本証明必要。4頁3-(4)参照)
エックス線作業主任者免許試験に合格した者			エックス線作業主任者免許証の写又は合格通知書の写 (原本証明必要。4頁3-(4)参照)

(注) 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法によるものです。

17. 潜水士

(1) 試験科目、試験時間

	試験科目	試験時間
午前	○潜水業務 ○送気、潜降及び浮上	午前、午後合計4時間
午後	○高気圧障害 ○関係法令	

(2) 受験資格 不要。ただし、本人確認証明書（4頁3-(1)参照）の添付が必要です。

(3) 免除科目 なし

Ⅳ 試験当日の留意事項及び免許試験合格通知等

1. 試験当日の留意事項

(1) 試験当日持参するもの

- イ 受験票 紛失したり、万一忘れた場合は、窓口に出して再交付を受けてください。
- ロ HB又はBの鉛筆「シャープペンシル可」(ボールペンや色鉛筆は、使用できません。)
- ハ プラスチック消しゴム
できるだけ新しいもの(きれいに消えない消しゴムは、使用しないでください。)
- ニ その他

- ① 電卓は使用してもかまいません(特級ボイラー技士、ガンマ線透過写真撮影作業主任者及びエックス線作業主任者試験受験者は必ず持参してください)。ただし、文字の入力ができるもの、計算式等が入力できるものなど特殊な機能があるもの(アルファベットやひらがながキーボードに記してあるもの)は使用できません。
- ② 定規は使用してもかまいません(潜水士及び高圧室内作業主任者試験受験者は必ず持参してください)。

(2) 試験室への入室

試験開始15分前から試験の説明をしますので、それまでに試験室にお入りください。

- (注) ① 特級ボイラー技士試験は30分以内、その他の試験は1時間^(※)以内の遅刻者に限り受験が認められますが、試験の終了時刻は変更できません。

※午前と午後にもたがる試験(一級ボイラー、高圧室内、エックス線、ガンマ線、潜水士)の午後の試験については30分

- ② 試験室では携帯電話の電源はお切りください。

- ③ 駐車場が狭いので、車での来所はできるだけご遠慮して頂き、公共交通機関をご利用ください。

(3) 窓口での受験申請書の補正

受験票に「受験申請書が不備です。」又は「〇〇を持参してください。」のような補正事項が記載されている方は、少なくとも試験開始時刻の30分前までに窓口で補正を済ませてから試験室にお入りください。

補正しておかないと免許の申請に支障を生じることがあります。

2. 免許試験合格通知書と免許申請

免許試験合格者には、「免許試験合格通知書」でお知らせします。

この通知書を受け取られたら、都道府県労働局及び各労働基準監督署にあります免許申請書に必要事項等を記入、写真及び収入印紙を貼付のうえ、東京労働局長[〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 東京労働局免許証発行センター]に免許の申請をしてください。この手続きをしないと免許証は交付されません。また、満18歳(高圧室内作業主任者は20歳)に満たない者は免許交付がされないため、満18歳(20歳)になってから免許の申請を行ってください。

なお、特級及び一級ボイラー技士免許試験を受験資格コード番号1で受験された方は、免許申請の際にボイラー取扱い実務経歴証明書を添付する必要があります。

3. 免許試験結果通知書

免許試験の合格者以外の方については、「免許試験結果通知書」をお送りしその結果をお知らせします。(※6頁の1のなお書も参照してください。)

(1) 学科のみの試験を受けられた場合は

試験日 平成〇年〇月〇日 不合格 又は 欠席 と表示されます。

なお、不合格の場合には、得点が通知されます。

(2) 学科と実技のある試験を受けられた場合は

学科試験 平成〇年〇月〇日 合格 又は 不合格 又は 欠席 と表示されます。

なお、不合格の場合には、得点が通知されます。

実技試験 平成〇年〇月〇日 不合格 又は 欠席 と表示されます。

ただし、学科試験を受験の際、解答用紙の「学科試験に引続いて実技試験をセンターで受験する」欄にマークをしなかった方には、免許試験結果通知書で実技試験「未受験」と表示されます。

※ 学科試験の欄に合格と記載された通知書と実技教習修了証(学科試験が行われた日から1年以内に修了したもの)を添えてあなたの住所地を管轄する都道府県労働局長に免許申請をすると、免許

証が交付されます。

また、未受験と記載されていても学科試験の日から1年以内に限り、この通知書を添えて受験手続きをすると学科試験全部免除でセンターの行う実技試験を受けることができます。

試験手数料（労働安全衛生法関係手数料令。平成21年6月1日現在）

1. 学科試験（各試験とも）	7,000円
2. 実技試験	
(1) 特別 ボイラー溶接士	21,800円
(2) 普通 ボイラー溶接士	18,900円
(3) クレーン・デリック運転士（限定なし）	11,100円
(4) クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕	11,100円
(5) クレーン・デリック運転士〔床上運転式クレーン限定〕	11,100円
(6) クレーン・デリック運転士（床上限定解除）	11,100円
(7) クレーン・デリック運転士（デリック限定解除）	11,100円
(8) 移動式クレーン運転士	11,100円
(9) 揚貨装置運転士	11,100円

（注）実技試験のある試験で、学科試験を受験する方は、必ず、学科試験の試験手数料（7,000円）のみを払い込んでください。

※受験申請にあたってお知らせいただく個人情報は、試験実施の目的以外に使用することはありません。

第37回 (平成21年度)
労働安全・労働衛生コンサルタント試験 試験案内

厚生労働大臣指定コンサルタント試験機関

財団法人 安全衛生技術試験協会



〒101-0065 東京都千代田区西神田 3-8-1

千代田ファーストビル東館 9階

TEL.03-5275-1088(代表) <http://www.exam.or.jp/>

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第82条、第83条及び第83条の2の規定並びに平成12年労働省告示第48号により、第37回（平成21年度）労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験を下記のとおり実施します。

記

1. 試験の区分

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験は、次の区分ごとに筆記試験及び口述試験により行います。

試験区分①～⑦のうち、いずれか一つの区分を受験できます。

◇ 労働安全コンサルタント試験

① 機械 ② 電気 ③ 化学 ④ 土木 ⑤ 建築

◇ 労働衛生コンサルタント試験

⑥ 保健衛生 ⑦ 労働衛生工学

2. 試験日

㊦ 筆記試験 平成21年10月20日（火）午前10時から午後4時30分まで

㊦ 口述試験 大阪府：平成22年1月19日（火）から1月20日（水）の間の
あらかじめ指定する日時

東京都：平成22年2月2日（火）から2月4日（木）の間の
あらかじめ指定する日時

3. 試験地

㊦ 筆記試験 北海道（北海道安全衛生技術センター）、宮城県（東北安全衛生技術センター）、東京都（都市センターホテル）、愛知県（中部安全衛生技術センター）、兵庫県（近畿安全衛生技術センター）、広島県（中国四国安全衛生技術センター）及び福岡県（九州安全衛生技術センター）（P5～6参照）

㊦ 口述試験 大阪府（エル・おおさか）及び東京都（都市センターホテル）（P7参照）

4. 受験資格

◇ 労働安全コンサルタント試験（労働安全衛生法第82条第3項）

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後7年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 及び (2) に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、厚生労働省令で定めるもの（詳細は受験申請書をご覧ください。）

◇ 労働衛生コンサルタント試験（労働安全衛生法第83条第2項）

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後7年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 及び (2) に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、厚生労働省令で定めるもの（詳細は受験申請書をご覧ください。）

5. 筆記試験の試験科目及び試験時間

◇ 労働安全コンサルタント試験

試験区分	試験科目		試験方法	試験時間
機械 電気	共通	産業安全一般	択一式	10:00～12:00
		産業安全関係法令		13:00～14:00
化学 土木 建築	専門	機械安全、電気安全 化学安全、土木安全 建築安全	記述式	14:30～16:30

なお、一定の資格又は経験により筆記試験の全部又は一部を免除されることがあります（詳細は受験申請書をご覧ください。）。

◇ 労働衛生コンサルタント試験

試験区分	試験科目		試験方法	試験時間
保健衛生 労働衛生工学	共通	労働衛生一般	択一式	10:00～12:00
		労働衛生関係法令		13:00～14:00
	専門	健康管理、労働衛生工学	記述式	14:30～16:30

なお、一定の資格又は経験により筆記試験の全部又は一部を免除されることがあります（詳細は受験申請書をご覧ください。）。

6. 口述試験の試験科目及び試験時間

◇ 労働安全コンサルタント試験

試験区分	試験科目		試験時間
機械、電気	共通	産業安全一般	口述試験受験票でお知らせします。 9：00～12：00、13：00～17：00の間で、概ね15分
化学、土木 建築	専門	機械安全、電気安全、化学安全、 土木安全、建築安全	

◇ 労働衛生コンサルタント試験

試験区分	試験科目		試験時間
保健衛生	共通	労働衛生一般	口述試験受験票でお知らせします。 9：00～12：00、13：00～17：00の間で、概ね15分
労働衛生工学	専門	健康管理、労働衛生工学	

7. 法令等の適用日(労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験に共通) 解答に当たり適用すべき法令等は、平成21年4月1日(水)現在施行のものとしします。

8. 受験申請書の受付

(1) 申請書の提出先

(財)安全衛生技術試験協会本部

〒101-0065 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館9階

(2) 受付期間

◎ 筆記試験

平成21年7月13日(月)から8月12日(水)まで

(郵送の場合は、8月12日の消印のあるものまで有効)

○ 口述試験(筆記試験全科目免除者のみ)

平成21年11月2日(月)から11月17日(火)まで

(郵送の場合は、11月17日の消印のあるものまで有効)

(3) 提出方法

次のいずれかの方法により申請してください。

① 「簡易書留」で郵送

② (財)安全衛生技術試験協会本部に直接持参(受付時間は、9：00～16：30です。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は休業させていただきます。)

9. 試験手数料

24,700円

試験手数料は、受験申請書に綴込みの払込用紙で郵便振替又は銀行振込のいずれかの方法により払い込んでください。

ただし、受験申請書を(財)安全衛生技術試験協会本部に持参される場合に限り、現金で払い込むことができます。

なお、受験票を交付した後は試験手数料の返還はいたしません。

10. 受験申請書の頒布

- (1) 受験申請書（試験手数料の払込用紙等は綴込）は、平成21年6月11日（木）から11月17日（火）まで受験申請書取扱機関（P8参照）で頒布いたします。
- (2) 郵送により受験申請書を請求する場合には、
 - ① 「コンサルタント試験」と明記したメモと
 - ② 郵便切手（一部200円）を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号33×24cm）を必ず同封して、(財)安全衛生技術試験協会本部又は各安全衛生技術センターに申し込んでください。

11. 受験票の発送

- 筆記試験の受験票は、9月下旬に(財)安全衛生技術試験協会本部から受験者に直接送付いたします。
- ◎ 口述試験の受験票は、12月下旬に(財)安全衛生技術試験協会本部から受験者に直接送付いたします。
なお、試験日の20日前までに受験票が到着しない場合には、(財)安全衛生技術試験協会本部に必ずご連絡ください。

12. 筆記試験の結果

平成21年12月24日（木）に、厚生労働省（本省）、(財)安全衛生技術試験協会本部、各安全衛生技術センターに筆記試験合格者の受験番号を掲示するとともに、厚生労働省のホームページにも筆記試験合格者の受験番号が掲載されます。
なお、筆記試験合格者には「口述試験受験票」（はがき）を、不合格者には「筆記試験結果通知書」（はがき）を送付いたします。

13. 最終合格者（口述試験合格者）の発表

平成22年3月下旬に、最終合格者の受験番号を官報に公告するとともに、厚生労働省（本省）、(財)安全衛生技術試験協会本部、各安全衛生技術センターでも掲示いたします。また、厚生労働省のホームページにも最終合格者の受験番号が掲載されます。
なお、最終合格者には厚生労働大臣から「合格証」が交付されます。また、不合格者には「口述試験結果通知書」（はがき）を送付いたします。
試験結果についての電話等による照会には、お答えできません。

14. 合否基準

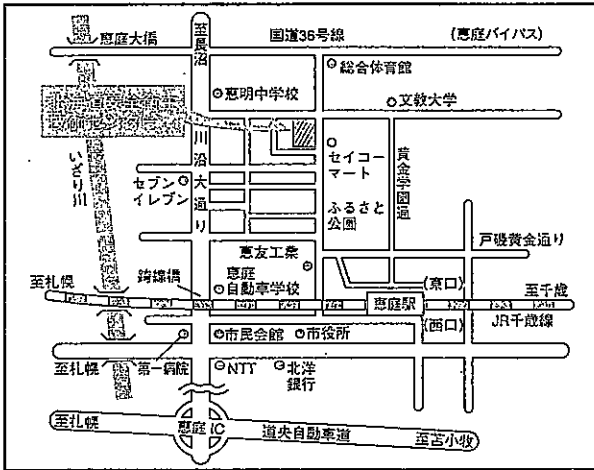
- 筆記試験
合格基準は、総点数のおおむね60%以上とする。ただし、1科目につき、その満点の40%未満のものがある場合は、不合格とする。
- ◎ 口述試験
4段階評価の上位2ランクのものを合格とし、口述試験の合格者をもって、最終合格者とする。

15. 障害のある方について

障害のため試験時に特別な配慮を希望される方は、事前に(財)安全衛生技術試験協会本部へご相談ください。

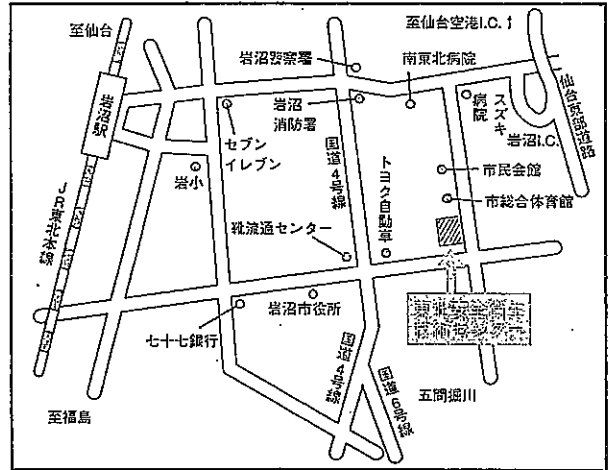
筆記試験場

北海道



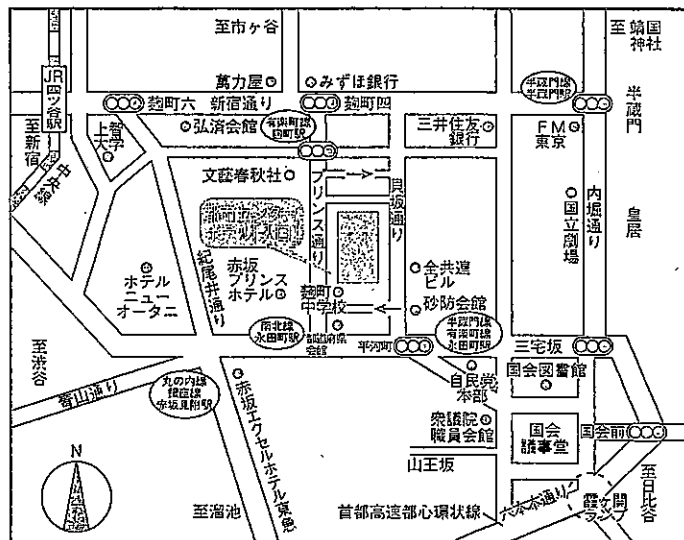
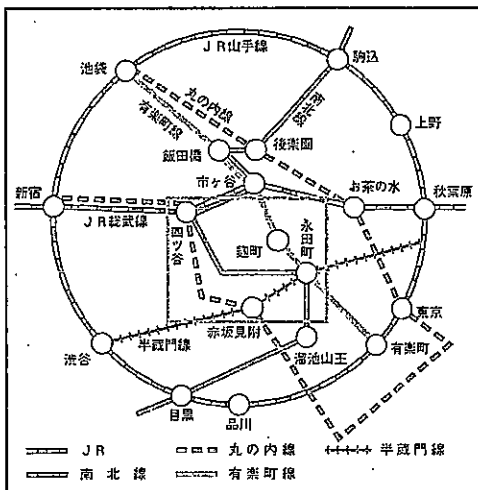
- ①試験場 北海道安全衛生技術センター
- ②所在地 〒061-1407 北海道恵庭市黄金北3丁目13番地
電話 0123-34-1171
- ③道順 ・JR/千歳線恵庭駅東口から北海道文教大学へ800m直進し、正門より左折200m先、徒歩約13分
・バス/中央バス恵庭市役所通りで下車、徒歩約25分
・タクシー/千歳線恵庭駅西口から約3分
・マイカー/道央自動車道恵庭ICから約8分/国道36号「恵庭バイパス」恵庭市総合体育館裏の信号を南へ400m、「市街地経由」NTT前交差点を長沼方面へ約1.7km、JR跨線橋を下り恵明中学校横の信号を右折300m

宮城県



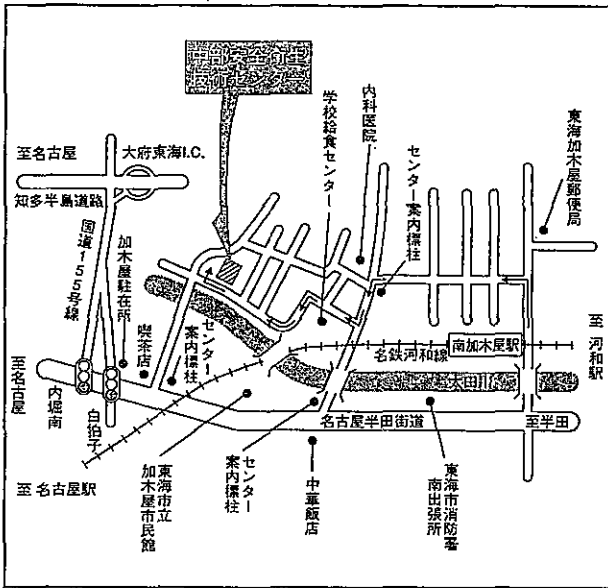
- ①試験場 東北安全衛生技術センター
- ②所在地 〒989-2427 宮城県岩沼市里の杜1-1-15
電話 0223-23-3181
- ③道順 ・JR/東北本線又は常磐線で岩沼駅下車、徒歩約25分
・タクシー/岩沼駅から約5分
・マイカー/仙台東部道路、岩沼ICからスズキ病院左折約10分
東北自動車道白石ICから国道4号線経由、約40分

東京都



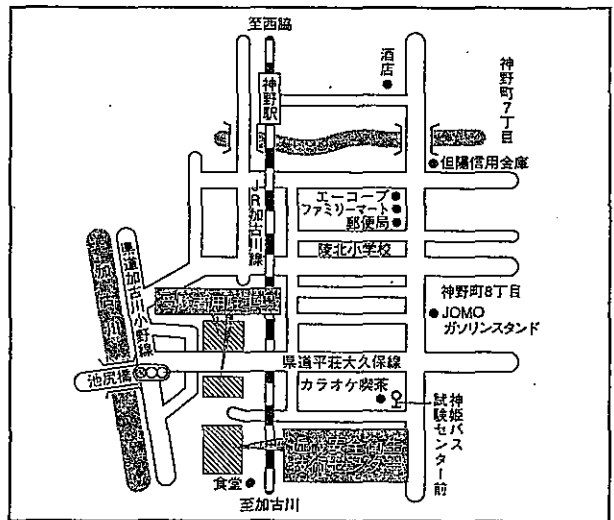
- ①試験場 都市センターホテル（日本都市センター会館内）
- ②所在地 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1
- ③道順 ・地下鉄/麹町駅（有楽町線）半蔵門出口より徒歩約4分
・永田町（有楽町線・半蔵門線）4番・5番出口より徒歩約4分
・永田町（南北線）9番出口より徒歩約4分
・赤坂見附駅（丸の内線・銀座線）より徒歩約8分
・JR/四ツ谷駅麹町口より徒歩約14分
・都バス/都市センター前（新橋駅-市ヶ谷駅-大久保駅）

愛知県



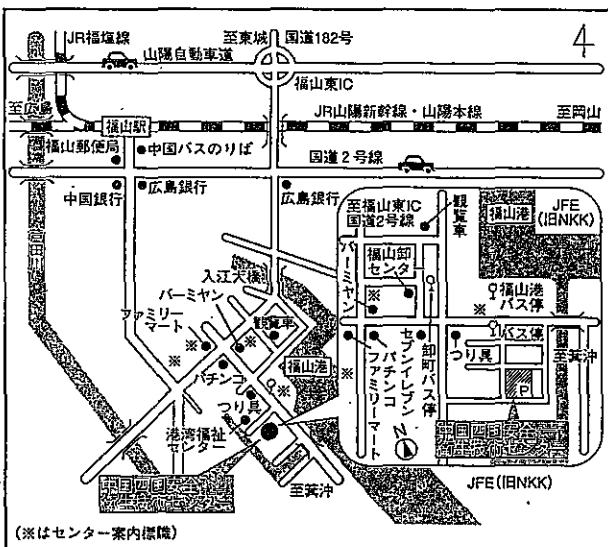
- ①試験場 中部安全衛生技術センター
- ②所在地 〒477-0032 愛知県東海市加木屋町丑寅海戸51-5
電話 0562-33-1161
- ③道順 ・名鉄河和線南加木屋駅下車、徒歩約15分
・マイカー/名古屋高速道路・知多半島道路
大府東海ICから約5分

兵庫県



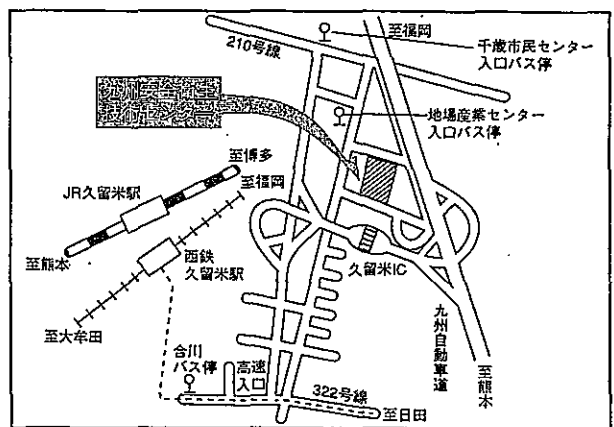
- ①試験場 近畿安全衛生技術センター
- ②所在地 〒675-0007 兵庫県加古川市神野町西之山字迎野
電話 079-438-8481
- ③道順 ・JR/山陽本線加古川駅から加古川線に乗り
かえ神野駅下車(約10分)、徒歩約18分
・バス/加古川駅北出口から「神野行き」神
姫バスで試験センター前下車、徒歩約2分
バス時刻 9:10 10:00 12:40

広島県



- ①試験場 中国四国安全衛生技術センター
- ②所在地 〒721-0955 広島県福山市新漕町2-29-36
電話 084-954-4661
- ③道順 ・JR/福山駅下車、①番のりば
「福山港行き」中国バスで終点下車(約25
分) 徒歩約5分
・マイカー/山陽自動車道福山東ICから約7km

福岡県



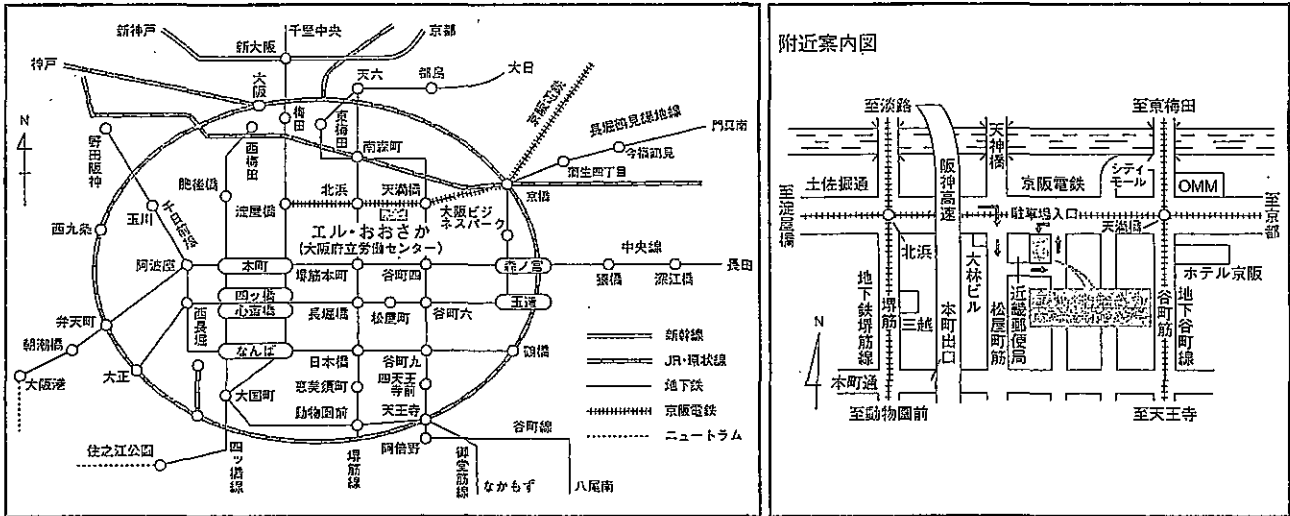
- ①試験場 九州安全衛生技術センター
- ②所在地 〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号
電話 0942-43-3381
- ③道順 JR又は西鉄久留米駅より、西鉄バス
・行先番号20「吉井営業所、浮羽発着所行」
行先番号25「善院、上原行」にて合川下車、
徒歩約15分
・行先番号22「地場産業センター入口經由両
筑苑行」にて地場産業センター入口下車、
徒歩約3分
・行先番号23「田主丸駅前行」にて千歳市民
センター入口下車、徒歩約5分
・マイカー/九州自動車道久留米ICから約2
分
・タクシー/西鉄久留米駅から約10分
JR久留米駅から約20分

口述試験場

大阪府

労働安全・労働衛生コンサルタント口述試験

平成22年1月19日・20日

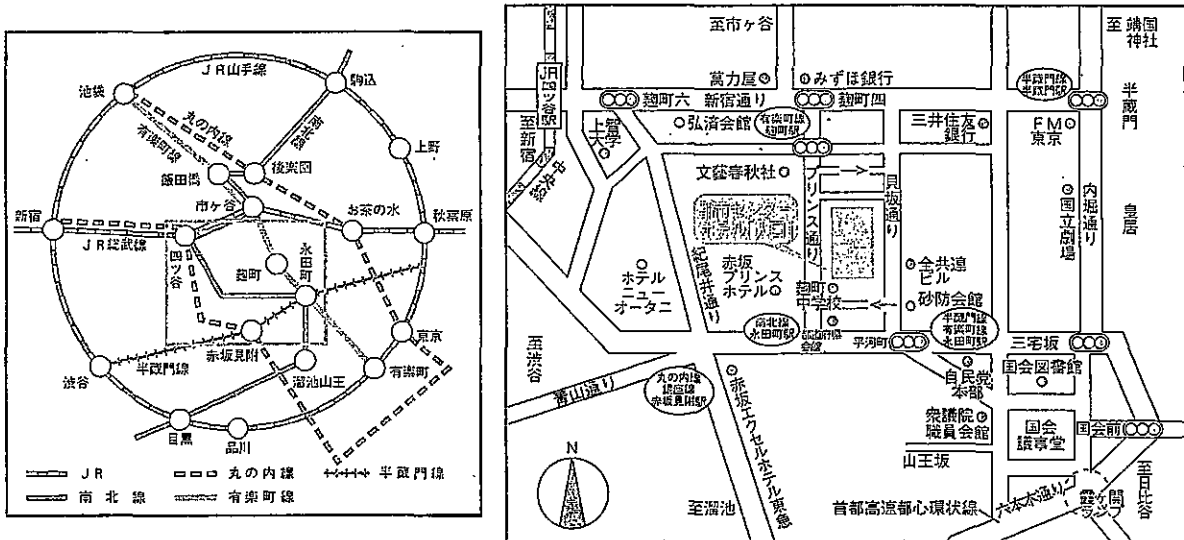


- ①試験場 エル・おおさか (大阪府立労働センター)
- ②所在地 〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東3-14
- ③道順 ・JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線 (新大阪駅～淀屋橋駅) と京阪電鉄 (淀屋橋駅～天満橋駅) / JR大阪駅から地下鉄谷町線 (東梅田駅～天満橋駅) 天満橋駅より徒歩約5分

東京都

労働安全・労働衛生コンサルタント口述試験

平成22年2月2日～4日



- ①試験場 都市センターホテル (日本都市センター会館内)
- ②所在地 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1
- ③道順 ・地下鉄/麹町駅 (有楽町線) 半蔵門出口より徒歩約4分 / 永田町 (有楽町線・半蔵門線) 4番・5番出口より徒歩約4分 / 永田町 (南北線) 9番出口より徒歩約4分 / 赤坂見附駅 (丸の内線・銀座線) より徒歩約8分 ・JR/四ツ谷駅麹町口より徒歩約14分 ・都バス/都市センター前 (新橋駅～市ヶ谷駅～大久保駅)

受験申請書取扱機関

(ただし、受験申請書の郵送による申込みは、当協会本部又は※印の各安全衛生技術センターへお願いします。)

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
※北海道安全衛生技術センター	061-1407	北海道恵庭市黄金北3-13	0123(34)1171
※東北安全衛生技術センター	989-2427	宮城県岩沼市里の杜1-1-15	0223(23)3181
※関東安全衛生技術センター	290-0011	千葉県市原市能満2089	0436(75)1141
※中部安全衛生技術センター	477-0032	愛知県東海市加木屋町丑寅海戸51-5	0562(33)1161
※近畿安全衛生技術センター	675-0007	兵庫県加古川市神野町西之山字迎野	079(438)8481
※中国四国安全衛生技術センター	721-0955	広島県福山市新涯町2-29-36	084(954)4661
※九州安全衛生技術センター	839-0809	福岡県久留米市東合川5-9-3	0942(43)3381
北海道安全衛生サービスセンター	064-0919	札幌市中央区南19条西9丁目2-25	011(512)2031
東北安全衛生サービスセンター	980-0011	仙台市青葉区上杉1-3-34	022(261)2821
関東安全衛生サービスセンター	108-0014	港区芝5-35-1 産業安全会館8F	03(5484)6701
中部安全衛生サービスセンター	456-0035	名古屋市熱田区白鳥1-4-19	052(682)1731
近畿安全衛生サービスセンター	550-0001	大阪市西区土佐堀2-3-8	06(6448)3450
中国四国安全衛生サービスセンター	733-0003	広島市西区三篠町3-25-30	082(238)4707
九州安全衛生サービスセンター	812-0008	福岡市博多区東光2-16-14	092(437)1664
(注)北海道労働基準協会連合会	060-0807	札幌市北区北7条西2丁目6番地 37山京ビル2F	011(747)6141
(注)青森県労働基準協会	030-0811	青森市青柳2-2-6 労働基準会館	017(777)4686
(注)岩手県労働基準協会	020-0022	盛岡市大道1-1-16 岩手教育会館内	019(623)6521
(注)宮城県労働基準協会	980-0811	仙台市青葉区一番町2-5-22 穴吹仙台第19ビル6F	022(265)4091
(注)秋田県労働基準協会	010-0921	秋田市大町3-2-44 協働大町ビル	018(862)3362
(注)山形県労働基準協会連合会	990-0825	山形市城北町1-11-23 山形県蚕糸会館	023(643)7872
(注)福島県労働基準協会	960-8035	福島市本町5-8 福島第一生命ビル4F	024(522)6717
(注)茨城県労働基準協会連合会	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F	029(225)8881
(注)栃木県労働基準協会連合会	320-0041	宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館内	028(622)5391
(注)群馬県労働基準協会連合会	371-0027	前橋市平和町1-5-1	027(233)3582
(注)埼玉県労働基準協会連合会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-3-20 NVビル2F	048(822)3466
(注)千葉県労働基準協会連合会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館内	043(241)2626
(注)東京都労働基準協会連合会	132-0021	江戸川区中央1-8-1 内宮ビル	03(5678)5556
(注)神奈川県労働安全衛生協会	231-8443	横浜市中区相生町3-63 ヤオマサビル3F	045(662)5965
(注)新潟県労働基準協会連合会	950-0965	新潟市中央区新光町5-1 千歳ビル2F	025(283)2201
(注)山梨県労働基準協会連合会	400-0024	甲府市北口2-15-1 桂甲府ビル	055(251)6626
(注)長野県労働基準協会連合会	380-0918	長野市アークス2-3	026(223)0280
(注)富山県労働基準協会	930-0873	富山市金屋字川端767-30 富山市金屋企業団地内	076(442)3966
(注)石川県労働基準協会連合会	920-0962	金沢市広坂1-9-15 石川郷友会館ビル2F	076(232)2973
(注)福井県労働基準協会	910-0845	福井市志比口3-2-14 はさぎビル3F	0776(54)3323
(注)岐阜県労働基準協会連合会	501-6133	岐阜市日置江4-47	058(279)3399
(注)静岡県労働基準協会連合会	420-0853	静岡市葵区追手町9-28 興産ビル2F	054(254)1012
(注)愛知県労働基準協会	460-0008	名古屋市中区栄2-9-26 ポーラ名古屋ビル8F	052(221)1436
(注)三重県労働基準協会連合会	514-0008	津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館1F	059(227)1051
(注)滋賀県労働基準協会	520-0801	大津市におの浜3-4-40 サカタビル3F	077(522)1786
(注)京都府労働基準連合会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館6F	075(321)2731
(注)大阪府労働基準連合会	534-0025	大阪市都島区片町2-2-40 大発ビル7F	06(6353)7401
(注)兵庫県労働基準連合会	651-0084	神戸市中央区磯辺通3-1-2 第3建大ビル8F	078(231)6903
(注)奈良県労働基準協会	630-8113	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル2F	0742(36)2040
(注)和歌山県労働基準協会	641-0012	和歌山市紀三井寺856 和歌山地域地場産業振興センター4F	073(446)7000
(注)鳥取県労働基準協会	689-1112	鳥取市若葉台南1-17	0857(52)7300
(注)島根県労働基準協会	690-0825	松江市学園1-5-35	0852(23)1730
(注)岡山県労働基準協会	700-0984	岡山市桑田町15-28 岡山県酒造会館2F	086(225)3571
(注)広島県労働基準協会	730-0012	広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル8F	082(221)0725
(注)山口県労働基準協会	753-0051	山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル2F	083(925)1430
(注)徳島県労働基準協会連合会	770-0011	徳島市北佐古1-5-12 JA会館8F	088(634)1266
(注)香川県労働基準協会	761-8031	高松市郷東町436-3	087(816)1401
(注)愛媛県労働基準協会	790-0067	松山市大手町1-1-6 第2中矢ビル3F	089(921)7033
(注)高知県労働基準協会連合会	780-0821	高知市桜井町2-6-31 コーポNORIF	088(861)5566
(注)福岡県労働基準協会連合会	810-0802	福岡市博多区中洲中島町3-10 福岡県消防会館4F	092(262)7874
(注)佐賀県労働基準協会	849-0925	佐賀市八丁噺町6-9	0952(32)1519
(注)長崎県労働基準協会	852-8117	長崎市平野町12-11 井手ビル2F	095(849)2450
(注)熊本県労働基準協会	860-0845	熊本市上通町7-32 蚕糸会館内	096(356)1989
(注)大分県労働基準協会	870-0023	大分市長浜町3-15-19 大分商工会議所ビル3F	097(532)5763
(注)宮崎県労働基準協会	880-0806	宮崎市広島2-10-20 坂下ビル5F	0985(25)1853
(注)鹿児島県労働基準協会	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-16	099(226)3621
(注)沖縄県労働基準協会	900-0001	那覇市港町2-5-23 九州沖縄トラック研修会館	098(868)2826
(注)日本労働安全衛生コンサルタント会	108-0014	港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F	03(3453)7935

第37回（平成21年度）

労働安全コンサルタント試験

労働衛生コンサルタント試験

受 験 申 請 書

（受験申請書・経歴証明書用紙・試験手数料払込書用紙は綴込みになっています。）

目 次

	ページ
受験申請手続について	2～5
受験申請書の記入例及び証明書類の添付要領	6, 7
添付書類の作り方について	6, 7
労働安全コンサルタント試験 受験資格一覧表（表1）	8, 9
“ 筆記試験科目及び範囲（表2）	10
“ 筆記試験の免除科目一覧表（表3）	11
労働衛生コンサルタント試験 受験資格一覧表（表4）	12, 13
“ 筆記試験科目及び範囲（表5）	14
“ 筆記試験の免除科目一覧表（表6）	15
口述試験について	16
経歴証明書用紙	17
安全及び衛生の実務とは	18

厚生労働大臣指定コンサルタント試験機関

財団法人 安全衛生技術試験協会

〒101-0065 東京都千代田区西神田3-8-1
千代田ファーストビル東館9階
TEL 03-5275-1088(代表)
<http://www.exam.or.jp/>

受験申請手続について

受験申請は、この受験申請書のほか「労働安全・労働衛生コンサルタント試験 試験案内」をよく読んで手続をしてください。

1. 試験の区分

試験区分①～⑦のうち、いずれか一つの区分を受験できます。

- (1) 労働安全コンサルタント試験
 - ① 機械 ② 電気 ③ 化学 ④ 土木 ⑤ 建築
- (2) 労働衛生コンサルタント試験
 - ⑥ 保健衛生 ⑦ 労働衛生工学

2. 試験日時

- (1) 筆記試験 平成21年10月20日(火) 午前10時から午後4時30分まで
- (2) 口述試験 大阪府：平成22年1月19日(火)から1月20日(水)の間の
あらかじめ指定する日時
東京都：平成22年2月2日(火)から2月4日(木)の間の
あらかじめ指定する日時

3. 試験地

- (1) 筆記試験

北海道	北海道安全衛生技術センター(北海道恵庭市黄金北3-13)
宮城県	東北安全衛生技術センター(宮城県岩沼市里の杜1-1-15)
東京都	都市センターホテル(東京都千代田区平河町2-4-1)
愛知県	中部安全衛生技術センター(愛知県東海市加木屋町丑寅海戸51-5)
兵庫県	近畿安全衛生技術センター(兵庫県加古川市神野町西之山字迎野)
広島県	中国四国安全衛生技術センター(広島県福山市新瀬町2-29-36)
福岡県	九州安全衛生技術センター(福岡県久留米市東合川5-9-3)
- (2) 口述試験

大阪府	エル・おおさか(大阪府大阪市中央区北浜東3-14)
東京都	都市センターホテル(東京都千代田区平河町2-4-1)

4. 受験申請書の受付

- (1) 提出先
(財)安全衛生技術試験協会本部
〒101-0065 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館9階
- (2) 受付期間
 - イ 筆記試験
平成21年7月13日(月)から8月12日(水)まで
(郵送の場合は、8月12日の消印有効)
 - ロ 口述試験(筆記試験全科目免除者のみ)
平成21年11月2日(月)から11月17日(火)まで
(郵送の場合は、11月17日の消印有効)
- (3) 提出方法
次のいずれかの方法により申請してください。
 - ① 「簡易書留」で郵送

- ② (財)安全衛生技術試験協会本部に直接持参(受付時間は、9:00～16:30です。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は休業させていただきます。)

5. 試験手数料

24,700円

試験手数料は、受験申請書綴込みの払込書用紙で、郵便振替または銀行振込のいずれかの方法により払い込んでください。

ただし、受験申請書を(財)安全衛生技術試験協会本部に持参される場合に限り、現金で払い込むことができます。

なお、受験票を交付した後は、試験手数料及び受験申請書の返還はいたしません。

6. 受験申請手続

綴込みの受験申請書に必要事項を記入し、受験資格及び科目免除資格を証明する関係書類、証明写真、郵便振替払込受付証明書を貼付し提出してください。

なお、詳細は次の事項をよくお読みください。

(1) 試験手数料の払込方法

イ 受験申請書を郵送する場合は、必ず所定の払込用紙を用いて最寄りの郵便局又は銀行で払込み、郵便局等の受領印の押された「郵便振替払込受付証明書(お客さま用)」を受験申請書の所定欄に貼付してください。

また、会社、工場等において、まとめて払い込まれると、個人別払込明細が確認できませんので、必ず個人別に納入してください。

ロ 受験申請書を直接、当協会本部へ持参される場合は、現金で払い込むこともできます。

(2) 添付書類について

該当する受験資格(P.8～9、12～13)、科目免除資格(P.11、P.15)をよく確かめ、さらにそれらの資格を証明するために必要な書類を併せて確認し、次の事項に従い書類を用意してください。

イ 大学等卒業・資格取得・講習修了等の証明書類

証明書は原本のほか、この受験申請書の中で「写し」と記載されている書類に限り原本に代えて写しが可能です(「写し」と記載のない場合には、原本に限ります。)。ただし、「写し」の書類には、裏面又は余白に事業者による原本であることの証明(以下「原本証明」という。)が必要です。

原本証明とは、原本と「写し」(縮小コピー可)を一緒に事業者へ提出し、「原本証明記載例」(P.7右下)にならぬ、その「写し」に原本と相違ないことを直接記入(証明)したものをいいます。

事業者から原本証明が得られない場合は、当協会本部、各安全衛生技術センター、都道府県労働局、労働基準監督署で原本とコピーを持参して証明を受けることができます。

ロ 実務経験の証明書類

「経歴証明書」(P.17)の用紙を切り取るか又はコピーして事業者から証明を受けてください。

なお、実務経験の期間として、2以上の事業場の勤務年数を合算しなければならないときは、それぞれについて経歴証明書が必要となりますので、あらかじめ必要枚数をコピーして使用してください。

(3) 氏名の変更

受験申請書に記入する氏名と各種証明書類に記載されている氏名が異なる場合には、変更の事実が証明できる戸籍抄本等が必要です。

(4) 再受験

同じ試験区分の試験を再度受験される場合は、以前に受験した際の労働安全・労働衛生コンサルタント試験受験票又は結果通知書（原本に限る。）を添付すると、受験資格及び科目免除を証明する書類を省略することができます。

(5) 提出方法

必要事項を記入した受験申請書を角形3号以上の封筒（縦27.7cm×横21.6cm）に入れ、これに「表書宛名用紙」を貼付し、「試験地」及び「試験の区分」を○で囲み、簡易書留郵便により送付してください。

7. 受験票

- (1) 受験申請書が受理されると、後日「受験票」が郵送されます。試験日の20日前になっても「受験票」が届かないときは、(財)安全衛生技術試験協会本部に連絡してください。
- (2) 受験票を受け取ったときは、次の事項を必ず確認してください。また、誤りがあったときは、すぐに(財)安全衛生技術試験協会本部に連絡してください。
イ 試験日 ロ 試験地 ハ 氏名、生年月日及び住所 ニ 受験する試験の区分及び科目
ホ 免除科目（免除資格があり、免除を希望した方のみ）
- (3) 受験票を交付した後は、試験地の変更、受験する試験区分、免除科目の変更はできません。ただし、口述試験地の変更は、筆記試験当日まで可能です。

8. 筆記試験当日の注意事項

- (1) 試験当日、次のものを必ず持参してください。
イ 受験票（万一忘れた場合は、受付に申し出て再交付を受けてください。）
ロ HB又はBの鉛筆・シャープペンシル（ボールペンや色鉛筆は使用できません。）
ハ プラスチック消しゴム（鉛筆やシャープペンシルについている消しゴム、古い消しゴムはマークの訂正の際、きれいに消せないため使用しないでください。）
ニ 電卓 使用できます。
ただし、文字や計算式等が記憶できるものなど特殊機能のあるもの（アルファベットやひらがながキーボードに記してあるもの）は使用できません。
- (2) 試験開始前に注意事項の説明を行いますので、各試験科目の所定の試験開始時刻20分前までに必ず集合してください。
- (3) 各試験科目の試験開始後30分を超えて遅れた方は、原則として受験できませんのでご注意ください。

9. 口述試験当日の注意事項

- (1) 試験当日、受験票を必ず持参してください。
なお、万一忘れた場合は、受付に申し出て再交付を受けてください。
- (2) 指定された試験時刻の30分前までに受付を済ませてください。
- (3) 指定された試験開始時刻に遅れた方は、原則として受験できませんのでご注意ください。

10. 筆記試験結果の発表

- (1) 結果の発表は、平成21年12月24日（木）です。
- (2) 筆記試験合格者の受験番号を厚生労働省（本省）、(財)安全衛生技術試験協会本部、各安全衛生技術センターに掲示いたします。また、厚生労働省のホームページにも掲載されます。
- (3) 筆記試験合格者には、「口述試験受験票」（はがき）を送付いたします。また、不合格者には「筆記試験結果通知書」（はがき）を送付いたします。
なお、試験結果についての電話等による照会には、お答えできません。

11. 口述試験結果の発表

- (1) 結果の発表の時期は、平成 22 年 3 月下旬です。
- (2) 合格者の受験番号を官報で公告するとともに、厚生労働省（本省）、（財）安全衛生技術試験協会本部及び各安全衛生技術センターでも掲示いたします。また、厚生労働省のホームページにも掲載されます。
- (3) 合格者には、厚生労働大臣から「合格証」が交付されます。また、不合格者には「口述試験結果通知書」（はがき）を送付いたします。
なお、試験結果についての電話等による照会には、お答えできません。

12. 障害のある方について

障害のため試験時に特別な配慮を希望される方は、事前に（財）安全衛生技術試験協会本部へご相談ください。

13. その他の注意

- (1) 受験票を交付した後は、受験申請書及び試験手数料の返還はいたしません。
- (2) 申請書類に不備がある場合は、受理しません。
- (3) 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第 9 条の規定により、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することがあります。

※受験申請にあたってお知らせいただく個人情報、試験実施の目的以外に使用することはありません。

受験申請書の記入例及び証明書

- 1 受験申請書は、**赤枠** 内のみ記入してください。
- 2 添付書類がある場合は、下の「添付書類の作り」
- 3 再受験するときは、前回の試験結果通知書又は省略することができます。この場合でも受験申請貼付してください。

試験結果通知書を紛失したときは、協会本部に

A 受けようとする試験の種類を○で囲んでください。

※右の受験整理票のA欄にも記入してください。

B 「労働安全・労働衛生コンサルタント試験案内」に記載されている試験地を確認し、希望する筆記試験及び口述試験の試験地を記入してください。

C 受験する試験区分の番号を○で囲んでください。

D 氏名（外国人の場合は、外国人登録原票に登録された氏名）を記入してください。フリガナも必ず記入してください。※合格時、本欄の文字を使用しますので、楷書でていねいに記入してください。※右の受験整理票のD欄にも記入してください。

E 性別の番号を○で囲んでください。

F 年号の番号を○で囲み生年月日を記入してください。

※右の受験整理票のF欄にも記入してください。

G あなたの住所を記入してください（会社の所在地を記入しないでください。）。

郵便番号、電話番号は必ず記入してください。○○○様方、○○アパート、○号棟、○号室等郵便物が必ず届くように記入してください。

H 記載事項を電話で確認することがありますので、昼間に連絡がとれる場所と電話番号を記入してください。

I 受験資格一覧表から該当するコード番号を記入し、受験資格に関する学歴・経歴・免許等を記入してください。

なお、当該経歴年数の計算は、一月に満たない端数があるときは、これを切り上げて一月として計算し記入してください。※右の受験整理票のI欄にも記入してください。

J 科目の免除を受けようとするときは、免除科目の番号を○で囲み、免除科目一覧表から該当するコード番号を記入してください（筆記試験全科目免除の方も記入してください。）。

なお、科目の免除を受ける資格があってもこの欄に記入しない場合は、当該科目の免除を希望しないものとして取り扱います。

郵便振替払込受付証明書(お客さま用)
(払込人⇒郵便局⇒払込人)

郵便局

銀行への払込みに共通

郵便振替払込受付証明書貼付欄

口座番号 001004

振込金額 538423

財団法人 安全衛生技術試験協会

三井住友銀行 神奈川支店

受付局日附印

※ 窓口受付手数料領収印

※ 1次

A	労働安全 労働衛生	コンサルタント
B	試験地	筆記：東京
C	試験の区分	受検する試験区分
		1
		2
		3
		4
		⑤
D	フリガナ	アンゼン
	受験者氏名	安全
G	フリガナ	トウキョウト
	住所	東京 ④道 府県
		〒101-0061
H	勤務先又は 連絡先の名称 所在地及び 電話番号	アンゼン (株)安全 〒290-0011
I	受験資格	最
		1 学歴
		2 経歴
J	免除を受ける 試験科目	免除科
		1 安全/衛生
		2 関係法令
		③ 専門科目
L	申請年月日	平成 21年 7

財団法人 安全衛生技術試験協
理事

L 申請書を提出する日を記入してください。

添付書類の作り方について

(1) 経歴証明書

受験資格一覧表（表1・表4）、免除科目一覧表（表3・表6）の添付書類欄に「経歴証明書」と記載されているときは、経歴証明書（P.17）の用紙を用いて必要事項を記入し、事業者から証明を受けてください。

(2) 卒業証明書は原本に限ります。

(3) 受験申請書に記入された氏名が各種証明書類に記載されているものと異なっているとき

1010065

東京都千代田区

西神田三丁目八番一号

千代田ファーストビル東館9階

(財)安全衛生技術試験協会 行

簡易書留

受験申請書在中

住所	〒	-	都道府県	市区郡
氏名				

希望する「試験地」を○で囲んでください。

筆記試験の希望試験地						口述試験の希望試験地		
北	宮	東	愛	兵	広	福	東	大
海	城	京	知	庫	島	岡	京	阪
道	県	都	県	県	県	県	都	府

該当する「試験の区分」を○で囲んでください。

労働安全コンサルタント試験					労働衛生コンサルタント試験	
機	電	化	土	建	保	勞
械	気	学	木	築	健	働
					衛	生
					生	工
					学	学

表書宛名用紙

(この用紙を切り取り封筒の表に貼ってください。)

切り取り線

切り取り線

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

第37回 (平成21年度)

郵便振替払込受付証明書(お客さま用)
(払込人⇒郵便局⇒払込人)

郵便振替払込受付証明貼付欄

郵便局・銀行への払込みに共通

口座番号 00100-4

振替加入番号 538423

振替加入番号 財団法人 安全衛生技術試験協会

金額

振替 三井住友銀行 神田支店

払込人住所氏名

受付局日附印

※ 窓口受付手数料領収印

※ 1次 審査確認欄

※ 2次 審査確認欄

A 労働安全 労働衛生 コンサルタント試験 受験申請書

※ 受験番号

B 試験地 筆記: 口述:

C 試験の区分 受験する試験区分の番号を○で囲んでください。

労働安全 コンサル タント 試験	1 機械	労働衛生 コンサル タント 試験	6 保健衛生
	2 電気		7 労働衛生工学
	3 化学		
	4 土木		
	5 建築		

D フリガナ 受験者氏名 E 性別 1 男 3 女 F 生年月日 3 大正 5 昭和 年 月 日

G フリガナ 住所 都道府県 市郡区 町村 電話 (- -)

H フリガナ 勤務先又は連絡先の名前、所在地及び電話番号 電話 (- -)

I 受験資格 最終学歴・免許等 受験資格コード番号

1 学歴	年卒業
2 経歴	の実務経歴 年 月
3 免許等	

J 免除を受ける試験科目 免除科目のコード番号 K 添付書類の名称(裏面添付)

1 安全/衛生一般	1 卒業証書(写)・卒業証明書 2 経歴証明書 3 合格証・免許証(写) 4 講習修了証(写) 5 登録証(写) 6 受験票・結果通知書 7 その他 ()
2 関係法令	
3 専門科目	

L 申請年月日 平成 年 月 日

財団法人 安全衛生技術試験協会 理事長 殿

A 労働安全 労働衛生 コンサルタント試験 受験整理票

※ 受験番号

M 試験の区分

D フリガナ 受験者氏名

F 生年月日 3 大正 5 昭和 年 月 日

N 勤務先の名称

写真 添付欄 (縦3.6cm×横2.4cm) 申請時の6ヶ月以内に撮影したもの

受験する試験科目の番号を○で囲んでください。

O 労働安全コンサルタント試験			P 労働衛生コンサルタント試験		
受験科目	※免除科目	※出欠	受験科目	※免除科目	※出欠
1 産業安全一般			8 労働衛生一般		
2 安全関係法令			9 衛生関係法令		
3 機械安全			10 健康管理		
4 電気安全			11 労働衛生工学		
5 化学安全			※別は記入しないでください。		
6 土木安全					
7 建築安全					

赤わく内を漏れなく記入してください。

I 受験資格(最終学歴・免許等)

1 学歴	年卒業
2 経歴	の実務経歴 年 月
3 免許等	

※受験申請にあたってお知らせいただく個人情報、試験実施の目的以外に使用することはありません。(注意)

1 赤わく内を漏れなく記入し※欄は記入しないでください。

2 添付しなければならない書類がありますので、「受験申請手続について」の6をよく読んでください。

受験申請書を提出する前にもう一度確認してください。

■ 確 認 表

受験資格または科目免除に必要な添付書類	写しの書面には「原本と相違ないことを証明する。」との事業者等による原本証明がありますか。 【 7頁添付書類の作り方(4)参照 】 書類はすべてそろっていますか。	
所定の撮り方の写真はついていますか。【表の写真添付欄の注意参照】 裏面に試験の区分、氏名を書いて全面のり付けで貼ってください。		
郵便振替払込受付証明書(受験申請書貼付用)がついていますか。 試験手数料は適正な額ですか。		
住所は細部まで記入してありますか。 (○○様方、○○アパート、○号棟、○号室)		

添付書類貼付欄

表1. 労働安全コンサルタント試験

受験資格一覧表

コード番号	受験資格	添付書類 (3頁6.(2)参照)
01	学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証書の写し又は卒業証明書の原本 経歴証明書
02	学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後7年以上安全の実務に従事した経験を有するもの	
03	学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの	
04	技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者(以下「技術士試験合格者」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 登録証の写し又は合格証の写し若しくは登録証明書
05	電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号の第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者(以下「第1種電気主任技術者」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 免状の写し
06	建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3の規定による1級の土木施工管理技術検定に合格した者(以下「1級土木施工管理技士」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 合格証明書の写し又は登録証の写し若しくは合格書の写し
07	建築士法(昭和25年法律第202号)第12条の1級建築士試験に合格した者(以下「1級建築士試験合格者」という。)	
08	労働安全衛生法第11条第1項の規定による安全管理者として10年以上その職務に従事した者	<ul style="list-style-type: none"> 経歴証明書
09	厚生労働大臣の登録を受けた者が行う安全に関する講習を修了し(㊸を参照)、かつ、15年以上安全の実務に従事した経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 講習修了証の写し 経歴証明書
10	旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校高等科、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学予科又は旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による高等師範学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後7年以上安全の実務に従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証書の写し又は卒業証明書の原本 経歴証明書
11	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成9年法律第45号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「平成9年改正前の職業能力開発促進法」という。))による職業能力開発大学校及び職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。))による職業訓練大学校を含む。)における長期課程(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。))による長期指導員訓練課程を含む。)の指導員訓練を修めて卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの	
12	労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)第12条第1項の安全管理士(以下「安全管理士」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 経歴証明書
13	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官(以下「産業安全専門官」という。)	

㊸ 次の厚生労働大臣が指定する安全に関する講習を修了した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う安全に関する講習を修了した者とみなす。

- ① 東京安全衛生教育センター及び大阪安全衛生教育センターが行う「安全管理講座(前期・後期)」
- ② (財)労働安全衛生研修所が行う「労働安全衛生大学定期講座(当該講座の受講者のうち、特別の資格証明書の発行をうけたものに関し行われた講習に限る。)」

コード番号	受 験 資 格	添 付 書 類 (3頁6.(2)参照)
14	<p>職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表に掲げる検定職種のうち金属溶解、鑄造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のご目立て、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、産業車両整備、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、農業機械整備、木工機械整備、機械木工、プラスチック成形、強化プラスチック成形（筆記試験において積層成形法を試験科目として選択した者に限る。）、建築大工、とび、左官、ブロック建築、コンクリート積みブロック施工、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属材料試験又は産業洗浄に係る1級又は単1等級の技能検定に合格した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技能検定合格証の写し
15	<p>職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第2に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則別表第1の普通訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法第9条第1項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履習すべき専攻学科又は専門学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。）を修了した者で、その後10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6に定めるところにより行われるもの（旧能開法規則別表第3の2に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに訓練法規則別表第1の専門訓練課程及び旧訓練法第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履習すべき専攻学科又は専門学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。）を修了したもので、その後7年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>職業能力開発促進法施行規則第9条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第7に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履習すべき専攻学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。）を修了した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練修了証の写し ・経歴証明書
16	<p>労働基準法（昭和22年法律第49号）第97条第1項の労働基準監督官（以下「労働基準監督官」という。）として8年以上その職務に従事した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経歴証明書
17	<p>森林法（昭和36年法律第249号）第187条第1項の林業専門技術員として5年以上その職務に従事した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経歴証明書
18	<p>外国において学校教育における16年の課程を修了した者のうち、その最終の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有する者</p>	
19	<p>外国において学校教育における14年の課程を修了した者のうち、その最終の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後7年以上安全の実務に従事した経験を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証書の写し又は卒業証明書の原本
20	<p>次に掲げる教育施設を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有する者 教育施設（水産大学校、防衛大学校、気象大学校、海上保安大学校）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経歴証明書
21	<p>次に掲げる学校その他の教育施設を卒業した者で、その後7年以上安全の実務に従事した経験を有する者 教育施設（航空大学校、海技大学校本科、旧中央気象台気象技術官養成所の研究科又は本科、旧国立工業教員養成所、旧東京農業教育専門学校、旧水産講習所又は旧函館水産専門学校、旧高等農業講習所本科、旧商船学校、旧陸海軍の学校等、旧海軍技手養成所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証書の写し又は卒業証明書の原本 ・経歴証明書
22	<p>学校教育法による大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくは旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校を卒業した者で、その後大学又は公共的な研究機関において7年以上、専ら労働安全に関する研究に従事したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証書の写し又は卒業証明書の原本
23	<p>日本国有鉄道が設置する教習機関において工学に関する課程（学校教育法による大学における工学に関する学科に準ずるものに限る。）を修めて卒業した者で、その後7年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経歴証明書
24	<p>日本国有鉄道が設置する教習機関において工学に関する課程（学校教育法による高等学校における工学に関する学科に準ずるものに限る。）を修めて卒業した者で、その後10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経歴証明書

表 2. 労働安全コンサルタント試験

筆記試験科目及び範囲

共通科目の他に次の専門科目の表に掲げる試験の区分のうち、いずれか一つを選んで受験してください。

○ 共通科目

試験の区分	試験科目	範囲
・機械 ・電気 ・化学 ・土木 ・建築	産業安全一般	安全管理（統括安全管理を含む。）、材料安全、信頼性工学概論、運搬工学概論、人間工学概論、安全心理学概論、安全点検及び保守、安全教育、作業分析及び作業標準、強度計算、安全に関する各種検査法、安全装置、保護具、危険物の管理、防火、労働災害の調査及び原因の分析、労働衛生概論、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。）
	産業安全関係法令	労働安全衛生法及びこれに基づく命令のうち産業安全に係るもの

○ 専門科目

試験の区分	試験科目	範囲
・機械	機械安全（機械に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。）	原動機、動力伝導装置、工作機械、木材加工用機械、プレス機械及びシャー、遠心機械、粉碎機及び混合機、ロール機、高速回転体、ボイラー、圧力容器、クレーンその他の運搬機械、産業用ロボット、計測制御概論、フェール・セーフ
・電気	電気安全（電気に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。）	電気機器、高電圧設備、防爆構造、避雷設備、漏電、電撃、静電気、誘導電流、迷走電流、アーク溶接、電気工事、計測制御概論
・化学	化学安全（化学に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。）	化学プロセス、反応安全工学、防爆工学、反応設備、蒸留設備、抽出設備、燃焼設備及び燃料、圧縮機、貯槽、配管、ガス溶接装置、計測及び制御
・土木	土木安全（土木に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。）	土質力学、構造力学、工事中機械、足場、型わく支保工その他の工事中設備、明かり掘削その他の工法、発破、落盤及び土砂崩壊の防止、計測制御概論
・建築	建築安全（建築に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。）	構造力学、建築構造、足場、型わく支保工その他の工事中設備、工事中機械、施工法、墜落災害の防止、計測制御概論

○ 法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、平成21年4月1日（水）現在施行のものとしします。

表3. 労働安全コンサルタント試験

筆記試験の免除科目一覧表

コード番号	科目の免除を受けることができる資格を有する者	試験区分	免除を受けることができる科目	添付書類 (3頁6.(2)参照)
01	技術士試験合格者で、機械部門、船舶・海洋部門、航空・宇宙部門又は金属部門に係る第二次試験に合格したもの	機 械	機 械 安 全	・登録証の写し又は合格証の写し若しくは登録証明書
02	技術士試験合格者で、電気電子部門に係る第二次試験に合格したもの	電 気	電 気 安 全	
03	技術士試験合格者で、化学部門に係る第二次試験又は農芸化学を選択科目とする農業部門に係る第二次試験に合格したもの	化 学	化 学 安 全	
04	技術士試験合格者で、資源工学部門若しくは建設部門に係る第二次試験、農業土木を選択科目とする農業部門に係る第二次試験又は森林土木を選択科目とする森林部門に係る第二次試験に合格したもの	土 木	土 木 安 全	
05	技術士試験合格者で、生産マネジメントを選択科目とする経営工学部門（昭和58年1月1日以前の生産管理部門）に係る第二次試験に合格したもの	全 区 分	産 業 安 全 般	
06	第1種電気主任技術者	電 気	電 気 安 全	・免状の写し
07	1級土木施工管理技士	土 木	土 木 安 全	・合格証明書の写し又は登録証の写し若しくは合格書の写し
08	安全管理士又は産業安全専門官として7年以上その職務に従事した者	全 区 分	産 業 安 全 般	・経歴証明書
09	産業安全専門官として7年以上その職務に従事した者	全 区 分	産 業 安 全 法 令	
10	機械安全に係る中央産業安全専門官又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所（産業安全研究所及び独立行政法人産業安全研究所を含む。以下この表において同じ。）において機械安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として5年以上その職務に従事した者	機 械	機 械 安 全	
11	電気安全に係る中央産業安全専門官又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において電気安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として5年以上その職務に従事した者	電 気	電 気 安 全	
12	化学安全に係る中央産業安全専門官又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において化学安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として5年以上その職務に従事した者	化 学	化 学 安 全	
13	土木安全に係る中央産業安全専門官、労働安全衛生法第88条第3項の規定による届出のあった計画について同法第89条第1項の審査の事務を行う者又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において土木安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として5年以上その職務に従事した者	土 木	土 木 安 全	
14	建築安全に係る中央産業安全専門官、労働安全衛生法第88条第3項の規定による届出のあった計画について同法第89条第1項の審査の事務を行う者又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において建築安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として5年以上その職務に従事した者	建 築	建 築 安 全	
15	労働基準監督官（労働基準監督官採用試験のうち労働基準監督Bの区分試験に合格して採用された者その他これに準ずる者に限る。）として10年以上その職務に従事した者	全 区 分	産 業 安 全 般	
16	労働基準監督官として10年以上その職務に従事した者	全 区 分	産 業 安 全 法 令	
17	1級建築施工管理技士	建 築	建 築 安 全	

表4. 労働衛生コンサルタント試験

受験資格一覧表

コード番号	受験資格	添付書類 (3頁6.(2)参照)
01	学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証書の写し又は卒業証明書の原本 経歴証明書
02	学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後7年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの	
03	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後10年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの	
04	医師法(昭和23年法律201号)第9条の医師国家試験に合格した者、同法第36条第1項の規定により医師免許を受けた者とみなされた者及び同法第41条の規定により医師免許を受けることができる者	<ul style="list-style-type: none"> 免許証又は合格証の写し
05	歯科医師法(昭和23年法律202号)第9条の歯科医師国家試験に合格した者、同法第33条第1項の規定により歯科医師免許を受けた者とみなされた者及び同法第42条の規定により歯科医師免許を受けることができる者	
06	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 免許証の写し
07	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条の保健師として10年以上その業務に従事した者	<ul style="list-style-type: none"> 免許証の写し 経歴証明書
08	技術士試験合格者	<ul style="list-style-type: none"> 合格証又は登録証の写し若しくは登録証明書
09	一級建築士試験合格者	<ul style="list-style-type: none"> 免許証又は登録証若しくは合格通知書の写し
10	労働安全衛生法第12条第1項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後3年以上同法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 免許証の写し 経歴証明書
11	労働安全衛生法第12条第1項の規定による衛生管理者として10年以上その職務に従事した者	
12	厚生労働大臣の登録を受けた者が行う衛生に関する講習を修了し(㊸を参照)、かつ、15年以上衛生の実務に従事した経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 講習修了証の写し 経歴証明書
13	旧高等学校令による高等学校高等科、旧大学令による大学予科又は旧師範教育令による高等師範学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後7年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証書の写し又は卒業証明書の原本 経歴証明書
14	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校(平成9年改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び旧能開法による職業訓練大学校を含む。)における長期課程(訓練法による長期指導員訓練課程を含む。)の指導員訓練を修めて卒業した者で、その後5年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの	

㊸ 次の厚生労働大臣が指定する衛生に関する講習を修了した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う衛生に関する講習を修了した者とみなす。

(財労働安全衛生研修所が行う「労働安全衛生大学定期講座(当該講座の受講者のうち、特別の資格証明書の発行をうけた者に関し行われた講習に限る。)」)

コード番号	受 験 資 格	添付書類 (3頁6.(2)参照)	
15	労働災害防止団体法第12条第1項の衛生管理士（以下「衛生管理士」という。）又は衛生管理士であった者	・ 経歴証明書	
16	労働安全衛生法第93条第1項の労働衛生専門官（以下「労働衛生専門官」という。）又は労働衛生専門官であった者で、8年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの		
17	職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第2に定めるところにより行われるもの（旧能開法規則別表第3に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに訓練法規則別表第1の普通訓練課程及び旧訓練法第9条第1項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履習すべき専攻学科又は専門学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。）を修了した者で、その後10年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの	・ 職業訓練 修了証の写し ・ 経歴証明書	
	職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6に定めるところにより行われるもの（旧能開法規則別表第3の2に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに訓練法規則別表第1の専門訓練課程及び旧訓練法第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履習すべき専攻学科又は専門学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。）を修了した者で、その後7年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの		
	職業能力開発促進法施行規則第9条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第7に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履習すべき専攻学科の主たる学科が工学に関する科目であるものに限る。）を修了した者で、その後5年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの		
18	労働基準監督官として8年以上その職務に従事した者	・ 経歴証明書	
19	外国において学校教育における16年の課程を修了した者のうち、その最終の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上衛生の実務に従事した経験を有する者	・ 卒業証書の写し又は卒業証明書の原本 ・ 経歴証明書	
20	外国において学校教育における14年の課程を修了した者のうち、その最終の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後7年以上衛生の実務に従事した経験を有する者		
21	次に掲げる教育施設を卒業した者で、その後5年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 教育施設（水産大学校、防衛大学校、気象大学校、海上保安大学校）		
22	次に掲げる学校その他の教育施設を卒業した者で、その後7年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 教育施設（都道府県農業講習所、航空大学校、海技大学校本科、旧中央気象台気象技術官養成所の研究科又は本科、旧国立工業教員養成所、旧東京農業教育専門学校、旧水産講習所又は旧函館水産専門学校、旧高等農業講習所本科、旧商船学校、旧陸海軍の学校等、旧海軍技手養成所）		
23	学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令による専門学校を卒業した者で、その後大学又は公共的な研究機関において7年以上、専ら労働衛生に関する研究に従事したもの		
24	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条第1項の臨床検査技師又は同条第2項の衛生検査技師として10年以上その業務に従事した者		・ 免許証又は登録証の写し ・ 経歴証明書
25	日本国有鉄道が設置する教習機関において工学に関する課程（学校教育法による大学における工学に関する学科に準ずるものに限る。）を修めて卒業した者で、その後7年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの		・ 卒業証書の写し又は卒業証明書の原本 ・ 経歴証明書
26	日本国有鉄道が設置する教習機関において工学に関する課程（学校教育法による高等学校における工学に関する学科に準ずるものに限る。）を修めて卒業した者で、その後10年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの		
27	作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条の登録を受けた者（以下「作業環境測定士」という。）で、その後3年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有するもの	・ 登録証の写し ・ 経歴証明書	

表5. 労働衛生コンサルタント試験

筆記試験科目及び範囲

共通科目の他に次の専門科目の表に掲げる試験の区分のうち、いずれか一つを選んで受験してください。

○ 共通科目

試験の区分	試験科目	範囲
・保健衛生 ・労働衛生工学	労働衛生一般	労働衛生概論、健康管理の概論、労働生理概論、作業環境管理の概論、人間工学概論、化学物質の管理、作業管理の概論、労働衛生保護具、労働衛生教育、労働災害の調査及び原因の分析、安全管理概論、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。）
	労働衛生関係法令	労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）並びにこれらに基づく命令のうち労働衛生に係るもの

○ 専門科目

試験の区分	試験科目	範囲
・保健衛生	健康管理	労働生理学、産業心理学、労働衛生学、健康診断及び面接指導等並びにこれらの事後措置、作業環境の管理方法、作業方法の管理、健康の保持増進対策、救急処置、快適な職場環境の形成
・労働衛生工学	労働衛生工学	作業環境の管理技術、作業環境における有害因子とその影響、快適な職場環境の形成

○ 法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、平成21年4月1日（水）現在施行のものとしします。

表6. 労働衛生コンサルタント試験

筆記試験の免除科目一覧表

コード番号	科目の免除を受けることができる資格を有する者		試験区分	免除を受けることができる科目	添付書類 (3頁6.(2)参照)	
01	医師国家試験合格者若しくは医師法第36条第1項の規定により医師免許を受けた者とみなされた者及び同法第41条の規定により医師免許を受けることができる者又は歯科医師国家試験合格者若しくは歯科医師法第33条第1項の規定により歯科医師免許を受けた者とみなされた者及び同法第42条の規定により歯科医師免許を受けることができる者	厚生労働大臣が指定する者(法人に限る。)が行う講習を修了した者(㊸を参照)	保健衛生	全科目	・免許証の写し ・講習修了証の写し	
02	上記の者	その他の者	保健衛生	・労働衛生一般 ・健康管理	・免許証の写し	
03	薬剤師		保健衛生	労働衛生一般	・免許証の写し	
04	保健師として10年以上その業務に従事した者		保健衛生	労働衛生一般	・免許証の写し ・経歴証明書	
05	技術士試験合格者で、衛生工学部門に係る第二次試験に合格したもの		労働衛生工学	労働衛生工学	・登録証の写し又は合格証の写し若しくは登録証明書	
06	衛生管理士又は労働衛生専門官として7年以上その職務に従事した者		全区分	労働衛生一般	・経歴証明書	
07	労働衛生専門官として7年以上その職務に従事した者		全区分	労働関係法令		
08	健康管理に係る中央労働衛生専門官又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所(産業医学総合研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所を含む。以下この表において同じ。)において健康管理に関する研究に関する企画、指導等を行う者として5年以上その職務に従事した者		保健衛生	健康管理		
09	労働衛生工学に係る中央労働衛生専門官又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において労働衛生工学に関する研究に関する企画、指導等を行う者として5年以上その職務に従事した者		労働衛生工学	労働衛生工学		
10	労働基準監督官(労働基準監督官採用試験のうち労働基準監督Bの区分試験に合格して採用された者その他これに準ずる者に限る。)として10年以上その職務に従事した者		全区分	労働衛生一般		
11	労働基準監督官として10年以上その職務に従事した者		全区分	労働関係法令		
12	作業環境測定士		労働衛生工学	・労働衛生一般 ・労働衛生関係法令		・登録証の写し

㊸ 次の厚生労働大臣が指定する講習(年1回程度実施)を修了した者は、厚生労働大臣の指定する者(法人に限る。)が行う講習を修了した者とみなす。

- ① ㈱日本医師会の行う「産業医学講習会」
- ② ㈱日本歯科医師会の行う「産業医学講習会」
- ③ 産業医科大学の「産業医学基本講座」

※左記①～③以外の認定産業医講習会などは該当しないのでご確認ください。

※③の講座についても、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第13条第1項に基づく「修了証」を必ず添付してください。

口述試験について

筆記試験に合格した者及び筆記試験の全部を免除された者について行われます。

(1) 試験の区分

筆記試験と同じ試験の区分で受験することになります。

(2) 試験科目及びその範囲

次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる試験科目及び同表の右欄に掲げる範囲について行われます。

○ 労働安全コンサルタント試験

試験の区分	試験科目	範囲
・機械	1 産業安全一般	「表2. 労働安全コンサルタント筆記試験科目及び範囲」と同じ
	2 機械安全	
・電気	1 産業安全一般	同上
	2 電気安全	
・化学	1 産業安全一般	同上
	2 化学安全	
・土木	1 産業安全一般	同上
	2 土木安全	
・建築	1 産業安全一般	同上
	2 建築安全	

○ 労働衛生コンサルタント試験

試験の区分	試験科目	範囲
・保健衛生	1 労働衛生一般	「表5. 労働衛生コンサルタント筆記試験科目及び範囲」と同じ
	2 健康管理	
・労働衛生工学	1 労働衛生一般	同上
	2 労働衛生工学	

○ 法令等の適用日（労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験に共通）

解答に当たり適用すべき法令等は、平成21年4月1日（水）現在施行のものとしします。

経 歴 証 明 書

(労働安全・労働衛生コンサルタント試験の受験資格又は科目免除に関し経歴を証明する際に使用する。)

氏 名		住 所	都道 府県	市区 郡
生年月日	大正 昭和 年 月 日生			
(この欄は受験資格又は科目免除に関する経歴として資格が必要な場合のみ記入してください)				
○資 格 _____ 年 月 取 得				
実 務 ・ 職 務 経 験		従 事 期 間		従事年数
() の実務・職務に従事 (注1)	昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで		年 月	
内容				
() の実務・職務に従事	昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで		年 月	
内容				
備 考 (注2)				
上記の記載内容については、相違ないことを証明します。(注3)				
平成 年 月 日				
事業場所在地		電話 ()		
事業場名称				
事業者職・氏名		(職印)		

- 注 1 従事した業務の内容を具体的に記入してください。なお、「安全の実務」及び「衛生の実務」については、P.18を参照してください。
- 2 実務経験が断続的な場合には、「備考」欄に具体的に記入してください。
- 3 「事業者職・氏名」の欄は、記名押印することに代えて、事業者本人の署名でも差し支えありません。
記名押印の場合の事業者の印は、社印・個人印ではなく社長・支店長等の職を表す印を押印してもらってください。
- 4 記載事項に関して、確認のため問い合わせをすることがあります。

「安全の実務」とは、

事業場の安全管理部門の管理職、安全管理者等のほか生産現場等において安全管理を担当し、所掌する者が下記の業務を行うことを示します。

- ①安全管理計画の企画、立案及び運営に関すること。
- ②生産現場等の具体的な災害防止対策の推進に関すること。
- ③安全教育の計画の策定、推進に関すること。
- ④労働災害の原因の把握、再発防止対策に関すること。
- ⑤労働災害の調査、分析に関すること。

「衛生の実務」とは、

事業場の労働衛生管理部門の管理職、衛生管理者等のほか生産現場等において労働衛生管理を担当し、所掌する者が下記の業務を行うことを示します。

- ①労働衛生管理計画の企画、立案及び運営に関すること。
- ②労働者の健康診断及びその事後措置に関すること。
- ③作業環境や作業条件の調査、測定やその改善に関すること。
- ④衛生教育計画の作成、運営に関すること。
- ⑤有害物中毒等の調査、分析に関すること。

平成21年度第1回作業環境測定士試験案内



協会シンボルマーク

財団法人 安全衛生技術試験協会

〒101-0065 東京都千代田区西神田3丁目8番1号
千代田ファーストビル 東館9階
電話(03)5275-1088(代表) FAX(03)5275-1097
http://www.exam.or.jp/

平成21年度第1回作業環境測定士試験を次のとおり実施します。

1. 試験の種類及び試験日

第一種作業環境測定士試験 平成21年8月19日(水)・20日(木)
第二種作業環境測定士試験 平成21年8月19日(水)

2. 試験地及び試験場

〈試験地〉	〈試験場〉	〈試験地〉	〈試験場〉
恵庭市(北海道) …北海道安全衛生技術センター	東海市(愛知県) …中部安全衛生技術センター	岩沼市(宮城県) …東北安全衛生技術センター	加古川市(兵庫県) …近畿安全衛生技術センター
市原市(千葉県) …関東安全衛生技術センター	福山市(広島県) …中国四国安全衛生技術センター	東京都 …立教大学	久留米市(福岡県) …九州安全衛生技術センター

3. 受験資格

- 大学(高等専門学校を含む。)卒業後、労働衛生の実務経験1年以上(理科系統の課程を修めて卒業した者に限る。理科系統以外は3年以上)有する者
- 高等学校又は中等教育学校卒業後、労働衛生の実務経験3年以上(理科系統の学科を修めて卒業した者に限る。理科系統以外は5年以上)有する者
- 労働衛生の実務経験8年以上有する者
- 環境計量士、臨床検査技師、公害防止管理者等作業環境測定法施行規則第17条に定める者*
- その他作業環境測定法第15条又は作業環境測定法施行規則第15条に定める者
*受験資格が(4)の場合、一部科目の免除を受けることができます。

4. 試験科目及び試験時間

第一種・第二種試験科目(8月19日(水))		第一種試験科目(8月20日(木))	
共通科目	労働衛生一般 ……10:00~11:00	選択科目	有機溶剤 ……9:30~10:30
	労働衛生関係法令 ……11:25~12:25		鉱物性粉じん ……10:55~11:55
	デザイン・サンプリング ……13:35~14:35		特定化学物質 ……12:55~13:55
	分析に関する概論 ……15:00~16:00		金属類 ……14:20~15:20
			放射性物質 ……15:45~16:45

5. 受験申請書

受験申請書の入手方法

- 当協会及び裏面の機関で入手できます。
- 郵送申込み方法
郵送を希望される方は、「作業環境測定士試験受験申請書〇部」と明記したメモ紙と、下記郵送料金分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒縦33cm 横24cmの大きさ)を同封のうえ当協会にお申し込みください。

郵送料 1部 140円、2部 200円、3~5部 240円

6. 試験手数料

区分	試験科目	試験手数料	区分	試験科目	試験手数料
第一種試験	共通科目+選択科目1科目	13,900円	第一種試験	共通科目	10,600円
	” + ” 2科目	17,200円		選択科目1科目	13,900円
	” + ” 3科目	20,500円		(4科目)	17,200円
	” + ” 4科目	23,800円		全部免除	20,500円
	” + ” 5科目	27,100円		される方	23,800円
第二種試験		11,800円			

試験手数料は、必ず受験申請書の綴込みの払込用紙を用いて郵便振替又は銀行振込のいずれかの方法で払い込んでください。なお、受験申請書を直接当協会本部(東京)に持参される場合に限り、試験手数料を現金で払い込むことができます。*受験票を発行した後は、試験地の変更や受験する科目の変更及び試験手数料の返還はできません。

7. 受験申請書の受付

- 受付期間 平成21年5月22日(金)~6月19日(金)
- 提出先 (財)安全衛生技術試験協会本部(東京)
- 提出方法
 - 郵便(簡易書留)受付…6月19日の消印のあるものまで受け付けます。
 - 窓口受付…直接当協会本部(東京)に持参してください。
受付時間は、9:00~16:30です。土曜日、日曜日、祝日は休業いたします。

8. 受験票の発送

受験票は7月下旬に送付します。試験日の20日前になっても受験票が届かないときは、当協会本部に連絡してください。

9. 試験結果の発表

平成21年10月1日(木)に行います。

試験結果は、合格の場合は「作業環境測定士試験合格証」、それ以外の場合は「作業環境測定士試験結果通知書」でお知らせします。(ホームページで合格者の受験番号等を掲載いたします。)

なお、試験結果についての電話等による照会には一切お答えいたしません。

10. 得点の通知について

不合格の場合は試験結果とともに得点が通知されます。

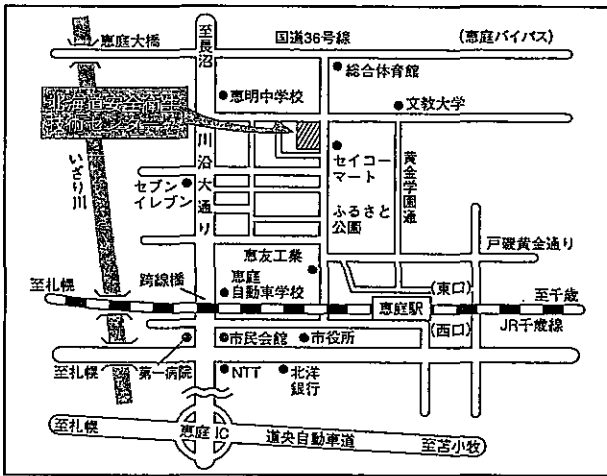
11. 合格基準について

試験に合格するには、科目ごとに60%以上の得点が必要です。

12. 障害のある方について

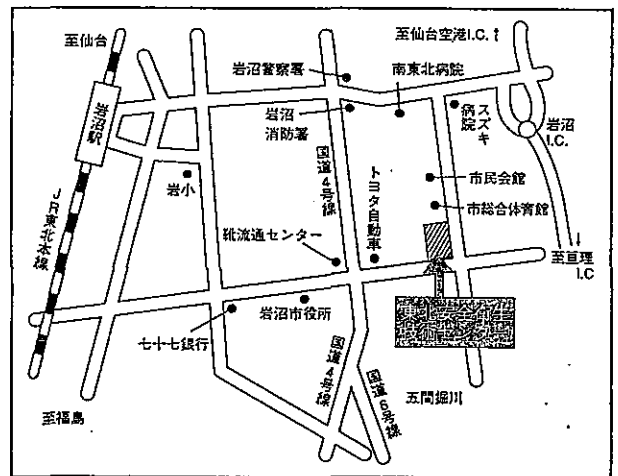
障害のある方で試験時に配慮を希望される方は、事前に受験を希望するセンター又は当協会本部へご相談下さい。

恵庭試験場



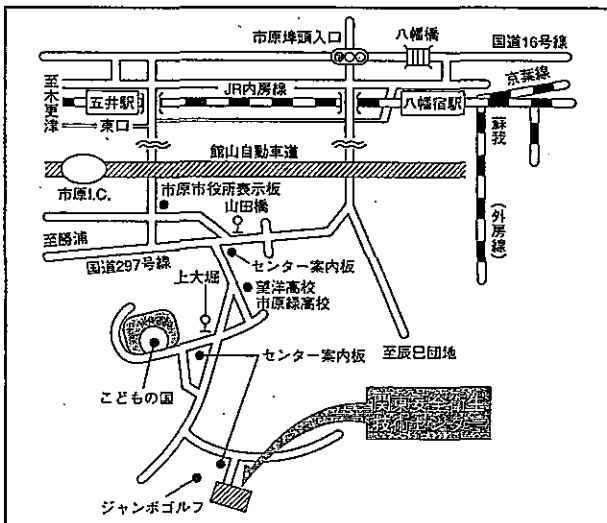
- ①試験場 北海道安全衛生技術センター
- ②所在地 〒061-1407 北海道恵庭市黄金北3丁目13番地
電話 0123-34-1171
- ③道順 ・JR/千歳線恵庭駅東口から北海道文教大学へ800m直進し、正門より左折200m先、徒歩約13分
・バス/中央バス恵庭市役所通りで下車、徒歩約25分
・タクシー/千歳線恵庭駅西口から約3分
・マイカー/道央自動車道恵庭ICから約8分/国道36号「恵庭バイパス」恵庭市総合体育館裏の信号を南へ400m、「市街地経由」NTT前交差点を長沼方面へ約1.7km、JR跨線橋を下り恵明中学校横の信号を右折300m

岩沼試験場



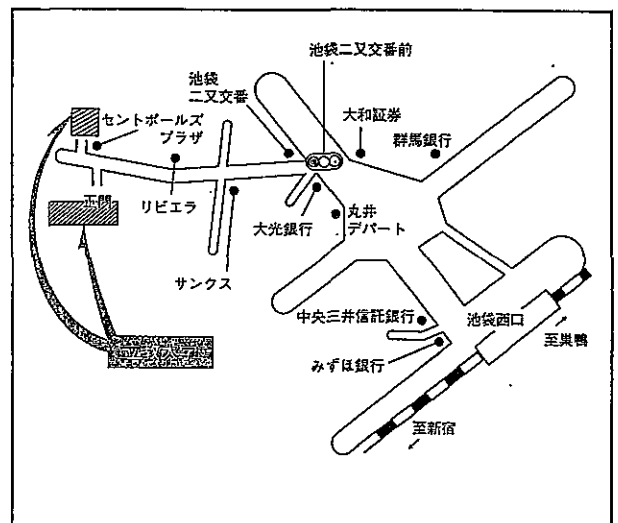
- ①試験場 東北安全衛生技術センター
- ②所在地 〒989-2427 宮城県岩沼市里の杜1-1-15
電話 0223-23-3181
- ③道順 ・JR/東北本線又は常磐線で岩沼駅下車、徒歩約25分
・タクシー/岩沼駅から約5分
・マイカー/仙台東部道路、岩沼ICからスズキ病院左折約10分
東北自動車道白石ICから国道4号線経由、約40分

市原試験場



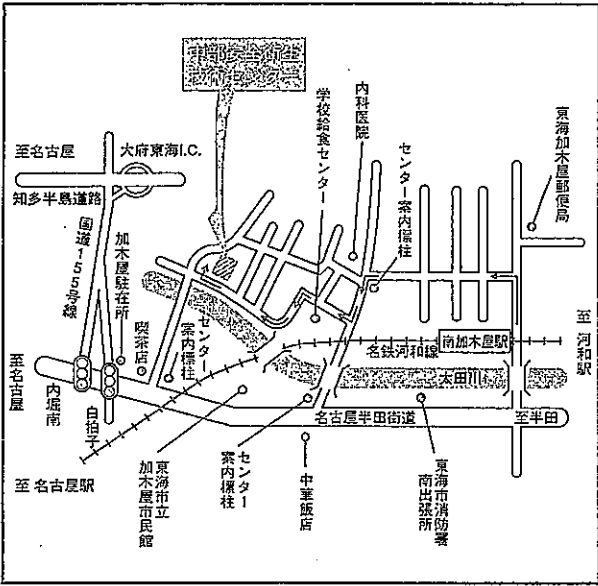
- ①試験場 関東安全衛生技術センター
- ②所在地 〒290-0011 千葉県市原市能満2089番地
電話 0436-75-1141
- ③道順 ・バス/試験日には、内房線五井駅東口からセンター行直通バスが運行されます。(所要時間約20分、8km)
・マイカー/館山自動車道・市原ICから約8km、市原埠頭入口から約9km

東京試験場



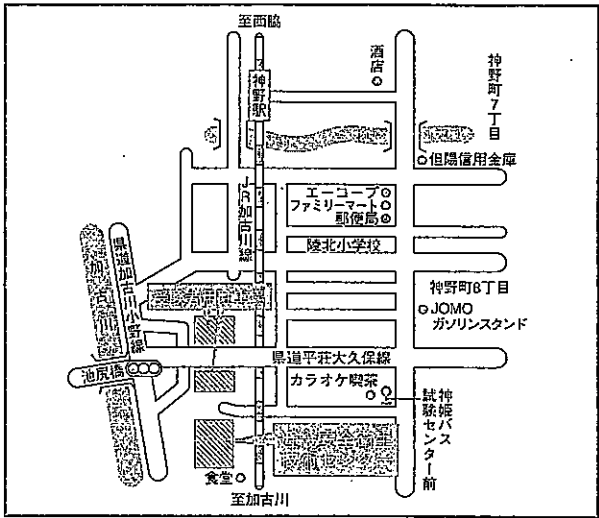
- ①試験場 立教大学
- ②所在地 〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-34-1
- ③道順 ・JR線ほか池袋駅下車、西口より徒歩約10分

東海試験場



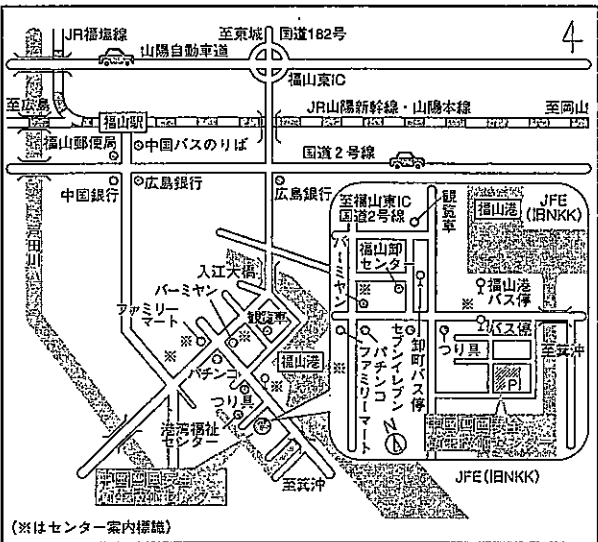
- ①試験場 中部安全衛生技術センター
- ②所在地 〒477-0032 愛知県東海市加木屋町丑寅海戸51-5
電話 0562-33-1161
- ③道順 ・名鉄河和線南加木屋駅下車、徒歩約15分
・マイカー／名古屋高速道路・知多半島道路
大府東海ICから約5分

加古川試験場



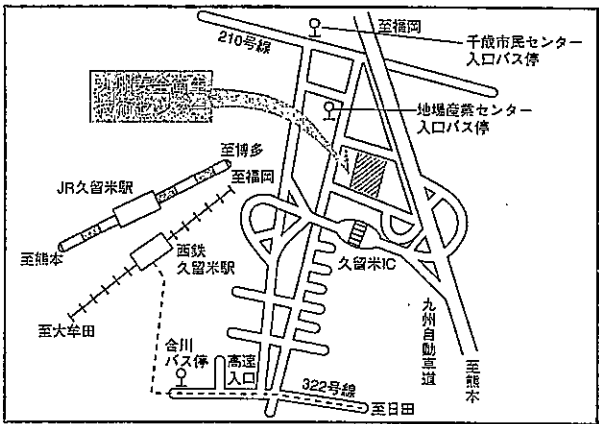
- ①試験場 近畿安全衛生技術センター
- ②所在地 〒675-0007 兵庫県加古川市神野町西之山字迎野
電話 079-438-8481
- ③道順 ・JR／山陽本線加古川駅から加古川線に乗りかえ神野駅下車（約10分）、徒歩約18分
・バス／加古川駅北出口から「新神野行き」神姫バスで試験センター前下車、徒歩約2分
バス時刻 9:10 10:00 12:40

福山試験場



- ①試験場 中国四国安全衛生技術センター
- ②所在地 〒721-0955 広島県福山市新瀬町2-29-36
電話 084-954-4661
- ③道順 ・JR／福山駅下車、①番のりば「福山港行き」中国バスで終点下車（約25分）徒歩約5分
・マイカー／山陽自動車道福山東ICから約7km

久留米試験場



- ①試験場 九州安全衛生技術センター
- ②所在地 〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号
電話 0942-43-3381
- ③道順 JR又は西鉄久留米駅より、西鉄バス
・行先番号20「吉井営業所、浮羽発着所行」行先番号25「善院、上原行」にて合川下車、徒歩約15分
・行先番号22「両筑苑行」にて地場産業センター入口下車、徒歩約3分
・行先番号23「田主丸駅前」にて千歳市民センター入口下車、徒歩約5分
・マイカー／九州自動車道久留米ICから約2分
・タクシー／西鉄久留米駅から約10分
JR久留米駅から約20分

受験申請書は、当協会のほか次のセンター及び機関で取り扱っています。

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
北海道安全衛生技術センター	061-1407	北海道恵庭市黄金北3-13	0123(34)1171
東北安全衛生技術センター	989-2427	宮城県岩沼市里の杜1-1-15	0223(23)3181
関東安全衛生技術センター	290-0011	千葉県市原市能満2089	0436(75)1141
中部安全衛生技術センター	477-0032	愛知県東海市加木屋町丑寅海戸51-5	0562(33)1161
近畿安全衛生技術センター	675-0007	兵庫県加古川市神野町西之山字迎野	079(438)8481
中国四国安全衛生技術センター	721-0955	広島県福山市新瀬町2-29-36	084(954)4661
九州安全衛生技術センター	839-0809	福岡県久留米市東合川5-9-3	0942(43)3381
北海道安全衛生サービスセンター	064-0919	札幌市中央区南19条西9丁目2-25	011(512)2031
東北安全衛生サービスセンター	980-0011	仙台市青葉区上杉1-3-34	022(261)2821
関東安全衛生サービスセンター	108-0014	港区芝5-35-1 産業安全会館8F	03(5484)6701
中部安全衛生サービスセンター	456-0035	名古屋市熱田区白鳥1-4-19	052(682)1731
近畿安全衛生サービスセンター	550-0001	大阪市西区土佐堀2-3-8	06(6448)3450
中国四国安全衛生サービスセンター	733-0003	広島市西区三篠町3-25-30	082(238)4707
九州安全衛生サービスセンター	812-0008	福岡市博多区東光2-16-14	092(437)1664
(社)北海道労働基準協会連合会	060-0807	札幌市北区北7条西2丁目6番地 37山京ビル203号2F	011(747)6141
(社)青森県労働基準協会	030-0811	青森市青柳2-2-6 労働基準会館	017(777)4686
(社)岩手県労働基準協会	020-0022	盛岡市大通1-1-16 岩手教育会館7F	019(623)6521
(社)宮城県労働基準協会	980-0811	仙台市青葉区一番町2丁目5-22 穴吹仙台第19ビル6F	022(265)4091
(社)秋田県労働基準協会	010-0921	秋田市大町3-2-44 協働大町ビル3F	018(862)3362
(社)山形県労働基準協会連合会	990-0825	山形市城北町1-11-23 山形県蚕糸会館1F	023(643)7872
(社)福島県労働基準協会	960-8035	福島市本町5-8 福島第一生命ビル4F	024(522)6717
(社)茨城県労働基準協会連合会	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F	029(225)8881
(社)栃木県労働基準協会連合会	320-0041	宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館内	028(622)5391
(社)群馬県労働基準協会連合会	371-0027	前橋市平和町1-5-1	027(233)3582
(社)埼玉県労働基準協会連合会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-3-20 日本ビニル工業(株)2F	048(822)3466
(社)千葉県労働基準協会連合会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館内	043(241)2626
(社)東京都労働基準協会連合会	132-0021	江戸川区中央1-8-1 内宮ビル	03(5678)5556
(社)神奈川県労働安全衛生協会	231-8443	横浜市中区相生町3-63 八百政ビル3F	045(662)5965
(社)新潟県労働基準協会連合会	950-0965	新潟市中央区新光町5-1 千歳ビル2F	025(283)2201
(社)山梨県労働基準協会連合会	400-0024	甲府市北口2-15-1	055(251)6626
(社)長野県労働基準協会連合会	380-0918	長野市アークス2-3	026(223)0280
(社)富山県労働基準協会	930-0873	富山市金屋字川端767-30 富山市金屋企業団地内	076(442)3966
(社)石川県労働基準協会連合会	920-0962	金沢市広坂1-9-15 石川郷友会館ビル2F	076(232)2973
(社)福井県労働基準協会	910-0845	福井市志比口3-2-14 はさきビル3F	0776(54)3323
(社)岐阜県労働基準協会連合会	501-6133	岐阜市日置江4-47	058(279)3399
(社)静岡県労働基準協会連合会	420-0853	静岡市葵区追手町9-28 興産ビル2F	054(254)1012
(社)愛知県労働基準協会	460-0008	名古屋市中区栄2-9-26 ポーラ名古屋ビル8F	052(221)1436
(社)三重県労働基準協会連合会	514-0008	津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館1F	059(227)1051
(社)滋賀県労働基準協会	520-0801	大津市におの浜3-4-40 サカタビル3F	077(522)1786
(社)京都府労働基準協会連合会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館6F	075(321)2731
(社)大阪府労働基準協会連合会	534-0025	大阪市都島区片町2-2-40 大発ビル7F	06(6353)7401
(社)兵庫県労働基準協会連合会	651-0084	神戸市中央区磯辺通3-1-2 第3建大ビル8F	078(231)6903
(社)奈良県労働基準協会	630-8113	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル2F	0742(36)2040
(社)和歌山県労働基準協会連合会	641-0012	和歌山市紀三井寺856 和歌山地域地場産業振興センター4F	073(446)7000
(社)鳥取県労働基準協会	689-1112	鳥取市若葉台南1-17	0857(52)7300
(社)島根県労働基準協会	690-0825	松江市学園1-5-35	0852(23)1730
(社)岡山県労働基準協会	700-0984	岡山市桑田町15-28 岡山県酒造会館2F	086(225)3571
(社)広島県労働基準協会	730-0012	広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル8F	082(221)0725
(社)山口県労働基準協会	753-0051	山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル2F	083(925)1430
(社)徳島県労働基準協会連合会	770-0011	徳島市北佐古1-5-12 JA会館8F	088(634)1266
(社)香川県労働基準協会	761-8031	高松市郷東町436-3	087(816)1401
(社)愛媛県労働基準協会	790-0067	松山市大手町1-1-6 第2中矢ビル	089(921)7033
(社)高知県労働基準協会連合会	780-0821	高知市桜井町2-6-31 コーポNOR1F	088(861)5566
(社)福岡県労働基準協会連合会	810-0802	福岡市博多区中洲中島町3-10 福岡県消防会館4F	092(262)7874
(社)佐賀県労働基準協会	849-0925	佐賀市八丁畷町6-9	0952(32)1519
(社)長崎県労働基準協会	852-8117	長崎市平野町12-11 井手ビル2F	095(849)2450
(社)熊本県労働基準協会	860-0845	熊本市上通町7-32 蚕糸会館内	096(356)1989
(社)大分県労働基準協会	870-0023	大分市長浜町3-15-19 大分商工会議所ビル3F	097(532)5763
(社)宮崎県労働基準協会	880-0806	宮崎市広島2-10-20 坂下ビル5F	0985(25)1853
(社)鹿児島県労働基準協会	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-16	099(226)3621
(社)沖縄県労働基準協会	900-0001	那覇市港町2-5-23 九州沖縄トラック研修会館3F	098(868)2826
(社)日本作業環境測定協会	108-8372	港区芝7-18-1 三田労働基準協会ビル3F	03(3456)1601

作業環境測定士試験受験申請書

(受験申請書・事業者証明書用紙・試験手数料払込用紙は綴込みになっています。)

受験申請は、この申請書と「作業環境測定士試験案内」をよく読んで手続きをしてください。

1. 受験申請手続き

- (1) 受験資格は「表1」を、試験科目は「表2」を、免除科目は「表3」をご覧ください。
- (2) 試験日、試験地、受験申請書の受付期間及び試験手数料は「試験案内」をご覧ください。
- (3) 受験申請書の記入と添付書類については、P.3「受験申請書の記入および証明書類の添付要領」とP.8「添付書類の作り方」を参考にしてください。添付書類は、受験申請書裏面の「添付書類のり付け位置」に貼付してください。

証明書は、原本のほか、この受験申請書の中で「写」と記載されている書類に限り原本に代えて、写しが可能です。(「写」と記載のない場合には、原本に限ります。)ただし、「写」の書類には、裏面又は余白に事業者の原本証明が必要です。

原本証明とは、原本とその「写」(縮小コピー可)を一緒に提出し、原本証明記載例(P.8)にならない、その「写」に社長・支店長等の職名・氏名で「原本に相違ない」旨を直接記入(証明)してもらったものをいいます。

- (4) 試験手数料は、必ず綴込みの「払込用紙」を使用して郵便局又は銀行で払込んでください。指定の払込用紙以外での試験手数料の納入はできません。(誤ってATM等の機械で払込んだ場合は、その取引明細書を申請書の所定欄に貼付することになりますが、この場合も領収書の発行はできませんのでご注意ください。)

「郵便振替払込受付証明書」を受験申請書の「郵便振替払込受付証明書貼付欄」に貼付してください。

なお、受験申請書を直接協会本部に持参される場合に限って、試験手数料を現金で払込むことができます。また、会社、工場等において、まとめて払込まれると個人別納入確認ができませんので、必ず個人別に払込んでください。

郵便局又は銀行への払込手数料は別途本人負担となります。

- (5) 必要事項を記入した受験申請書等を角形3号(縦27.7cm×横21.6cm)以上の大きさの封筒に入れ、「表書宛名用紙」を貼付し、試験の種類を○で囲み、希望試験地名を記入のうえ、簡易書留郵便により送付してください。

2. 受験票

- (1) 受験申請書が受理されると後日「受験票」が発行されます。試験日の20日前になっても「受験票」が届かないときは、当協会本部に連絡してください。
- (2) 受験票を受け取ったときは、次の事項を確認してください。誤りがあるときは、早急に当協会本部に連絡してください。

イ 試験日

ロ 試験地

ハ 氏名、生年月日及び住所

ニ 受験する科目

ホ 免除科目(免除資格があり、免除を希望した方のみ)

- (3) 受験票を交付した後は、試験地の変更や受験する科目の変更及び試験手数料の返還はできません。

3. 試験当日の留意事項

(1) 試験当日持参するもの

- イ 受験票（万一忘れた場合は窓口に出して再交付を受けてください。）
- ロ HB又はBの鉛筆・シャープペンシル（ボールペンや色鉛筆は使用できません。）
- ハ プラスチック消しゴム（鉛筆やシャープペンシルについている消しゴム、古い消しゴムはマークの訂正の際にきれいに消えないため、使用しないでください。）
- ニ 電卓（文字や計算式等が記憶のできるものなど特殊機能のあるもの（アルファベットやひらがながキーボードに記してあるもの）は使用できません。）

(2) 試験室への入室

試験開始 10 分前から試験の説明をしますので、それまでにお入りください。

30 分以内の遅刻は受験が認められますが、その分だけ試験時間は短くなります。

駐車場が狭いので公共交通機関をご利用ください。東京の試験場の場合は、車での来所はできません。

4. 試験結果の発表

(1) 発表日は「試験案内」をご覧ください。

(2) 試験に合格すると「作業環境測定士試験合格証」が送付されます。

第一種試験を受験して選択科目が不合格になり、共通科目のみが合格した場合には第二種試験の合格証が送付されます。

(3) 試験の合格以外の結果については、「欠席」または「不合格」と表示された「作業環境測定士試験結果通知書」が送付されます。

(4) 第一種試験で複数の選択科目を受験し、共通科目と一部の選択科目に合格した場合は、その科目についての合格証は送付されますが、不合格だった選択科目の「結果通知書」は送付されませんのでご注意ください。

(5) 合格証を受け取ったら、登録講習機関が行う講習を受講してください。作業環境測定士の登録には、講習の修了証が必要です。

5. 得点の通知について

試験に不合格の場合は試験結果とともに得点が通知されます。なお、次の場合は得点が通知されません。

第一種試験を受験した場合で、

- ① 複数の選択科目を受験し、共通科目と一部の選択科目に合格した場合（第一種試験合格）
- ② 選択科目が不合格になり、共通科目のみが合格した場合（第二種試験合格）

6. 合格基準について

試験に合格するには、科目ごとに 60 % 以上の得点が必要です。

7. 障害のある方について

身体に障害のある方で試験時に配慮を希望される方は、申請時に受験を希望するセンター又は協会本部へご相談ください。

切り取り線

1010065

東京都千代田区

西神田三丁目八番一号

千代田ファーストビル東館9F

(財)安全衛生技術試験協会 行

簡易書留

受験申請書在中

表書宛名用紙

(この用紙を切り取り封筒の表に貼ってください。)

切り取り線

住所	〒	都道府県
氏名		

試験の種類	
1	第一種試験
2	第二種試験

希望試験地名

のりしろ

のり
しろ

のり
しろ

のりしろ185-

郵便振替払込受付証明書
(東京貯金事務センター承認第310号)

口座番号	00	03
加入書番号	056	
金額	三井住友銀行 神田支店	
払込入住所氏名	郵便局日附印	
貼付用	受験申請書	

郵便局・銀行への払込みに共通

第一種 作業環境測定士試験 受験申請書
第二種

受験番号

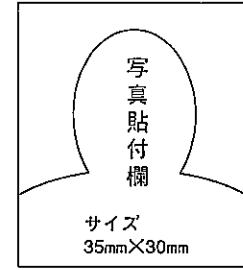
試験地		
免除を希望する科目	(1)共通科目全部免除 (2)1 労働衛生一般 2 労働衛生関係法令 3 デザイン・サンプリング 4 分析に関する概論	科目免除コード番号
受験科目	第一種試験科目	5 有機溶剤 (別表第5号)
	第一種試験科目	6 鉱物性粉じん (別表第1号)
	第一種試験科目	7 特定化学物質 (別表第3号)
	第一種試験科目	8 金属類 (別表第4号)
フリガナ 受験者氏名	性別 1 男 3 女 生年月日 3 大正 年 月 日 5 昭和 7 平成	
フリガナ 現住所	郵便番号 []-[] 電話番号 ([] - []) 都道府県	
受験資格	学歴	受験資格コード番号
	経験	の実務経験 年
	その他	
連絡先の名称所在地及び電話番号	電話番号 ([] - [])	
申請年月日	平成 年 月 日	添付書類の名称 (裏面添付)

財団法人 安全衛生技術試験協会
理事長 殿

※受験申請にあたってお知らせいただく個人情報は、試験実施の目的以外に使用することはありません。

作業環境測定士試験 受験整理票

受験番号



※この裏に記載の「注意」に合った写真を貼付してください。

フリガナ 受験者氏名	
生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日
第一種試験科目 (共通科目)	1 労働衛生一般
	2 労働衛生関係法令
	3 デザイン・サンプリング
	4 分析に関する概論
第一種試験科目 (選択科目)	5 有機溶剤
	6 鉱物性粉じん
	7 特定化学物質
	8 金属類
	9 放射性物質

受験する科目に○印をつけてください。

郵便振替払込受付証明書貼付欄

窓口受付手数料領収印

試験手数料 円

一次審査 確認欄

二次審査 確認欄

受験申請書を提出する前にもう一度点検してください。

〈写真撮影等の注意〉

- 申請前6ヵ月以内に撮影したもの
- 鮮明で変色のおそれのないもの
- 正面、脱帽、上三分身（胸から上）、無背景
- 裏面に氏名を記入する。
- 写真全面のり付けする。
- 再受験の場合も貼付する。
- 本人以外の写真を貼付された場合は、試験に合格しても無効となる場合があります。

※次のような写真は撮り直しをして頂く場合があります。

- 指定の寸法や規格を満たしていないもの
- サングラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
- デジタル写真の品質に乱れがあるもの（画像処理がなされているものや不鮮明なもの）
- 変色や傷があるもの
- 写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

再受験の場合に試験結果通知書を貼る場合は、宛名の面を上にしてください。

■点検表

所定の撮り方の写真はついていますか。 裏面に氏名を書いて全面のり付けで貼ってください。		
郵便振替払込受付証明書（受験申請書貼付用）がついていますか。 手数料は適正な額ですか。		
受験資格または科目 免除のための証明	資格を証明する書類はそろっていますか。	
	証明の内容は適切ですか。	
	写でよいものの書面には「原本と相違ないことを証明する。」との事業者等による原本証明がありますか。 (P.8参照)	
住所は細部まで記入してありますか。 (〇〇様方、〇〇アパート、〇号棟、〇号室)		
その他記入もれはありませんか。		



受験申請書の記入および証明書類の添付要領

- A 受けようとする試験の種類を○で囲んでください。
- B 「作業環境測定士試験案内」に記載されている試験地のうち、希望するところを記入してください。
- C 科目の免除を受けようとするときは、該当する科目を○で囲んでください。
- D 免除科目一覧表(表3)から、該当するコード番号を選んで記入してください。
- E 受験する科目の該当欄に○印を記入してください。右の写真欄下の受験科目欄も記入してください。
- F 氏名を記入してください。フリガナも必ず記入してください。右の写真欄下の受験者氏名欄も記入してください。
- G 性別の番号を○で囲んでください。
- H 年号の番号を○で囲み、生年月日を記入してください。右の写真欄下の生年月日欄も記入してください。
- I 受験者の現住所を記入してください。(会社の所在地を記入しないでください。)郵便番号は、必ず記入してください。○○様方、○○アパート、○号棟○号室等郵便物が確実に届くよう記入してください。
- J 学歴又は経験が必要とする場合に記入します。その他の欄は、「公害防止管理者」等特定の資格を有する場合に記入します。
- K 受験資格コード番号欄には受験資格一覧表(表1)から、該当するコード番号を選んで記入してください。
- L 記載事項を電話で確認することがありますので、昼間に連絡がとれる場所と電話番号を記入してください。
- M 申請書を提出する日を記入してください。
- N 受験資格および科目の免除を証明するために申請書に添付した書類の名称を記入してください。

1. 受験申請書は赤むく内を記入してください。
2. 添付書類がある場合は、P.8の「添付書類の作り方」をご覧ください。
3. 再受けしようとするときは、直前の試験結果(1)に本に異なる(2)は不可)を添付すると、(1)を省略することができます。この場合でも、(1)～(4)の各欄すべて記入し、貼付してください。試験結果(1)を紛失したときは、当協会本部に再交付を申し込んでください。(P.8参照)

正面・脱帽・上三分身・無背景で、申請時の6ヵ月以内に撮影した写真(縦35×横30mm)を貼り付けてください。写真の裏面には必ず氏名を記入してください。

A 第一種 作業環境測定士試験 受験申請書		受付番号
B 所在地 市原市		
C 免除を希望する科目 (1)共通科目全部免除 (2)労働衛生一般 2 労働衛生関係法令 3 デザイン・サンプリング 4 分析に関する理論 免除を希望する科目に○印をつけてください。		D 科目免除コード番号
E 受験科目 ○ 1 労働衛生一般 ○ 2 労働衛生関係法令 ○ 3 デザイン・サンプリング ○ 4 分析に関する理論		5 有機溶剤 (別表第5号) 6 鉱物性粉じん (別表第1号) 7 特定化学物質 (別表第3号) 8 金属類 (別表第4号) 9 放射線物質 (別表第2号)
F フリガナ 受験者氏名 サカニ タロウ		G 性別 ①男 3女
H 生年月日 大正 30年 1月 1日		
I フリガナ 現住所 トウキョウト チヨダク ニシカンダ チヨダ 〒100-0001 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル9F○号室		
J 学歴 〇〇大学〇〇学部 〇年〇月卒業		受験年数 1
K 受験資格 労働衛生 実務経験 3年		
L 送附先の名前所在地及び電話番号 (株)安全衛生〇〇課 千葉県市原市能満2089 電話番号(0436-75-1141)		
M 申請年月日 平成 21年 6月 1日		N 添付書類の名称(裏面添付) 卒業証明書 事業者証明書

作業環境測定士試験 受験整理票

受験番号

写真貼付欄
サイズ 35mm×30mm

※この表に記述の「注記」に合った写真を貼付してください。

(切り貼ぎしないでください)

F フリガナ 受験者氏名	サカニ タロウ
H 生年月日	大正 30年 1月 1日
第一種試験科目 E	<input type="radio"/> 1 労働衛生一般
	<input type="radio"/> 2 労働衛生関係法令
	<input type="radio"/> 3 デザイン・サンプリング
	<input type="radio"/> 4 分析に関する理論
	<input type="radio"/> 5 有機溶剤
第二種試験科目	<input type="radio"/> 6 鉱物性粉じん
	<input type="radio"/> 7 特定化学物質
	<input type="radio"/> 8 金属類
	<input type="radio"/> 9 放射線物質

受験する科目に○印をつけてください。

表1. 受験資格一覧表

コード番号	受験資格	添付書類
1	学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・卒業証書の写又は卒業証明書の原本※
2	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・事業者証明書
3	学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	
4	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	
5	職業能力開発総合大学校において長期課程の指導員訓練（理科系統の専門学科）を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・職業訓練の修了証の写※
6	応用課程の高度職業訓練（理科系統の専攻学科）又は専門課程の高度職業訓練（理科系統の専攻学科又は専門学科）を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・事業者証明書
7	普通課程の普通職業訓練（理科系統の専攻学科又は専門学科）を修了した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	
8	専修訓練課程の普通職業訓練（理科系統の専門学科）を修了した者で、その後4年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	
9	職業訓練の検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（理学、工学の知識を必要とするものに限る。）に合格した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	・技能検定合格証の写※ ・事業者証明書
10	8年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者	・事業者証明書
11	測定法施行規則第17条の各号のいずれかに該当する者 ^{注③} 表3（P.6）参照	・資格を証明する書類の写※
12	技術士試験の第二次試験に合格した者	・登録証の写又は合格証の写※
13	産業安全専門官、労働衛生専門官若しくは労働基準監督官またはその職務にあった者	・職務証明書 （証明書様式については、協会本部に問い合せてください。）

注① 短期大学は含まれます。大学院は含まれません。

② 専修学校・各種学校等は含まれません。

③ コード番号11に該当する方は免除資格がありますので、資格を証明する書類は科目免除を証明する書類になります。

※ 添付書類中「写」と書いてある証明書類には「原本と相違ない」旨の事業者等の証明が必要です。（P.8参照）

表 2. 試験科目

試験区分	試験科目	試験範囲	
第一種試験	共通科目	労働衛生一般 (衛生一般)	作業場における有害原因が人体に及ぼす影響 作業環境の評価及び改善 作業方法の改善 労働衛生保護具
		労働衛生関係法令 (関係法令)	労働安全衛生法、作業環境測定法及びじん肺法並びにこれらに基づく命令のうち労働衛生に係るもの
		作業環境について行うデザイン・サンプリング (デザイン)	統計に関する基礎理論 ガス、蒸気及び粉じんの性質 測定点等の設定方法 測定機器の選択方法 試料採取機器の原理及び使用方法 採取した試料の管理方法 簡易測定機器の原理及び使用方法
		作業環境について行う分析に関する概論 (分析概論)	分析化学の基礎理論 定性分析 重量分析 容量分析 機器分析
第一種試験	選択科目	別表第1号の作業場関係…鉱物性粉じん (粉じん)	重量分析方法、エックス線回折分析方法及び計数方法による土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの分析に関する理論及び方法
		別表第2号の作業場関係…放射性物質 (放射線)	全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法、アルファ線スペクトル分析方法、ベータ線スペクトル分析方法、ガンマ線スペクトル分析方法、放射化学分析方法及びけい光光度分析方法による放射性物質の分析に関する理論及び方法
		別表第3号の作業場関係…特定化学物質 (特化物)	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、けい光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第3第1号(6及び8を除く。)及び第2号(10,11,13,21,22,23の2,27の2,33及び37を除く。)に掲げる物の分析に関する理論及び方法
		別表第4号の作業場関係…金属類 (金属類)	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法及び蛍光光度分析方法による労働安全衛生法施行令別表第3第1号6並びに第2号10,11,13,21,22,23の2,27の2及び33に掲げる物並びに鉛の分析に関する理論及び方法
		別表第5号の作業場関係…有機溶剤 (有機溶剤)	吸光光度分析方法及びガスクロマトグラフ分析方法による労働安全衛生法施行令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる物の分析に関する理論及び方法

注：試験科目の()内は、その科目名を省略したものです。
 受験票には、この省略した科目名が印字されますのでご注意ください。

表3. 免除科目一覧表 (○印が免除される科目です。)

コード番号	試験科目 科目の免除を受けることのできる者	共通科目				選択科目				添付書類	
		衛生一般	関係法令	デザイン	分析概論	粉じん	放射線	特化物	金属類		有機溶剤
1	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校を卒業し、環境計量士（濃度関係に限る。）の登録を受けた者で、厚生労働大臣が指定する講習 ^① を修了したもの	○	○	○	○	○		○	○	○	・卒業証書の写又は卒業証明書の原本※ ・登録証の写※ ・講習修了証の写※
2	環境計量士（濃度関係に限る。）の登録を受けた者で、1に掲げる者以外のもの			○	○	○		○	○	○	・登録証の写※
3	診療放射線技師	○	○	○	○		○				・免許証の写※
4	技術士（化学部門、金属部門又は応用理学部門に限る。）の登録を受けた者				○						・登録証の写※
5	技術士（衛生工学部門に限る。）の登録を受けた者で、登録後空気環境の測定の実務に3年以上従事した経験を有するもの				○	○		○	○	○	・登録証の写※ ・事業者証明書 ^④
6	選任されている核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者又は第一種放射線取扱主任者	○	○	○	○		○				・免状の写※ ・選任報告の写※
7	核燃料取扱主任者免状、原子炉主任技術者免状又は第一種放射線取扱主任者免状を有する者で、資格取得後放射性物質の濃度の測定の実務に3年以上従事した経験を有するもの	○	○	○	○		○				・免状の写※ ・事業者証明書 ^④
8	臨床検査技師で、資格取得後空気環境の測定の実務に3年以上従事した経験を有するもの	○	○	○	○						・免許証の写※ ・事業者証明書 ^④
9	臨床検査技師で、大学において作業環境、統計及び関係法令に関する授業科目を修めて卒業したもの	○	○	○	○						・免許証の写※ ・卒業証書の写又は卒業証明書の原本※ ・修了証明書の原本
10	臨床検査技師で、8及び9に掲げる者以外のもの	○			○						・免許証の写※
11	衛生検査技師	○									・免許証の写※
12	専門課程の高度職業訓練（化学システム系環境化学科の訓練に限る。）を修了し、かつ、技能照査に合格した者				○			○	○	○	・修了証の写※ ・合格証の写※
13	化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	○			○						・免許証の写※
14	職業訓練の検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者				○						・合格証の写※
15	公害防止管理者試験 ^② （騒音、振動を除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者				○						・合格証の写※
16	第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、免許取得後それぞれ5年以上又は3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣が指定する講習 ^① を修了したもの	○	○								・免許証の写※ ・講習修了証の写※ ・事業者証明書 ^④
17	労働衛生コンサルタント	○	○								・登録証の写※
18	労働衛生専門官又は労働基準監督官として3年以上その職務に従事した経験を有する者	○	○								・職務証明書 (証明書様式については、協会本部に問い合せてください。)
19	作業環境測定士試験に合格した者	○	○	○	○						・合格証の写又は登録証の写※
20	厚生労働大臣が認定する大学若しくは高専又は職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校において第二種作業環境測定士となるために必要な知識及び技能を付与する科目を修めて卒業し、又は訓練を修了した者	○	○	○	○						・卒業証書の写又は卒業証明書の原本※ ・修了証明書の原本
21	過去の試験を受験し、一部の共通科目について合格点を受けた者	免除科目については、試験結果通知書に記載されています。 ^③									・試験結果通知書の原本

注① 講習は、(社)日本作業環境測定協会が実施するものです。

② 認定講習は該当しません。

③ 有効期限は2年です。

④ 労働衛生の実務経験・測定の実務経験を証明する書類は綴込みされている事業者証明書を使用してください。

※添付書類中「写」と書いてある証明書類には「原本と相違ない」旨の事業者等の証明が必要です。(P. 8参照)

※事業者の職印は、社長・支店長等の職印(または社印と個人印の両方)を押印してください。

★医師免許、歯科医師免許、薬剤師免許を受けた者は、全科目に~~1~~91で試験が免除になります。

事業者証明書用紙

労働衛生の実務経験の事業者証明を受ける際に使用する。

労働衛生実務経験証明書

氏名	大正 昭和 平成			年	月	日生				
住所	都道府県									
従事経験の内容	期 間				従事年数					
労働衛生の実務※	昭和 平成	年	月	日から	昭和 平成	年	月	日まで	年	ヵ月
上記のとおりであることを証明します。										
平成 年 月 日										
事業場所在地										
事業場名称										
事業者職名・氏名										
電話 ()										
(職印)										

※ 「労働衛生の実務」とは職場における労働者の健康を保持し、又はその心身の能力を増進させるために行う行為をい、具体的には次の実務をいう。

1. 労働環境衛生に関する調査又は研究
2. 作業条件、設備等の衛生上の改善
3. 衛生教育、健康診断その他労働者の健康保持のために必要な措置等

備考1. 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印してください。なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。

2. 訂正した箇所には、社長・支店長等の職印（または社印と個人印の両方）を押印してください。

科目の免除コード番号5、7、8の事業者証明を受ける際に使用する。

※ 「労働衛生の実務経験の証明用紙」ではありません。

測定実務経験証明書

氏名	大正 昭和 平成			年	月	日生				
住所	都道府県									
従事経験の内容	期 間				従事年数					
1. 空気環境の測定の実務 2. 放射性物質の濃度の測定の実務 (該当する番号を○で囲んでください。)	昭和 平成	年	月	日から	昭和 平成	年	月	日まで	年	ヵ月
上記のとおりであることを証明します。										
平成 年 月 日										
事業場所在地										
事業場名称										
事業者職名・氏名										
電話 ()										
(職印)										

備考1. 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印してください。なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。

2. 訂正した箇所には、社長・支店長等の職印（または社印と個人印の両方）を押印してください。

8. 合格証又は結果通知書の再交付について

- (1) 合格証を紛失された場合、「作業環境測定士試験合格証再交付希望」と明記したメモ書き及び80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形サイズ）を同封のうえ、当協会本部に郵送してください。後日、「作業環境測定士試験合格証再交付申請書」を送付します。
- (2) 結果通知書を紛失された場合、「作業環境測定士試験結果通知書再交付希望（受験年月日、受験地、受験番号をご記入ください。）」と明記したメモ書き及び80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形サイズ）を同封のうえ、当協会本部に郵送してください。後日、結果通知書を送付します。

9. 添付書類の作り方

(1) 事業者証明書

受験資格一覧表（表1）、免除科目一覧表（表3）の添付書類の欄に「事業者証明書」と記載されているときは、P.7の用紙を用いて必要事項を記入し、事業者から証明を受けてください。

(2) 学校の卒業証明書

原本に限ります。

(3) 氏名の変更

受験申請書に記入された氏名が各種証明書類に記載されているものと異なっているときは、変更の事実が確認できる戸籍個人事項証明書（一部証明可）、戸籍抄本等が必要です。

(4) 添付書類中の「写」の書類


卒業証書、合格証、免許証等の「写」の書類には、裏面又は余白に事業者の原本証明が必要です。

原本証明とは、原本とその「写」（原本が大きい場合は縮小コピーしてください。）を一緒に提出し、下記の原本証明記載例にならい、その「写」に社長・支店長等の職名・氏名で「原本に相違ない」旨を直接記入（証明）してもらったものをいいます。事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印してもらってください。なお、記名押印することに代えて、社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。

事業者から原本証明が得られないときは、近くの労働局又は労働基準監督署に原本と「写」を持参すれば証明を受けることができます。また、安全衛生技術試験協会本部、各安全衛生技術センターでも証明いたします。

(原本証明記載例)

原本と相違ないことを証明する。
平成21年5月20日
事業場所在地 市原市能満2089
事業場名 (株)安全衛生
事業者職名・氏名 代表取締役 衛生一郎



※受験申請にあたってお知らせいただく個人情報、試験実施の目的以外に使用することはありません。

免許試験(学科)日程表

平成20年4月～平成20年9月

試験の種類	センター別 月別	北海道センター			東北センター			関東センター			中部センター			近畿センター			中国四国センター			九州センター								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
特級ボイラー技士																												
一級ボイラー技士		8	26	1	1	26	1	1	8	26	1	1	26	1	1	8	26	1	1	26	1	1	8	1	1			
二級ボイラー技士		3	20	10	9	26	8	3	20	10	9	4	8	3	20	10	9	4	8	3	20	10	9	4	8			
◎特別ボイラー取扱技士						16							16												16			
◎普通ボイラー取扱技士						16							16												16			
ボイラー監修士						17							17												17			
◎クレーン・デリック運転士*		9	13	19	23	29	4	9	5	29	9	13	19	23	29	4	9	13	19	23	29	4	9	13	19	23	29	4
◎移動式クレーン運転士		14	16	17	14	16	17	14	16	17	14	16	17	14	16	17	14	16	17	14	16	17	14	16	17	14	16	17
◎吊钩装置取組技士						4							4												4			
危険技士		4											4												4			
ガス取扱作業主任者						11							11												11			
林業取扱作業主任者																												
第一種衛生管理士		21	27	18	15	28	9	24	14	12	3	15	8	2	24	14	19	9	15	8	9	14	21	12	9	15	8	9
第二種衛生管理士																												
高圧屋内作業主任者						22							22												22			
エックス線作業主任者						10							10												10			
ガンマ線透過写真撮影作業主任者						22							22												22			
測水士		15				8							15												8			

※1 上記日程はクレーン・デリック運転士(限定なし)、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)試験の試験実施日です。
 ※2 クレーン・デリック運転士(原上置箱式クレーン限定)、クレーン・デリック運転士(限定免許解除)の試験については4月9日に実施します。

平成20年10月～平成21年3月

試験の種類	センター別 月別	北海道センター			東北センター			関東センター			中部センター			近畿センター			中国四国センター			九州センター						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
特級ボイラー技士		2																								
一級ボイラー技士		12				12				15			12				12				12				12	
二級ボイラー技士		20				20				20			20				20				20				20	
◎特別ボイラー取扱技士						2				2			2			2				2				2		
◎普通ボイラー取扱技士						2				2			2			2				2				2		
ボイラー監修士		6				9				9			9			9				9				9		
◎クレーン・デリック運転士*		16				16				16			16			16				16				16		
◎移動式クレーン運転士		14				14				14			14			14				14				14		
◎吊钩装置取組技士		1				1				1			1			1				1				1		
危険技士		1				1				1			1			1				1				1		
ガス取扱作業主任者						2				2			2			2				2				2		
林業取扱作業主任者						2				2			2			2				2				2		
第一種衛生管理士		21				21				21			21			21				21				21		
第二種衛生管理士																										
高圧屋内作業主任者						13				13			13			13				13				13		
エックス線作業主任者						21				21			21			21				21				21		
ガンマ線透過写真撮影作業主任者						13				13			13			13				13				13		
測水士		9				9				9			9			9				9				9		

※1 上記日程はクレーン・デリック運転士(限定なし)、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)試験の試験実施日です。
 ※2 クレーン・デリック運転士(原上置箱式クレーン限定)、クレーン・デリック運転士(限定免許解除)の試験については10月15日に実施します。

◎印の試験は学科試験合格後に実技試験が行われます。○協会本部及び各センターは、土・日曜日及び祝日を休業します。



◎下記各センターでは、全国どこからでも受験することができます。
 ※「受験申請書」は、各センターの他、各都道府県の労働基準(労働安全衛生)協会(協会)、日本ボイラー協会、日本クレーン協会各支部又はボイラー・クレーン安全協会各事務所及びクレーン等登録講習機関でも取扱っています。
 ※ 願書により、受験に際し特別な配慮を希望する方は、事前に受験を希望するセンターへご相談ください。

- 北海道安全衛生技術センター(北海道恵庭市) ☎0123-34-1171
- 東北安全衛生技術センター(宮城県岩沼市) ☎0223-23-3181
- 関東安全衛生技術センター(千葉県市原市) ☎0436-75-1141
- 中部安全衛生技術センター(愛知県東海市) ☎0562-33-1161
- 近畿安全衛生技術センター(兵庫県加古川市) ☎079-438-8481
- 中国四国安全衛生技術センター(広島県福山市) ☎084-954-4661
- 九州安全衛生技術センター(福岡県久留米市) ☎0942-43-3381

- ◆第1回(第一種・第二種)左記各センター及び東京:平成20年8月20日~21日
- ◆第2回(第二種)左記各センター:平成21年2月16日
- ◆第3回 左記各センター(関東センターを除く)及び東京:平成20年10月23日
- ◆第4回 大阪:平成21年2月3~4日
- ◆第5回 東京:平成21年2月17~19日



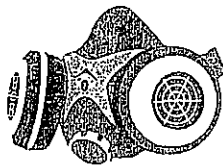
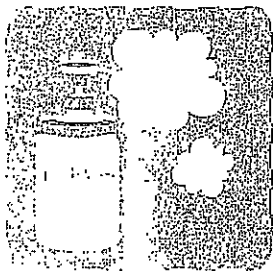
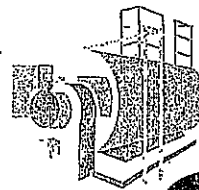
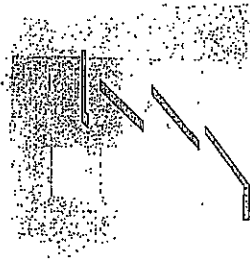
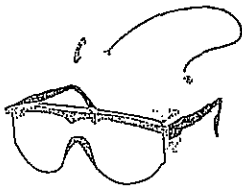
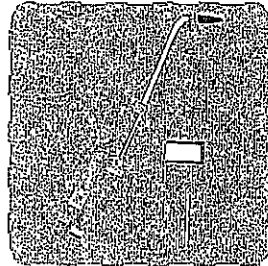
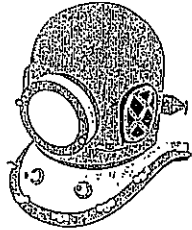
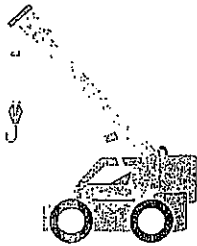
厚生労働大臣指定試験機関
(財)安全衛生技術試験協会

東京都千代田区西神田3丁目8番1号 千代田ファーストビル東館9階
 ☎03-5275-1088
<http://www.exam.or.jp/>

免許・資格

にチャレンジ!!

健康で安全に働ける環境づくりを進める事業者のために。
 そこで働く方々のキャリアアップのために。
 安全衛生技術試験協会は、さまざまな免許資格試験を実施しています。



ゼロ災害 免許取得が第一歩。

ホイラー技士(吊り籠) 第一種
 ホイラー技士(吊籠) 第二種
 ホイラー整備士

クレーン運転技士
 移動式クレーン運転技士
 テリメク運転技士
 吊钩装置運転技士

糸汲技士

ガス溶接作業主任者

林業架線作業主任者

衛生管理者
 (第一種第三種)

高圧室内作業主任者

コックガス溶接作業主任者

ガス溶接過写電磁作業主任者

潜水士

作業員福利施設主任者
 労働安全コンサルタント
 労働衛生コンサルタント

月々の試験日程は下記センターの広報等で確認してください。



厚生労働大臣指定試験機関
(財)安全衛生技術試験協会
 ☎ 03-5275-1088(代)
 ホームページアドレス: <http://www.examin.or.jp/>

近畿安全衛生技術センター
 〒675-0007 兵庫県加古川市神野町西之山宇迎野 ☎ 0794-38-8481

参考資料 3

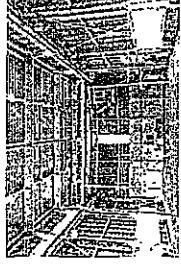
労働安全衛生法関係実技試験のイメージ

クレーン・ネットク運輸士

実技試験の注意事項

クレーンの性能

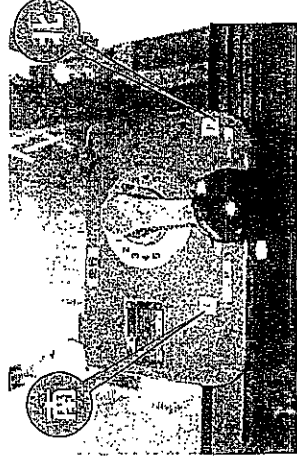
- クラフトロー式
 天井クレーン
- 定給荷重 5t
- 巻上速度 15m/min
- 横行速度 40m/min
- 走行速度 100m/min
- つり荷 ドラム缶
 質量 660kg
 直径 60cm

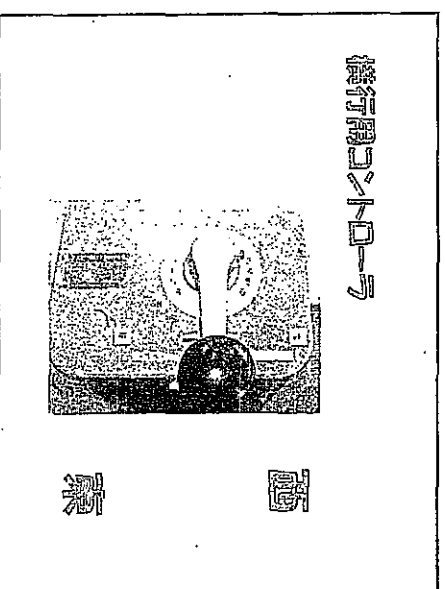
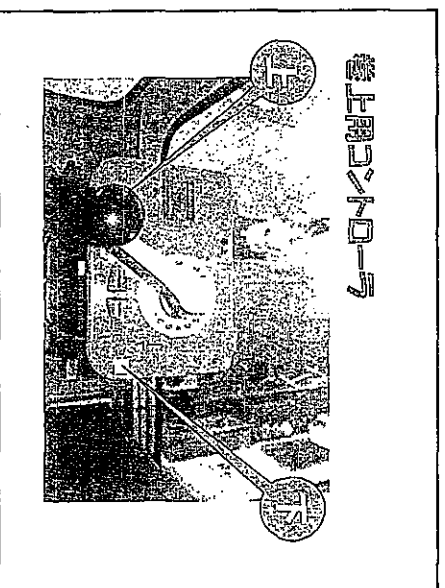
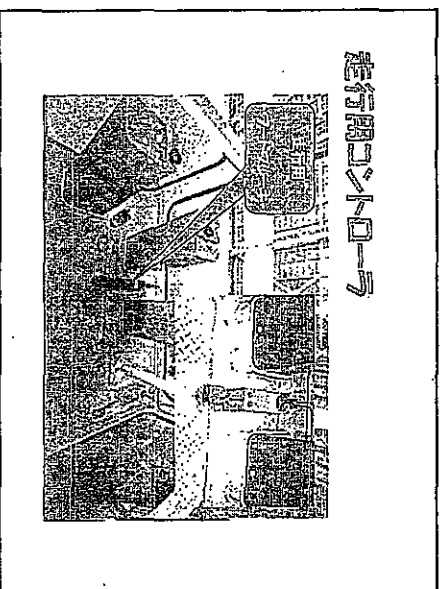
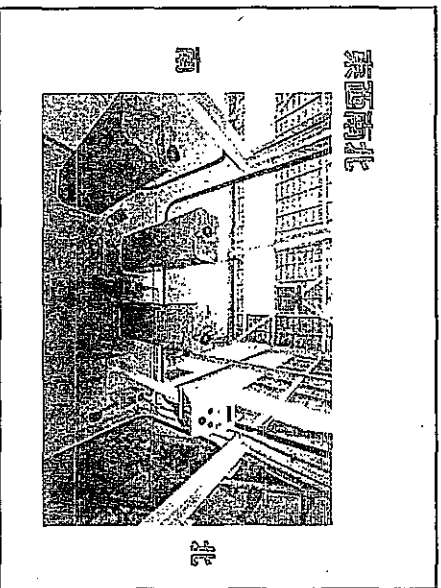


クローラーの配置と操作方法



走行用クローラー





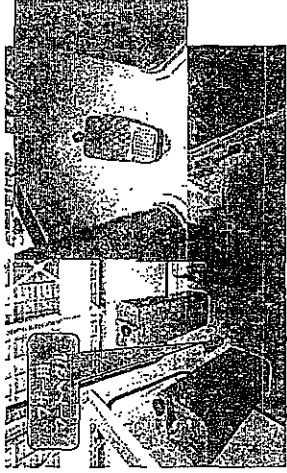
注意点…「横行用ノッチ」

□「0」 停止

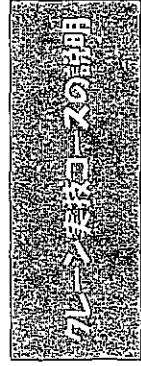
□「1」 ノッチ解除

□「2」 継続

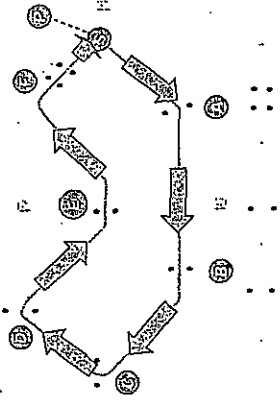
ノッチ用ペダル



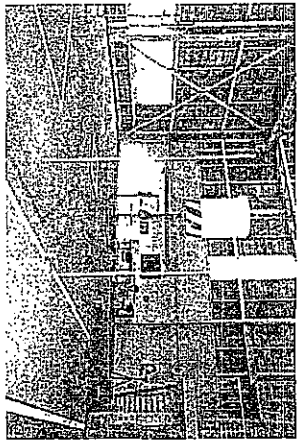
コース・時間の説明



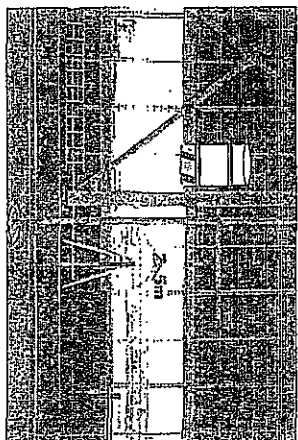
コース説明



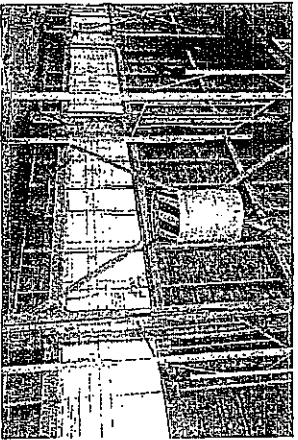
「A」C「D」ホ-ル摩害



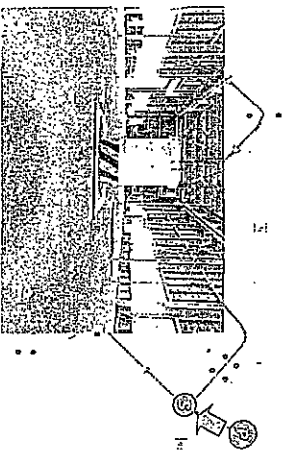
「B」E「A」摩害



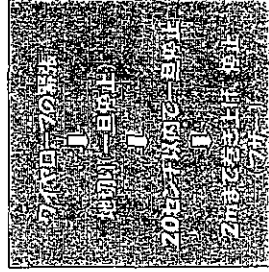
「F」摩害害



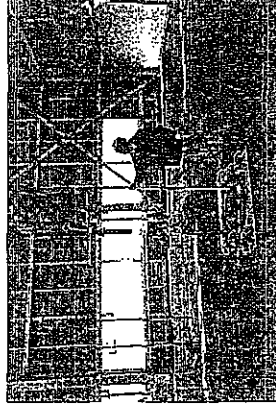
練習運転 1



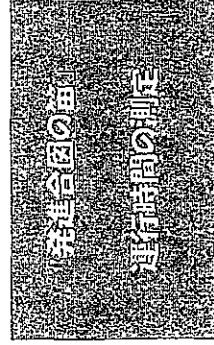
試験実施から終了まで



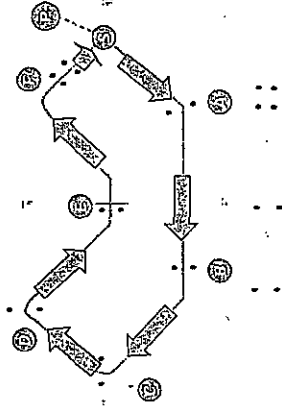
荷の高さ確認

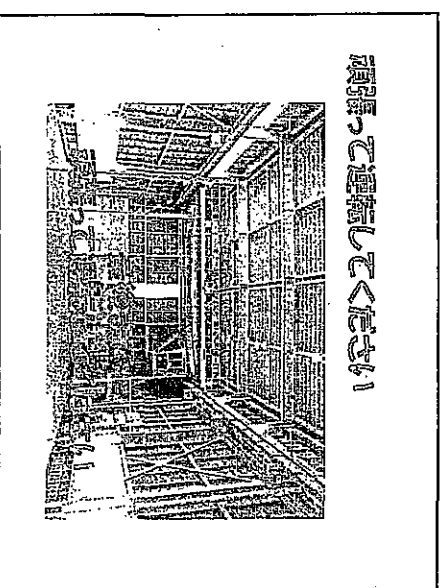
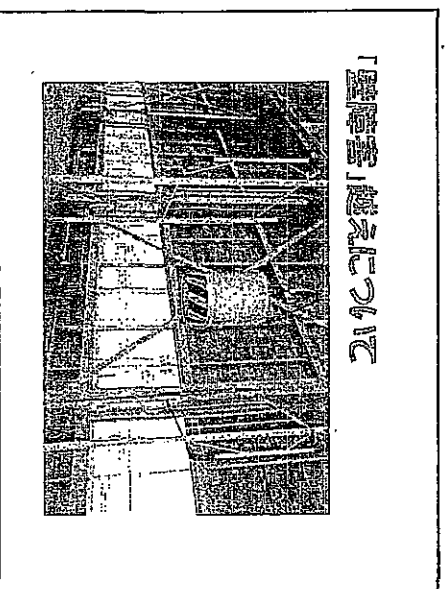
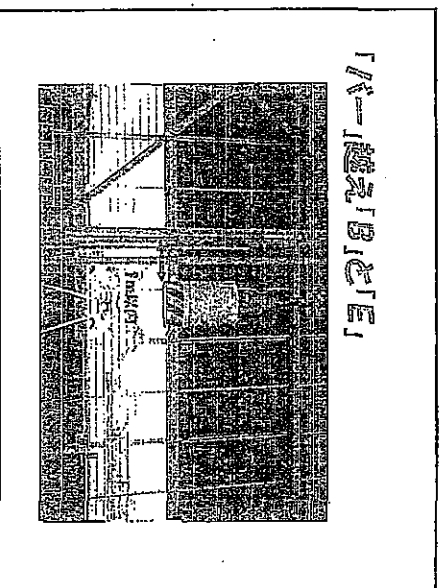
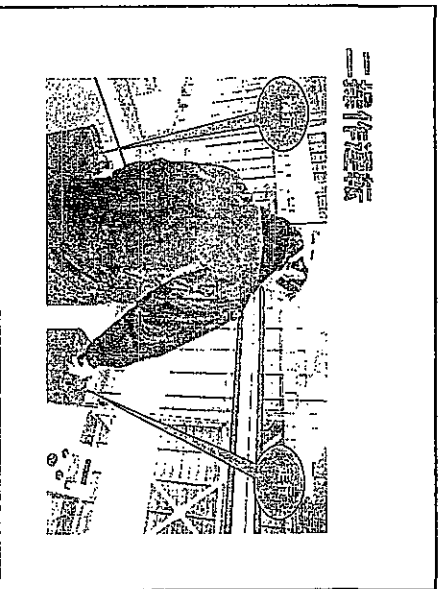


計測が終わった後いつでも運行



運行所要時間



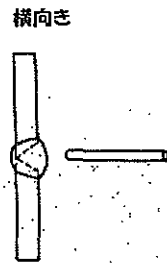


特別ボイラー溶接士
普通ボイラー溶接士 実技試験

受験注意の説明

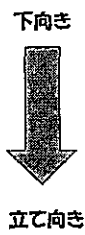
特別ボイラー溶接士

- 試験板 一組
- 厚さ25mm
- 溶接姿勢

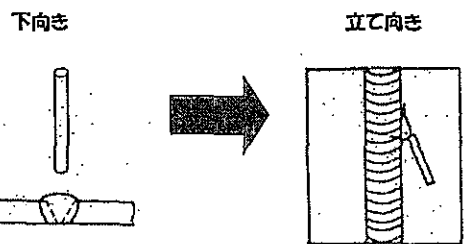


普通ボイラー溶接士

- 試験板 2組
- 厚さ9mm
- 溶接姿勢

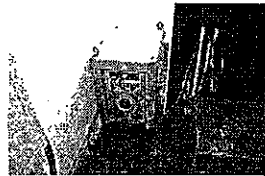


溶接姿勢



溶接機

- 自動電撃防止装置内蔵
- 定格出力電流 300A



試験時間 1時間

仮付け開始から
試験板提出まで

特別ボイラー溶接士は「横向き1組」の時間

普通ボイラー溶接士は「下向き」と「立て向き」の
2組の合計時間

仮付け開始

前処理



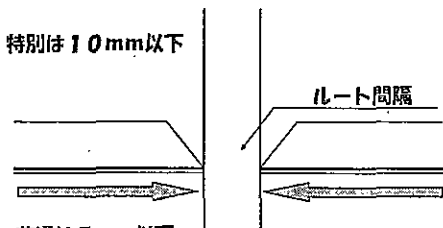
仮付け開始
試験時間の計測



ルート間隔の確認

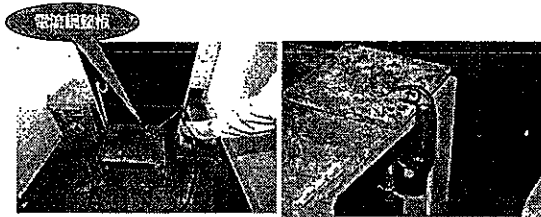
仮付けのルート間隔

特別は 10 mm以下



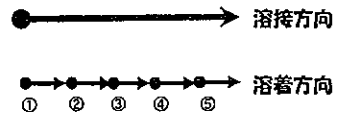
普通は 5 mm以下

電流の調整



溶接方法 1

前進法



溶接方法 2

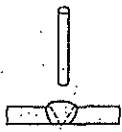
横向き・立て向き
溶接の方向をかえてはならない。

下向き
各層ごとに変わっても良い

溶接方法 3

アンダーカット
ガウジング
はつり
ピーニング
溶接したままの状態

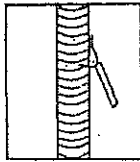
溶接後の処理



試験板の提出
下向き溶接試験板
(スラグ除去)

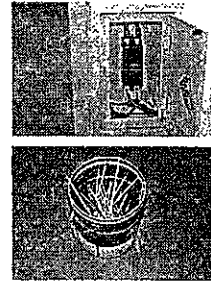
↓
立て向き溶接の開始

↓
立て向き溶接試験板
(スラグ除去)
溶接終端を手前に



溶接試験終了

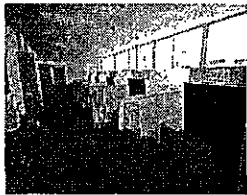
- 電源切り
- 整理整頓



溶接機の配置

溶接機の割り当て

- 1番 No1の溶接機
- 2番 No2の溶接機
- 3番 No3の溶接機
- 4番 No4の溶接機
- 5番 No5の溶接機



溶接機の割り当て

**6番以降待機
前処理**
前の受験者の溶接が済み次第、
使用する溶接機を指示

